

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改14)
提出年月日	2024年1月25日

島根原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

**【第2条の2, 第2条の3, 第3条, 第4条, 第5条,
第17条, 第17条の2, 第17条の5, 第17条の6,
添付1, 添付2 (1. 火災, 2. 内部溢水, 7. 有毒ガス),
添付3 抜粋】**

2024年1月
中国電力株式会社

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>(9) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>(10) 原子力安全監理部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全監理部門を設置することに伴って、原子力安全監理部門長等の関係法令および保安規定の遵守に関する職務についての記載を追加

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

備考	島根原子力発電所 2号炉	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)
TS-87 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて【島根固有】 ・ 安全文化の育成および維持に関して、明示する。	(安全文化の育成および維持) 第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために、健全な安全文化に関する原子力事業者の責務として以下のとおり表明する。 (1) 社長は、当社のトップとして、社外からの意見も取り入れながら、安全文化の状態の自己評価と監視に取り組み、保安活動に携わるすべての人の「常に問いかける姿勢」、「報告する文化」をはじめとする安全文化について、絶えず育成し、および維持する。	なし	なし

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p>	<p>第2章 品質保証</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条</p> <p>第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義</p> <p>以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR 事業者協議会：国内BWR プラントの安全性及び信頼</p>	<p>第2章 品質保証</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根発現前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のこと（以下、本条および第107条において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第4条に定める組織（以下、本編において「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の実施した結果、計画段階で意図した効果が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. b.およびc.に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもののおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ）</p>	<p>性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のこと（以下、本条および第107条において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p>	<p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のこと（以下、本条および第106条において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもののおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>響を及ぼすおそれのある自然現象や人為によるもの（除去）。およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより生じ得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、本編において「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に明確に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下、本編において「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</p> <p>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、本編において「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維</p>	<p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより生じ得る影響</p> <p>(3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1参照）。</p> <p>(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（以下「PI (Performance Indicator)」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含める。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、</p>	<p>力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（除去）。およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより生じ得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表4-2.1(2)、(3)および(4)の表に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に對立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように對する。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、次の状態を目指していること</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、本編において「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</p> <p>h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に對立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。</p>	<p>性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に對立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していること</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査、監視・評価および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>図3-1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p>図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加 																								
<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 原子力品質保証規程</p> <p>c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録</p>	<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステム文書体系を「図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加 																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2.8.5.1</td> <td>原子力品質調査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	4.2.7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2.8.5.1	原子力品質調査基本マニュアル	内部監査室	8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル	原子力安全・統括部	<p>表3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一次文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本品質マネジメントシステム計画</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程（第3条）</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則（第3条）</td> <td>内部監査部門長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全監視評価細則（第3条）</td> <td>原子力安全監理部門長</td> </tr> </tbody> </table>	一次文書名（関連条文）	制定者	本品質マネジメントシステム計画	社長	原子力品質保証規程（第3条）	社長	原子力品質保証細則（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則（第3条）	内部監査部門長	原子力安全監視評価細則（第3条）	原子力安全監理部門長	
原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所																									
4.2.7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																									
8.2.2.8.5.1	原子力品質調査基本マニュアル	内部監査室																									
8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル	原子力安全・統括部																									
一次文書名（関連条文）	制定者																										
本品質マネジメントシステム計画	社長																										
原子力品質保証規程（第3条）	社長																										
原子力品質保証細則（第3条）	電源事業本部長																										
原子力安全管理監査細則（第3条）	内部監査部門長																										
原子力安全監視評価細則（第3条）	原子力安全監理部門長																										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																				
<p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>a. 表3-1-1に示す二次文書</p> <p>b. 表3-1-1に示す二次文書で規定する品質マネジメント文書</p> <p>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1-1に示す品質マネジメント文書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下、本編において「手順書等」という。）</p>	<p>d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録</p> <p>①以下の文書</p> <table border="1" data-bbox="378 1261 1927 2018"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> <th>第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>セルフアセスメント実施基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統御部</td> <td>第10条</td> </tr> <tr> <td>5.4.2</td> <td>5.4.2</td> <td>原子力リスク管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統御部</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.4.2, 7.1</td> <td>5.4.2, 7.1</td> <td>変更管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統御部</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>5.5.4</td> <td>保安管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第6条～第9条の3</td> </tr> <tr> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>マネジメントレビュー実施基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統御部</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>教育及び訓練基本マニュアル</td> <td>原子力人財育成センター</td> <td>第118条～第120条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>運転管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第7条 第11条の2, 第12条～第17条 第18条～第78条 第84条 第88条 第85条 第96条 第10条 第120条 第21条</td> </tr> <tr> <td>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6</td> <td>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6</td> <td>燃料管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第19条～第23条 第25条～第27条 第55条 第66条 第89条 第72条 第79条～第86条 第104条 第105条 第120条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>放射性廃棄物管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第88条 第88条の2, 第89条 第90条 第120条 第21条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>放射線管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第79条 第86条 第88条 第88条の3, 第90条 第83条～第106条 第18条～第121条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>施設管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第103条 第103条 第107条～第107条の6, 第120条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子力災害対策基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条</td> </tr> <tr> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>法令等の遵守に係る活動基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統御部</td> <td>第2条の2</td> </tr> <tr> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統御部</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統御部	第10条	5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統御部	-	5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統御部	-	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統御部	-	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条～第120条			運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条 第11条の2, 第12条～第17条 第18条～第78条 第84条 第88条 第85条 第96条 第10条 第120条 第21条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条～第23条 第25条～第27条 第55条 第66条 第89条 第72条 第79条～第86条 第104条 第105条 第120条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条 第88条の2, 第89条 第90条 第120条 第21条			放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条 第86条 第88条 第88条の3, 第90条 第83条～第106条 第18条～第121条			施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第103条 第103条 第107条～第107条の6, 第120条			原子力災害対策基本マニュアル	原子力運営管理部	第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	原子力安全・統御部	第2条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル	原子力安全・統御部	-	<p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <p>表3-2 原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書</p> <table border="1" data-bbox="556 460 829 1216"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1 品質目標</td> <td>監視測定および分析基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>5.5.1 責任および権限</td> <td>主任技術者の選任・解任および職務第2条に関する基本要領（第8条から第9条の3）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	5.4.1 品質目標	監視測定および分析基本要領（第3条）	電源事業本部長	5.5.1 責任および権限	主任技術者の選任・解任および職務第2条に関する基本要領（第8条から第9条の3）	電源事業本部長	
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文																																																																																			
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統御部	第10条																																																																																			
5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統御部	-																																																																																			
5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統御部	-																																																																																			
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3																																																																																			
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統御部	-																																																																																			
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条～第120条																																																																																			
		運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条 第11条の2, 第12条～第17条 第18条～第78条 第84条 第88条 第85条 第96条 第10条 第120条 第21条																																																																																			
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条～第23条 第25条～第27条 第55条 第66条 第89条 第72条 第79条～第86条 第104条 第105条 第120条																																																																																			
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条 第88条の2, 第89条 第90条 第120条 第21条																																																																																			
		放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条 第86条 第88条 第88条の3, 第90条 第83条～第106条 第18条～第121条																																																																																			
		施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第103条 第103条 第107条～第107条の6, 第120条																																																																																			
		原子力災害対策基本マニュアル	原子力運営管理部	第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条																																																																																			
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	原子力安全・統御部	第2条の2																																																																																			
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル	原子力安全・統御部	-																																																																																			
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																																																																					
5.4.1 品質目標	監視測定および分析基本要領（第3条）	電源事業本部長																																																																																					
5.5.1 責任および権限	主任技術者の選任・解任および職務第2条に関する基本要領（第8条から第9条の3）	電源事業本部長																																																																																					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考																																																																																										
<p>表3-1 一次・二次文書一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定第3条の記載項目</th> <th>一次文書名</th> <th>承認者(管理箇所)</th> <th>文書番号</th> <th>第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全項目</td> <td>原子力品質保証証規程</td> <td>社長(原子力品質保証室)</td> <td>原品-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保安規定第3条の記載項目</td> <td>二次文書名</td> <td>承認者(管理箇所)</td> <td>文書番号</td> <td>第3条以外の関連条文</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>原子力QMS品質に係る重要度分類要領</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>原4-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>原子力QMSプロセス適用要領</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品4-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4.23</td> <td>原子力QMS文書管理・記録管理要領※1</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品4-2</td> <td>第119条</td> </tr> <tr> <td>4.24</td> <td>原子力QMS品質方針管理要領</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品5-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.3</td> <td>原子力QMS品質目標管理要領</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品5-2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.41</td> <td>原子力QMS責任および権限要領</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品5-3</td> <td>第5条、第8条～第9条の3</td> </tr> <tr> <td>5.5.1</td> <td>原子力QMS情報取扱要領</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品5-4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.5.2</td> <td>原子力QMS内部コミュニケーション要領</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品5-5</td> <td>第6条、第7条</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>原子力QMSマネジメントレビュー要領</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品5-6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>原6-1</td> <td>第117条、第118条</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> <td>原子力QMS内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領</td> <td>原子力考査室長(原子力考査室)</td> <td>原考6-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>7.21</td> <td>原子力QMS業務の計画および実施要領</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証室)</td> <td>原品7-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>7.22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	全項目	原子力品質保証証規程	社長(原子力品質保証室)	原品-1	-	保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	4.1	原子力QMS品質に係る重要度分類要領	原子力部長(原子力部)	原4-1	-	4.1	原子力QMSプロセス適用要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品4-1	-	4.23	原子力QMS文書管理・記録管理要領※1	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品4-2	第119条	4.24	原子力QMS品質方針管理要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-1	-	5.3	原子力QMS品質目標管理要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-2	-	5.41	原子力QMS責任および権限要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-3	第5条、第8条～第9条の3	5.5.1	原子力QMS情報取扱要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-4	-	5.5.2	原子力QMS内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-5	第6条、第7条	5.5.4	原子力QMSマネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-6	-	6.2	原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領	原子力部長(原子力部)	原6-1	第117条、第118条	7.1	原子力QMS内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領	原子力考査室長(原子力考査室)	原考6-1	-	7.21	原子力QMS業務の計画および実施要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品7-1	-	7.22					7.5					8.2.3				
保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文																																																																																												
全項目	原子力品質保証証規程	社長(原子力品質保証室)	原品-1	-																																																																																												
保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文																																																																																												
4.1	原子力QMS品質に係る重要度分類要領	原子力部長(原子力部)	原4-1	-																																																																																												
4.1	原子力QMSプロセス適用要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品4-1	-																																																																																												
4.23	原子力QMS文書管理・記録管理要領※1	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品4-2	第119条																																																																																												
4.24	原子力QMS品質方針管理要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-1	-																																																																																												
5.3	原子力QMS品質目標管理要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-2	-																																																																																												
5.41	原子力QMS責任および権限要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-3	第5条、第8条～第9条の3																																																																																												
5.5.1	原子力QMS情報取扱要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-4	-																																																																																												
5.5.2	原子力QMS内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-5	第6条、第7条																																																																																												
5.5.4	原子力QMSマネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-6	-																																																																																												
6.2	原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領	原子力部長(原子力部)	原6-1	第117条、第118条																																																																																												
7.1	原子力QMS内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領	原子力考査室長(原子力考査室)	原考6-1	-																																																																																												
7.21	原子力QMS業務の計画および実施要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品7-1	-																																																																																												
7.22																																																																																																
7.5																																																																																																
8.2.3																																																																																																
<p>表3-2 原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文・項目</th> <th>文書名(関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.5.4 組織の内部の情報伝達</td> <td>内部コミュニケーション基本要領(第3条第6条 第7条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>5.6 マネジメントレビュー</td> <td>マネジメントレビュー基本要領(第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の確保</td> <td>力量および教育訓練基本要領(第3条第117条 第118条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </tbody> </table>							関連条文・項目	文書名(関連条文)	制定者	5.5.4 組織の内部の情報伝達	内部コミュニケーション基本要領(第3条第6条 第7条)	電源事業本部長	5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー基本要領(第3条)	電源事業本部長	6.1 資源の確保	力量および教育訓練基本要領(第3条第117条 第118条)	電源事業本部長																																																																														
関連条文・項目	文書名(関連条文)	制定者																																																																																														
5.5.4 組織の内部の情報伝達	内部コミュニケーション基本要領(第3条第6条 第7条)	電源事業本部長																																																																																														
5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー基本要領(第3条)	電源事業本部長																																																																																														
6.1 資源の確保	力量および教育訓練基本要領(第3条第117条 第118条)	電源事業本部長																																																																																														
<p>表3-3 原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文・項目</th> <th>文書名(関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.5.4 組織の内部の情報伝達</td> <td>マネジメントレビュー</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> </tr> <tr> <td>5.6 マネジメントレビュー</td> <td>資源の確保</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の確保</td> <td>要員の力量の確保</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> </tr> <tr> <td>6.2 要員の力量の確保</td> <td>および教育訓練</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> </tr> </tbody> </table>							関連条文・項目	文書名(関連条文)	制定者	5.5.4 組織の内部の情報伝達	マネジメントレビュー	原子力安全管理監査要領(第3条)	5.6 マネジメントレビュー	資源の確保	原子力安全管理監査要領(第3条)	6.1 資源の確保	要員の力量の確保	原子力安全管理監査要領(第3条)	6.2 要員の力量の確保	および教育訓練	原子力安全管理監査要領(第3条)																																																																											
関連条文・項目	文書名(関連条文)	制定者																																																																																														
5.5.4 組織の内部の情報伝達	マネジメントレビュー	原子力安全管理監査要領(第3条)																																																																																														
5.6 マネジメントレビュー	資源の確保	原子力安全管理監査要領(第3条)																																																																																														
6.1 資源の確保	要員の力量の確保	原子力安全管理監査要領(第3条)																																																																																														
6.2 要員の力量の確保	および教育訓練	原子力安全管理監査要領(第3条)																																																																																														
<p>②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録</p>																																																																																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表 3-1-1 女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	表 3-1-2 柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)	表 3-1-3 島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定 第3条の 記載項目</th> <th>二次文書名</th> <th>承認者(管理 箇所)</th> <th>文書番号</th> <th>第3条以外の関 連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.1 7.5</td> <td>原子力QMS 運転業務要領</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原7-1</td> <td>第12条~第79 条, 第85条, 第88 条, 第89条, 第90 条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力QMS 燃料管理要領</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原7-2</td> <td>第19条~第21 条, 第23条, 第27 条, 第25条~第27 条, 第35条, 第70 条, 第73条~第75 条, 第80条~第84 条, 第86条, 第86 条の2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力QMS 放射性廃棄物 管理要領</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原7-3</td> <td>第87条~第91 条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力QMS 放射線管理要 領</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原7-4</td> <td>第92条~第 106条</td> </tr> <tr> <td>7.1 7.5</td> <td>原子力QMS 保守業務運用 要領</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原7-5</td> <td>第11条の2, 第19条, 第22 条, 第24条, 第27 条, 第30条~第32 条, 第37条, 第39 条, 第41条~第44 条, 第47条, 第49条~第53 条</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定 第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理 箇所)	文書番号	第3条以外の関 連条文	7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第79 条, 第85条, 第88 条, 第89条, 第90 条		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条~第21 条, 第23条, 第27 条, 第25条~第27 条, 第35条, 第70 条, 第73条~第75 条, 第80条~第84 条, 第86条, 第86 条の2		原子力QMS 放射性廃棄物 管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第87条~第91 条		原子力QMS 放射線管理要 領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第92条~第 106条	7.1 7.5	原子力QMS 保守業務運用 要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第11条の2, 第19条, 第22 条, 第24条, 第27 条, 第30条~第32 条, 第37条, 第39 条, 第41条~第44 条, 第47条, 第49条~第53 条	<p>表 3-4 原子力品質保証規程および原子力安全監視評価細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.4 組織の内部の情報伝達の伝達</td> <td>原子力安全監視評価要領 (第3条)</td> <td>原子力安全 監視部門 長</td> </tr> <tr> <td>5.6 マネジメントレベ ユ一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2 要員の力量の確保 および教育訓練</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3-2 原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.1 個別業務ご必要のプロセスの計画</td> <td>電源事業本部保安業務要領 (第78条 第81条 第84条の2, 第86条) 原子炉施設の定期計画評価基本要領 (第106条の6) 運転管理要領(第11条から第16条 第18条から第77条) 燃料管理要領 (第78条から第84条の2) 放射性廃棄物管理要領(第88条から第89条) 島根原子力発電所長 所長</td> <td>電源事業本部陪 長(原子力管理) 電源事業本部長 島根原子力発電 所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理要領 (第90条から第104条)</td> <td>島根原子力発電 所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設管理要領 (第106条から第106条の6)</td> <td>島根原子力発電 所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時の措置要領(第17条の2から第17条の9, 第107条から第116条 第120条)</td> <td>島根原子力発電 所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災防護計画 (第17条)</td> <td>島根原子力発電 所長</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	文書名 (関連条文)	制定者	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			5.5.4 組織の内部の情報伝達の伝達	原子力安全監視評価要領 (第3条)	原子力安全 監視部門 長	5.6 マネジメントレベ ユ一			6.1 資源の確保			6.2 要員の力量の確保 および教育訓練			関連条項・項目	文書名 (関連条文)	制定者	7.1 個別業務ご必要のプロセスの計画	電源事業本部保安業務要領 (第78条 第81条 第84条の2, 第86条) 原子炉施設の定期計画評価基本要領 (第106条の6) 運転管理要領(第11条から第16条 第18条から第77条) 燃料管理要領 (第78条から第84条の2) 放射性廃棄物管理要領(第88条から第89条) 島根原子力発電所長 所長	電源事業本部陪 長(原子力管理) 電源事業本部長 島根原子力発電 所長		放射線管理要領 (第90条から第104条)	島根原子力発電 所長		施設管理要領 (第106条から第106条の6)	島根原子力発電 所長		緊急時の措置要領(第17条の2から第17条の9, 第107条から第116条 第120条)	島根原子力発電 所長		火災防護計画 (第17条)	島根原子力発電 所長	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全監視部門を設置することに伴って記載を追加
保安規定 第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理 箇所)	文書番号	第3条以外の関 連条文																																																																
7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第79 条, 第85条, 第88 条, 第89条, 第90 条																																																																
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条~第21 条, 第23条, 第27 条, 第25条~第27 条, 第35条, 第70 条, 第73条~第75 条, 第80条~第84 条, 第86条, 第86 条の2																																																																
	原子力QMS 放射性廃棄物 管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第87条~第91 条																																																																
	原子力QMS 放射線管理要 領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第92条~第 106条																																																																
7.1 7.5	原子力QMS 保守業務運用 要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第11条の2, 第19条, 第22 条, 第24条, 第27 条, 第30条~第32 条, 第37条, 第39 条, 第41条~第44 条, 第47条, 第49条~第53 条																																																																
関連条項・項目	文書名 (関連条文)	制定者																																																																		
5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ																																																																				
5.5.4 組織の内部の情報伝達の伝達	原子力安全監視評価要領 (第3条)	原子力安全 監視部門 長																																																																		
5.6 マネジメントレベ ユ一																																																																				
6.1 資源の確保																																																																				
6.2 要員の力量の確保 および教育訓練																																																																				
関連条項・項目	文書名 (関連条文)	制定者																																																																		
7.1 個別業務ご必要のプロセスの計画	電源事業本部保安業務要領 (第78条 第81条 第84条の2, 第86条) 原子炉施設の定期計画評価基本要領 (第106条の6) 運転管理要領(第11条から第16条 第18条から第77条) 燃料管理要領 (第78条から第84条の2) 放射性廃棄物管理要領(第88条から第89条) 島根原子力発電所長 所長	電源事業本部陪 長(原子力管理) 電源事業本部長 島根原子力発電 所長																																																																		
	放射線管理要領 (第90条から第104条)	島根原子力発電 所長																																																																		
	施設管理要領 (第106条から第106条の6)	島根原子力発電 所長																																																																		
	緊急時の措置要領(第17条の2から第17条の9, 第107条から第116条 第120条)	島根原子力発電 所長																																																																		
	火災防護計画 (第17条)	島根原子力発電 所長																																																																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
8.2.3 8.3 8.5.2 8.5.3	原子力QMS 改善措置活動要 領※1	原子力品質保証室 長（原子力 品質保証 室）	原品8-3	10条		
8.2.4	原子力QMS 検査および試験 要領	原子力部長 （原子力 部）	原8-1	表3-3 原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書	表3-3 原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書	
8.4	原子力QMS データの分析要 領	原子力品質保証室 長（原子力 品質保証 室）	原品8-4	表3-4 原子力品質保証規程および原子力安全管理監視評価細則の二次文書	表3-4 原子力品質保証規程および原子力安全管理監視評価細則の二次文書	【島根固有】 ・原子力安全監理部門 を設置することに伴 って記載を追加
				関連事項・項目	文書名（関連条文）	制定者
				7.2.3 組織の外格の者 との情報の伝達等		
				7.3 設備開閉		
				7.4 調査		
				7.5.5 調達物品の管理	原子力安全監視評価要領（第3条）	原子力安全監理 部部長
				8.2.1 組織の外格の者 の意見		
				8.4 データの分析お よび評価		

※1：品質規則の要求事項に基づき作成する文書を表す。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																								
	<p>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <p>表3-5 原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td>文書・記録管理基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td> <td>不適合等管理基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-6 原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.2 内部監査</td> <td>原子力安全管理監査要領（第3条）</td> <td>内部監査部門部長（原子力監査）</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-7 原子力品質保証規程および原子力安全監視評価細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td>原子力安全監視評価要領（第3条）</td> <td>原子力安全監視部門部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理	文書・記録管理基本要領（第3条）	電源事業本部長	4.2.4 記録の管理			8.3 不適合の管理			8.5.2 是正処置等	不適合等管理基本要領（第3条）	電源事業本部長	8.5.3 未然防止処置			関連項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理			4.2.4 記録の管理			8.2.2 内部監査	原子力安全管理監査要領（第3条）	内部監査部門部長（原子力監査）	8.3 不適合の管理			8.5.2 是正処置等			8.5.3 未然防止処置			関連項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理			4.2.4 記録の管理			8.3 不適合の管理	原子力安全監視評価要領（第3条）	原子力安全監視部門部長	8.5.2 是正処置等			8.5.3 未然防止処置			<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全監視部門を設置することに伴って記載を追加
関連項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																																									
4.2.3 文書の管理	文書・記録管理基本要領（第3条）	電源事業本部長																																																									
4.2.4 記録の管理																																																											
8.3 不適合の管理																																																											
8.5.2 是正処置等	不適合等管理基本要領（第3条）	電源事業本部長																																																									
8.5.3 未然防止処置																																																											
関連項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																																									
4.2.3 文書の管理																																																											
4.2.4 記録の管理																																																											
8.2.2 内部監査	原子力安全管理監査要領（第3条）	内部監査部門部長（原子力監査）																																																									
8.3 不適合の管理																																																											
8.5.2 是正処置等																																																											
8.5.3 未然防止処置																																																											
関連項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																																									
4.2.3 文書の管理																																																											
4.2.4 記録の管理																																																											
8.3 不適合の管理	原子力安全監視評価要領（第3条）	原子力安全監視部門部長																																																									
8.5.2 是正処置等																																																											
8.5.3 未然防止処置																																																											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>図2. 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>【島根固有】 ・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程に、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係（図3-1参照）</p>	<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。</p> <p>(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報</p> <p>e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」、「原子力安全管理監査細則」および「原子力安全監視評価細則」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係 （「図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照）</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切でない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p>	<p>【島根固有】 ・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>
<p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切でない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。</p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</p> <p>b) 文書の組織外への流出等の防止</p>	<p>(1) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係 （「図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照）</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p>	<p>【島根固有】 ・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することを行う。）こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録</p>	<p>c) 4.2.1c)及びd)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるように、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。</p> <p>a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>c) a)及びb)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p> <p>d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要場所で使用しやすい状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応</p>	<p>a. 組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた4.2.1(4)の表の4.2.3項に係る文書を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することを行う。）こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関する、所要の管理の方法を、表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に定める。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。 (2) 品質目標が定められているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることを行う。）。</p> <p>(4) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。 (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、</p>	<p>じて管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。</p> <p>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことにより実証する。</p> <p>a) 基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実にする。 b) 品質方針を設定する。 c) 品質目標が設定されることを確実にする。 d) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</p> <p>e) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>f) 資源が使用できることを確実にする。 g) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知すること。 h) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 i) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し（7.2.1 及び8.2.1 参照）、かつ、原子力安</p>	<p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができる、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関する、所要の管理の方法を定めた4. 2. 1 (4)の表の4. 2. 4 項に係る文書を作成する。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。 (2) 品質目標が定められているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることを行う。）。</p> <p>(4) 社外からの意見も取り入れながら、安全文化の状態の自己評価と監視が行われるようにすること。</p> <p>(5) 5. 6. 1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (6) 資源が利用できる体制を確保すること。 (7) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (8) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。 (9) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに关するものを含む。この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a. 実施事項</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p> <p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態</p>	<p>全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。</p> <p>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 基本姿勢を含む組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) b) 参照）が設定されることを確実にする。</p> <p>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>5. 2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5. 3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに关するもの（この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a. 実施事項</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任および権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</p> <p>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割り当て</p> <p>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、原子力安全に係る情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを次の事項により確実にする。</p> <p>a) 外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出</p> <p>b) 原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施</p> <p>別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む。）に対して必要な措置を実施し、その記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p>	<p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること。）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(3) 組織は、品質目標に係る事項について、4.2.1(3)の表の5.4.1項に係る文書を確立する。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任および権限の割当て</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.5.1 責任および権限 社長は、第9条および第9条の2に定める責任（担当業務に依りて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、原子力本部長を組織（原子力検査室を除く。）の品質マネジメントシステムを管理する責任者、原子力検査室長を内部監査部門の品質マネジメントを管理する責任者（以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。）として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d. 関係法令を遵守すること。</p>	<p>5.5.1 責任及び権限 社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に依りて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるときとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。 (2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限 a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することとを確実にする。 b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。 d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。 (3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。 b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告す</p>	<p>5. 5 責任、権限およびコミュニケーション 5. 5. 1 責任および権限 社長は、第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に依りて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、電源事業本部長を組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、原子力安全監理部門長を原子力安全監理部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d. 関係法令を遵守すること。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、本編において「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるよう</p>	<p>る。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 業務の実施状況について評価する（5.4.1 及び8.2.3 参照）。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。</p> <p>b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に進めるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにす</p>	<p>5. 5. 3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第4条（保安に関する組織）に定める組織を構成する個々の部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するた め、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>にすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを定め、実行するため、表3-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた</p>	<p>る。</p> <p>(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに基本姿勢、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a) 内部監査の結果</p> <p>b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民</p>	<p>させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを定め、実行するため、4.2.1(3)の表の5.5.4項に係る文書を確立する。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維</p>	<p>の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>c) プロセスの運用状況</p> <p>d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果</p> <p>e) 品質目標の達成状況</p> <p>f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>g) 法令・規制要求事項の遵守状況</p> <p>h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>k) 改善のための提案</p> <p>l) 資源の妥当性</p> <p>m) 保安活動の改善のためにとった措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の</p>	<p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果</p> <p>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう（以下、本編において同じ。）。</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果</p> <p>安全文化の状態・評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）の実効性</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の外部から調達すべき資源と組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることとをいう。）、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関</p>	<p>維持に必要な改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施に係る改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他の必要な資源を明確にし、確保し、提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。</p>	<p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を4.2.1(3)の表の6.1項、6.2項および7.1項に係る文書において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることとをいう。）、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じ、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c.を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p>	<p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じ、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <p>a) 要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</p> <p>7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マ</p>	<p>意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4. 2. 1 (3) の表の5. 4. 1項および6. 2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4. 2. 1 (4) の表の4. 2. 3項および4.</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、本編において「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p>	<p>ニュアールに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されなない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。</p> <p>(2) 業務の計画（計画を変更する場合を含む。）は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g) 参照）。</p> <p>(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画の策定及び変更にあたり、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a) と同じ。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとす。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1 参照）において明確にする。</p> <p>a) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p>	<p>2. 1 (3) の表の7. 1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4. 1 (2) c. を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表記、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) (1) および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」で明確に定め、これを実施する。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p>	<p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 重要なリスク情報への対応（意思決定プロセスを含む。）を組織の外部の者へ速やかかつ確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力安全に関連する必要な情報(c)を除く。)を組織の外部の者へ確実に提供する方法</p>	<p>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を4.2.1(3)の表の7.2.3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、本編において「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当</p>	<p>e) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を含める。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の段階</p> <p>c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制</p> <p>d) 設計・開発に関する責任（説明責任を含む。）及び権限</p> <p>e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関する各者間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情</p>	<p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、4.2.1(3)の表の7.3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、本編において「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を加えさせる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、</p>	<p>報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下、本編において「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるとともに、当該変更による記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録</p>	<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1 参照）、プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1 参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び</p>	<p>および当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7. 3. 6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に関する記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）という。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる場合に、管理の方法および程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>	<p>必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。）を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項（調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置を含む。）を定める。</p>	<p>成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、4.2.1(3)の表の7.4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）という。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報等</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p>	<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の力量に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告（偽造品、不正品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達製品に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、供給者の工場等で使用前提事業者検査及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを調達要求事項に含める。</p> <p>(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織は、供給者先で検証を実施することとした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p>	<p>術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができ、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p>	<p>組織は、「業務の計画」（7.1 参照）に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性</p> <p>ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の力量の確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 妥当性の再確認（対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p>	<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができ、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとす。 a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存</p>	<p>(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定に必要事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の所有物 組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の管理 組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定に必要事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又は</p>	<p>を含む。）の方法</p> <p>7. 5. 3 識別管理およびトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1 (3)の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4. 2. 1 (3)の表の7. 1項に係る文書において明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4. 2. 1 (3)の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合する</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>在しない場合あっては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることが</p>	<p>その両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p>b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保全及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれぞれに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視及び測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。</p> <p>このプロセスには、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔（7.1(1)）に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合あっては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>できる体制があることをいう。。</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に對する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じ、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、本編において「領域」という。）の状態でおよび重要ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査</p>	<p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関し外部からの情報を受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。</p> <p>(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。</p> <p>(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査員又は監査に関わる管理者（社長を除く。）は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</p> <p>(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要</p>	<p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に對する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を4.2.1(3)の表の8.2.1項に係る文書に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じ、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態でおよび重要ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を表3-1に記載の「原子力QMS 内部監査要領」に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するため、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセス</p>	<p>に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</p> <p>(7) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</p> <p>(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォロアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる（8.5.2 参照）。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の実施時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</p> <p>(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる（4.1(5)c) 参照）。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画（5.4.2(1)参照）及び業務の計画（7.1(1)参照）で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</p> <p>(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マ</p>	<p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4.2.1(4)の表の8.2.2項に係る文書に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行うわけ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができるときを確実にする。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該問題の問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>あたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれにそれに関連する責任および権限を表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下、本編において「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせられた観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置（廃棄を含む。）をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トルブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p> <p>8. 3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれにそれに関連する責任および権限を、4. 2. 1（4）の表の8. 3項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせられた観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録すること</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>8.4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータの分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表3-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることを含む。）となるものを含む。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動を行う。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な</p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータの分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性（8.2.3 及び8.2.4 参照）</p> <p>c) 是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向（8.2.3 及び8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、</p>	<p>とにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータの分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、4. 2. 1（3）の表の8. 4項に係る文書において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることを含む。）となるものを含む。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のためには、当該課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために、行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適</p>	<p>速やかに原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。</p> <p>a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</p> <p>i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。</p> <p>①情報の収集、整理</p> <p>②技術的、人的及び組織的側面等の考慮</p> <p>ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。</p> <p>①日常業務のマネジメント</p> <p>②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理</p> <p>iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。</p> <p>b) 必要な処置を決定し実施する。</p> <p>c) とったすべての是正処置の実効性をレビューする。</p> <p>d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとった措置(5.6.2 m)と同じ。)を変更する。</p> <p>e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。</p> <p>g) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当</p>	<p>8. 5. 2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために、行う分析の手順を、4. 2. 1 (4) の表の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4. 2. 1 (4) の表の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る文書に定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシヤ登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p>	<p>該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシヤ登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</p> <p>(2) 未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。</p> <p>b) 未然防止処置の必要性を評価する。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。</p> <p>d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。</p> <p>e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p>	<p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</p> <p>8. 5. 3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシヤ登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4. 2. 1（4）の表の8. 5. 3項に係る文書に定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムに係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>（2）原子力検査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>（3）原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムに係る品質保証活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門を除く。）を統括する。</p> <p>（4）原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を統轄する。また、健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>（2）内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。 （3）柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。 （4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を統括する（内部監査室を除く。）。 （5）原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムに係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。これには、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受け取るため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置することを含む。</p> <p>（2）電源事業本部長は、品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムに係る具体的な活動を統括する。また、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（3）内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステムに係る品質保証活動を統括する。また、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（4）原子力安全監理部門長は、安全文化の状態の監視・評価業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、安全文化の状態の監視・評価業務および有識者会議の運営業務を統括する。また、原子力安全監理部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（5）調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>（6）電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活</p>	<p>備考</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織構造および役割分担の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織構造および役割分担の相違
--	---	--	---

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文化構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>指導・助言および総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 燃料部長は、燃料体等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備を含む。）。</p> <p>(9) 原子力人材育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p>	<p>に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p>	<p>動の総括に関する業務を行う。また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門および原子力安全監理部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 電源事業本部部长（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>(8) 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 電源事業本部部长（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 電源事業本部部长（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>(11) 電源事業本部部长（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(12) 原子力安全監理部門部長は、安全文化の状態の監視・評価に関する業務および有識者会議の運営に関する業務を統括する。</p> <p>(13) 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) マネージャー（監視評価）は、安全文化の状態の監視・評価に関する業務および有識者会議の運営に関する業務を行う。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織構造および役割分担の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織構造および役割分担の相違
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長</p>	<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p>	<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括に関する業務および原子炉施設の定期的な評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 防災課長は、火災発生時、内部水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、大規模損壊発生時および電源機能等喪失時の体制の整備ならびに緊急時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、炉心性能管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(20) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業</p>	<p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括および初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャ（以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の</p>	<p>を統括する。</p> <p>(4) 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（S A工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 課長（技術）は、内部水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、および大規模損壊発生時の体制の整備ならびに異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(10) 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 課長（核物質防護）は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</p> <p>(14) 課長（第一発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>(15) 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>(16) 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>(17) 課長（保修管理）は、原子炉施設の改造工事および保</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>務のうち工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く。）の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p> <p>(29) 廃止措置管理課長は、第2編第205条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p>	<p>手順整備に関する業務を行う。</p> <p>(16) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱に関する業務を行う。</p> <p>(19) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(30) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(31) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(32) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に</p>	<p>修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに火災発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(18) 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>(19) 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(20) 課長（計装）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(21) 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(22) 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(23) 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(24) 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(25) 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(26) 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(27) 課長（S A工事プロジェクト）は、重大事故等対策工事に係る業務を行う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>4. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>(37) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p>は、第1項(13)および第2項(7)から(27)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(3) 電源事業本部部长（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(4) 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>4. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 2号炉について、防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安の目的として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時に行うための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、当該原子炉を所長、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 7号炉</p> <p>防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安の目的として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、当該原子炉を所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条にお</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 2号炉</p> <p>課長（保修管理）は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安の目的として、次の各号を含む計画を策定し、保修部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（保修管理）に報告する。課長（保修管理）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条</p>	<p>・「経路」とは、連絡体制における連絡経路のことをいう（以下、同様の箇所に係る備考欄の記載を省略する）。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 3号炉について、防災課長は、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※2}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※3}を配備する。</p> <p>6. 3号炉について、各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. 3号炉について、各課長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※4}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>8. 3号炉について、発電課長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>9. 3号炉について、防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉] 防災安全GMは、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※1}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※2}を配備する。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に火災が発生した場合、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3. 各GMは、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 当直長は、第13条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>5. 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>において同じ。)</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>[3号炉] 課長（保修管理）は、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※1}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※2}を配備する。</p> <p>2. 各課長または当直長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に報告する。</p> <p>4. 当直長は、第13条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>5. 課長（保修管理）は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>・記載位置の相違</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <table border="1" data-bbox="380 2033 579 2807"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※5</td> <td>1台※6※7</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)</td> <td>1500リットル以上※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物、系統および機器とする。</p> <p>※5：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※6：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※5に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>※7：発電所合計数</p>	設備	数量	化学消防自動車※5	1台※6※7	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)	1500リットル以上※7	<p>※1：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※2</p> <table border="1" data-bbox="380 1243 579 2033"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※4</td> <td>1台※5※6</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※5：化学消防自動車、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>※6：化学消防自動車及び泡消火薬剤は7号炉と共用する。</p>	設備	数量	化学消防自動車※4	1台※5※6	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6	<p>※1：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※2</p> <table border="1" data-bbox="380 151 579 1243"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※4</td> <td>1台※5※6</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物、系統および機器とする。</p> <p>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※5：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※4に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</p> <p>※6：化学消防自動車および泡消火薬剤は1号炉および2号炉と共用する。</p>	設備	数量	化学消防自動車※4	1台※5※6	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6	
設備	数量																				
化学消防自動車※5	1台※6※7																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)	1500リットル以上※7																				
設備	数量																				
化学消防自動車※4	1台※5※6																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6																				
設備	数量																				
化学消防自動車※4	1台※5※6																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6																				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(内部溢水発生時の体制の整備（2号炉）)</p> <p>第17条の2 2号炉について、防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）において原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時に行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備（7号炉）)</p> <p>第17条の2 7号炉</p> <p>技術計画GMは、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備（2号炉）)</p> <p>第17条の2 2号炉</p> <p>課長（技術）は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉））</p> <p>第17条の5</p> <p>2号炉について、防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における原子炉施設の保全のための運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）（以下「運転・対処要員」という。）の防護のための活動※¹を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うこととともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（有毒ガス発生時の体制の整備（7号炉））</p> <p>第17条の5</p> <p>技術計画GMは、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護のための活動※¹を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉））</p> <p>第17条の5</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>課長（技術）は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員および自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の防護のための活動※¹を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>TS-88 有毒ガス発生時および新たな有毒化学物質確認時における対応について</p> <p>・体制および記載表現の相違であり実質的な相違なし</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案字の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(資機材等の整備（2号炉）） 第17条の6 2号炉について、各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 防災課長、電気課長、建築課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 電気課長、計測制御課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>(資機材等の整備) 第17条の6 [7号炉] 各GMは、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 建築GM、電気機器GM、発電GM及び防災安全GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7及び第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 電気機器GM、電子通信GM、発電GM及び計測制御GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>(資機材等の整備) 第17条の6 [2号炉] 各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 課長（技術）、課長（放射線管理）、課長（第一発電）、課長（保修管理）、課長（電気）および課長（原子炉）は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 課長（技術）、課長（電気）および課長（計装）は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	

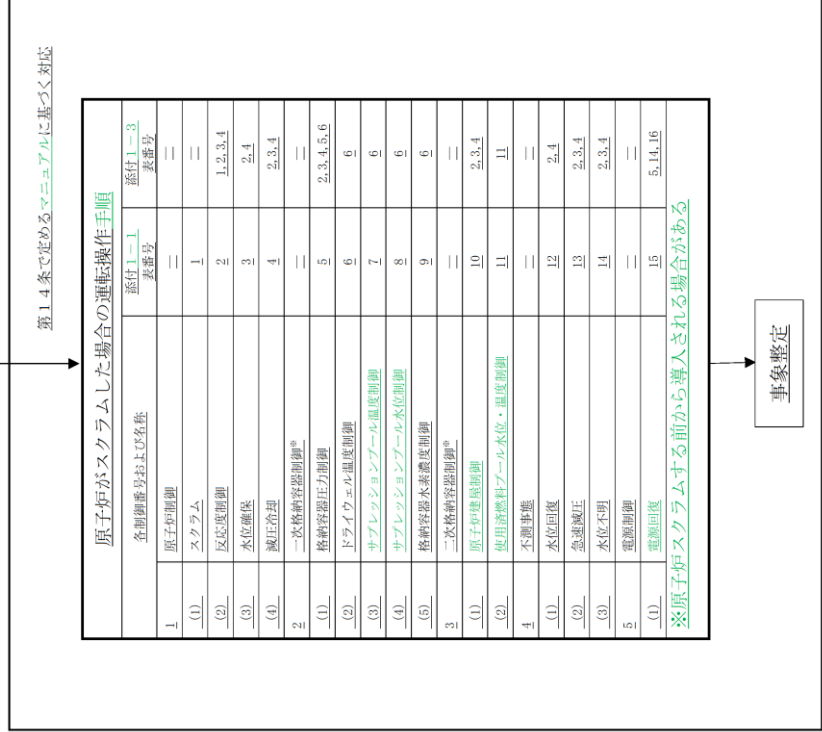
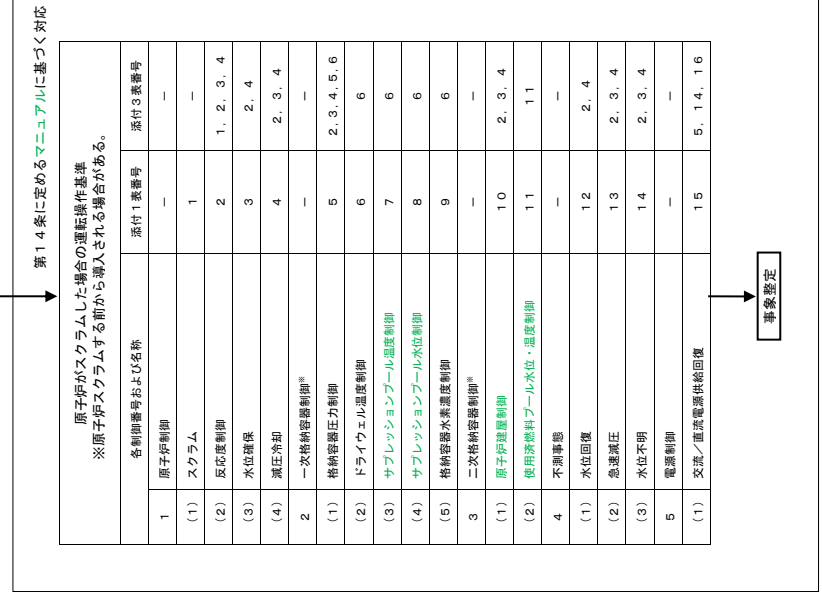
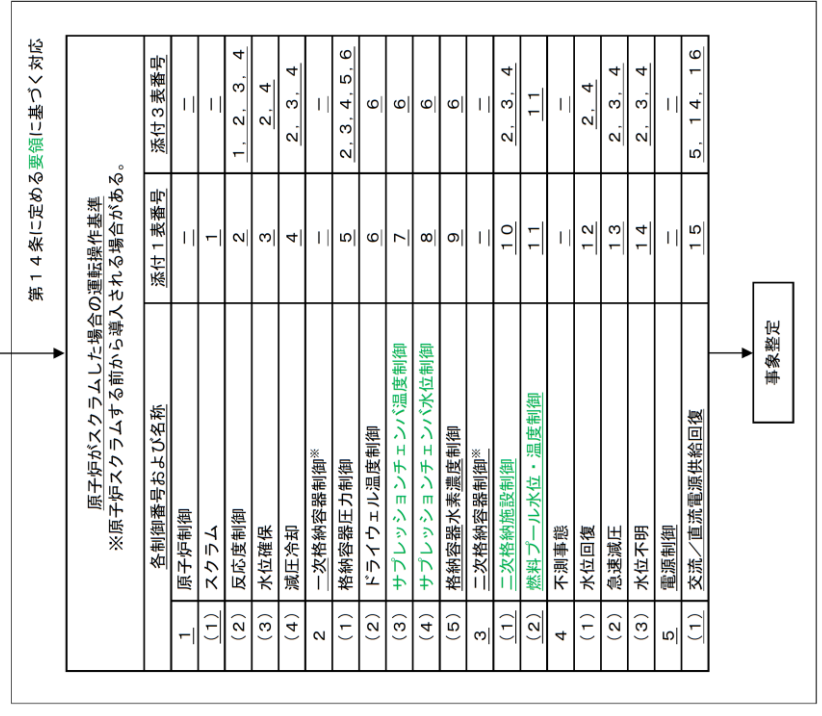
赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付 1-1 原子炉がスクラムした場合の 運転操作手順 （第 78 条関連）</p>	<p>添付 1 原子炉がスクラムした場合の運転 操作基準 （第 77 条関連）</p>	<p>添付 1 原子炉がスクラムした場合の運転 操作基準 （第 76 条関連）</p>	<p>TS-41 保安規定と手順との関連</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉がスクラムした場合の運転操作手順（2号炉）</p> <p>炉心は原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持することおよび発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の運転操作手順について定める。</p> <p>なお、この操作手順を使用する際には、発電課長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。</p> <p>また、添付1-3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」の重大事故等の発生および拡大防止に必要な措置の運用手順等に示された各操作手順については、その対応手段等に該当した場合に使用する。</p> 	<p>原子炉がスクラムした場合の運転操作基準（7号炉）</p> <p>炉心は、原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持すること及び発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の運転操作基準について定める。</p> <p>なお、この操作基準を使用する際には、当直長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。</p> <p>また、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」の重大事故等の発生及び拡大防止に必要な措置の運用手順等に示された各操作手順については、その対応手段等に該当した場合に使用する。</p> 	<p>原子炉がスクラムした場合の運転操作基準</p> <p>炉心は原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持することおよび発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の運転操作基準を定める。</p> <p>なお、この操作基準を使用する際には、当直長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。</p> <p>また、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」の重大事故等の発生および拡大防止に必要な措置の運用手順等に示された各操作手順については、その対応手段等に該当した場合に使用する。</p> 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：格納容器隔離（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、発電課長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合には、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用交流電源および非常用ガス処理系が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機*、非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器によりシステムの健全性および注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該システムを必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生した場合は、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを確認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が</p>	<p>また、当直長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合には、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用交流電源及び非常用ガス処理系が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器によりシステムの健全性及び注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該システムを必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生した場合は、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを確認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が</p>	<p>また、当直長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合は、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は、直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器によりシステムの健全性および注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該システムを必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号または原子炉棟隔離信号が発生した場合は、当該隔離弁が自動作動したことを確認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号または原子炉棟隔離信号が発生したにもかかわらず、当該隔離弁が自動作動しない場合は手動で</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>自動閉鎖しない場合は手動で閉鎖することを試みる。また、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は、直ちに手動で閉鎖する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p> <p>※：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系のディーゼル発電機をいう。特に断りがない場合は以下、本添付において同様とする。</p>	<p>が自動閉鎖しない場合は手動で閉鎖することを試みる。また、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は、直ちに手動で閉鎖する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p>	<p>全閉することを試みる。また、格納容器隔離弁または原子炉棟給排気隔離弁が自動作動する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、当該隔離弁が自動作動しない場合は、直ちに手動で全閉する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁または原子炉棟給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行） 〔7号炉〕	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 一次および二次格納容器制御への導入条件を監視する（原子炉がスクラムしない場合を含む。）。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、一次格納容器制御より優先される。ただし、一次格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と一次格納容器制御を並行して行う。 二次格納容器制御「原子炉建屋制御」から要求される操作は原子炉制御「スクラム」と二次格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉自動スクラム」警報の発信を確認する。 	<p>表1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 一次および二次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、一次格納容器制御より優先される。ただし、一次格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と一次格納容器制御を並行して行う。 二次格納容器制御「原子炉建屋制御」から要求される操作は原子炉制御「スクラム」と二次格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の全制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要警報「スクラム」の発信を確認する。 	<p>表1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 一次および二次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、一次格納容器制御より優先される。ただし、一次格納容器が損傷する恐れがある場合は原子炉制御「スクラム」と一次格納容器制御を並行して行う。 二次格納容器制御「二次格納施設制御」から要求される操作は原子炉制御「スクラム」と二次格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の全制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自動スクラム」警報の発信を確認する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は同ページの後に記載 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同ページの前に記載

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域モニタの指示を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムを行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合、代替制御棒挿入機能を動作させる。 全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本を超える場合、「反応度制御」へ移行する。また、「反応度制御」に移行した場合には、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 全制御棒が全挿入位置まで挿入された場合または全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下の場合、原子炉水位、原子炉圧力、スクラム排出容器ドレン弁、ベント弁の閉鎖および原子炉再循環ポンプ速度を確認する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の閉鎖状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプを停止し[*]、電動駆動給水ポンプおよび給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（主復水器を含む。）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系を手動作動する（原子炉隔離時冷却系が自動作動した場合は不要）。 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の運転状態を確認する。 給復水系、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系により原 	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域モニタの指示を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラム及び代替制御棒挿入機能の動作を行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置であること確認し、全挿入位置を確認できない場合に同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上が未挿入であることを確認し、確認できない場合は原子炉水位制御「反応度制御」へ移行する。また、原子炉水位制御「反応度制御」へ移行した場合は、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ運転状態及び速度を確認する。 平均出力領域モニタ、起動領域モニタにより原子炉未臨界を確認する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の閉鎖状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプの自動停止を確認し、電動駆動給水ポンプ及び給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（復水器を含む。）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系を手動作動する。（原子炉隔離時冷却系が自動作動した場合は不要） 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系、原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系又は制御棒駆動水圧系を使用して原 	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域計装の指示を確認する。 スクラム排出水容器ドレン弁、ベント弁の全閉を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムおよび代替制御棒挿入機能の動作を行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置であることを確認し、全挿入位置を確認できない場合に1本のみ制御棒が未挿入であることを確認し、確認できない場合は原子炉制御「反応度制御」に移行する。また、原子炉制御「反応度制御」に移行した場合は、原子炉水位制御も原子炉制御「反応度制御」で行う。 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ運転状態および速度を確認する。 中性子源領域計装検出器および中間領域計装検出器を炉心内に挿入する。 平均出力領域計装、中性子源領域計装および中間領域計装により、原子炉未臨界を確認する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合は、格納容器隔離弁の閉鎖状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプを停止し、電動駆動給水ポンプおよび給水制御系（一要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（復水器を含む。）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系を手動作動する。（原子炉隔離時冷却系が自動作動した場合は不要） 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系、原子炉隔離時冷却系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系または 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はスクラム排出水容器を設置（女川は後段に記載） 女川との相違 島根は手動スクラムと同時に実施 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一水圧制御ユニットに属する制御棒は1本のみ <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は前段に記載 島根は中性子源領域計装および中間領域計装を設置しており、検出時に検出器の挿入操作が必要 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は本手順において

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合には、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 ※：タービン駆動給水ポンプは、原子炉水位高タービントリップ設定値で自動停止する。 <p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認する。 原子炉圧力制御が正常でない場合は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、一次格納容器制御「サブレーションプール水温制御」へ移行する。 主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開し、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合は、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、主復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。 主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサブレーションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサブレーションプール冷却を行う。 原子炉圧力がタービンバイパスまたは主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的に監視する。 	<p>子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、消防車の出動を要請し、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 <p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認する。 原子炉圧力制御が正常でない場合は復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合は、一次格納容器制御「サブレーションプール水温制御」へ移行する。 主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開し、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合は、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。 主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサブレーションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサブレーションプール冷却を行う。 原子炉圧力がタービンバイパス又は主蒸気逃がし安全弁により原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力まで 	<p>制御棒駆動水圧系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、大量送水車の接続を要請し、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 <p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 主蒸気隔離弁が開の場合は、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認する。 原子炉圧力制御が正常でない場合は復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を全閉し、原子炉を隔離する。 主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合は、一次格納容器制御「サブレーションプール水温制御」へ移行する。 主蒸気隔離弁が閉の場合は、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。なお、復水器が使用可能である場合は、主蒸気ドレン弁により調整してもよい。 主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサブレーションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサブレーションプール冷却を行う。 原子炉圧力をタービンバイパスまたは主蒸気逃がし安全弁により原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力まで減圧し、原子 	<p>て重大事故等対処設備を使用しない運用【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は本手順において重大事故等対処設備を使用しない運用

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。</p> <p>D. タービン・電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることおよびタービン自動トリップを確認する。 タービントリップ状態および発電機トリップ状態を確認する。 所内電源系が確保されていることを確認する。 直流電源が確保されない場合は、「電源回復（直流電源復旧）」へ移行する。 起動変圧器から受電されていない場合、「電源回復（交流電源復旧）」へ移行する。 非常用母線が正常であることを確認する。正常でない場合、「電源回復」へ移行する。 主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器およびグラウンドシールの切替により主復水器真空度を維持する。 原子炉圧力制御が正常でない場合または主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 タービンおよび発電機の停止状態を確認する。 <p>E. モニタ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種放射線モニタの指示を確認する。 各種放射線モニタの指示の異常が確認された場合、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 <p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 原子炉圧力等の主要パラメータが安定していることを確認する。 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。 	<p>減圧し、原子炉隔離時冷却系を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力を残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下まで減圧し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。 主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。 <p>D. タービン・電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることを確認してタービンを手動トリップする。（タービン自動トリップの場合は不要。） タービントリップ状態及び発電機トリップ状態を確認する。 所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部又は全部が確保されない場合は、「交流／直流電源供給回復」へ移行する。 主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器及びグラウンドシールの切替により復水器真空度を維持する。 原子炉圧力制御が正常でない場合又は復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 タービン、発電機の停止状態を確認する。 <p>E. モニタ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種放射線モニタの指示を確認する。 各種放射線モニタの指示に異常が確認された場合は、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 <p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 原子炉圧力等の主要パラメータが安定していることを確認する。 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。 	<p>炉隔離時冷却系を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力を残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下まで減圧し、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。 主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。 <p>D. タービン・電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることを確認してタービンを手動トリップする。（タービン自動トリップの場合は不要。） タービントリップ状態、発電機トリップ状態を確認する。 所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部または全部が確保されない場合は、「交流／直流電源供給回復」へ移行する。 主蒸気隔離弁が開の場合は、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器およびグラウンドシールの切替により復水器真空度を維持する。 原子炉圧力制御が正常でない場合または復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を全閉し原子炉を隔離する。 タービン、発電機の停止状態を確認する。 <p>E. モニタ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種放射線モニタの指示を確認する。 各種放射線モニタの指示の異常が確認された場合は、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 <p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 原子炉圧力等の主要パラメータが安定していることを確認する。 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は表4「減圧冷却」にて実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 原子炉再循環ポンプが停止している場合、原子炉水位を原子炉水位高タービントリップ設定値以上で維持する。 原子炉を冷温停止する。 <p>G. 一次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する（原子炉がスクラムしない場合を含む。）。 <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次格納容器制御への導入条件を監視する（原子炉がスクラムしない場合を含む。）。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁で原子炉減圧する。 スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 原子炉再循環ポンプが停止した場合、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 原子炉を冷温停止する。 <p>G. 一次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉棟空調換気系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 主蒸気隔離弁が閉している場合は、開可能であれば均圧後、主蒸気隔離弁を開する。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁で原子炉を減圧する。 原子炉スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 原子炉再循環ポンプが停止した場合は、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 原子炉を冷温停止する。 <p>G. 一次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は表4「減圧冷却」にて実施する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の相違であり、島根は従前から再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを再起動する運用

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。 なお、スクラム不能異常過渡事象とは、A TWSのことをいう。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」により1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入され、ほう酸水注入系が全挿入位置まで挿入されている場合 全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下となり、ほう酸水注入系が停止している場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサプレッションプールの健全性を維持する。 「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」の順に優先させる。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 反応度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒が全挿入位置まで挿入されず、1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合には、「反応度制御」のほう酸水注入系起動操作および水位制御、制御棒操作、圧力制御を並行操作する。 原子炉再循環ポンプを停止する。 自動減圧系作動阻止スイッチにより自動減圧系の動作を阻止する。 <p>B. ほう酸水注入系</p> <ul style="list-style-type: none"> ほう酸水注入系を起動する。 原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 全量注入完了後、ほう酸水注入系を停止する。ただし、全制御棒 	<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。 なお、スクラム不能異常過渡事象とは、A TWSのことをいう。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサプレッションプールの健全性を維持する。 「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」の順に優先させる。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 反応度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されず、同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本を超える制御棒が挿入されていない場合には、「反応度制御」のほう酸水注入系起動操作及び水位制御、制御棒操作、圧力制御を並行操作する。 タービンが運転中の場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。 自動減圧系自動起動を阻止し、自動減圧系の動作を阻止する。 <p>B. ほう酸水注入系</p> <ul style="list-style-type: none"> ほう酸水注入系を起動する。 原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 ほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了までほう酸 	<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。 なお、スクラム不能異常過渡事象とは、A TWSのことをいう。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において1本を超える制御棒が挿入されていない場合 全挿入でない制御棒が1本以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサプレッションチェンバの健全性を維持する。 「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」の順に優先させる。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 反応度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入されず、1本を超える制御棒が挿入されていない場合は、原子炉制御「反応度制御」の「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」を並行操作する。 原子炉が隔離していない場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、原子炉が隔離している場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。 自動減圧系自動起動を阻止し、自動減圧系の動作を阻止する。 <p>B. ほう酸水注入系</p> <ul style="list-style-type: none"> ほう酸水注入系を起動する。 原子炉浄化系が隔離したことを確認する。 ほう酸水注入系を起動した場合、全量注入完了までほう酸水を 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一水圧制御ユニットに属する制御棒は1本のみ <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一水圧制御ユニットに属する制御棒は1本のみ

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合もしくは全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下となった場合は、ほう酸水注入系を停止する。</p> <p>・未臨界を確認する。</p> <p>C. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、または原子炉が隔離状態の場合「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる（原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上で維持する。）。 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満で、かつ原子炉が隔離状態でない場合は、原子炉出力が中性子束振動発生防止値以下となるよう水位維持操作を行う（原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位以上を目標として維持する。）。 ほう酸水が全量注入完了し原子炉が未臨界となった場合は、原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合は、給復水系、非常用炉心冷却系、 	<p>水を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、ほう酸水注入系を停止する。</p> <p>C. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 スクラム不能異常過渡事象発生時、原子炉出力高判定値以上の場合又は原子炉出力高判定未満の場合でかつ主蒸気隔離弁が閉の場合、「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。（原子炉水位の下限値は高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。） 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合は、原子炉出力が中性子束振動発生防止値以下となるよう水位維持操作を行う。（原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値と原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。） 原子炉を減圧することにより高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持可能な場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を数弁開して、原子炉を減圧し非常用炉心冷却系の注水流量を増加し、原子炉水位を高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を数弁開しても、原子炉水位を高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持 	<p>注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合ならびに全挿入でない制御棒が1本のみになった場合は、ほう酸水注入系を停止する。</p> <p>C. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明となった場合は、「反応度制御」水位不明および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 スクラム不能異常過渡事象発生時、原子炉が隔離状態の場合、「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで原子炉水位を低下させる。（原子炉水位の下限値は高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。） 原子炉が隔離状態でない場合は、原子炉出力が中性子束振動発生防止値以下となるよう水位維持操作を行う。（原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値と原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。） 原子炉を減圧することによりスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持可能な場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を数弁開して原子炉を減圧し、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を数弁開しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はタービンバイパス弁容量が大きいため、原子炉が隔離状態でなければ原子炉出力の高低にかかわらず格納容器への蒸気流出は起こらないため、水位低下操作は不要 【島根固有】 目標値の相違であり、島根は中性子束振動防止のため、炉出力20%以下を目標にし-3を下限に設定 【女川との相違】 女川はほう酸水注入系停止後の水位目標を明記 【島根固有】 目標値の相違であり、島根はATWS解析の目標水位を設定

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案法等の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ））、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動後、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放し、原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持する。</p> <p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、選択制御棒挿入、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切、スクラムテストスイッチによるシングルロッドスクラムまたは制御用空気の排気を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、手動スクラム、代替制御棒挿入機能の動作またはスクラムテストスイッチによるシングルロッドスクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁から排水し制御棒を挿入する。 	<p>持できない場合には、低圧で原子炉に注水可能な系統※又は低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系、制御棒駆動水圧系を起動し、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放し、原子炉水位を高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持する。</p> <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、高圧炉心注水系B系、高圧炉心注水系C系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムテストスイッチ、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、再度手動スクラム又は代替制御棒挿入機能等によるスクラムを行う。 個々の制御棒の電動挿入を行う。 	<p>以上に維持できない場合は、低圧で原子炉に注水可能な系統※または低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系、制御棒駆動水圧系を起動し、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放し、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。</p> <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、給復水系、高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、選択制御棒挿入、スクラムテストスイッチによる個別スクラム、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切または制御用空気の排気を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高トリップリセットを確認し、再度手動スクラムまたは代替制御棒挿入機能等によるスクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 目標値の相違であり、島根はATWS解析の目標水位を設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> BWR-5 に制御棒の電動挿入機能はない

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>E. 圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反応度制御中は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンバイパス弁により原子炉圧力を一定に制御する。 ・ほう酸水全量注入完了後、原子炉未臨界を確認し、原子炉圧力を残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力未満まで低下させ、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。 <p>F. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合もしくは全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下となった場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 ・給復水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を追加起動する。 ・主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁および主蒸気ドレン弁ならびに原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 ・原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上を維持できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開にして、原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 	<p>E. 圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反応度制御中は、主蒸気逃がし安全弁又はタービンバイパス弁により原子炉圧力を一定に制御する。 ・ほう酸水全量注入完了後、全制御棒を全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されるまで、原子炉圧力を残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力未満まで低下させ、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。 <p>F. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上が挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 ・制御棒が原子炉出力高温未臨界パターン以上まで挿入されている場合には、主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁及び主蒸気管ドレン弁、並びに原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。 ・制御棒が原子炉出力高温未臨界パターンまで挿入されていない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心注水系、低圧注水系、又は低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 ・原子炉出力6%未満の場合、ほう酸水注水系を起動30分経過後、ほう酸水注入系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系による注水とする。 	<p>E. 圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反応度制御中は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンバイパス弁により原子炉圧力を一定に制御する。 ・ほう酸水全量注入完了後、全制御棒を全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入されるまで、原子炉圧力を残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下まで低下させ、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。 <p>F. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合または全挿入でない制御棒が1本のみとなった場合は、不測事態「水位不明」に移行する。 ・制御棒が原子炉出力高温未臨界パターン以上まで挿入されている場合には、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁ならびに原子炉隔離時冷却系および原子炉浄化系の隔離弁を全閉し、「満水注入」を行う。 ・制御棒が原子炉出力高温未臨界パターンまで挿入されていない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」水位不明操作時必要弁数開して原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心注水系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 ・原子炉出力8%未満の場合、ほう酸水注水系を起動35分経過後、ほう酸水注入系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系による注水とする。 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は同一水圧制御ユニットに属する制御棒は1本のみ 【女川との相違】 ・女川は原子炉圧力の状況に応じて水位制御を行うが、島根は制御棒の挿入割合により対応操作が異なる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は原子炉圧力の状況に応じて水位制御を行うが、島根は制御棒の挿入割合により対応操作が異なる。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>冷却系が起動せず、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系により原子炉水位の維持ができない場合は、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動し、不測事態「急速減圧」に移行する。低圧代替注水系が起動できない場合は、不測事態「水位回復」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続した場合は、低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上による原子炉注水の準備を行い不測事態「急速減圧」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 給復水系および非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続した場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上による原子炉注水の準備を行い不測事態「急速減圧」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根は大量送水車の準備時間を考慮し、事前に接続依頼をする。 【島根固有】 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 【島根固有】 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 4</p> <p>1. 原子炉制御 (4) 減圧冷却</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態かつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合はタービンバイパス弁もしくは主蒸気逃がし安全弁を使用して原子炉圧力の調整および監視ができる場合 原子炉制御「水位確保」において、有効燃料頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 一次格納容器制御「サブレーションプール水温度制御」において、手動スクラム後、サブレーションプール水温度がサブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下で、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合には、原子炉冷却材温度変化率およびサブレーションプール水温度を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サブレーションプール水温度を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サブレーションプール水温度上昇防止のため、残留熱除去系によるサブレーションプール冷却を行う。 水位と減圧を並行操作する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系または高圧代替 	<p>表 4</p> <p>1. 原子炉制御 (4) 減圧冷却</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態かつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合 原子炉制御「水位確保」において、有効燃料頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 「サブレーションプール水温度制御」において、有効燃料頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 一次格納容器制御「サブレーションプール水温度制御」において、手動スクラム後、サブレーションプール水温度がサブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 「サブレーションプール水位制御」において、水位がスクラムした場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下で、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合には、原子炉冷却材温度変化率およびサブレーションプール水温度を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サブレーションプール水温度を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サブレーションプール水温度上昇防止のため、残留熱除去系によるサブレーションプール冷却を行う。 水位と減圧を並行操作する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系又は高圧代替 	<p>表 4</p> <p>1. 原子炉制御 (4) 減圧冷却</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態かつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合 一次格納容器制御「サブレーションプール水温度制御」において、手動スクラム後、サブレーションプール水温度がサブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 一次格納容器制御「サブレーションプール水位制御」において、手動スクラムした場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の使用可能圧力以下で、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）が起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合は、原子炉冷却材温度変化率およびサブレーションプール水温度を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サブレーションプール水温度を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サブレーションプール水温度上昇防止のため、残留熱除去系によるサブレーションプール冷却を行う。 「水位」と「減圧」を並行操作する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁を使用し、原子炉圧力の調整および監視ができる場合の操作を原子炉制御「スクラム」にて実施

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>替注水系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 <p>B. 減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> 注水系が原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系のみ場合、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系のみの場合、原子炉圧力を維持最低圧力以上に維持する。 主復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。なお、主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。 主復水器が使用不能であり、かつサブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外でサブプレッションプール冷却が実施されている場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 主復水器が使用不能であり、かつサブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合には、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系を停止し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。 	<p>注水系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 <p>B. 減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系による原子炉注水ができない場合、注水系が原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系のみの場合は、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。 復水器が使用不能であり、かつサブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 復水器が使用不能であり、かつサブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合には、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。 	<p>冷却系、高圧原子炉代替注水系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 <p>B. 減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系による原子炉注水ができない場合、注水系が原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系のみの場合は、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 復水器が使用可能である場合は、タービンバイパス弁等による減圧を行う。なお、主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。 復水器が使用不能であり、かつサブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合には、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 復水器が使用不能であり、かつサブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 原子炉圧力が残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下の場合には、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。残留熱除去系原子炉停止時冷却モードが起動できない場合は、復旧を図る。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根は注水手段として制御棒駆動水圧系も明記 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はサブプレッションプール冷却の実施の有無にかかわらず運転禁止範囲外にて減圧する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は残留熱除去系起動前に蒸気駆動注水系を停止する運用としていない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

表5 2. 一次格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ③脱出条件 ・ドライウエル圧力が上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、 ドライウエル内温度が66℃以下 であり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 ④基本的な考え方 ・サブレーションプール圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑制する。格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧する。 ・サブレーションプール圧力を格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、 格納容器最高使用圧力を超える 場合は格納容器ベントを行う。 ・一次格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイおよびサブレーションプールのブレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、速やかにドライウエルスプレイおよびサブレーションプールのブレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 ⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたこと	表5 2. 一次格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ③脱出条件 ・ドライウエル圧力が上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、 ドライウエル温度が66℃以下 であり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 ④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、サブレーションプール圧力が設計基準事故時最高圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、 格納容器最高使用圧力を超える 場合は格納容器ベントを行う。 ・一次格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイ及びサブレーションプールのブレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、速やかにドライウエルスプレイ及びサブレーションプールのブレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 ⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたこと	表5 2. 一次格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ・ 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 ④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、サブレーションプール圧力が格納容器圧力制限値に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、 サブレーションプール水位が「格納容器圧力制御」外部注水制限値に到達または格納容器代替スプレイ失敗の場合 は、格納容器ベントを行う。 ・格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイおよびサブレーションチェンバースプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、 炉心再冠水 後速やかにドライウエルスプレイおよびサブレーションチェンバースプレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 ⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたこと	島根原子力発電所 2号炉 備考 【島根固有】 ・島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件を明記 【島根固有】 ・島根は外部注水制限値到達した場合、または格納容器代替スプレイ失敗の場合、格納容器圧力・温度を制御する手段がなくなるため、格納容器ベントを実施 【島根固有】 ・ABWRは大LOCA事象でも有効燃料頂部以上を維持できるが、BWRは燃料露出後再冠水することについて島根は明記
表5 2. 一次格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ③脱出条件 ・ドライウエル圧力が上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、 ドライウエル内温度が66℃以下 であり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 ④基本的な考え方 ・サブレーションプール圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑制する。格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧する。 ・サブレーションプール圧力を格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、 格納容器最高使用圧力を超える 場合は格納容器ベントを行う。 ・一次格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイおよびサブレーションプールのブレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、速やかにドライウエルスプレイおよびサブレーションプールのブレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 ⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたこと	表5 2. 一次格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ③脱出条件 ・ドライウエル圧力が上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、 ドライウエル温度が66℃以下 であり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 ④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、サブレーションプール圧力が設計基準事故時最高圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、 格納容器最高使用圧力を超える 場合は格納容器ベントを行う。 ・一次格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイ及びサブレーションプールのブレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、速やかにドライウエルスプレイ及びサブレーションプールのブレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 ⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたこと	表5 2. 一次格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ・ 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 ④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、サブレーションプール圧力が格納容器圧力制限値に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、 サブレーションプール水位が「格納容器圧力制御」外部注水制限値に到達または格納容器代替スプレイ失敗の場合 は、格納容器ベントを行う。 ・格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイおよびサブレーションチェンバースプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、 炉心再冠水 後速やかにドライウエルスプレイおよびサブレーションチェンバースプレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 ⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたこと	島根原子力発電所 2号炉 備考 【島根固有】 ・島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件を明記 【島根固有】 ・島根は外部注水制限値到達した場合、または格納容器代替スプレイ失敗の場合、格納容器圧力・温度を制御する手段がなくなるため、格納容器ベントを実施 【島根固有】 ・ABWRは大LOCA事象でも有効燃料頂部以上を維持できるが、BWRは燃料露出後再冠水することについて島根は明記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系C系により原子炉水位を有効炉心長の3分の2に相当する水位以上に維持可能であることを確認した後、ドライウエルスプレイスおよびサブプレッションプールのスプレイスを起動する。また、一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明となった場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・サブプレッションプール圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合は、サブプレッションプールのスプレイスを起動する。 ・サブプレッションプール圧力がドライウエルスプレイス起動圧力以上かつ設計基準事故時最高圧力未満の状態が24時間継続した場合またはサブプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上の場合、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル空調機を停止し、ドライウエルスプレイスおよびサブプレッションプールのスプレイスを起動する。 ・サブプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以上の場合、ドライウエル代替スプレイスを間欠で実施する。なお、サブプレッションプール水位が外部水源注水量限界に到達した場合、ドライウエル代替スプレイスを停止する。 ・サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。 <p>B. 原子炉満水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力に達した場合、かつドライウエルスプレイスまたはサブプレッションプールのスプレイスおよびドライウエル代替スプレイスを起動できない場合、「急速減 	<p>を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、高圧炉心注水系、低圧注水系A系、原子炉隔離時冷却系による原子炉水位維持を確認した後、ドライウエルスプレイス及びサブプレッションプールのスプレイスを起動する。また、一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・サブプレッションプール圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に達した場合は、サブプレッションプールのスプレイスを起動する。 ・サブプレッションプール圧力がドライウエルスプレイス起動圧力に達した場合は、原子炉再循環ポンプ及びドライウエル換気空調系を停止し、ドライウエルスプレイス及びサブプレッションプールのスプレイスを起動する。 ・サブプレッションプール圧力が圧力制限条件以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サブプレッションプール圧力が格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイス及びサブプレッションプールのスプレイスとして起動し、格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。 <p>B. 原子炉満水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッションプール圧力が格納容器圧力制限値に達した場合は、「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁が開いているか、又は電動駆動給水ポンプ、高圧炉心注水系が原子炉 	<p>とを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は、原子炉水位が有効炉心長の3分の2に相当する水位以上で安定し、格納容器冷却系として作動させる低圧注水系以外の非常用炉心冷却系の継続的作動を確認した後、ドライウエルスプレイスおよびサブプレッションチェンバースプレイスを起動させる。また、一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・サブプレッションチェンバースプレイスが非常用炉心冷却系作動圧力になった場合は、サブプレッションチェンバースプレイスを起動させる。 ・サブプレッションチェンバースプレイスがドライウエルスプレイス起動圧力以上かつ設計基準事故時最高圧力未満の状態が24時間継続した場合、またはサブプレッションチェンバースプレイスが設計基準事故時最高圧力以上の場合、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル冷却機を停止し、ドライウエルスプレイスおよびサブプレッションチェンバースプレイスを起動させる。 ・サブプレッションチェンバースプレイスが設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。また、格納容器ベント準備を行う。 ・サブプレッションチェンバースプレイスを格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイスおよびサブプレッションチェンバースプレイスとして起動し、格納容器を減圧するとともに「原子炉満水」操作を行う。また、ドライウエルスプレイスおよびサブプレッションチェンバースプレイスが起動できない場合は、格納容器代替スプレイスを間欠で行う。 <p>B. 原子炉満水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッションチェンバースプレイスが格納容器圧力制限値に達した場合は、「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁を開いた後、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁ならびに原子炉隔離時 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の大LOCA 事象は PLR 配管破断であることから、再冠水後は有効炉心長の3分の2の水位で安定する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は中央制御室で操作できない場合の現場操作時間を考慮し、設計基準事故時最高圧力をベント準備の判断基準としている。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はスプレイス操作と原子炉満水操作を

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁を開し、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。また、必要に応じて、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）、制御棒駆動水圧系またはほう酸水注入系*による原子炉注水を行う。 <p>※：ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。</p>	<p>注水可能な場合は主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系又は制御棒駆動水圧系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。 サブレッシュヨンプール圧力が格納容器圧力制限値以下に維持される場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> サブレッシュヨンプール圧力が格納容器圧力制限値以下に維持されない場合は、格納容器ベント準備を行う。 	<p>冷却系および原子炉浄化系の隔離弁を全閉する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、非常用炉心冷却系、低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）または制御棒駆動水圧系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増やして、原子炉水位をできるだけ高く維持する。 サブレッシュヨンプール圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できる場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 	<p>並行して実施する運用</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は中央制御室で操作できない場合の現場操作時間を考慮し、設計基準事故時最高圧力をベント準備の判断基準としている。
<p>C. 格納容器ベント</p> <ul style="list-style-type: none"> サブレッシュヨンプール圧力が格納容器最高使用圧力に到達した場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施 	<p>C. 格納容器ベント</p> <ul style="list-style-type: none"> サブレッシュヨンプール圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施 	<p>C. 格納容器ベント</p> <ul style="list-style-type: none"> サブレッシュヨンプール圧力が「格納容器圧力制御」外部注水制限値に到達または格納容器代替スプレイ失敗の場合は、炉心損傷 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は外部注水制限値に到達した場合、

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器ベントは、サブプレッションプール側フィルタータレントラインを優先する。サブプレッションプール側が使用できない場合は、ドライウエル側フィルタータレントラインを使用する。フィルタータレントラインが使用できない場合は、サブプレッションプール側側耐圧ベントラインを優先する。サブプレッションプール側が使用できない場合は、ドライウエル側側耐圧ベントラインを使用する。 	<p>がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器ベントは、サブプレッションチェンバ側フィルタータレントラインを優先して使用し、サブプレッションチェンバ側フィルタータレントラインが使用できない場合は、ドライウエル側フィルタータレントラインを使用する。フィルタータレントラインが使用できない場合は、サブプレッションチェンバ側側耐圧強化ベントラインを優先して使用し、サブプレッションチェンバ側側耐圧強化ベントラインが使用できない場合は、ドライウエル側側耐圧強化ベントラインを使用する。 	<p>または格納容器代替 スプレイ失敗の場合、格納容器圧力・温度を制御する手がなくなるため、格納容器ベントを実施</p>
<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器ベントは、サブプレッションプール側フィルタータレントラインを優先して使用し、サブプレッションプール水位が高い場合は、ドライウエル側フィルタータレントラインを使用する。フィルタータレントラインが使用出来ない場合は、サブプレッションプール側耐圧ベントラインを優先して使用し、サブプレッションプール水位が高い場合は、ドライウエル側側耐圧ベントラインを使用する。 	<p>がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器ベントは、サブプレッションチェンバ側フィルタータレントラインを優先して使用し、サブプレッションチェンバ側フィルタータレントラインが使用できない場合は、ドライウエル側フィルタータレントラインを使用する。フィルタータレントラインが使用できない場合は、サブプレッションチェンバ側側耐圧強化ベントラインを優先して使用し、サブプレッションチェンバ側側耐圧強化ベントラインが使用できない場合は、ドライウエル側側耐圧強化ベントラインを使用する。 	<p>または格納容器代替 スプレイ失敗の場合、格納容器圧力・温度を制御する手がなくなるため、格納容器ベントを実施</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表6</p> <p>2. 一次格納容器制御 (2) ドライウエル温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエルの空間温度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度未満で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル空間温度が主蒸気隔離弁弁位置検出器許容温度に到達した場合、原子炉手動スクラムする。 ・ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度に到達したら、ドライウエルスプレイを起動する。 ・ドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度以上またはドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合、予備のドライウエル空調機を運転する。 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上かつ主蒸気隔離弁弁位置検出器許容温度未満の場合、通常停止を行う。 ・ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁弁位置検出器許容温度以上かつドライウエル設計温度未満の場合、手動スクラムする。 ・ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度に到達し、ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル空調機を停止し、ドライウエルスプレイを起動する。 	<p>表6</p> <p>2. 一次格納容器制御 (2) ドライウエル温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエルの空間温度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル空間温度が主蒸気隔離弁弁位置検出器許容温度に到達した場合は、ドライウエルスプレイを起動する。 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値の飽和温度に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度、又はドライウエル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は、予備のドライウエル換気空調機を運転し、原子炉補機冷却水系温度調節弁を全開し、復水器を延命する措置を行う。 ・ドライウエル空間温度の上昇抑制を行ってもドライウエル局所温度の上昇が継続する場合は、通常停止を行う。 ・ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁弁位置検出器許容温度に到達した場合は、手動スクラムし、ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル換気空調機を停止し、ドライウエルスプレイを起動する。 	<p>表6</p> <p>2. 一次格納容器制御 (2) ドライウエル温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエルの空間温度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点未満で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度に到達する前に、ドライウエルスプレイを起動する。 ・ドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点、またはドライウエル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は、予備のドライウエル冷却機を運転する。 ・ドライウエル空間温度の上昇抑制を行ってもドライウエル局所温度の上昇が継続する場合は、通常停止を行う。 ・ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁弁位置検出器許容温度に到達した場合は、手動スクラムし、ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル冷却機を停止し、ドライウエルスプレイを起動する。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件およびスクラムにおける脱出条件を明記 【女川との相違】 <ul style="list-style-type: none"> ・島根は操作内容として⑤主な監視操作内容に記載 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はドライウエル設計温度を超える前にドライウエルへの放出エネルギーを抑え、格納容器健全性の維持を目的として設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉補機冷却水系に温度調節弁がない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>レイを起動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドライウエルスプレイが起動失敗し、ドライウエル設計温度に到達した場合、ドライウエル代替スプレイを間欠で実施する。なお、サプレッションプール水位が外部水源注水量限界に到達した場合、ドライウエル代替スプレイを停止する。 ・ ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度以下に維持できないようであれば、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ ドライウエル局所温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p>「急速減圧」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドライウエル局所温度がドライウエル圧力高スクラム設定値の飽和温度以下に維持できないうであれば、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p>納容器代替スプレイを間欠で行う。格納容器代替スプレイが作動しない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ ドライウエル空間温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女川はスプレイ操作目安を明記 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根はドライウエル設計温度を超える前にドライウエルへの放出エネルギーを抑え、格納容器健全性の維持を目的として設定

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表7</p> <p>2. 一次格納容器制御</p> <p>(3) サプレッションポンププール温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププールの水温および空間部温度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開着の場合 ・サプレッションポンププールの平均温度が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サプレッションポンププール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププールの平均温度が通常運転時制限温度未達となった場合 ・サプレッションポンププール空間部の局所温度が温度高警報設定点未達となった場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププール水温およびサプレッションポンププール空間部局所温度が通常運転時制限温度を超え、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションポンププール水温制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションポンププールの冷却を開始する。 ・サプレッションポンププール水温の上昇抑制を行っても、サプレッションポンププール水温の上昇が継続したら、手動スクラムし、サプレッションポンププール水温を確認する。サプレッションポンププール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サプレッションポンププール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>表7</p> <p>2. 一次格納容器制御</p> <p>(3) サプレッションポンププール温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププールの水温及び空間部温度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開着の場合 ・サプレッションポンププールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サプレッションポンププール空間部局所温度がサプレッションポンププールレイ起動温度以上の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププールのバルク水温の上昇が停止した ・サプレッションポンププールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えて手動スクラムした ・サプレッションポンププール空間部局所温度がサプレッションポンププールレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 ・サプレッションポンププール空間部局所温度の上昇が停止した <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププール水温及びサプレッションポンププール空間部局所温度が通常運転時制限温度を超え、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションポンププール水温制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションポンププールの冷却を開始し、原子炉補機冷却水系温度調節弁を全開する。 ・サプレッションポンププール水温の上昇抑制を行っても、サプレッションポンププール水温の上昇が継続したら、手動スクラムし、サプレッションポンププール水温を確認する。サプレッションポンププール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サプレッションポンププール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>表7</p> <p>2. 一次格納容器制御</p> <p>(3) サプレッションポンププール温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププールの水温および空間部温度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開着の場合 ・サプレッションポンププールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サプレッションポンププール空間部局所温度がサプレッションポンププールレイ起動温度以上の場合 ・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププールのバルク水温の上昇が停止した ・サプレッションポンププールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えて手動スクラムした場合 ・サプレッションポンププール空間部局所温度がサプレッションポンププールレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 ・サプレッションポンププール空間部局所温度の上昇が停止した <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププール水温およびサプレッションポンププール空間部局所温度が通常運転時制限温度を超え、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションポンププール水温</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンププール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションポンププールの冷却を開始する。 ・サプレッションポンププール水温の上昇抑制を行っても、サプレッションポンププール水温の上昇が継続したら、手動スクラムし、サプレッションポンププール水温を確認する。サプレッションポンププール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サプレッションポンププール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件を明記 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉補機冷却水系の温度調節弁がない

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・サブレーションポンプール水温が80℃に到達した場合、高圧炉心スプレイ系の水源切替えを行う。</p> <p>B. サブレーションポンプール空間部温度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレーションポンプール空間部温度が温度高警報設定点まで上昇した場合は、サブレーションポンプールスプレイを起動させる。 ・サブレーションポンプール空間部局所温度の上昇抑制を行っても、サブレーションポンプール空間部局所温度が温度高警報設定値未満に維持できない場合は、手動スクラムする。サブレーションポンプール熱容量制限図の運転禁止範囲の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サブレーションポンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>B. サブレーションポンプール空間部温度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレーションポンプール空間部局所温度がサブレーションポンプールスプレイ起動温度まで上昇したらサブレーションスプレイを作動させ、原子炉補機冷却水系温度調節弁を全開する。 ・サブレーションポンプール空間部局所温度の上昇抑制を行っても、サブレーションポンプール空間部局所温度の上昇が継続した場合は、手動スクラムする。サブレーションポンプール熱容量制限図の運転禁止範囲の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サブレーションポンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>B. サブレーションポンプール空間部温度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレーションポンプール空間部局所温度がサブレーションポンプールスプレイ起動温度まで上昇したら、サブレーションポンプールスプレイを実施する。 ・サブレーションポンプール空間部局所温度の上昇抑制を行っても、サブレーションポンプール空間部局所温度の上昇が継続した場合は、手動スクラムする。サブレーションポンプール熱容量制限図の運転禁止範囲の場合は原子炉制御「減圧冷却」に移行し、サブレーションポンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」に移行する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は高圧炉心スプレイ系の水源切替え基準を明記 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉補機冷却水系の温度調節弁がない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表8</p> <p>2. 一次格納容器制御 (4) サプレッションポンプレベル水位制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位が通常運転時制限値以上の場合 ・サプレッションポンプレベル水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点からサプレッションポンプレベル水位上昇を抑制する措置を行っても通常運転時高水位制限値以上が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点から、通常運転時高水位制限値以上でドライウエルスレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差分相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションポンプレベル低水位は、冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点からサプレッションポンプレベル低下を抑制する措置を行っても通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。また、急速減圧へ移行するサプレッションポンプレベル水位以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションポンプレベル水位制御（高水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位が24時間以内に通常運転時高水位制限値以下に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 ・サプレッションポンプレベル水位を抑制する措置を行ってもサプレッションポンプレベル水位が通常運転時高水位制限値に到達した場合には、手動スクラムする。 	<p>表8</p> <p>2. 一次格納容器制御 (4) サプレッションポンプレベル水位制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションポンプレベル水位が通常運転時高水位制限値又は通常運転時低水位制限値を超えて手動スクラムした場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点からサプレッションポンプレベル水位上昇を抑制する措置を行っても通常運転時高水位制限値以上が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限及び真空破壊弁機能喪失防止の観点から、通常運転時高水位制限値以上でドライウエルスレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差分相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションポンプレベル低水位は、冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点からサプレッションポンプレベル低下を抑制する措置を行っても通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。また、ベント管凝縮限界値以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションポンプレベル水位制御（高水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位上昇を抑制する措置を行ってもサプレッションポンプレベル水位が通常運転時高水位制限値以上が継続する場合には、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 	<p>表8</p> <p>2. 一次格納容器制御 (4) サプレッションポンプレベル水位制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションポンプレベル水位が通常運転時高水位制限値または通常運転時低水位制限値を超えてスクラムした場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル高水位は、原子炉冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から、サプレッションポンプレベル水位を抑制する措置を行っても通常運転時高水位制限値以上が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。さらにそれ以上の水位では、主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点から、通常運転時高水位制限値以上でドライウエルスレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差分相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションポンプレベル低水位は、原子炉冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点からサプレッションポンプレベル低下を抑制する措置を行っても通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。また、ベント管凝縮限界値以下になった場合には、不測事態「急速減圧」に移行する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションポンプレベル水位制御（高水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションポンプレベル水位上昇を抑制する措置を行ってもサプレッションポンプレベル水位が通常運転時高水位制限値以上が継続する場合は、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は通常運転時制限値を超えている場合、脱出しえない運用

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・サブプレッションプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位-0.2mに到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル空調機を停止し、ドライウエルスブレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サブプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライウエルスブレイを作動させない。</p> <p>・サブプレッションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。</p> <p>B. サブプレッションプール水位制御（低水位）</p> <p>・サブプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。</p> <p>・サブプレッションプール水位低下を抑制する措置を行ってもサブプレッションプール水位が通常運転時低水位限界値に到達した場合は、手動スクラムする。</p> <p>・サブプレッションプール水位が、急速減圧へ移行するサブプレッションプール水位以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>・サブプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値以上でドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプ及びドライウエル換気空調系を停止し、ドライウエルスブレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サブプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライウエルスブレイを作動させない。</p> <p>・サブプレッションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。</p> <p>B. サブプレッションプール水位制御（低水位）</p> <p>・サブプレッションプール水位低下を抑制する措置を行ってもサブプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。</p>	<p>・サブプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位限界値以上でドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル冷却機を停止し、ドライウエルスブレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に格納容器代替スプレイを停止し、不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サブプレッションチェンバ水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合にはドライウエルスブレイを作動させない。</p> <p>・格納容器内水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。</p> <p>B. サブプレッションチェンバ水位制御（低水位）</p> <p>・サブプレッションチェンバ水位低下を抑制する措置を行ってもサブプレッションチェンバ水位が通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」に移行する。</p> <p>・サブプレッションチェンバ水位がベント管凝縮限界値以下で、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上を起動できた場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上の起動ができず、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上、または、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上を起動できた場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断基準値の相違 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は詳細手順を明記

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>酸素および水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、格納容器雰囲気モニタまたは格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合は原子炉水位が不明になった場合は、格納容器雰囲気モニタまたは格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合は、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合は原子炉水位が不明になった場合であって、格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定時間、格納容器雰囲気モニタの応答時間および計測誤差の余裕を見込んで濃度以上の場合は、可燃性ガス濃度制御系の運転に際しては、格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウエルスブレイまたはサブプレッションプールの運転する。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。 	<p>酸素及び水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は、格納容器雰囲気測定系又は格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を監視する。 ・主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合又は原子炉水位が不明になった場合は、格納容器雰囲気測定系により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合は、格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合は、格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように、必要に応じてドライウエルスブレイまたはサブプレッションプールの運転し、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器内の水素及び酸素濃度に応じて再循環流量及び吸込流量を調整する。 	<p>合は、ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は原子炉水位が有効燃料頂部以上維持不可能と判断した場合は、格納容器水素・酸素濃度分析系または多機能格納容器雰囲気監視系により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合は原子炉水位が不明になった場合は格納容器水素・酸素濃度分析系または多機能格納容器雰囲気監視系により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・格納容器内の水素濃度が上昇した場合、格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように、必要に応じてドライウエルスブレイまたはサブプレッションプールの運転し、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は水素が上昇している場合、可燃性ガス濃度制御系を起動する運用 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表10</p> <p>3. 二次格納容器制御 (1) 原子炉建屋制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器からの原子炉建屋への漏えいを監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <p>一次系の漏えいを示す個別警報が複数発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次系の漏えいおよび原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいに関連する警報が発生した場合 一次系の漏えいの警報および関連するパラメータで漏えいの傾向が確認された場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏えい箇所の隔離が成功した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器外で原子炉冷却材圧カバウンダリの破断が発生した場合、原子炉建屋からの退避を指示し中央制御室から速やかに漏えい箇所の特定を行い、隔離を行う。 速やかな隔離が不可能な場合は、漏えい量の低減を図るために原子炉を手動スクラムし、急速減圧を実施する。原子炉減圧完了後は原子炉を低圧で維持する。また、非常用ガス処理系を起動する。 原子炉水位は破断箇所を露出させた水位を維持し、原子炉建屋への漏えいを抑制する。 原子炉建屋環境を改善し漏えい箇所の隔離を行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から速やかに隔離操作を実施し、隔離が不可の場合は原子炉を手動スクラムする。 中央制御室から漏えい箇所の隔離ができず、給復水系、非常用炉 	<p>表10</p> <p>3. 二次格納容器制御 (1) 原子炉建屋制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器から原子炉建屋への漏えいを監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <p>下記条件が複数該当し、原子炉手動スクラムした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋放射線量が警報設定値以上の場合 原子炉建屋温度が警報設定値以上の場合 原子炉建屋内で漏えいを示す警報が発生した場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏えい箇所の隔離が成功した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器外で原子炉冷却材圧カバウンダリの破断が発生した場合、原子炉建屋からの退避を指示し中央制御室から速やかに隔離を行う。 隔離されたことが確認できない場合は、非常用ガス処理系を起動した後に原子炉を急速減圧し、原子炉冷却材の漏えい先を一次格納容器側に切り替える。 原子炉水位は高圧で注水可能な非常用炉心冷却動作水位から低圧で注水可能な非常用炉心冷却動作水位の間に維持する。 原子炉建屋環境を改善し、漏えい箇所の隔離を行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から速やかな隔離操作を実施する。 原子炉圧力容器の隔離が確認できず、原子炉隔離時冷却系又は 	<p>表10</p> <p>3. 二次格納容器制御 (1) 二次格納施設制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器から原子炉棟への漏えいを監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <p>下記条件が複数該当し、原子炉手動スクラムした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉棟放射線量が警報設定値以上の場合 原子炉棟温度が警報設定値以上の場合 原子炉棟内で漏えいを示す警報が発生した場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏えい箇所の隔離が成功した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器外で原子炉冷却材圧カバウンダリの破断が発生した場合、原子炉棟からの退避を指示し中央制御室から速やかに隔離を行う。 隔離されたことが確認できない場合は、非常用ガス処理系を起動した後に原子炉を急速減圧し、原子炉棟への漏えいを抑制する。 原子炉水位は原子炉隔離時冷却系動作水位以上で低めに維持する。 原子炉棟環境を改善し、漏えい箇所の隔離を行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から速やかな隔離操作を実施する。 原子炉圧力容器の隔離が確認できず、原子炉隔離時冷却系または 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は本手順内で手動スクラムを実施 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標値の相違であり、島根は IS-LOCA 解析の目標水位を設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な考え方の明確化

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>心冷却系、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）が起動してきた場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧後、タービンバイパスまたは主蒸気逃がし安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。 中央制御室から漏えい箇所の隔離ができず、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系のみが運転中の場合は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンバイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を低下させる場合は、原子炉注水に不要なシステムを抑制する。 破断箇所に応じて原子炉水位を維持する。 <p>C. 環境緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の環境を維持するため、非常用ガス処理系を起動し、中央制御室換気空調系を事故時運転モードに切り替える。 原子炉建屋環境を改善するため、原子炉建屋換気空調系および使用可能な原子炉建屋全室の空調機を起動する。 原子炉建屋内の溢水を処理するため、原子炉建屋内のサンプポンプの起動を確認する。 漏えい箇所の隔離が成功し、一次系の漏えいおよび原子炉建屋原子炉棟内の漏えいに関連する警報が復帰した場合は、原子炉制御「スクラム」に脱出する。 	<p>高圧代替注水系のみが運転中でない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧後、タービンバイパス弁及び主蒸気逃がし安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。 原子炉圧力容器の隔離ができず、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系のみが運転中の場合は、自動減圧系機能をも有する主蒸気逃がし安全弁若しくはタービンバイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉注水に不要なシステムを抑制し、原子炉建屋への漏えいを抑制する。 破断箇所を露出した原子炉水位とするため、高圧で注水可能な非常用炉心冷却作動水位の間に維持する。 <p>C. 原子炉建屋環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の環境を維持するため、中央制御室換気空調系を事故時運転モードに切り替え（「使用済燃料プール水位・温度制御」から導入の場合を除く。）、非常用ガス処理系を起動する。 原子炉建屋環境を改善するため、原子炉建屋・タービン建屋換気空調系を起動する。 原子炉建屋内の溢水を処理するため、原子炉建屋内の排水ポンプを起動する。 各室温度設定値以下かつ原子炉建屋放射線レベル設定値以下となり、漏えい箇所の隔離が成功した場合は、原子炉建屋制御導入前の制御に移行する。 	<p>高圧原子炉代替注水系のみが運転中でない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧後、タービンバイパス弁および主蒸気逃がし安全弁により原子炉棟への漏えいを抑制する。 原子炉圧力容器の隔離ができず、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系のみが運転中の場合は、自動減圧系機能をも有する主蒸気逃がし安全弁もしくはタービンバイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉注水に不要なシステムを抑制し、原子炉棟への漏えいを抑制する。 破断箇所の水頭圧が低い原子炉水位とするため、原子炉隔離時冷却系作動水位以上で低めに維持する。 <p>C. 原子炉棟環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の環境を維持するため、中央制御室空調換気系を事故時運転モードに切り替え（二次格納容器制御「燃料プール水位・温度制御」から導入の場合を除く。）、非常用ガス処理系を起動する。 原子炉圧力が残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下の場合は、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。 原子炉棟環境を改善するため、原子炉棟空調換気系および原子炉棟内局所冷却機を起動する。 原子炉棟内の溢水を処理するため、原子炉棟内の排水ポンプを起動する。 各室温度設定値以下かつ原子炉棟放射線レベル設定値以下となり、漏えい箇所の隔離が成功した場合は、二次格納施設制御導入前の制御に移行する。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標値の相違であり、島根は IS-LOCA 解析の目標水位を設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は IS-LOCA 時の有効性評価解析上、漏えい水温度抑制のため残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 1</p> <p>3. 二次格納容器制御 (2) 使用済燃料プール水位・温度制御</p> <p>①目的 ・使用済燃料プールの水位および水温を監視し、制御する。</p> <p>②導入条件 ・使用済燃料プール水位低警報が発生した場合 ・使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合</p> <p>③脱出条件 ・使用済燃料プール水位がオーバーフローレベル付近に維持可能かつ使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度未満の場合</p> <p>④基本的な考え方 ・使用済燃料プールの水位と使用済燃料プールに注水可能なシステムを随時把握する。 ・使用済燃料プール水温と通常運転時制限温度以下に維持可能なシステムを随時把握する。 ・二次格納容器制御「原子炉建屋制御」も並行して対応する。 ・全交流電源喪失時には、燃料プール冷却浄化系の停止による使用済燃料プールの温度上昇に引き続き使用済燃料プールの水位低下が発生するが、事象の進展は緩やかであり、原子炉制御および一次格納容器制御を優先して実施するとともに使用済燃料プールへの注水を確保する。 ・使用済燃料プール水位の低下が継続し、使用済燃料プール周辺で作業が実施できる水位を維持できない場合は、可搬型設備による使用済燃料プールのスプレイを実施する。 ・二次格納容器制御「使用済燃料プール水位・温度制御」に導入した場合は、原子炉建屋退避指示をする。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. <u>使用済燃料プール水位</u> ・使用済燃料プールへ注水可能なシステムを手動で起動する。 ・常設設備にて使用済燃料プールの水位の上昇が確認できない場合は、使用済燃料プールへ注水可能な可搬型設備を起動する。 ・使用済燃料プールの水位をオーバーフロー水位付近に維持する。 ・使用済燃料プールの水位を使用済燃料プール周辺で作業が実施できる水位以上に維持できない場合は、可搬型設備により使用済燃料プールのスプレイ系を起動する。</p>	<p>表 1 1</p> <p>3. 二次格納容器制御 (2) 使用済燃料プール水位・温度制御</p> <p>①目的 ・使用済燃料プールの水位及び水温を監視し、制御する。</p> <p>②導入条件 ・使用済燃料プール水位低警報が発生した場合 ・使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合</p> <p>③脱出条件 ・使用済燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能となった場合</p> <p>④基本的な考え方 ・使用済燃料プール水位と使用済燃料プールに注水可能なシステムを随時把握する。 ・使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持可能なシステムを随時把握する。 ・漏えい箇所が特定された場合、二次格納容器制御「原子炉建屋制御」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. <u>使用済燃料プール水位制御</u> ・使用済燃料プールへ注水可能なシステムを手動で起動する。 ・使用済燃料プールの水位を通常運転時制限水位以上に維持する。 ・使用済燃料プール周辺で作業が実施できる使用済燃料プールのクック水位以上に維持できない場合は、使用済燃料プールへ注水可能なシステムを2系統以上起動する。</p>	<p>表 1 1</p> <p>3. 二次格納容器制御 (2) <u>燃料プール水位・温度制御</u></p> <p>①目的 ・<u>燃料プールの水位および水温を監視し、制御する。</u></p> <p>②導入条件 ・<u>燃料プール水位低警報が発生した場合</u> ・<u>燃料プール水温が通常運転時制限温度以上の場合</u></p> <p>③脱出条件 ・<u>燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能かつ燃料プール水温が通常運転時制限温度以下で維持可能となった場合</u></p> <p>④基本的な考え方 ・<u>燃料プール水位と燃料プールに注水可能なシステムを随時把握する。</u> ・<u>燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持可能なシステムを随時把握する。</u> ・<u>漏えい箇所が特定された場合、二次格納容器制御「二次格納施設制御」に移行する。</u></p> <p>⑤主な監視操作内容 A. <u>燃料プール水位制御</u> ・<u>燃料プールへ注水可能なシステムを手動で起動する。</u> ・<u>燃料プールの水位を通常運転時制限水位以上に維持する。</u> ・<u>燃料プール周辺で作業が実施できる燃料プール水位以上に維持できない場合は、燃料プールへ注水可能なシステムを2系統以上起動する。なお、1系統は大量送水車による燃料プールのスプレイト</u></p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は導入条件にある燃料プール水温についても脱出条件に明記 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクラム対応時の優先順位の原則として、格納容器が破損する恐れがある場合を除き原子炉側から要求される操作を優先することとしており、本制御にのみ明記することをしない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は前文の燃料プールへ注水可能な系統に可搬型設備も含めている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>B. 使用済燃料プール水温</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールの除熱可能なシステムを自動で起動する。 ・使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持できない場合は、使用済燃料プールの除熱可能なシステムを2系統以上起動する。 ・使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度未滿に維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールの水位を下限限界制限水位以上に維持できない場合は、消防車による使用済燃料プールのスプレイを実施する。 <p>B. 使用済燃料プール水温制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール除熱可能なシステムを自動で起動する。 ・使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持できない場合は、使用済燃料プールの除熱可能なシステムを2系統以上起動する。 ・使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持する。 	<p>する。</p> <p>B. 燃料プール水温制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール除熱可能なシステムを自動で起動する。 ・燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持できない場合は、燃料プール除熱可能なシステムを2系統以上起動する。 ・燃料プール水温を燃料プールのコンクリートの長期的な健全性を確保するための制限値以下に維持する。 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、燃料プール周辺で作業が実施できる燃料プール水位以上に維持できない場合に1系統は大量送水車を使用する運用 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は保安規定第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）の値を記載

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 2</p> <p>4. 不測事態 （1）水位回復</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を回復する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が飽和温度以下の場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）の起動を行う。 原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならぬ。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が1,200℃または燃料被覆管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）および低圧代替注水系（可搬型）を起動する。 原子炉制御「反応度制御」実施中は、本制御を実施しない。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明となった場合、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部に到達した場合、原子炉水位が有効燃料頂部に到達した時刻を記録するとともに、一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を導入する。 原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系を起動する。 給復水系または非常用炉心冷却系の1系統以上を起動する。 	<p>表 1 2</p> <p>4. 不測事態 （1）水位回復</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を回復する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が飽和温度以下の場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系の起動を行う。 原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならぬ。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が1200℃又は燃料被覆管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系及び低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系を起動する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を起動する。 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも1系統以上 	<p>表 1 2</p> <p>4. 不測事態 （1）水位回復</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を回復する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）の起動を行う。 原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならぬ。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が1200℃または燃料被覆管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系、低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）を起動する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以下に低下した時刻を記録する。 原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系を起動する。 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも1系統の起動 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は原子炉を新設 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は原子炉を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は本制御（水位回復）の導入時に並行して格納容器水素

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち1系統以上を起動できない場合は、低圧原子炉注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給復水系または非常用炉心冷却系の1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で注水可能な系統の1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合または原子炉隔離時冷却系もしくは高圧代替注水系による原子炉水位の維持ができない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表1.3および表1.4も同じ。</p>	<p>の起動を試みる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧で原子炉へ注水可能で系統1系統以上の起動ができない場合、低圧代替注水系（常設）2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>B. 水位上昇中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を作動させる。 ・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、又は高圧代替注水系又は高圧代替注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表1.3及び表1.4も同じ。</p>	<p>を試みる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上の起動ができない場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上、または、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>B. 水位上昇中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動していない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統の1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統の1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系を作動させる。 ・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、または高圧原子炉代替注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表1.3および表1.4も同じ。</p>	<p>濃度制御にも導入している</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 【島根固有】 ・ 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 【女川との相違】 ・ 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 ・ 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 3</p> <p>4. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を速やかに減圧する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「水位確保」において、給復水系もしくは非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系もしくは高圧代替注水系による原子炉水位の維持ができず、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）が起動できた場合 原子炉制御「減圧冷却」において、サブレーションポンプ水温がサブレーションポンプ熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において、サブレーションポンプ圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 	<p>表 1 3</p> <p>4. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を速やかに減圧する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「水位確保」において、給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続し、低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動できた場合 原子炉制御「減圧冷却」において、サブレーションポンプ水温がサブレーションポンプ熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において、サブレーションポンプ圧力が圧力制限条件以上となった場合 	<p>表 1 3</p> <p>4. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を速やかに減圧する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「水位確保」において、給復水系、原子炉隔離時冷却系、高圧原子炉代替注水系および非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続し、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上が起動できた場合 原子炉制御「減圧冷却」において、サブレーションポンプ水温がサブレーションポンプ熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において、サブレーションポンプ圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はドライウエル設計温度を超える前にドライウエルへの
<ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部局所温度がドライウエル局所温度に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ドライウエル温度制御においてドライウエル空間部局所温度が103℃に接近した場合、又はドライウエル局所温度90℃にて手動スクラム後もドライウエル圧力が上昇して13.7kPa以上でドライウエルスプレイできない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度に接近した場合、またはドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度以上にて原子炉スクラム後もドライウエル圧力が上昇して非常用 	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御「サブプレッションプール温度制御」において、サブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 一次格納容器制御「サブプレッションプール水位制御」において、サブプレッションプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差を考慮した値以上になった場合 一次格納容器制御「サブプレッションプール水位制御」において、サブプレッションプール水位が急速減圧へ移行するサブプレッションプール水位以下になった場合 二次格納容器制御「原子炉建屋制御」において、中央制御室からの漏えい箇所隔離に失敗した場合 不測事態「水位回復」において、給復水系または非常用炉心冷却系の1系統以上の起動ができない場合かつ原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系による原子炉水位の維持ができない場合であって、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）が起動でき、原子炉隔離時冷却系機能維持最低圧力以上の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動できた場合 	<p>炉心冷却系作動圧力以上でドライウェルスプレイできない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、給復水系、非常用炉心冷却系が起動せず、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系から1系統以上</u>が起動できた場合 	<p>放出エネルギーを抑え、格納容器健全性の維持を目的として設定</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は次ページに記載 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・不測事態「水位回復」において、給復水系または非常用炉心冷却系の1系統以上を起動しても原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合</p>	<p>・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合</p> <p>・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合、又は起動しても原子炉水位が上昇しない場合</p> <p>・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合</p> <p>・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合</p> <p>・不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、1系統以上、低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動できた場合</p>	<p>・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合</p> <p>・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が起動できない場合、または起動しても原子炉水位が上昇しない場合</p> <p>・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が起動できない場合</p> <p>・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合</p> <p>・不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上が起動できた場合</p>	<p>期待していない。</p> <p>・直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は水位回復の対応を水位上昇中と水位下降中に分けていることによる導入条件の相違</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。</p> <p>・柏崎刈羽は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・女川は前ページに記載</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は圧力抑制機能喪失となるベント管凝縮限界値にて急速減圧へ移行</p>
	<p>・一次格納容器制御「サブレシヨンプール水位制御」において、サブレシヨンプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差を考慮した値以上になった場合</p> <p>・一次格納容器制御「サブレシヨンプール水位制御」において、サブレシヨンプール水位が通常運転時低水位制限以下になった場合又はSRVテールパイプ制限禁止領域の場合</p> <p>・一次格納容器制御「サブレシヨンプール温度制御」において、サブレシヨンプール水温がサブレシヨンプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合</p> <p>・二次格納容器制御「原子炉建屋制御」において、漏えい箇所の速やかな隔離に失敗した場合</p>	<p>・一次格納容器制御「サブレシヨンプール水位制御」において、サブレシヨンプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差を考慮した値以上になった場合</p> <p>・一次格納容器制御「サブレシヨンプール水位制御」において、サブレシヨンプール水位がベント管凝縮限界値以下になった場合</p> <p>・一次格納容器制御「サブレシヨンプール温度制御」において、サブレシヨンプール水温がサブレシヨンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合</p> <p>・二次格納容器制御「二次格納施設制御」において、漏えい箇所の速やかな隔離に失敗した場合</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力低下必要時に自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。または、自動減圧機能有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 主蒸気逃がし安全弁が「急速減圧」時必要弁数開放できない場合は、タービンバイパス弁および原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要がある。 急速減圧中に原子炉へ注水可能な系統が喪失した場合は、急速減圧操作を中断し、原子炉へ注水可能な系統を再起動する。 	<p>タービンバイパス弁を使用する場合で、主蒸気隔離弁の隔離条件を解除する場合は、緊急時対策本部との協議により実施する。</p> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力低下必要時に自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。又は、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、復水器又は原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要がある。 急速減圧実施中に原子炉へ注水可能な系統が喪失した場合は、急速減圧操作を中断し、原子炉へ注水可能な系統を再起動する。 	<p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力低下必要時に、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放する。 主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、復水器または原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要がある。 急速減圧実施中に原子炉へ注水可能な系統が喪失した場合は、急速減圧操作を中断し、原子炉へ注水可能な系統を再起動する。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【島根固有】</p>
<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、非常炉心冷却系、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放できない場合は、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数以上開放する。 原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と主復水器により減圧する。 主蒸気隔離弁が開できなければ、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉水位が判明している場合は、不測事態「急速減圧」の導入 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上又は低圧代替注水系（常設）2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動していること、又はその状態が維持されていることを確認する。 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数以上開放する。 原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 主蒸気隔離弁が開できなければ、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉水位が判明している場合は、不測事態「急速減圧」の導入 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系から1系統以上が作動していること、またはその状態が維持されていることを確認する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数以上開放する。 タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 主蒸気隔離弁が開できなければ、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉水位が判明した場合は、不測事態「急速減圧」の導入前の 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【島根固有】</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

島根原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	備考
<p>制御に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」および二次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 	<p>前の制御へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p>前の制御へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 4</p> <p>4. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」、「水位確保」および「減圧冷却」、一次格納容器制御「格納容器圧力制御」ならびに不測事態「水位回復」、「急速減圧」において、原子炉水位が不明になった場合 原子炉制御「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、未挿入制御棒が1本以下まで挿入された場合 一次格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位不明時に、給復水系、高压炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系もしくは低圧注水系または低圧代替注水系(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)、低圧代替注水系(可搬型)、代替循環冷却系、低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)、ろ過水系)を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 	<p>表 1 4</p> <p>4. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の全ての制御において、原子炉水位が不明になった場合 原子炉制御「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、又はドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位不明時に、給復水系、非常用炉心冷却系、又は低圧代替注水系(常設)、低圧代替注水系(可搬型)、消火系を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 	<p>表 1 4</p> <p>4. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の全ての制御において、原子炉水位が不明になった場合 原子炉制御「反応度制御」水位不明を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 一次格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、またはドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位不明時に、給復水系、非常用炉心冷却系、または低圧代替注水系(常設)、低圧代替注水系(可搬型)、復水輸送系、消火系を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件を明記 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系(常設)とし、島根は低圧原子炉代替注水系(常設)を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・原子炉注水操作は、原子炉圧力とサブプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。</p> <p>・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、急速減圧を実施する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系が作動しない場合は、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動後、急速減圧を実施する。 	<p>・原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、2系統以上を作動させ、原子炉圧力とサブプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。</p> <p>・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位不明時刻を記録する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が作動しない場合は、低圧代替注水系（常設）2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上を作動させ、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>・原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、1系統以上を作動させ、原子炉圧力とサブプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。</p> <p>・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位不明時刻を記録する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上を作動させ、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>・直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・急速減圧は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を優先し、それ以外の主蒸気逃がし安全弁と合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。なお、「急速減圧」時必要最小弁数以上は開放する。</p> <p>B. 満水注入</p> <p>・急速減圧完了後、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放可能な場合、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。</p> <p>・主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できない場合は、給復水系、高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）または制御棒駆動水圧系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉冷却系および原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けて原子炉の減圧を継続する。</p>	<p>B. 満水注入</p> <p>・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が2弁以上開放、「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。</p> <p>・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が2弁も開放できない場合は、復水系、高圧炉心注水系、低圧注水系、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系又は制御棒駆動水圧系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けることにより原子炉を減圧する。</p>	<p>B. 満水注入</p> <p>・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放、「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合は、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁ならびに原子炉隔離時冷却系および原子炉浄化系の隔離弁を全閉し、「満水注入」を行う。</p> <p>・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できない場合は、給復水系、高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系、低圧代替注水系（可搬型）、復水輸送系、制御棒駆動水圧系、消火系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁ならびに原子炉隔離時冷却系および原子炉浄化系の隔離弁を開けることにより、原子炉を減圧する。</p>	<p>低圧注水設備として期待していない。</p> <p>・直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は急速減圧を表13の急速減圧で実施</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・主蒸気逃がし安全弁の容量の違いに伴う弁数の相違</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は満水注入の実施条件として水位計復旧操作からの条件も明記</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。</p> <p>・直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統により注水流量調整および、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用適正弁数に操作して原子炉を加圧し、原子炉を開放して原子炉圧力をサブプレッショナル圧力の差を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 原子炉圧力とサブプレッショナル圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力とサブプレッショナル圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、他の代替確認方法にて満水を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか2系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 原子炉圧力がサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、他の代替確認方法にて満水を確認する。 ・ 他の代替確認方法によっても原子炉圧力容器満水が確認できない場合には、主蒸気逃がし安全弁を8弁開とし、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系を起動し原子炉水位をできるだけ上昇させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか1系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブプレッショナル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開しても、原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、他の代替確認方法にて満水を確認する。 ・ 他の代替確認方法によっても原子炉圧力容器満水が確認できない場合には、主蒸気逃がし安全弁を6弁開とし、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、制御棒駆動注水系、消火系を起動し、原子炉水位をできるだけ上昇させる。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気逃がし安全弁の容量の違いに伴う弁数の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>C. 水位計復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力がサブレシジョンプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。 原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。 原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。 最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。 	<p>C. 水位計復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力がサブレシジョンプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。 原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。 原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。 原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。 最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。 	<p>C. 水位計復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力がサブレシジョンチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。 原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。 原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。 原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。 最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」に移行する。原子炉水位が判明しない場合は、「満水注入」に移行する。 	<p>子炉代替注水系（常設）を新設</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉水位計の復旧操作を明記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 5</p> <p>5. 電源制御 (1) 電源回復</p> <p>①目的 ・交流電源および直流電源の供給を回復し維持する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、直流電源が喪失した場合 ・原子炉制御「スクラム」において、起動用変圧器から所内電源を受電した場合</p> <p>③脱出条件 ・起動用変圧器から所内電源を受電した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・非常用ディーゼル発電機[※]の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。 ・非常用交流電源喪失が長期化する場合には常設125V直流電源および常設代替直流電源（125V代替蓄電池および250V蓄電池）機能維持のため、直流負荷の切り離しを行う。 ・直流電源喪失時は、可搬型計測器にて中央制御室で計器毎に確認する。 ※：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系のディーゼル発電機をいう。以下、本表において同じ。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 非常用交流高圧電源確保 ・非常用ディーゼル発電機の運転状態を確認する。 ・運転している非常用ディーゼル発電機に対応する原子炉補機冷却海水系の運転状態を確認する。当該原子炉補機冷却海水系の運転不可の場合は、常設代替交流電源設備を起動し、非常用ディーゼル発電機を停止する。 ・非常用ディーゼル発電機からの受電ができない場合、予備変圧器より受電する。予備変圧器からの受電ができない場合は常設代替交流電源設備より受電し、常設代替交流電源設備からの受電もできない場合は、号炉間等より受電する。 ・非常用交流高圧電源母線2系統喪失となった場合、常設代替交流電源設備より受電する。 ・非常用交流高圧電源母線2系統喪失となった場合であって、常設代替交流電源設備から受電できた非常用交流高圧電源母線が1系統である場合、直流250V充電器を受電した交流高圧電源母</p>	<p>表 1 5</p> <p>5. 電源制御 (1) 交流／直流電源供給回復</p> <p>①目的 ・交流電源および直流電源の供給を回復し、維持する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、所内電源が喪失した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・非常用ディーゼル発電機の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 非常用ディーゼル発電機 ・非常用ディーゼル発電機の状況を随時把握する。 ・原子炉補機海水系および高圧炉心スプレィ補機海水系の運転状態を随時把握し、非常用ディーゼル発電機の冷却が継続可能であることを確認する。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は本制御にて復旧・維持操作を実施するため脱出条件なし 【女川との相違】 ・女川は電源設備およびフロア構成が異なるため、全般的に記載の相違はあるが、喪失した電源に対して代替電源を使用することおよび復旧操作をすることの主な内容に相違なし</p>
<p>表 1 5</p> <p>5. 電源制御 (1) 交流／直流電源供給回復</p> <p>①目的 ・交流電源及び直流電源の供給を回復し、維持する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、所内電源が喪失した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・非常用ディーゼル発電機の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 非常用ディーゼル発電機 ・非常用ディーゼル発電機の状況を随時把握する。 ・原子炉補機冷却海水系の運転状態を随時把握し、非常用ディーゼル発電機の冷却が継続可能であることを確認する。</p>	<p>表 1 5</p> <p>5. 電源制御 (1) 交流／直流電源供給回復</p> <p>①目的 ・交流電源および直流電源の供給を回復し、維持する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、所内電源が喪失した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・非常用ディーゼル発電機の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 非常用ディーゼル発電機 ・非常用ディーゼル発電機の状況を随時把握する。 ・原子炉補機海水系および高圧炉心スプレィ補機海水系の運転状態を随時把握し、非常用ディーゼル発電機の冷却が継続可能であることを確認する。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は本制御にて復旧・維持操作を実施するため脱出条件なし 【女川との相違】 ・女川は電源設備およびフロア構成が異なるため、全般的に記載の相違はあるが、喪失した電源に対して代替電源を使用することおよび復旧操作をすることの主な内容に相違なし</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>線側へ切り替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用交流高圧電源母線2系統喪失となった場合であって、2系統とも常設代替交流電源設備から受電できなかつた場合、直流駆動低圧注水系の系統構成、発電機水素ガス放出ならびに直流250V電源確保および直流125V電源確保を行うとともに、号炉間等からの受電を実施する。 ・非常用交流高圧電源母線の号炉間等からの受電ができなかつた場合、可搬型代替交流電源設備より受電する。 ・給電設備容量に応じた設備復旧を行う。常設代替交流電源設備から受電している場合は、受電後1時間および24時間にて常設代替交流電源設備の負荷抑制を実施する。 <p>B. 直流電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機および常設代替交流電源設備から直流電源A系およびB系への給電ができない場合、1時間後および8時間後までに負荷の切り離しによる負荷抑制を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全交流電源喪失となった場合は、代替熱交換器車接続の要請・準備、及び原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を起動し原子炉圧力容器への注水を確保する。サブレシジョンプール圧力が310kPa以上となった場合は、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベントにより格納容器ベントを実施する。 <p>B. 電源構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した電路を構成し、電源供給を回復させる。 <p>C. 給電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備による電源供給を回復させる。 <p>D. 直流電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備の状況を随時把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全交流電源喪失となった場合は、<u>可搬型設備による冷却水供給要請</u>、および原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系を起動し原子炉圧力容器への注水を確保する。全交流電源喪失が継続し格納容器ベント基準に到達した場合は、<u>格納容器フィルタベント系または耐圧強化ベントにより格納容器ベントを実施する。</u> <p>B. FLSR, RHAR 電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の起動に失敗し高圧・低圧注水機能喪失となった場合には、<u>常設代替交流電源設備により代替所内電気設備を受電し、低圧原子炉代替注水系（常設）および残留熱代替除去系による原子炉注水に必要な設備の電源を確保する。</u> <p>C. 受電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した電路を構成し、電源供給を回復させる。 <p>D. 給電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備による電源供給を回復させる。 <p>E. 直流電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備の状況を随時把握する。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は有効性評価「高圧・低圧注水機能喪失」事象等における電源確保操作を反映

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・直流電源 A 系および B 系が喪失または枯渇した場合は、常設代替直流電源設備より給電する。 ・直流電源 A 系および B 系が喪失または枯渇し、常設代替直流電源設備より給電している場合であって、G 母線の受電ができない場合は、8 時間後に負荷抑制を実施する。また、代替直流電源用切替盤への電源車接続を実施し、常設代替直流電源設備の充電器へ給電する。 <p>C. 直流 250V 電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機水素ガスの放出の完了または、直流電源 A 系および B 系が喪失した場合は負荷抑制を実施する。 	<p>E. 直流電源回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した電路を構成し、電源供給を回復させる。 <p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設電源設備又は非常用電源設備の復旧状況に応じ、継続して電源供給可能な設備に切替える。 <p>電源制御に関しては、「③脱出条件」はない。</p>	<p>F. 直流電源回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した電路を構成し、電源供給を回復させる。 <p>G. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設電源設備または非常用電源設備の復旧状況に応じ、継続して電源供給可能な設備に切り替える。 <p>電源制御に関しては、「③脱出条件」はない。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																								
<p>参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：02位置</p> <p>(2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値： 3%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(3) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値： 40%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(4) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限値： レベル1+1,000mm</p> <p>(5) 中性子束振動発生防止値：20%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(6) 原子炉水位インタローック：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1121 2178 1608 2683"> <thead> <tr> <th>原子炉水位インタローック</th> <th>水位計</th> <th>狭帯域</th> <th>広帯域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L-8 (+1470mm)</td> <td>T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCICトリップ HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-3 (+310mm)</td> <td>PCIS動作 SGTS A(B)起動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-2 (-970mm)</td> <td>MSIV全閉 RLR(A,B)トリップ HPCS起動 RCIC起動 HPCS D/G起動 MSFレン弁全閉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-1 (-3660mm)</td> <td>LPCS起動 RHR(A,B,C)起動 D/G(A,B)起動</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原子炉水位インタローック	水位計	狭帯域	広帯域	L-8 (+1470mm)	T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCICトリップ HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ			L-3 (+310mm)	PCIS動作 SGTS A(B)起動			L-2 (-970mm)	MSIV全閉 RLR(A,B)トリップ HPCS起動 RCIC起動 HPCS D/G起動 MSFレン弁全閉			L-1 (-3660mm)	LPCS起動 RHR(A,B,C)起動 D/G(A,B)起動			<p>参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：16ステップ</p> <p>(2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値： 3%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(3) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値： 60%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(4) 中性子束振動発生防止値：20%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(5) 原子炉水位インタローック：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1104 1377 1724 1902"> <thead> <tr> <th>原子炉水位インタローック</th> <th>狭帯域</th> <th>広帯域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L-8 (1650mm)</td> <td>T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF(B,C)注入弁閉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-3 (610mm)</td> <td>PCIS動作 RIP(A,F,D,J)トリップ SGTS(A,B)起動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-2 (-590mm)</td> <td>RCIC起動 RIP(B,E,H,G,K)トリップ CUW隔離 ARI動作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-1.5 (-2040mm)</td> <td>MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF(B,C)起動 D/G(B,C)起動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-1 (-2880mm)</td> <td>LPFL(A,B,C)起動 D/G(A)起動 CAMS起動 SA-ADSタイマ作動 ADSタイマ作動許可</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原子炉水位インタローック	狭帯域	広帯域	L-8 (1650mm)	T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF(B,C)注入弁閉		L-3 (610mm)	PCIS動作 RIP(A,F,D,J)トリップ SGTS(A,B)起動		L-2 (-590mm)	RCIC起動 RIP(B,E,H,G,K)トリップ CUW隔離 ARI動作		L-1.5 (-2040mm)	MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF(B,C)起動 D/G(B,C)起動		L-1 (-2880mm)	LPFL(A,B,C)起動 D/G(A)起動 CAMS起動 SA-ADSタイマ作動 ADSタイマ作動許可		<p>2号炉</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：02位置</p> <p>(2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値： 3%（平均出力領域計装）</p> <p>(3) 中性子束振動発生防止値：20%（平均出力領域計装）</p> <p>(4) 原子炉水位インタローック：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1104 626 1730 1071"> <thead> <tr> <th>原子炉水位インタローック</th> <th>狭帯域</th> <th>広帯域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L-8 (132cm)</td> <td>RFPトリップ 主タービントリップ HPCS注水弁閉 RCICトリップ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-3 (16cm)</td> <td>スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-2 (-112cm)</td> <td>MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-1H (-261cm)</td> <td>HPCS起動 HPCS-DEG起動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L-1 (-381cm)</td> <td>RHR起動 LPCS起動 DEG起動 ADS作動条件 AMI自動減圧作動条件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原子炉水位インタローック	狭帯域	広帯域	L-8 (132cm)	RFPトリップ 主タービントリップ HPCS注水弁閉 RCICトリップ		L-3 (16cm)	スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉		L-2 (-112cm)	MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作		L-1H (-261cm)	HPCS起動 HPCS-DEG起動		L-1 (-381cm)	RHR起動 LPCS起動 DEG起動 ADS作動条件 AMI自動減圧作動条件		<p>備考</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はタービンバイパス弁容量が大きいため、原子炉が隔離状態でなければ原子炉出力の高低にかかわらず格納容器への蒸気流出は起こらないため目標水位として設定していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は（5）に記載 設備の相違 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は（4）に記載
原子炉水位インタローック	水位計	狭帯域	広帯域																																																								
L-8 (+1470mm)	T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCICトリップ HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ																																																										
L-3 (+310mm)	PCIS動作 SGTS A(B)起動																																																										
L-2 (-970mm)	MSIV全閉 RLR(A,B)トリップ HPCS起動 RCIC起動 HPCS D/G起動 MSFレン弁全閉																																																										
L-1 (-3660mm)	LPCS起動 RHR(A,B,C)起動 D/G(A,B)起動																																																										
原子炉水位インタローック	狭帯域	広帯域																																																									
L-8 (1650mm)	T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF(B,C)注入弁閉																																																										
L-3 (610mm)	PCIS動作 RIP(A,F,D,J)トリップ SGTS(A,B)起動																																																										
L-2 (-590mm)	RCIC起動 RIP(B,E,H,G,K)トリップ CUW隔離 ARI動作																																																										
L-1.5 (-2040mm)	MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF(B,C)起動 D/G(B,C)起動																																																										
L-1 (-2880mm)	LPFL(A,B,C)起動 D/G(A)起動 CAMS起動 SA-ADSタイマ作動 ADSタイマ作動許可																																																										
原子炉水位インタローック	狭帯域	広帯域																																																									
L-8 (132cm)	RFPトリップ 主タービントリップ HPCS注水弁閉 RCICトリップ																																																										
L-3 (16cm)	スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉																																																										
L-2 (-112cm)	MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作																																																										
L-1H (-261cm)	HPCS起動 HPCS-DEG起動																																																										
L-1 (-381cm)	RHR起動 LPCS起動 DEG起動 ADS作動条件 AMI自動減圧作動条件																																																										
		<p>(5) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限値： 低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位+50cm</p>																																																									

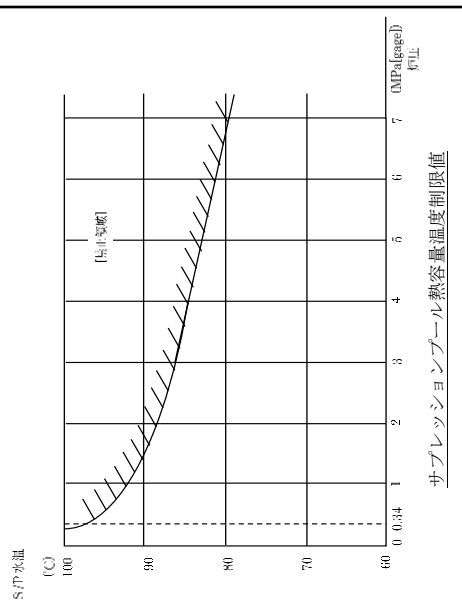
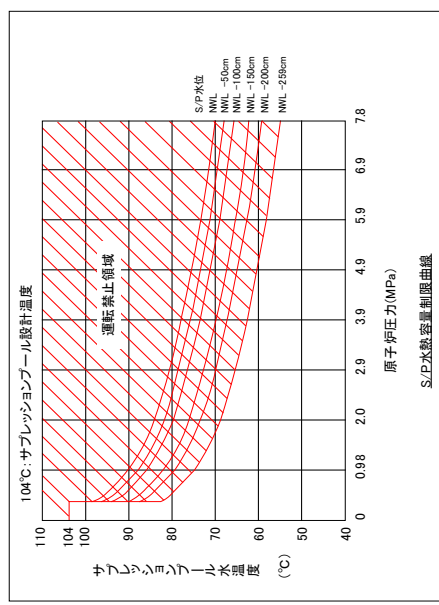
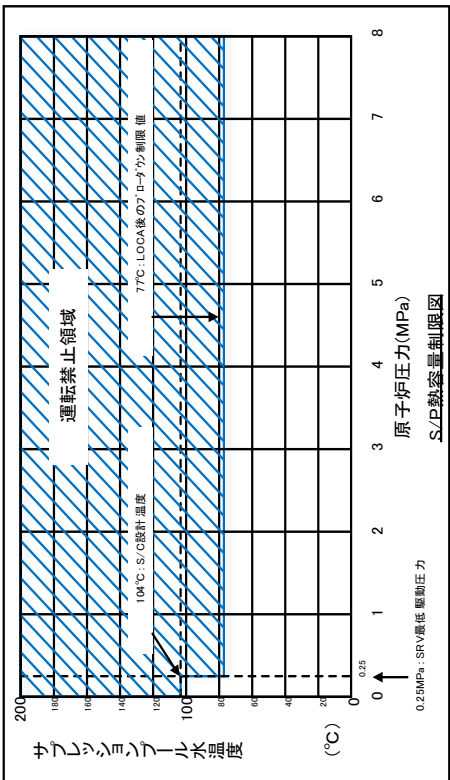
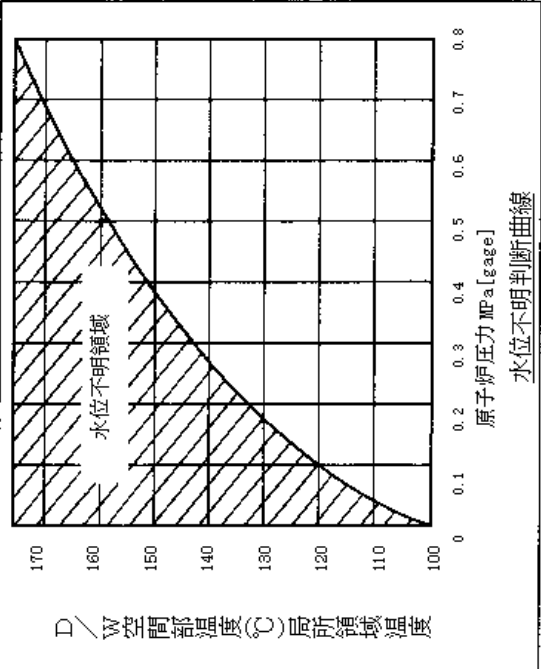
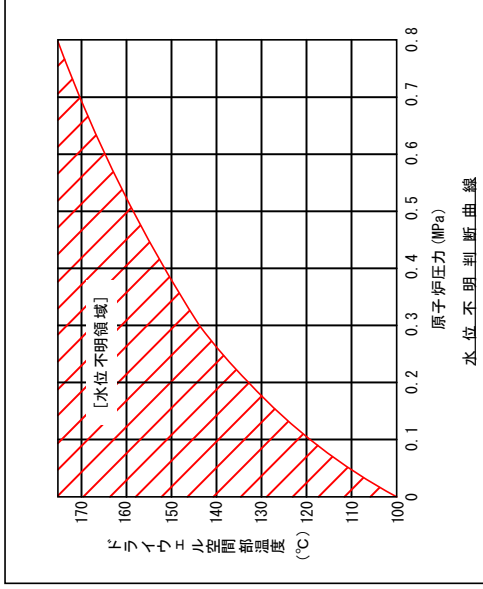
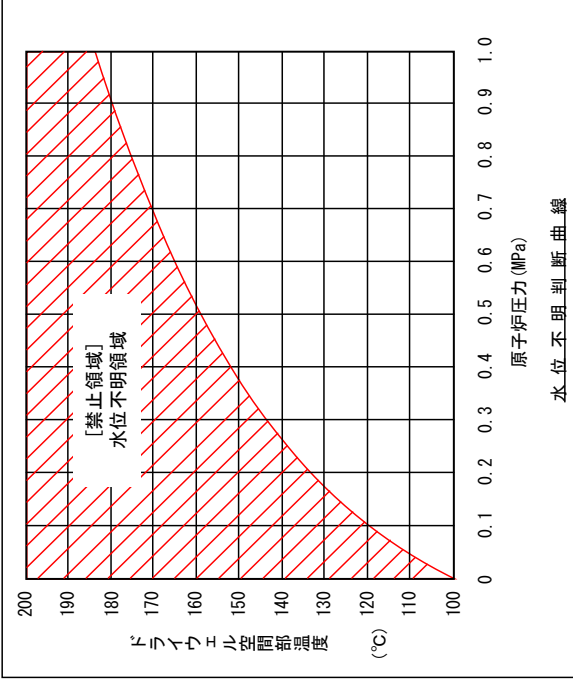
島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載差異、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉																																																																
(7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：2弁 (8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり	(6) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：3弁 (7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：3弁 (8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり	(6) 「反応度制御」原子炉減圧操作時必要弁数：2弁 (7) 「反応度制御」水位不明時操作時必要弁数：1弁 (8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開いている主蒸気 逃がし安全弁の数</th> <th>炉心冠水最低圧力 MPa[gage]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2</td><td>9.26</td></tr> <tr><td>3</td><td>6.14</td></tr> <tr><td>4</td><td>4.58</td></tr> <tr><td>5</td><td>3.65</td></tr> <tr><td>6</td><td>3.02</td></tr> <tr><td>7</td><td>2.58</td></tr> <tr><td>8</td><td>2.24</td></tr> <tr><td>9</td><td>1.98</td></tr> <tr><td>10</td><td>1.78</td></tr> <tr><td>11</td><td>1.60</td></tr> </tbody> </table>	開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa[gage]	2	9.26	3	6.14	4	4.58	5	3.65	6	3.02	7	2.58	8	2.24	9	1.98	10	1.78	11	1.60	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開いているSRVの個数</th> <th>炉心冠水最低圧力(MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>5.77</td></tr> <tr><td>4</td><td>4.31</td></tr> <tr><td>5</td><td>3.42</td></tr> <tr><td>6</td><td>2.83</td></tr> <tr><td>7</td><td>2.41</td></tr> <tr><td>8</td><td>2.10</td></tr> <tr><td>9</td><td>1.86</td></tr> <tr><td>10</td><td>1.67</td></tr> <tr><td>11</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>12</td><td>1.38</td></tr> <tr><td>13</td><td>1.26</td></tr> <tr><td>14</td><td>1.16</td></tr> <tr><td>15</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>16</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>17</td><td>0.95</td></tr> <tr><td>18</td><td>0.89</td></tr> </tbody> </table> <p>ATWS + 水位不明時の炉心冠水最低圧力</p>	開いているSRVの個数	炉心冠水最低圧力(MPa)	3	5.77	4	4.31	5	3.42	6	2.83	7	2.41	8	2.10	9	1.86	10	1.67	11	1.50	12	1.38	13	1.26	14	1.16	15	1.08	16	1.00	17	0.95	18	0.89	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開いている主蒸気 逃がし安全弁の数</th> <th>炉心冠水最低圧力 MPa [gage]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>2</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>1</td><td>2.1</td></tr> </tbody> </table> <p>A TWS + 水位不明時の炉心冠水最低圧力</p>	開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa [gage]	3	0.5	2	0.8	1	2.1
開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa[gage]																																																																	
2	9.26																																																																	
3	6.14																																																																	
4	4.58																																																																	
5	3.65																																																																	
6	3.02																																																																	
7	2.58																																																																	
8	2.24																																																																	
9	1.98																																																																	
10	1.78																																																																	
11	1.60																																																																	
開いているSRVの個数	炉心冠水最低圧力(MPa)																																																																	
3	5.77																																																																	
4	4.31																																																																	
5	3.42																																																																	
6	2.83																																																																	
7	2.41																																																																	
8	2.10																																																																	
9	1.86																																																																	
10	1.67																																																																	
11	1.50																																																																	
12	1.38																																																																	
13	1.26																																																																	
14	1.16																																																																	
15	1.08																																																																	
16	1.00																																																																	
17	0.95																																																																	
18	0.89																																																																	
開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa [gage]																																																																	
3	0.5																																																																	
2	0.8																																																																	
1	2.1																																																																	
(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり	(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり	(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり																																																																
107																																																																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉
<p>(10) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり</p> 	<p>(10) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり</p> 	<p>(10) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり</p> 
<p>(11) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力： 1.04MPa [gage] 以下</p> <p>(12) 格納容器設計圧力：0.486MPa [abs]</p> <p>(13) ドライウエルスプレイ起動圧力：0.199MPa [abs]</p> <p>(14) 「急速減圧」時必要最小弁数：2弁</p> <p>(15) 温度高警報設定点：66℃</p> <p>(16) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90℃</p> <p>(17) 水位不明判断曲線：下図のとおり</p>	<p>(11) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力： 0.8MPa [gage] 以下</p> <p>(12) 格納容器圧力制限値：0.279MPa [gage]</p> <p>(13) ドライウエルスプレイ起動圧力：0.098MPa [gage]</p> <p>(14) 「急速減圧」時必要最小弁数：2弁</p> <p>(15) 温度高警報設定点：65℃</p> <p>(16) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90℃</p> <p>(17) 水位不明判断曲線：下図のとおり</p>	<p>(11) 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力： 力：0.88MPa [gage] 以下</p> <p>(12) 格納容器圧力制限値：0.384MPa [gage]</p> <p>(13) 「格納容器圧力制御」外部注水制限値：サプレッション チェンバ通常水位+1.29m</p> <p>(14) ドライウエルスプレイ起動圧力：98kPa [gage]</p> <p>(15) 「急速減圧」時必要最小弁数：1弁</p> <p>(16) ドライウエル冷却機入口ガス温度高警報設定点：60℃</p> <p>(17) ドライウエル局所温度高警報設定点：65℃</p> <p>(18) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90℃</p> <p>(19) 水位不明判断曲線：下図のとおり</p>
		
<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は表5で引用しているため記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根はドライウエル冷却機入口ガス温度高警報設定点を参考に明記</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(18) 通常運転時制限温度（サブプレッションプール水温）： 32℃</p> <p>(19) 温度高警報設定点（サブプレッションプール空間部温度）：49℃</p> <p>(20) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差等を考慮した値：サブプレッションプール底部より+5.50m</p> <p>(21) 格納容器ベント最高水位：サブプレッションプール底部より+25.2m</p> <p>(22) 急速減圧へ移行するサブプレッションプール水位：-40cm</p> <p>(23) 水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気モニタの応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.2%</p>	<p>(18) サプレッションプールの起動温度：49℃</p> <p>(19) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差等を考慮した値：+12.7m</p> <p>(20) 格納容器ベント最高水位：+27.2m</p> <p>(21) ベント管凝縮限界値：-259cm</p> <p>(22) 水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.4%</p> <p>(23) 水素濃度及び酸素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.3%及び4.6%</p>	<p>(20) サプレッションチェンバーストレイ起動温度：49℃</p> <p>(21) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：サブプレッションチェンバ底部より+4.9m</p> <p>(22) 格納容器ベント最高水位：サブプレッションチェンバ底部より+26.2m</p> <p>(23) ベント管凝縮限界値：サブプレッションチェンバ通常水位-35.6cm</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は参考に明記 設備の相違
<p>(24) ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり</p>	<p>(24) ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり</p>	<p>(24) ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表9に記載の通り、島根は水素が上昇している場合、可燃性ガス濃度制御系を起動する運用としていることから読み替える濃度が無い。 設備の相違

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載位置、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
br/>
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	備考
(25) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力： 177kPa[gage]	(25) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：0.105 MPa[gage]	(25) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力： 0.206MPa[abs]	(25) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力： 0.6MPa[gage]
(26) 「急速減圧」時必要弁数：6弁	(26) 「急速減圧」時必要弁数：8弁	(26) 「急速減圧」時必要弁数：6弁	(26) 「急速減圧」時必要弁数：6弁
(27) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.6MPa[gage]	(27) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.4MPa[gage]	(27) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.6MPa[gage]	(27) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.6MPa[gage]
(28) 原子炉圧力容器満水確認適用適正弁数：4弁	(28) 原子炉圧力容器満水確認適用適正弁数：3弁	(28) 原子炉圧力容器満水確認適用適正弁数：3弁	(28) 原子炉圧力容器満水確認適用適正弁数：4弁
(29) 原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数：1弁	(29) 原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数：2弁	(29) 原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数：1弁	(29) 原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数：1弁
(30) 原子炉圧力容器水位計測定範囲	(30) 原子炉圧力容器水位計測定範囲	(30) 原子炉圧力容器水位計測定範囲	(30) 原子炉圧力容器水位計測定範囲
(31) 原子炉圧力制御ブ레이크ポイント	(31) 原子炉圧力制御ブ레이크ポイント	(31) 原子炉圧力制御ブ레이크ポイント	(31) 原子炉圧力制御ブ레이크ポイント

(31) 原子炉圧力制御ブ레이크ポイント

圧力 (MPa)	対象項目	意味
8.62	最高使用圧力	
8.13~8.34	安全弁機能設定圧力	圧力バウンダリー保護
7.58~7.78	過熱弁機能設定圧力	SRV開に伴う水位・出力の変動
7.41	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を抑制し、且つS/Pの温度上昇を抑えるためPRTRトリップ及びARRの動作。	
7.34	圧力高スクラム設定値	原子炉圧力が上昇すると、炉内ポッドが減少し正の圧応度が入力されるため、燃料棒挿け機構が異常圧状態を感知して、そのための原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。
6.76 (主蒸気圧力)	TBV100%開	6.55MPaで設定されたEHC圧力によるTBVの最大圧力
6.65 (主蒸気圧力)	TBV0%開	TBVの最小圧力 (EHC圧力設定による制御)
5.03	LPCS, RHR注入弁開	LOCA信号+弁差圧4.90MPaで自動開
0.88	RHR停止弁冷却隔離弁開許可	SDC運転許可
0.46	急速減圧完了	0.46MPaまたはD.W圧力0.03MPa以下
0.343	RCC蒸気入口弁開	RCCトリップ
0.25	SRV最低駆動圧力	SRV開維持に必要な最小圧力

(31) 原子炉圧力制御ブ레이크ポイント

圧力 (MPa)	対象項目	意味
7.92~8.19	安全弁機能設定圧力	圧力バウンダリー保護
7.91~7.95	過熱弁機能設定圧力	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を抑制し、且つS/Pの温度上昇を抑えるためPRTRトリップ及びARRの動作。
7.48	過熱弁機能設定圧力	SRV開に伴う水位・出力の変動
7.34	圧力高スクラム設定値	原子炉圧力が上昇すると、炉内ポッドが減少し正の圧応度が入力されるため、燃料棒挿け機構が異常圧状態を感知して、そのための原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。
6.7	TBV100%開	TBVの最大圧力 (EHC圧力設定による制御)
6.62	TBV0%開	TBVの最小圧力 (EHC圧力設定による制御)
5.98	過熱弁機能設定圧力	HPC圧力保護
3.06	LPCS注入弁開許可	LOCA信号+弁差圧4.90MPaで自動開
2.16	LPCS注入弁開	LPCS注入弁開許可
0.88	RHR停止弁冷却隔離弁開許可	RHR停止弁冷却隔離弁開許可
0.34	SRV最低駆動圧力	SRV開維持に必要な最小圧力

(31) 原子炉圧力制御ブ레이크ポイント

圧力 (MPa)	対象項目	意味
7.79~8.31	安全弁機能設定圧力	圧力バウンダリー保護
7.57~7.58	過熱弁機能設定圧力	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を抑制し、且つS/Pの温度上昇を抑えるためPRTRトリップ及びARRの動作。
7.316	過熱弁機能設定圧力	SRV開に伴う水位・出力の変動
7.22	圧力高スクラム設定値	原子炉圧力が上昇すると、炉内ポッドが減少し正の圧応度が入力されるため、燃料棒挿け機構が異常圧状態を感知して、そのための原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。
4.11	TBV100%開	TBVの最大圧力 (EHC圧力設定による制御)
1.01	RCC蒸気入口弁開	RCCトリップ
0.34	SRV最低駆動圧力	SRV開維持に必要な最小圧力

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
u003cspan style="color: red;">●：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)

(32) 原子炉水位制御ブ레이크ポイント

原子炉水位 (cm)	対象項目	意味
132 (L-8)	RFBトリップ 主タービントリップ HPCS注入弁閉 ROCDトリップ	原子炉水位異常上昇を防止し、タービンの過度のキャリーオーバーへの流入及び生蒸気管への炉水流入を防止。
97 (L-7)	原子炉水位高(ANN)	過度なキャリーオーバーにならないよう警報を発生。
83 (MWL)	通常運転水位	運転時の通常水位
69 (L-4)	原子炉水位低(ANN)	過度なキャリーアンダーにならないよう警報を発生。
58 (L-4L)	PLRVンバック	自動スクラム
16 (L-3)	スクラム SGT起動 CUM保護 格納容器隔離弁閉	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止する為、MSIVを閉止し、タービンを停止させ、格納容器隔離弁を閉止して炉水を維持する。また、SGT起動時に炉水を維持する。CUM保護は、格納容器隔離弁閉時に発生する。
-112 (L-2)	MSIV閉 PLRVトリップ ROCD起動 ARI作動	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止する為、MSIVを閉止し、タービンを停止させ、格納容器隔離弁を閉止して炉水を維持する。また、SGT起動時に炉水を維持する。CUM保護は、格納容器隔離弁閉時に発生する。
-261 (L-1H)	HPCS起動 HPCS-DEG起動	ECCS系の起動により原子炉水位の低下を即える。
-381 (L-1)	RFB起動 LOC抑制 ASDの起動 ASDの動作条件 AM自動運転作動条件	LOCA時にECCSが作動する際に時間的余裕が十分あり、炉心が炉水維持されて冷却が十分確保できる水位とする。
-427 (TAF)	有効燃料頂部	燃料貯水による十分な冷却機能の喪失
-612 (BAF-50%)	燃料下層上50%	燃料被覆管ハーフオレオン開始温度

(33) 原子炉出力制御ブ레이크ポイント

出力 (%)	対象項目	意味
120	APRM高	自動スクラム
100	TBVのキャビティ	TBV操作によって制御できる最大出力
15	APRMセトダウン高	モードスイッチが駆動ポジションにあるときのスクラム

(34) 格納容器圧力制御ブ레이크ポイント

圧力 (MPa-Eng)	対象項目	意味
1000	指示計フルスケール	
853	POV最高圧力	2P4
427	POV最高使用圧力	
384	POV圧力制限値	POV代替スプレイを実施し、格納容器を減圧するとともに「原子炉満水」操作を実施する。
334	POV代替スプレイ停止	384Pa〜334Paで間次運転を実施する。
245	設計基準事故時の最高圧力	POVトリップ発生後、圧力制限条件を適用する。
245	圧力抑制、圧力制限条件	POVトリップ発生後、圧力制限条件を適用する。
177	FCS設計圧力	FCSプロロゲーション圧力にトリップする。
98	POVスプレイ	圧力上昇が継続する場合、D/Wスプレイ及びUS/PSスプレイを実施する。
13.7	スクラム設定値	原子炉自動スクラム、ECCS作動
10.4	RPS系 D/W圧力高設定値	
8.63	NGO系 D/W圧力高設定値	
5.2	通常運転圧力	
0.686	RPS系 D/W圧力低設定値	

(32) 原子炉水位制御ブ레이크ポイント

原子炉水位 (cm)	対象項目	意味
1650 (L-8)	タービントリップ 格納容器隔離弁閉 HPCS注入弁閉 ROCD起動	ROCD、HPCS系運転時に原子炉水位異常上昇を防止し、タービンに過度のキャリーオーバーへの流入及び生蒸気管への炉水流入を防止。
1200 (L-7)	原子炉水位高(ANN)	過度なキャリーオーバーにならないよう警報を発生。
1180 (MWL)	通常運転水位	運転時の通常水位
1070 (L-4)	原子炉水位低(ANN)	過度なキャリーアンダーにならないよう警報を発生。
610 (L-3)	原子炉スクラム PCIS保護 SGTS起動	自動スクラム
-590 (L-2)	ROCD起動 ARI作動 CUM保護	各給水系統時にROCDが起動すれば、1Hに達しない、代替制御移行手段としてARI作動
-2040 (L-1.5)	HPCI起動 D/C(B)の起動	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止する為、MSIVを閉止するとともにECCS系の起動により原子炉水位の低下を即える。
-2880 (L-1)	LPT起動 LPT作動 ASDタイ作動	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止する為、MSIVを閉止するとともにECCS系の起動により原子炉水位の低下を即える。
-3100 (TAF)	有効燃料頂部	燃料貯水による十分な冷却機能の喪失
-6150 (BAF-50%)	燃料下層上50%	燃料被覆管ハーフオレオン開始温度 (815℃)

(33) 原子炉出力制御ブ레이크ポイント

出力 (%)	対象項目	意味
120	APRM高	自動スクラム
83	100%出力時の最大流量	格納容器圧力制御による減出力
40	100%出力時の自然循環流量	格納容器圧力制御による減出力
35	TBVのキャビティ	TBV操作によって制御できる最大出力
15	APRMセトダウン高	モードスイッチが駆動ポジションにあるときのスクラム

(34) 格納容器圧力制御ブ레이크ポイント

圧力 (MPa-Eng)	対象項目	意味
900	POV最高圧力制限値	POV操作圧力
600 (500Pa abs)	中間指示計フルスケール	
310	POV最高使用圧力	緊急時停炉を伴った減出力、格納容器減圧による減出力、格納容器減圧による減出力、格納容器減圧による減出力
279	POV圧力制限	緊急時停炉を伴った減出力、格納容器減圧による減出力、格納容器減圧による減出力
200	設計基準事故時の最高圧力	POVトリップ発生後、圧力制限条件を適用する。
180 (210kPa abs)	圧力抑制、圧力制限条件	POVトリップ発生後、圧力制限条件を適用する。
100	FCS設計圧力	FCSプロロゲーション圧力にトリップする。
98	スクラム設定値	原子炉自動スクラム、ECCS作動
13.7	スクラム設定値	原子炉自動スクラム、ECCS作動
8.5	ASDのW/E圧力高設定値	
5.2	通常運転圧力	
0.7	D/W圧力低設定値	

(32) 原子炉水位制御ブ레이크ポイント

水位 (cm)	対象項目	意味
1470 (L-9)	タービントリップ、HPCS注入隔離弁閉 タービントリップ	タービンへのキャリーオーバーへの流入を防止し、タービンに過度のキャリーオーバーへの流入及び生蒸気管への炉水流入を防止。
1110 (L-7)	原子炉水位高	過度なキャリーオーバーにならないよう警報を発生。
980 (MWL)	通常運転水位	運転時の通常水位
800 (L-4)	原子炉水位低	過度なキャリーアンダーにならないよう警報を発生。
310 (L-3)	原子炉スクラム SGTS起動 PCIS保護	自動スクラム
-970 (L-2)	MSIV閉 HPCS、HPCS 36、ROCD起動 ARI作動	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止する為、MSIVを閉止し、タービンを停止させ、格納容器隔離弁を閉止して炉水を維持する。また、SGT起動時に炉水を維持する。CUM保護は、格納容器隔離弁閉時に発生する。
-3960 (L-1)	ASDタイ作動 (1200%) ASDタイ作動	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止する為、MSIVを閉止するとともにECCS系の起動により原子炉水位の低下を即える。
-6150 (L-1)	有効燃料頂部	燃料貯水による十分な冷却機能の喪失
-1220 (L-0)	(燃料)におけるECCSスプレイ実施開始基準	安全対策上、炉心冷却が十分に行える水位
-2960 (L-0) (燃料)	急停止水位	炉心温度により炉水発生量の増加を抑制することから急減速が必要となる水位
-3102 (L-0) (燃料)	有効燃料頂部	

(33) 原子炉出力制御ブ레이크ポイント

出力 (%)	対象項目	意味
120	APRM高	自動スクラム
83	100%出力時の最大流量	格納容器圧力制御による減出力
40	100%出力時の自然循環流量	格納容器圧力制御による減出力
35	TBVのキャビティ	TBV操作によって制御できる最大出力
15	APRMセトダウン高	モードスイッチが駆動ポジションにあるときのスクラム

(34) 格納容器圧力制御ブ레이크ポイント

圧力 (MPa-Eng)	対象項目	意味
900	POV最高圧力制限値	POV操作圧力
600 (500Pa abs)	中間指示計フルスケール	
310	POV最高使用圧力	緊急時停炉を伴った減出力、格納容器減圧による減出力、格納容器減圧による減出力
279	POV圧力制限	緊急時停炉を伴った減出力、格納容器減圧による減出力、格納容器減圧による減出力
200	設計基準事故時の最高圧力	POVトリップ発生後、圧力制限条件を適用する。
180 (210kPa abs)	圧力抑制、圧力制限条件	POVトリップ発生後、圧力制限条件を適用する。
100	FCS設計圧力	FCSプロロゲーション圧力にトリップする。
98	スクラム設定値	原子炉自動スクラム、ECCS作動
13.7	スクラム設定値	原子炉自動スクラム、ECCS作動
8.5	ASDのW/E圧力高設定値	
5.2	通常運転圧力	
0.7	D/W圧力低設定値	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																										
<p>(35) D/W温度制御ブ레이크ポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">D/W温度制御ブ레이크ポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>171</td> <td>D/W設計温度</td> <td>水也不明原因種の確認 ・原子炉プール水抜</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>D/W設計温度</td> <td>急速減圧実施</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>D/W設計温度</td> <td>緊急減圧</td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・急速減圧</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・PCV代替スプレイ停止</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC入口温度</td> </tr> </tbody> </table>	D/W温度制御ブ레이크ポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	171	D/W設計温度	水也不明原因種の確認 ・原子炉プール水抜	103	D/W設計温度	急速減圧実施	90	D/W設計温度	緊急減圧	66	D/W設計温度	・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)	60	D/W設計温度	・急速減圧	57	D/W設計温度	・PCV代替スプレイ停止	49	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止	35	D/W設計温度	・DWC入口温度	<p>(35) D/W温度制御ブ레이크ポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">D/W温度制御ブ레이크ポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200</td> <td>D/W設計温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>171</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・PCV代替スプレイ停止</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・急速減圧 ・PCV代替スプレイ停止</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC追加起動</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC入口温度</td> </tr> </tbody> </table>	D/W温度制御ブ레이크ポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	200	D/W設計温度		171	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)	150	D/W設計温度	・PCV代替スプレイ停止	90	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ停止	65	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止	60	D/W設計温度	・DWC追加起動	49	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止	35	D/W設計温度	・DWC入口温度	<p>(35) D/W温度制御ブ레이크ポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">D/W温度制御ブ레이크ポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200</td> <td>D/W設計温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>171</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・PCV代替スプレイ停止</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・急速減圧 ・PCV代替スプレイ停止</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC追加起動</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・DWC入口温度</td> </tr> </tbody> </table>	D/W温度制御ブ레이크ポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	200	D/W設計温度		171	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)	150	D/W設計温度	・PCV代替スプレイ停止	90	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ停止	65	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止	60	D/W設計温度	・DWC追加起動	49	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止	35	D/W設計温度	・DWC入口温度	<p>・設備の相違</p>
D/W温度制御ブ레이크ポイント																																																																																													
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																											
171	D/W設計温度	水也不明原因種の確認 ・原子炉プール水抜																																																																																											
103	D/W設計温度	急速減圧実施																																																																																											
90	D/W設計温度	緊急減圧																																																																																											
66	D/W設計温度	・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)																																																																																											
60	D/W設計温度	・急速減圧																																																																																											
57	D/W設計温度	・PCV代替スプレイ停止																																																																																											
49	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止																																																																																											
35	D/W設計温度	・DWC入口温度																																																																																											
D/W温度制御ブ레이크ポイント																																																																																													
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																											
200	D/W設計温度																																																																																												
171	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)																																																																																											
150	D/W設計温度	・PCV代替スプレイ停止																																																																																											
90	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ停止																																																																																											
65	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止																																																																																											
60	D/W設計温度	・DWC追加起動																																																																																											
49	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止																																																																																											
35	D/W設計温度	・DWC入口温度																																																																																											
D/W温度制御ブ레이크ポイント																																																																																													
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																											
200	D/W設計温度																																																																																												
171	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウェル注水(D/Wヘッド雰囲気171°C)																																																																																											
150	D/W設計温度	・PCV代替スプレイ停止																																																																																											
90	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ停止																																																																																											
65	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止																																																																																											
60	D/W設計温度	・DWC追加起動																																																																																											
49	D/W設計温度	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、過剰停止																																																																																											
35	D/W設計温度	・DWC入口温度																																																																																											
<p>(36) S/P温度制御ブ레이크ポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P温度制御ブ레이크ポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>104</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>EGCS系の最高使用温度</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>LOCA時S/P水溫上限</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>RGC長時運転保障</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>S/Pスプレイ起動温度</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>S/P通常運転転回温度</td> </tr> </tbody> </table>	S/P温度制御ブ레이크ポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	104	S/P最高使用温度		100	S/P最高使用温度	EGCS系の最高使用温度	77	S/P最高使用温度	LOCA時S/P水溫上限	60	S/P最高使用温度	RGC長時運転保障	49	S/P最高使用温度	S/Pスプレイ起動温度	49	S/P最高使用温度	高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)	35	S/P最高使用温度	S/P通常運転転回温度	<p>(36) S/P温度制御ブ레이크ポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P温度制御ブ레이크ポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>104</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>EGCS系の最高使用温度</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>LOCA時S/P水溫上限</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>RGC長時運転保障</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>S/Pスプレイ起動温度</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>S/P通常運転転回温度</td> </tr> </tbody> </table>	S/P温度制御ブ레이크ポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	104	S/P最高使用温度		100	S/P最高使用温度	EGCS系の最高使用温度	77	S/P最高使用温度	LOCA時S/P水溫上限	60	S/P最高使用温度	RGC長時運転保障	49	S/P最高使用温度	S/Pスプレイ起動温度	49	S/P最高使用温度	高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)	35	S/P最高使用温度	S/P通常運転転回温度	<p>(36) S/P温度制御ブ레이크ポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P温度制御ブ레이크ポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>104</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>EGCS系の最高使用温度</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>LOCA時S/P水溫上限</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>RGC長時運転保障</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>S/Pスプレイ起動温度</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>S/P最高使用温度</td> <td>S/P通常運転転回温度</td> </tr> </tbody> </table>	S/P温度制御ブ레이크ポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	104	S/P最高使用温度		100	S/P最高使用温度	EGCS系の最高使用温度	77	S/P最高使用温度	LOCA時S/P水溫上限	60	S/P最高使用温度	RGC長時運転保障	49	S/P最高使用温度	S/Pスプレイ起動温度	49	S/P最高使用温度	高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)	35	S/P最高使用温度	S/P通常運転転回温度										
S/P温度制御ブ레이크ポイント																																																																																													
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																											
104	S/P最高使用温度																																																																																												
100	S/P最高使用温度	EGCS系の最高使用温度																																																																																											
77	S/P最高使用温度	LOCA時S/P水溫上限																																																																																											
60	S/P最高使用温度	RGC長時運転保障																																																																																											
49	S/P最高使用温度	S/Pスプレイ起動温度																																																																																											
49	S/P最高使用温度	高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)																																																																																											
35	S/P最高使用温度	S/P通常運転転回温度																																																																																											
S/P温度制御ブ레이크ポイント																																																																																													
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																											
104	S/P最高使用温度																																																																																												
100	S/P最高使用温度	EGCS系の最高使用温度																																																																																											
77	S/P最高使用温度	LOCA時S/P水溫上限																																																																																											
60	S/P最高使用温度	RGC長時運転保障																																																																																											
49	S/P最高使用温度	S/Pスプレイ起動温度																																																																																											
49	S/P最高使用温度	高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)																																																																																											
35	S/P最高使用温度	S/P通常運転転回温度																																																																																											
S/P温度制御ブ레이크ポイント																																																																																													
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																											
104	S/P最高使用温度																																																																																												
100	S/P最高使用温度	EGCS系の最高使用温度																																																																																											
77	S/P最高使用温度	LOCA時S/P水溫上限																																																																																											
60	S/P最高使用温度	RGC長時運転保障																																																																																											
49	S/P最高使用温度	S/Pスプレイ起動温度																																																																																											
49	S/P最高使用温度	高温待機運転中のS/P水高温度 (スクラム制御温度)																																																																																											
35	S/P最高使用温度	S/P通常運転転回温度																																																																																											

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：設備整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根原発前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付1-2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害 および有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 および第17条の5関連）</p> <p>火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス 対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 防災課長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) 防災課長は、火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。 (3) 防災課長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火管理者および防火管理者を置く。 b. 初期消火要員 通報連絡責任者、現場責任者、現場指揮者、消火担当、消防車隊による初期消火要員として、10名以上を発電所に常駐させる。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害 及び有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 及び第17条の5関連）</p> <p>火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス 対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、各GMは、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 防災安全GMは、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) 防災安全GMは、火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災安全GMは、火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条（原子力防災組織）に定める必要な要員を配置する。 (3) 防災安全GMは、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 ア. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防火管理者を置く。 イ. 消火要員 運転員、消防車隊による消火要員として、10名以上を発電所に常駐させる。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害 および有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 および第17条の5関連）</p> <p>火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス 対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 課長（保修管理）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、保修部長の承認、所長の承認を得る。また、各課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 課長（保修管理）は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) 課長（技術）は、火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 課長（技術）は、火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条（原子力防災組織）に定める必要な要員を配置する。 (3) 課長（保修管理）は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 ア. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防火管理者を置く。 イ. 消火要員 連絡責任者、運転員、自衛消防隊長、消防チームによる消火要員として、10名以上を発電所に常駐させる。</p>	<p>TS-46 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時および有毒ガス発生時の体制の整備について</p> <p>TS-58 原子力防災体制の運用強化について ・島根は、課長（技術）は重大事故等発生時の体制について定めた「緊急時の措置要領」を、課長（保修管理）は「火災防護計画」を作成することとしている。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>防災課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>b. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(a) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(b) 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードにより、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(c) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検に係る教育訓練</p> <p>(d) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の</p>	<p>ウ. 自衛消防組織</p> <p>(ア) 火災による人的又は又は物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防組織に設置する。</p> <p>(イ) 自衛消防組織は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長を配置するとともに、自衛消防組織を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(ウ) 統括管理者は、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>防災安全GMIは、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(イ) 外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転により、建屋内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(ウ) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検に係る教育訓練</p> <p>(エ) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災</p>	<p>ウ. 自衛消防組織</p> <p>(ア) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防組織に設置する。</p> <p>(イ) 自衛消防組織は、9つの班および自衛消防隊で構成され、各班および自衛消防隊には、責任者である班長および自衛消防隊長を配置するとともに、自衛消防組織を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(ウ) 統括管理者は、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>課長（保修管理）は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防チームに対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>ア. 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(イ) 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施により、建物内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(ウ) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検に係る教育訓練</p> <p>(エ) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること</p>	<p>・島根においても、統括管理者を設置している。統括管理者については、TS-46「火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然発生時、その他自然災害発生時および有毒ガス発生時の体制の整備について」P.84 参照</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>火災防護に関する教育訓練</p> <p>c. 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>防災課長は、自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>発電管理課長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>防災課長は、初期消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消</p>	<p>防護に関する教育訓練</p> <p>ウ. 火災が発生した場合の消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 防災安全GMは、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各GMは、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災安全GMは、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>ア. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p>イ. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ. 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の2つ</p>	<p>等の火災防護に関する教育訓練</p> <p>ウ. 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>課長（保修管理）は、自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防チームに対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>課長（第一発電）は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>課長（保修管理）は、消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防チームに対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 課長（保修管理）は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（保修管理）は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>ア. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>イ. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ. 重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および</p>	<p>・島根の初期消火の体制については、TS-58「原子力防災体制の運用強化について」P.49 参照</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：勘定変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>d. その他の原子炉施設については、消防火法、建築基準法、日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>e. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>発電課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>e. 格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>発電課長は、原子炉の起動中および原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火</p>	<p>の深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>工. その他の原子炉施設については、消防火法、建築基準法、日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>オ. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 消火活動</p> <p>各GMは、火災発生現場の確認及び中央制御室への連絡並びに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>イ. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室及び必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>ウ. 消火設備のうち、自動ガス消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域又は火災区画からの退避警報、自動ガス消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、自動ガス消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>エ. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>オ. 格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>当直長は、原子炉の起動中及び原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火器等</p>	<p>び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>工. その他の原子炉施設については、消防火法、建築基準法、一般社団法人日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>オ. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 課長（保修管理）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 消火活動</p> <p>各課長または当直長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>イ. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>ウ. 消火設備のうち、自動起動による全域ガス消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報および全域ガス消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、全域ガス消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施およびプラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>エ. 消火設備のうち、手動起動による全域ガス消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に全域ガス消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況およびプラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>オ. 格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>当直長は、原子炉の起動中および冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火器等による</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>器等による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作等を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 発電課長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感じ、火災を確認した場合、常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>発電課長は、換気空調設備の運転状態の確認、換気空調設備の追加起動または切替え等を実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>固定式消火設備による消火後、自衛消防隊が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉を開放、換気空調系、可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>i. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>防災課長は、屋内消火栓用の水源である消火水槽には最大放水量 62.4m³ および消火タンクには最大放水量 31.2m³ に対して、十分な水量を確保する。また、屋外消火栓用の水源である屋外消火系消火タンクには最大放水量 84.0m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>j. 防火帯の維持・管理</p>	<p>による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認及び必要な運転操作等を実施する。</p> <p>カ. 単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(ア) 当直長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感じ、火災を確認した場合、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>キ. 水素濃度検知器が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直長は、換気空調設備の運転状態の確認及び換気空調設備の追加起動や切替え等を実施する。</p> <p>ク. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>固定式消火設備による消火後、消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉を開放、換気空調系、可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>ケ. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>当直長は、水源であるろ過タンクには、最大放水量 360m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>コ. 防火帯の維持・管理</p>	<p>消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作等を実施する。</p> <p>カ. 単一故障も想定した中央制御室または補助盤室盤内における火災発生時の対応（中央制御室または補助盤室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(ア) 当直長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感じ、火災を確認した場合、常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。また、補助盤室盤内の高感度煙検出設備により火災を感じ、火災を確認した場合は、全域ガス消火設備による消火を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>キ. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の追加起動や切替え等を実施する。</p> <p>ク. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>全域ガス消火設備による消火後、消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉の開放、換気空調設備および可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>ケ. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>課長（保管理）は、水源である補助消火水槽および44m盤消火タンクには、最大放水量 120m³、45m盤消火タンクおよび50m盤消火タンクには、最大放水量 84m³ ならびにサイトバンク建物消火タンクには、最大放水量 31.2m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>コ. 防火帯の維持・管理</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽および女川では、中央制御室に制御盤を配置しているが、島根では、中央制御室と補助盤室に分散して制御盤を配置しており、補助盤室に対しても中央制御室と同等の運用を実施 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽では、ろ過水タンクにて屋外消火栓および屋内消火栓による放水に必要な水量を確保する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>防災課長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>k. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>発電課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードによる建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</u></p> <p>l. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>発電課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードによる建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</u></p> <p>m. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p><u>放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</u></p> <p>n. 油貯蔵設備の運用</p> <p><u>防災課長は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</u></p> <p>o. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各課長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>p. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p><u>防災課長は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持ち込みと保管）および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</u></p> <p>q. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各課長は、火災区域または火災区画において、溶接等</p>	<p>防災安全GMは、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>サ. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止及び換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</u></p> <p>シ. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</u></p> <p>ス. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p><u>放射線安全GMは、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</u></p> <p>セ. 油貯蔵設備の運用</p> <p><u>当直長は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</u></p> <p>ソ. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各GMは、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>タ. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p><u>保全総括GMは、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器及び点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持ち込みと保管）及び重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</u></p> <p>チ. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各GMは、火災区域又は火災区画において、溶接等の火</p>	<p><u>課長（保修管理）は、防火帯の維持・管理を実施する。</u></p> <p>サ. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施による建物内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</u></p> <p>シ. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施による建物内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</u></p> <p>ス. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p><u>課長（放射線管理）は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</u></p> <p>セ. 油貯蔵設備の運用</p> <p><u>課長（保修管理）は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</u></p> <p>ソ. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各課長および当直長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>タ. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p><u>課長（保修管理）は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持ち込みと保管）ならびに重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</u></p> <p>また、火災感知器を設置しない火災区域または火災区画については、可燃物を持ち込まない管理を実施する。</p> <p>チ. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各課長は、火災区域または火災区画において、溶接等</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、火災感知器を設置しない火災区域または火災区画

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根更新前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>r. 延焼防止</p> <p>防災課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>s. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>t. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各課長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>u. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>防災課長は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>v. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>w. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 内部火災影響評価</p> <p>各課長は、設備改造等を行う場合、都度、防災課長へ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>ツ. 延焼防止</p> <p>防災安全GMは、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設及び植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>テ. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各GMは、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ト. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各GMは、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ナ. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>原子炉安全GMは、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ニ. 施設管理、点検</p> <p>各GMは、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>ヌ. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 内部火災影響評価</p> <p>各GMは、設備改造等を行う場合、都度、技術計画GMへ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備および監視人の配置等を実施する。</p> <p>ツ. 延焼防止</p> <p>課長（保修管理）は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>テ. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長または当直長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>ト. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に報告する。</p> <p>ナ. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>課長（保修管理）は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ニ. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>ヌ. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 内部火災影響評価</p> <p>各課長は、設備改造等を行う場合、都度、課長（保修管理）へ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>は、可燃物を持ち込まない運用とする。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>防災課長</u>は、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止および冷温停止を達成し維持できていることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p><u>防災課長</u>は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>防災課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>防災課長</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>発電管理課長</u>に報告する。<u>発電管理課長</u>は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>技術計画GM</u>は、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び冷温停止を達成し維持できていることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(イ) 外部火災影響評価</p> <p><u>技術計画GM</u>は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないこと及び火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>防災安全GM</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>防災安全GM</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長</u>に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>課長（保修管理）</u>は、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止および冷温停止を達成し維持できていることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(イ) 外部火災影響評価</p> <p><u>課長（保修管理）</u>は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>課長（保修管理）</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>課長（保修管理）</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する</u>。<u>発電部長</u>は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する</u>。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 内部溢水</p> <p>防災課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(a) 発電課長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水およびその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(b) 発電課長は、燃料プール冷却浄化系または燃料プール補給水系が機能喪失した場合、残留熱除去系</p>	<p>2. 内部溢水</p> <p>技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 発電GM及び技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(ア) 当直長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水及びその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(イ) 当直長は、燃料プール冷却浄化系やサブプレッショ</p>	<p>2. 内部溢水</p> <p>課長（技術）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（保修技術）は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（第一発電）および課長（保修技術）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(ア) 各課長または当直長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水およびその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(イ) 当直長は、燃料プール冷却系や燃料プール補給水系が機能喪失した場合、残留熱除去系による燃料プ</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、地下水位低下設備により地下水位の上昇を抑制し、溢水防護区画を内包する建物内へ伝

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>よる使用済燃料プールの注水および冷却の措置を行う。</p> <p>b. 運転時間実績管理 防災課長は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としてしている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>c. 水密扉の閉止状態の管理 発電課長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 屋外タンクの水量の管理 防災課長は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要な屋外タンク（再生純水タンク、No.1サブレッシュヨンプル水貯蔵タンク、2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽、2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽、2号硫酸計量槽、3号各種薬液貯蔵および移送系硫酸貯槽、3号各種薬液貯蔵および移送系苛性ソーダ貯槽）の水量を常時管理する。</p> <p>e. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 排水誘導経路に対する管理 発電課長は、排水を期待する設備等の状態監視を行う。また、防災課長は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p>	<p>による使用済燃料プールの注水及び冷却の措置を行う。</p> <p>イ. 運転時間実績管理 技術計画GMは、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としてしている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>ウ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各GMは、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 屋外タンクの片側運用の管理 当直長は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、ろ過タンク及び純水タンクを常時一基隔離し、片側運用とする。</p> <p>オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各GMは、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ. 蒸気漏えいに対する管理 当直長は、原子炉建屋内における所内蒸気系漏えいによる影響の発生を防止するための管理を行う。</p> <p>キ. 排水誘導経路に対する管理 当直長は、排水を期待する設備の状態監視を行う。また、技術計画GMは、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p>	<p>一. 注水および冷却の措置を行う。</p> <p>イ. 運転時間実績管理 課長（保修技術）は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としてしている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>ウ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長または当直長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 屋外タンクの運用の管理 各課長または当直長は、防護すべき設備が設置される建物等へ溢水が流入することを防ぐため、1号処理水受入タンク、1号補助サージタンク、3号代替注水槽、3号地上式淡水タンク（A）（B）および3号補助消火水槽（A）（B）を空運用とする。また、1号復水貯蔵タンクの保有水量を500m³、2号復水貯蔵タンク、2号補助復水貯蔵タンクおよび2号トーラス水受入タンクの保有水量を1800m³、3号復水貯蔵タンクおよび3号補助復水貯蔵タンクの保有水量を1600m³に制限する。</p> <p>オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長または当直長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ. 蒸気漏えいに対する管理 各課長は、原子炉建屋内における所内蒸気系漏えいによる影響の発生を防止するための管理を行う。</p> <p>キ. 排水誘導経路に対する管理 当直長は、排水を期待する設備の状態監視を行う。また、課長（保修技術）は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p> <p>ク. 排水作業に関する手順</p>	<p>播しない設計として いるため、地下水水位の上昇を溢水発生と捉えて、地下水水位低 下設備を内部溢水に 紐付けており、また 復旧用可搬ポンプユ ニットの運用を踏ま えて、各課長を記載 している。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、屋外タンクの常時一基隔離による片側運用を実施していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、蒸気漏えいに対する対策および管理を実施 <p>【柏崎刈羽との相違】</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>g. 定事検停止時等における運用管理 防災課長は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>h. 施設管理、点検 (a) 各課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(b) 各課長は、浸水防護設備を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 防災課長は、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>j. B、Cクラス機器運用管理 各課長は、地震起因による溢水において、溢水源となる機器のうち運用によって溢水を考慮しない機器（CRD自動交換機制御室、ISIおよびPCV L/T室、脱衣エリア、下足エリア、女性更衣室エリアおよび女性用脱衣手洗いエリアの各ファンユニット）について、常時、系統運用を停止し、隔離（水抜き）する。</p> <p>k. 排水手順 各課長は、溢水発生後、滞留区画等の排水作業を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p>	<p>ク. 定事検停止時等における運用管理 原子炉安全GMは、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ケ. 施設管理、点検 (ア) 各GMは、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(イ) 各GMは、浸水防護設備を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>コ. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 技術計画GMは、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各GMは、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p>	<p>当直または各課長は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業を行う。</p> <p>ケ. 定期事業者検査停止時等における運用管理 課長（保修技術）は、定期事業者検査停止時等の作業に伴う防護すべき設備の不待機、扉の開放、堰の取り外し等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>コ. 施設管理、点検 (ア) 各課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(イ) 各課長は、浸水防護設備を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>サ. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 課長（保修技術）は、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p>	<p>・島根では、溢水発生後の排水作業を明確化</p> <p>【女川との相違】 ・島根で運用管理するのは屋外タンクのみであり、前段（工、屋外タンクの運用の管理）に記載</p> <p>【女川との相違】 ・島根では、前段（ク、排水作業に関する手順）に記載</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(2) 技術計画GMIは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7. 有毒ガス</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 防災課長は、有毒ガス発生時における運転・対処要員のうち初動対応を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>7. 有毒ガス</p> <p>技術計画GMは、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員のうち初動対応を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備</p> <p>各GMは、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>7. 有毒ガス</p> <p>課長（技術）は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、技術部長の承認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（放射線管理）は、全所員に対して、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（放射線管理）は、運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）および有に随伴・立会する者（以下「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>TS-88 有毒ガス発生時および新たな有毒化学物質確認時における対応について</p>

【島根固有】

- ・島根2号炉では、可動源に対する防護対象として運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（有毒ガス発生時の初動対応要員＋緊急時対策所内で指示を行う要員）、立会人および終息活動要員を設定する

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）および発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対して、(b) 項および(c) 項の実施により、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 防災課長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍における新たな有毒化学物質の有無を確認し、新たな固定源または可動源を評価対象として特定した場合には、有毒ガスが発生したことを想定して吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課長は、可動源の輸送ルートについて、運転員および緊急時対策所内で指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p>	<p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 技術計画GMIは、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(ア) 各GMIは、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）及び発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に対して、(イ) 項及び(ウ) 項の実施により、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(イ) 化学管理GMIは、発電所敷地内における新たな有毒化学物質の有無を確認し、技術計画GMIは中央制御室等から半径10km近傍における新たな有毒化学物質の有無を確認する。化学管理GMIは、発電所敷地内における新たな固定源又は可動源を評価対象として特定した場合、技術計画GMIに連絡する。技術計画GMIは、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(ウ) 各GMIは可動源の輸送ルートについて、運転員及び緊急時対策所内で指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p> <p>イ. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p>	<p>る。</p> <p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（放射線管理）は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ) 項、(ウ) 項およびウ 項の実施により、重大事故等に対処する要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(イ) 課長（放射線管理）は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍における新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要なら有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(ウ) 各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>イ. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(ア) 当直長および各課長は、可動源に対して、立会人の随</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉では、可動源に対して防護対策を実施。また、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉では、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉では、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉では、可動源に対して防護対策を実施

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(a) 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(ア) 各GMは、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調換気系および緊急時対策換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(イ) 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>ウ. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待するため、施設管理計画に基づき適切に軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>・島根2号炉では、可動源に対して防護対策を実施</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根2号炉では、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
添付1-3 重大事故等および大規模損壊対応に係る 実施基準 （第17条の7および第17条の8関連）	添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る 実施基準 （第17条の7及び第17条の8関連）	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る 実施基準 （第17条の7および第17条の8関連）	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合は大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合もしくは発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表1から表19に定める。なお、自主対策設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、品質マネジメント文書に定める。</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力部長は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に定める。</p> <p>a. 原子炉主任技術者は、警戒対策本部または緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）において、独立性を確保し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>b. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>c. 原子炉主任技術者は、夜間および休日（平日の勤務時間間帯以外）に重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>d. 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア（女川町または石巻市）に2号炉の原子炉主任技術者または代行者1名を待機させる。</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表1から表19に定める。なお、自主対策設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、マニュアルに定める。</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力運営管理部長は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に定める。</p> <p>ア. 原子炉主任技術者は、緊急時対策本部において、独立性を確保し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（所長を含む。）へ指示を行い、緊急時対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ. 原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間間帯以外）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ. 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア（柏崎市又は刈羽村）に7号炉の原子炉主任技術者又は代行者1名を待機させる。</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合は大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合もしくは発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表1から表19に定める。なお、自主対策設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、手順書に定める。</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 電源事業本部長（原子力管理）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者の選任・解任および職務等に関する運用手順書」に定める。</p> <p>ア. 原子炉主任技術者は、緊急時対策本部において、独立性を確保し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（所長を含む。）へ指示を行い、緊急時対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ. 原子炉主任技術者は、夜間および休日（平日の勤務時間間帯以外）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ. 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに緊急時対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア（松江市）に原子炉主任技術者または代行者1名を配置する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表1から表19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、次の1. 1(1) a.の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力部長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 a. 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者を品質マネジメント文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (a) 所長は、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急体制を発令し、重大事故等対策要員の非常召集および通報連絡を行い、第108条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。</p>	<p>オ. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 防災安全GMは、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各GMは、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項及び表1から表19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、次の1. 1(1)ア.の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力運営管理部長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備 ア. 防災安全GMは、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者をマニュアルに定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (ア) 所長は、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災態勢を発令し、緊急時対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、第108条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。</p>	<p>オ. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 課長（技術）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、技術部長の承認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表1から表19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、次の1. 1(1)ア.の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 電源事業本部長（原子力管理）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 ア. 課長（技術）は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者を手順書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (ア) 所長は、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急時体制を発令し、重大事故等に対処する要員の非常召集および通報連絡を行い、第107条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は既存の類似条文（第17条の2）と合わせ、確認行為について記載するとともに第17条関連の計画の承認者を所長としている。 <p>・ TS-58 原子力防災体制の運用強化について</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条整備の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 所長は、発電所対策本部長として、発電所対策本部の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である発電所対策本部長が不在の場合は、あらかじめ定められた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>(c) 発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、専門性および経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>(d) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班ならびに運転員の機能を明確にするとともに、各班には、役割に応じた対策の実施および事故対処に係る現場作業等の責任を有する班長ならびに発電課長を配置する。</p> <p>(e) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、または上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。発電課長が欠けた場合は、発電課長代務者が中央制御室へ到着するまでの間、運転管理にあたる発電副課長が代務にあたることをあらかじめ定める。</p> <p>(f) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、速やかに緊急体制を発令するとともに原子力部長へ報告する。</p> <p>(g) 実施組織は、発電管理班および保修班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p>	<p>(イ) 所長は、緊急時対策本部長として、緊急時対策本部の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である緊急時対策本部長が不在の場合に備え、副原子力防災管理者の中からあらかじめ定められた順位で代行者を指定する。</p> <p>(ウ) 緊急時対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、専門性及び経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>(エ) 重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班並びに当直の機能を明確にするとともに、責任者として配下の各班の監督責任を有する統括、対策の実施責任を有する班長及び当直副長を配置する。</p> <p>(オ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、統括及び班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>(カ) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、速やかに原子力防災態勢を発令するとともに原子力運営管理部長へ報告する。</p> <p>(キ) 実施組織は、号機統括を配置し、号機班、当直、復旧班、自衛消防隊により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>a. 号機統括は、対象号炉に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わる対応の統括を行う。</p>	<p>(イ) 所長は、緊急時対策本部長として、緊急時対策本部の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である緊急時対策本部長が不在の場合に備え、副原子力防災管理者の中からあらかじめ定められた順位で代行者を指定する。</p> <p>(ウ) 緊急時対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、専門性および経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>(エ) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班ならびに当直の機能を明確にするとともに、責任者として配下の各班の監督責任を有する統括、対策の実施責任を有する班長および当直副長を配置する。</p> <p>(オ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、統括および班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、または上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>(カ) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、速やかに緊急時体制を発令するとともに電源事業本部長（原子力管理）へ報告する。</p> <p>(キ) 実施組織は、プラント監視統括および復旧統括を配置し、プラント監視統括のもと、プラント監視班、当直、復旧統括のもと、復旧班、自衛消防隊により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>a. プラント監視統括は、事故状況の把握の統括ならびに事故の影響緩和および拡大防止に必要な運転上の操作への助言を行う。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は役割ごとに統括を配置している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は下部規定文書に記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は役割ごとに統括を配置している。 <p>TS-10</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は役割ごとに統括を配置している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案庫の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>i. 発電管理班は、運転員からの重要パラメータの入手、事故の影響緩和および拡大防止に係るプラントの運転操作を行う。</p> <p>ii. 保修班は、事故の影響緩和および拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備および操作、不具合設備の復旧ならびに火災発生時における消火活動を行う。</p> <p>(h) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>i. 発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉および停止号炉に統括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行う。</p> <p>ii. 複数号炉の同時被災の場合において、必要な重大事故等に対処する要員を発電所構内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止および格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の使用済燃料プールの被災対応ができる体制とする。</p> <p>iii. 複数号炉の同時被災時において、運転員は号炉ごとの運転操作指揮を発電課長が行い、号炉ごとに運転操作に</p>	<p>b. 号機班は、当直からの重要パラメータの入手、事故対応手段の選定に関する当直への情報提供を行う。</p> <p>c. 当直は、事故の影響緩和及び拡大防止に関わるプラントの運転操作を行う。</p> <p>d. 復旧班は、事故の影響緩和及び拡大防止に関わる可搬型重大事故等対処設備の準備と操作、及び不具合設備の復旧を行う。</p> <p>e. 自衛消防隊は、火災発生時における消火活動を行う。</p> <p>(ク) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>a. 緊急時対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、緊急時対策部長が活動方針を示し、号炉ごとに配置された号機統括は、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行う。</p> <p>b. 複数号炉の同時被災の場合において、必要な緊急時対策要員を発電所構内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して7号炉の炉心損傷防止及び格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の使用済燃料プールの被災対応ができる体制とする。</p> <p>c. 複数号炉の同時被災時において、当直は号炉ごとの運転操作指揮を当直副長が行い、号炉ごとに運転操作に係</p>	<p>b. プラント監視班は、当直からの重要パラメータの入手、事故対応手段の選定に関する当直への情報提供を行う。</p> <p>c. 当直は、事故の影響緩和および拡大防止に係るプラントの運転操作を行う。</p> <p>d. 復旧統括は、可搬型設備を用いた対応、不具合設備の復旧および消火活動の統括を行う。</p> <p>e. 復旧班は、事故の影響緩和および拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作ならびに不具合設備の復旧を行う。</p> <p>f. 自衛消防隊は、火災発生時における消火活動を行う。</p> <p>(ク) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>a. 緊急時対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、緊急時対策部長が活動方針を示し、プラント監視統括は、事故状況の把握の統括ならびに事故の影響緩和および拡大防止に必要な運転上の操作への助言を行い、復旧統括は可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧および消火活動の統括を行う。</p> <p>b. 複数号炉の同時被災の場合において、必要な緊急時対策要員を発電所内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止および格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、1号炉については、1号炉の燃料プールに燃料が保管されているため、1号炉運転員により1号炉の燃料プールの監視を行うとともに、対応作業までは時間的余裕があるため、平日の時間帯においては発電所内に勤務する緊急時対策要員、夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）においては参集する緊急時対策要員で対応する。</p> <p>c. 複数号炉の同時被災時において、当直は号炉ごとの運転操作指揮を2号炉は当直副長、1号炉は当直主任が行</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直の役割を記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は役割ごとに統括を配置している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は自衛消防隊の役割を記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は役割ごとに統括を配置している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根1号炉は廃止措置段階であるため、燃料プールに係る対応措置に時間的な余裕があることから、参集した復旧班が島根1号炉の対応も含め実施する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>iv. 原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>v. 各号炉の原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>(i) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>i. 技術支援組織は、技術班および放射線管理班で構成する。</p> <p>(ii) 技術班は、プラントパラメータ等の把握、プラント状態の進展予測・評価およびその評価結果の事故対応方針への反映を行う。</p> <p>(iii) 放射線管理班は、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する指示を行う。</p> <p>ii. 運営支援組織は、情報班、総務班および広報班で構成する。</p>	<p>る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>d. 原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>e. 各号炉の原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>(ケ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成及び必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a. 技術支援組織は、計画・情報統括を配置し、計画班及び保安班で構成する。</p> <p>(a) 計画・情報統括は、事故対応状況の把握及び事故対応方針の立案を行う。</p> <p>(b) 計画班は、プラント状態の進展予測・評価及びその評価結果の事故対応方針への反映を行う。</p> <p>(c) 保安班は、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する指示を行う。</p> <p>b. 運営支援組織は、対外対応統括及び総務統括を配置し、通報班、立地・広報班、資材班及び総務班で構成する。</p> <p>(a) 対外対応統括は、対外対応活動の統括を行う。</p>	<p>い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>d. 原子炉主任技術者は、2号炉の保安監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>(ケ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a. 技術支援組織は、技術統括を配置し、技術班および放射線管理班で構成する。</p> <p>(a) 技術統括は、原子炉の運転に関するデータの収集、分析および評価の統括、原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成の統括、発電所内外の放射線、放射性物質濃度の状況把握に係る測定の統括を行う。</p> <p>(b) 技術班は、原子炉の運転に関するデータの収集、分析および評価、原子炉の事故の影響緩和および拡大防止に必要な運転に関する技術的措置、原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成を行う。</p> <p>(c) 放射線管理班は、発電所内外の放射線および放射性物質濃度の状況把握に係る測定、放射性物質の影響範囲の推定、緊急時対策活動に係る立入禁止措置、退去措置、除染等の放射線管理ならびに重大事故等に対処する要員・退避者の線量評価および汚染拡大防止措置・除染を行う。</p> <p>b. 運営支援組織は、広報統括、情報統括および支援統括を配置し、報道班、対外対応班、情報管理班、通報班、支援班および警備班で構成する。</p> <p>(a) 広報統括は、報道機関対応支援、対外対応活動の統括を行う。</p> <p>(b) 報道班は、緊急時対策総本部が行う報道機関対応の</p>	<p>・島根1号炉は廃止措置段階であるため、当直副長ではなく、当直主任が運転操作指揮等を行う。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根2号炉は単号炉申請であり、島根1号炉は廃止措置段階であるため、原子炉主任技術者は1名としている。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は役割ごとに統括を配置している。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は役割ごとに統括を配置している。</p> <p>【島根固有】</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案例の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(i) 情報班は、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関へ通報連絡等を行う。</p> <p>(ii) 総務班は、要員の呼集、食料・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示、資材の調達および輸送に関する一元管理等を行う。</p> <p>(iii) 広報班は、社外対応情報の収集、報道機関対応者の支援等を行う。</p> <p>(j) 地震の影響による通信障害等が発生し、自動呼出システムまたは通信連絡設備を用いて非常招集連絡ができない場合でも、発電所周辺地域（女川町、石巻市または東松島市）で震度6弱以上の地震の発生により、重大事故対策要員は発電所に自動参集する。</p> <p>(k) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第12条に規定する重大事故等に対処する要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>i. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、2号炉の重大事故等に対処する要員として、発電所構内に重大事故等対策要員30名（うち2号炉運転員7名）、1号炉および3号炉運転員8名、火災発生時の初期消火活動に対応するための初期消火要員（消防車隊）6名の合計44名を確保する。</p> <p>ii. 2号炉運転停止中※においては、2号炉運転員を5名とする。 ※原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が100℃未満）および燃料交換の期間</p> <p>iii. 重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員（運</p>	<p>(b) 通報班は、対外関係機関へ通報連絡等を行う。</p> <p>(c) 立地・広報班は、自治体派遣者及び報道機関対応者の支援を行う。</p> <p>(d) 総務統括は、緊急時対策本部の運営支援の統括を行う。</p> <p>(e) 資材班は、資材の調達及び輸送に関する一元管理を行う。</p> <p>(f) 総務班は、要員の呼集、食糧・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示等を行う。</p> <p>(コ) 地震の影響による通信障害等が発生し、自動呼出・安否確認システム又は電話を用いて非常招集連絡ができない場合でも、新潟県内で震度6弱以上の地震の発生により、発電所に自動参集する。</p> <p>(サ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第12条に規定する重大事故等に対処する要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、6号炉及び7号炉の重大事故等に対処する要員として、発電所構内に緊急時対策要員44名、運転員13名、火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊10名の合計67名を確保する。</p> <p>b. 7号炉運転停止中※においては、運転員を10名とする。 ※原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が100℃未満）及び燃料交換の期間</p> <p>c. 重大事故等が発生した場合、緊急時対策要員は、5号</p>	<p><u>支援を行う。</u></p> <p>(c) <u>通報班は、関係機関への通報連絡等を行う。</u></p> <p>(d) <u>対外対応班は、自治体からの問合せ対応、自治体派遣者の支援を行う。</u></p> <p>(e) <u>情報統括は、関係機関への通報連絡、情報管理等の統括を行う。</u></p> <p>(f) <u>情報管理班は、情報の収集、共有等を行う。</u></p> <p>(g) <u>支援統括は、緊急時対策本部の運営支援、警備対応の統括を行う。</u></p> <p>(h) <u>支援班は、緊急時対策本部の運営支援、重大事故等に対処する要員の人員把握、避難誘導、資機材および輸送手段の確保、救出・医療活動を行う。</u></p> <p>(i) <u>警備班は、出入り管理および警備当局対応、緊急車両の誘導を行う。</u></p> <p>(コ) 地震の影響による通信障害等が発生し、<u>要員招集システムまたは電話を用いて非常招集連絡ができない場合でも、松江市で震度6弱以上の地震の発生により、重大事故等に対処する要員は社内規程に基づき発電所に自動参集する。</u></p> <p>(サ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、<u>第12条に規定する重大事故等に対処する要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</u></p> <p>a. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、<u>発電所内に緊急時対策要員31名、2号炉運転員7名、火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊7名の合計45名を確保する。</u></p> <p>b. 2号炉運転停止中※においては、<u>2号炉運転員を5名とする。</u> ※原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が100℃未満）および燃料交換の期間</p> <p>c. 重大事故等が発生した場合、<u>緊急時対策要員は、緊急</u></p>	<p>・<u>島根は役割ごとに統括を配置している。</u></p> <p>【<u>島根固有</u>】</p> <p>・<u>島根は役割ごとに統括を配置している。</u></p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>転員を除く。）は、緊急時対策所または事務建屋の対策室に参集し、要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>iv. 発電所外から要員が参集するルートは、発電所正門を通行して参集するルートを使用する。発電所正門を通行した参集ルートが使用できない場合は、発電所南側の杜鹿ゲートの通行を含む、当該参集ルート以外の参集ルートをを使用して参集する。</p> <p>v. 重大事故等発生時の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、社員および協力企業社員で対応できるよう重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>vi. 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のあ る新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>vii. 夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等対策要員を非常招集できるよう、計画的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(I) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設、設備等を管理する。</p> <p>i. 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIPFAX）、衛星電話設備および無線連絡設備を備えた緊急時対策所</p> <p>ii. 実施組織が、中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図るための、携行型通話装置、無線連絡設備および衛星電話設備</p> <p>iii. 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施し、作業内容および現場状況の情報共有を実施するための可搬型照明</p> <p>(m) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大</p>	<p>炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集し、要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>d. 重大事故等発生時の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>e. 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のあ る新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(シ) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な緊急時対策要員を非常招集できるよう、定期的に連絡訓練を実施する。</p> <p>(ス) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設及び設備等を管理する。</p> <p>a. 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システムを含む。）、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>b. 実施組織が、中央制御室、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び現場との連携を図るための、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備</p> <p>c. 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための照明機器等</p> <p>(セ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大</p>	<p>時対策所に参集し、要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>d. 重大事故等発生時の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、特定の重大事故等に対処する要員に被ばくが集中しないように、重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>e. 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のあ る新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(シ) 夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な緊急時対策要員を非常招集できるよう、定期的に連絡訓練を実施する。</p> <p>(ス) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設、設備等を管理する。</p> <p>a. 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話機、IP-FAX）、衛星電話設備、無線連絡設備等を備えた緊急時対策所</p> <p>b. 実施組織が、中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図るための、有線式通信設備、無線通信設備、衛星電話設備等</p> <p>c. 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための可搬型照明</p> <p>(セ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は発電所外から参集ルートは下部規定文書に記載している。 ・TS-43 SA 要員欠損時のプラント停止判断に係る記載について

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>i. 発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備、統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>ii. 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、<u>発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店に設置する緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）と発電所対策本部間において、衛星電話設備、統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</u></p> <p>iii. <u>本店対策本部との情報共有を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店対策本部で実施し、<u>発電所対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</u></u></p> <p>(n) 防災課長は、<u>地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え、地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、必要な体制を整備する。</u></p> <p>b. 原子力部長は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者等を品質マネジメント文書に定め、体制を確立する。</p> <p>(a) 原子力部長は速やかに社長に報告し、社長は本店における緊急体制を発令する。</p> <p>(b) 原子力部長は、本店に警戒対策体制を発令した場合、速やかに警戒対策本部を設置し、本店警戒対策部長として本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。原子力部長が不在の場合には、<u>あらかじめ定められた順位に従い、本店警戒対策本部の副部長がその職務を代行する。</u></p> <p>(c) 社長は、本店における第1または第2緊急体制を発令した場合、速やかに本店対策本部を設置し、本店対策部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定められた順位に従い、本店対策本部の副部長がそ</p>	<p>事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a. 発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備及び統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>b. 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、<u>緊急時対策本部の通報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本社対策本部と緊急時対策本部間において、衛星電話設備、統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</u></p> <p>c. <u>本社対策本部との情報共有を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を本社対策本部で実施し、緊急時対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</u></p> <p>イ. 原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。</p> <p>(ア) 原子力運営管理部長は速やかに社長に報告し、社長は本店における原子炉防災態勢を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、本店における原子炉防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子炉施設事態即応センターに本店対策本部を設置し、<u>本社対策部長としてその職務を行う。</u>社長が不在の場合は、あらかじめ定められた順位に従</p>	<p>事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a. 発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>b. 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、<u>緊急時対策本部の情報管理班にて一元的に集約管理し、発電所内外で共有するとともに、緊急時対策総本部と緊急時対策本部間において、衛星電話設備、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備および安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</u></p> <p>c. <u>緊急時対策総本部との情報共有を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を緊急時対策総本部で実施し、緊急時対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</u></p> <p>イ. <u>電源事業本部部长（原子力管理）は、以下に示す緊急時対策総本部の役割分担および責任者等を手順書に定め、体制を確立する。</u></p> <p>(ア) <u>電源事業本部部长（原子力管理）は速やかに社長に報告し、社長は本店における緊急時体制を発令する。</u></p> <p>(イ) 社長は、本店における緊急時体制を発令した場合、速やかに本社の原子炉施設事態即応センターに緊急時対策総本部を設置し、<u>緊急時対策総本部長としてその職務を行う。</u>社長が不在の場合は、あらかじめ定められた順位に従</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は地下水位低下設備の対応に必要な体制を規定している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は社長が緊急時体制を発令する。(女川は警戒対策体制を本店原子力部長が発令)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(e) 本店対策本部は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>c. 原子力部長は、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本店対策本部が中心となり、プラントメーカーおよび協力企業を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>a. 力量の付与のための教育訓練</p> <p>発電管理課長および防災課長は、重大事故等対処設備を設置または改造する場合は重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに又は運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第1条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>(a) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「c. 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p>	<p>(e) 本社対策本部は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>ウ. 原子力運営管理部長は、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本社対策本部が中心となり、プラントメーカー、協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の補修を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、福島第一原子力発電所における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア. 力量の付与のための教育訓練</p> <p>防災安全GMは、重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに又は運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第1条第2項及び第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。</p> <p>(ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ. 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員及び緊急時対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(イ) 重大事故等対処設備を設置又は改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）及び成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p>	<p>(e) 緊急時対策総本部は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>ウ. 電源事業本部部长（原子力管理）は、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、緊急時対策総本部が中心となり、プラントメーカーおよび協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア. 力量の付与のための教育訓練</p> <p>各課長は、重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までにまたは運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第1条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、手順書に基づき実施する。</p> <p>(ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ. 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員および緊急時対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(イ) 重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は運転員の教育訓練を課長（第一発電）が実施し、緊急時対策要員の教育訓練を各主管課の課長が実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>発電管理課長および防災課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>また、重大事故等に対処する要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>(a) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>i. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。なお、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については、教育訓練を年2回以上実施する。</p> <p>ii. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じ実施するi. 項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(b) 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>i. 重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握および確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>ii. 重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>iii. 重大事故等発生時において復旧を迅速に実施するために、普段から保全活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設および予備品等について熟知する。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた品質マネジメント文書に基づき、設備の巡視点検、定期試験および運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>iv. (a) i. 項の教育訓練において、重大事故等発生時</p>	<p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>防災安全GMは、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>また、重大事故等に対処する要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。</p> <p>(ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。なお、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については、教育訓練を年2回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じ実施するa 項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(イ) 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>a. 重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識並びに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>c. 重大事故等発生時において復旧を迅速に実施するために、普段から保全活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設及び予備品等について熟知する。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めたマニュアルに基づき、設備の巡視点検、定期試験及び運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>d. (ア) a 項の教育訓練において、重大事故等発生時の対</p>	<p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>課長（技術）および課長（第一発電）は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>また、重大事故等に対処する要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、手順書に基づき実施する。</p> <p>(ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。なお、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については、教育訓練を年2回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じ実施するa 項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(イ) 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>a. 重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>c. 重大事故等発生時において復旧を迅速に実施するために、普段から保全活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設、予備品等について熟知する。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期試験および運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>d. (ア) a 項の教育訓練において、重大事故等発生時の対</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は運転員の教育訓練を課長（第一発電）が計画し、緊急時対策要員の教育訓練を課長（技術）が計画する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間、降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>v. 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに品質マネジメント文書が即時に利用できるよう、普段から保全活動等を通じて準備し、それらの情報および品質マネジメント文書を用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>c. 成立性の確認訓練 発電管理課長および防災課長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 また、運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）に対し、以下の成立性の確認訓練を品質マネジメント文書に基づき実施する。 (a) 成立性の確認訓練を以下の i. 項、ii. 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 i. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (i) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレタによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シケケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理した①から⑦の重要事故シケケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>① 高圧注水・減圧機能喪失 ② 全交流動力電源喪失（TBD） ③ 全交流動力電源喪失（TBP） ④ 原子炉停止機能喪失 ⑤ LOCA時注水機能喪失 ⑥ 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOC A）</p>	<p>応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間及び降雨並びに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>e. 設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保全活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>ウ. 成立性の確認訓練 防災安全GMは、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 また、運転員及び緊急時対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練をマニュアルに基づき実施する。 (ア) 成立性の確認訓練を以下の a 項、b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレタによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シケケンスの類似性及び操作の類似性の観点から整理したIからⅧの重要事故シケケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 高圧・低圧注水機能喪失 II 高圧注水・減圧機能喪失 III 全交流電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+RCIC失敗 IV 原子炉停止機能喪失 V 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） VI 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合</p>	<p>応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間および降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>e. 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに手順書が即時に利用できるよう、普段から保全活動等を通じて準備し、それらの情報および手順書を用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>ウ. 成立性の確認訓練 課長（技術）および課長（第一発電）は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 また、運転員および緊急時対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練を手順書に基づき実施する。 (ア) 成立性の確認訓練を以下の a 項、b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレタによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シケケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理したIからⅧの重要事故シケケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 高圧・低圧注水機能喪失 II 高圧注水・減圧機能喪失 III 全交流動力電源喪失（TBU） IV 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合） V 原子炉停止機能喪失 VI 格納容器バイパス（インターフェイスシステムOCA）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は成立性確認訓練のうち運転員の教育訓練を課長（第一発電）が計画し、緊急時対策要員の教育訓練を課長（技術）が計画する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要事故シケケンスの類似性および操作の網羅性の観点から選定した重要事故シケケンスの相違。 <p>TS-23</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>⑦ 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気気直接加熱</p> <p>(ii) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして品質マネジメント文書に定め、発電課長の指示の下、適切な対応ができてい ることを以下のとおり評価する。 ① 重要事故シークエンスに応じた対応において、発電課長からの指示に対して、運転員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること ② 解析上の操作条件が満足されるように対応できること ③ 手順書に従い確実な対応ができること ii. 現場主体の操作に係る成立性確認 (i) 技術的能力の成立性確認 表20の対応手段のうち、現場主体で実施する有効性評価の重要事故シークエンスに係る対応手段について、運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）を対象に年1回以上実施する。 (ii) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した①から④の重要事故シークエンスについて、重大事故等対策要員（運転員を除く。）を対象に年1回以上実施する。 ① 全交流動力電源喪失（TBP）</p>	<p>VII 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 VIII 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気気直接加熱</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとしてマニュアルに定め、当直副長の指示の下、適切な対応ができてい ることを以下のとおり評価する。 I 重要事故シークエンスに応じた対応において、当直副長からの指示に対して、運転員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること III 手順書に従い確実な対応ができること b. 現場主体の操作に係る成立性確認 (a) 技術的能力の成立性確認 表20の対応手段のうち、現場主体で実施する有効性評価の重要事故シークエンスに係る対応手段について、運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施する。 (b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理したIからVの重要事故シークエンスについて、緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施する。 I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁閉失敗） II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p>	<p>VII 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合 VIII 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気気直接加熱</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして手順書に定め、当直副長の指示の下、適切な対応ができてい ることを以下のとおり評価する。 I 重要事故シークエンスに応じた対応において、当直副長からの指示に対して、運転員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること III 手順書に従い確実な対応ができること b. 現場主体の操作に係る成立性確認 (a) 技術的能力の成立性確認 表20の対応手段のうち、現場主体で実施する有効性評価の重要事故シークエンスに係る対応手段について、運転員および緊急時対策要員を対象に年1回以上実施する。 (b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIからIVの重要事故シークエンスについて、緊急時対策要員を対象に年1回以上実施する。 I 全交流動力電源喪失（TBP） II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用する場合 III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合 IV 燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【島根固有】 ・重要事故シークエンスの類似性および操作の網羅性の観点から選定した重要事故シークエンスの相違。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：鳥根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

鳥根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	鳥根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(iii) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シナリオの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した③の重要事故シナリオのうち、①、②および④の重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>① 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>② 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>③ 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>④ 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>※成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(iv) 成立性の確認の評価方法</p> <p>一 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表20に記載した対応した訓練時間と比較し評価する。</p> <p>二 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を品質マネジメント文書に定め、満足することを評価する。</p> <p>三 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを品質マネジメント文書に定め、満足することを評価する。</p> <p>四 (i) および (iii) の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。</p>	<p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シナリオの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理したII又はIIIの重要事故シナリオのうち、I、IV及びVの重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員及び緊急時対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合</p> <p>IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p> <p>※成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法</p> <p>I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表20に記載した対応した訓練時間と比較し評価する。</p> <p>II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項をマニュアルに定め、満足することを評価する。</p> <p>III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントをマニュアルに定め、満足することを評価する。</p> <p>IV (a) 及び (c) の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。</p>	<p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シナリオの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIIの重要事故シナリオのうち、I、IIIおよびIVの重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員および緊急時対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用する場合</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合</p> <p>IV 燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>※成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法</p> <p>I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表20に記載した対応した訓練時間と比較し評価する。</p> <p>II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を手順書に定め、満足することを評価する。</p> <p>III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを手順書に定め、満足することを評価する。</p> <p>IV (a) および (c) の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。</p>	<p>【鳥根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事故シナリオの類似性および操作の網羅性の観点から選定した重要事故シナリオの相違 <p>TS-23</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、(iii) の成立性確認は (四) 、 (五) は適用しない。</p> <p>(一) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(二) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与え、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(三) 訓練用のモックアップがある場合は、(二) の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(四) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(五) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(b) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>i. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下 (b) において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(i) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(ii) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>なお、(c) の成立性確認は (IV) 項、(V) 項は適用しない。</p> <p>(I) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与え、訓練により設備が損傷又は劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II) 項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認及び机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下 (イ) において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>なお、(c) の成立性確認は (IV) 項、(V) 項は適用しない。</p> <p>(I) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与え、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II) 項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下 (イ) において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>・ TS-43 SA 要員欠損時のプラント停止判断に係る記載について</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ii. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 (i) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 (ii) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。 (iii) (ii) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。 (iv) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。 (v) (iv) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 地下水位低下設備に係る教育訓練 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え、地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 資機材の配備 a. 各課長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルート確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 b. 原子力部長は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p>	<p>b. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 (a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 (b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。 (e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備 ア. 各GMは、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルート確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 イ. 原子力運営管理部長は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p>	<p>b. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 (a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。 (b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。 (c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。 (d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。 (e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備 ア. 各課長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルート確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 イ. 電源事業本部長（原子力管理）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p>	<p>【女川との相違】 ・女川は地下水位低下設備の対応に必要な教育訓練を規定している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>a. 土木課長および防災課長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(a) 屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路または他の設備の被害状況を把握するための経路（アクセスルート）は、想定される自然現象、原子炉施設損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水および火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(b) 屋内および屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降雪、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地およびその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、低温（凍結）、降水、積雪、雪及び火山の影響を選定する。なお、森林火災の出火原因となるのは、たき火やタバコ等の人為によるものが大半であるものを（火災・爆発）として選定する。地滑りについては、地震による影響に包絡される。</p>	<p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業及び支援に係る事項</p> <p>項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>a. 発電GM及び防災安全GMは、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(ア) 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、想定される自然現象、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(イ) 屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、低温（凍結）、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、低温（凍結）、降水、積雪、雪及び火山の影響を選定する。なお、森林火災の出火原因となるのは、たき火やタバコ等の人為によるものが大半であることを（火災・爆発）として選定する。地滑りについては、地震による影響に包絡される。</p>	<p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>a. 各課長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを手順書に定める。</p> <p>(ア) 屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路、または他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、想定される自然現象、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水および火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、屋外アクセスルートは、掘削等の作業により複数のアクセスルートを確保できない場合、仮設耐震構台を設置し、複数のアクセスルートを確保している。</p> <p>(イ) 屋外および屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地およびその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り・土石流、火山の影響および生物学的事象を選定する。なお、森林火災の出火原因となるのは、たき火やタバコ等の人為によるものが大半であることを（火災・爆発）として選定する。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、掘削等の作業により複数のアクセスルートが確保できない場合に、屋外アクセスルートの一部として仮設耐震構台を設置し、複数のアクセスルートを確保している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は洪水、落雷、生物学的事象、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害について、アクセスルートに影響を与える 	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) 屋外および屋内アクセスルートに対する発電所敷地またはその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地およびその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を考慮する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p> <p>(d) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ</p>	<p>(ウ) 屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）及び有毒ガスを考慮する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p> <p>(エ) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ</p>	<p>(ウ) 屋外および屋内アクセスルートに対する発電所敷地またはその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地およびその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p> <p>(エ) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ</p>	<p>おそれがある事象として選定した上で、影響を与えないことを評価している。また、島根特有の事象として地滑り・土石流を考慮している。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は森林火災の出火原因が、たき火やタバコ等の人為によるものが大半であることを考慮し、設置許可基準規則第6条第3項のとおり、人為事象として整理している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害について、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定した上で、影響を与えないことを評価している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根県要前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(e) 障害物を除去可能なブルドーザ等の重機を保管、使用し、それを運転できる重大事故等対策要員（運転員を除く。）を確保する。</p> <p>(f) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時および作業時の状況に応じて着用する。夜間時および停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの確保 防災課長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(a) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認およびホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、風（台風）および竜巻による飛来物、積雪ならびに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ等の重機を保管、使用する。</p> <p>(c) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(d) 津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤および防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する。</p>	<p>機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(オ) 障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる緊急時対策要員を確保する。</p> <p>(カ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。夜間時及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、照明機器等を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p> <p>イ. 屋外アクセスルートの確保 防災安全GMは、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(エ) 津波の影響については、基準津波による遡上域最大水位よりも高い位置にアクセスルートを確保する。</p>	<p>機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(オ) 障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる緊急時対策要員を確保する。</p> <p>(カ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時および作業時の状況に応じて着用する。夜間時および停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との通信連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p> <p>イ. 屋外アクセスルートの確保 課長（係管理）および課長（土木）は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを手順書に定める。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認およびホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備およびその他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(エ) 津波の影響については、基準津波の影響を受けない防波壁の内側にアクセスルートを確保する。</p> <p>(オ) 地滑り・土石流に対して、複数のアクセスルートを確保</p>	<p>ている。</p> <p>【島根固有】 ・津波に対する防護方針の相違（島根は、基準津波が一部敷地レベルを超えるため、防波壁の内側にアクセスルートを確保している。） 【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(e) 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場の火災および有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(f) 有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具を装備する。</p> <p>(g) 高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。</p> <p>(h) 森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。</p> <p>(i) 洪水、地滑りおよびダムの崩壊については、立地的要因により運用上考慮しない。なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、船舶の衝突に対してはカーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されること、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はないため考慮しない。</p>	<p>(オ) 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）及び有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p>	<p><u>に加え、地滑り・土石流の影響を受けないアクセスルートを確認する。</u></p> <p><u>(カ) 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、飛来物（航空機衝突）、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）、有毒ガスおよび船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</u></p> <p><u>(キ) 有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具を装備する。</u></p> <p><u>(ク) 森林火災については、防火帯内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む）にアクセスルートを確認する。</u></p>	<p>・島根特有の事象として地滑り・土石流を考慮している。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は洪水、落雷、生物学的事象、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害について、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定した上で、影響を与えないことを評価している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は有毒ガスに対して、防護具を着用することとしている。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は高潮に対して影響受けない敷地高さにアクセスルートを確保している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林火災に対するアクセスルート設定の考え方の相違。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部事象における整理の相違

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(j) 周辺構造物等の損壊による障害物については、ブルドーザー等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>(k) 地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。</p> <p>(l) 液状化、揺すり込みによる不等沈下および地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策等の実施、迂回または砕石による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</p> <p>(m) 想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、ブルドーザーに積載した角材と土のうによる段差解消対策により、通行性を確保する。</p> <p>(n) アクセスルート上の風（台風）および竜巻による飛来物に対してはブルドーザーによる撤去を行い、積雪または火山の影響が発生した場合は、ブルドーザーによる除雪または除灰を行う。想定を上回る積雪または火山の影響が発生した場合は、除雪または除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結および積雪に対して、アクセスルートへの融雪剤配備、車両の常時スタッドレスタイヤ装着ならびに急勾配箇所のすべり止め材配備およびすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保する。</p>	<p>(カ) 周辺構造物等の損壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による迂回を行う。</p> <p>(キ) 地震の影響による周辺斜面の崩壊や道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(ク) 不等沈下等による通行に支障がある段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等の実施、迂回又は砕石による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</p> <p>(ケ) アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響については、ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、低温（凍結）及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については走行可能なタイヤを装着することにより通行性を確保する。</p>	<p>(ハ) 周辺構造物等の損壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>(コ) 地震の影響による周辺斜面の崩壊や道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(サ) 液状化、揺すり込みによる不等沈下および地中埋設物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、アクセスルートに影響がある場合は、あらかじめ段差緩和対策等を実施する。</p> <p>(シ) 想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、ホイールローダ等の重機による段差箇所の復旧により、通行性を確保する。</p> <p>(ス) アクセスルート上の風（台風）および竜巻による飛来物、積雪ならびに火山の影響については、ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪または火山の影響が発生した場合は、除雪または除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結および積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については走行可能なタイヤを装着することにより通行性を確保する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は周辺斜面の崩壊が発生した場合でも、可搬型設備bの通行に必要な幅員を確保していることから、土砂復旧作業は不要と整理。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は通行に支障のある段差の発生が想定される箇所全てに対してあらかじめ段差緩和対策を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は想定を上回る段差が発生した場合、ホイールローダを使用し段差解消を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は凍結および積雪に対する対応として、「すべり止め材配備」および「滑り止め舗装」を実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 屋内アクセスルートの確保 防災課長は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(a) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 地震、津波その他想定される自然現象による影響および原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(c) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛または転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(d) 機器からの溢水が発生した場合には、適切な防護具を着用し、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>(e) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項 a. 予備品等の確保 各課長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施するために必要な予備品等を以下の方針に基づき確保することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(a) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(b) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(c) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成り立ちが高い設備を復旧する。</p>	<p>ウ. 屋内アクセスルートの確保 発電GMは、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(ア) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためアクセスルートの状況確認を行い、併せて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 地震、津波及びその他想定される自然現象による影響並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(ウ) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内のアクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(エ) 機器からの溢水が発生した場合には、適切な防護具を着用し、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>(オ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項 ア. 予備品等の確保 保全総括GMは、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施するために必要な予備品等を以下の方針に基づき確保することをマニュアルに定める。</p> <p>(ア) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(イ) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(ウ) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成り立ちが高い設備を復旧する。</p>	<p>ウ. 屋内アクセスルートの確保 課長（保修管理）は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを手順書に定める。</p> <p>(ア) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 地震、津波およびその他想定される自然現象による影響ならびに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(ウ) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛または転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(エ) 機器からの溢水が発生した場合には、適切な防護具を着用し、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>(オ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項 ア. 予備品等の確保 課長（保修管理）は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施するために必要な予備品等を以下の方針に基づき確保することを手順書に定める。</p> <p>(ア) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(イ) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(ウ) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成り立ちが高い設備を復旧する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 機字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：最終変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(d) 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備および予備品を確保する。</p> <p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去等のためのブルドーザ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、その他の作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。</p> <p>b. 保管場所</p> <p>各課長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管することならびに地下水位低下設備の可搬型設備および予備品について、外部事象の影響を受けない場所に保管することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>c. アクセスルートの確保</p> <p>(1) 「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>防災課長および原子力部長は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 防災課長は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカ、協力企業その他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え、協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。重大事故等が発生した場合、本店対策本部が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカおよび協力企業等から現場操作対応等を実施する要員の派遣、事故収束に向けた対策立案等の技術支援や要員の派遣、燃料供給会社から</p>	<p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去等のためのホイローローダ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他作業環境を想定した資機材を確保する。</p> <p>イ. 保管場所</p> <p>保全総括GMは、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することをマニュアルに定める。</p> <p>ウ. アクセスルートの確保</p> <p>(1) 「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>防災安全GM及び原子力運営管理部長は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 防災安全GM及び原子力運営管理部長は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対応設備、予備品及び燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカ、協力会社及びその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等、協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え、協議・合意の上、外部からの支援計画を策定する。重大事故等が発生した場合、外部からの支援計画を策定する。重大事故等発生した第1次第、プラントメーカからは事故収束及び復旧対策に関する技術支援、協力会社からは事故収束及び復旧対策に必要な要員等の支援、燃料及び資機材の輸送支援並びに燃料供給</p>	<p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去等のためのホイローローダ等の重機および夜間その他の作業環境の対応を想定した照明機器をあらかじめ確保する。</p> <p>イ. 保管場所</p> <p>課長（保修管理）は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを手順書に定める。</p> <p>ウ. アクセスルートの確保</p> <p>(1) 「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>各課長および電源事業本部長（原子力管理）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 各課長および電源事業本部長（原子力管理）は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対応設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカ、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え、協議および合意のうえ、外部からの支援計画を策定する。重大事故等発生後、緊急時対策本部が発足し、協力体制が整い次第、プラントメーカからは事故収束および復旧対策に関する技術支援、協力会社からは事故収束および復旧対策に必要な要員等の支援、燃料および資機材の輸送支援な</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は地下水位低下設備の復旧に必要な資機材を配備している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は地下水位低下設備の予備品を外部事象の影響を受けない場所に保管している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>は燃料の供給支援等、重大事故等発生後に必要な支援および要員の運搬ならびに迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>b. 原子力部長は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボットおよび無線重機等の資機材ならびに資機材を操作する要員および発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けるとともに、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるような事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品および放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等への柔軟かつ柔軟に対処できるような手順書を整備する。</p> <p>また、使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）ならびに重大事故等対策要員および初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>a. 発電管理課長および防災課長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは</p>	<p>会社等からは燃料の供給支援及び迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ. 原子力運営管理部長は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する人員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けるとともに、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるような事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各GMは、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等への柔軟かつ柔軟に対処できるようなマニュアルを整備する。</p> <p>また、使用主体に応じて、運転員が使用するマニュアル（以下「運転操作手順書」という。）及び緊急時対策要員が使用するマニュアル（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策本部用手順書は使用主体に応じて、緊急時対策本部が使用する手順書、緊急時対策本部のうち技術支援組織が使用する手順書及び緊急時対策本部のうち実施組織（当直以外）が使用する手順書に分類して整備する。</p> <p>ア. 発電GM及び直営作業GMは、全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類</p>	<p>らびに燃料供給会社からは燃料の供給支援および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ. 電源事業本部部长（原子力管理）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられるほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット、無線重機等の資機材ならびに資機材を操作する要員および発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けるとともに、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるような事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品および放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等への柔軟かつ柔軟に対処できるような手順書を整備する。</p> <p>また、使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）および緊急時対策要員が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策本部用手順書は使用主体に応じて、緊急時対策本部が使用する手順書、緊急時対策本部のうち技術支援組織が使用する手順書および緊急時対策本部のうち実施組織（当直以外）が使用する手順書に分類して整備する。</p> <p>ア. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、すべての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は使用主体に応じて、手順書を分類している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定める。</p> <p>b. 発電管理課長および防災課長は、パラメータを計測する計測器故障または故障が疑われる場合に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計測器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定める。</p> <p>具体的には、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>c. 発電管理課長および防災課長は、炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書または発電所対策本部用手順書に定める。</p> <p>(a) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷または格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(c) 格納容器圧力が限界圧力に達する前または格納容器からの異常漏えいが発生した場合に確実に原子炉格納容器フィルタベント系等の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(d) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(e) 炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(f) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p>	<p>の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で7号炉の原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>イ. 発電GM及び直営作業GMは、パラメータを計測する計測器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計測器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>具体的には、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ. 発電GM及び直営作業GMは、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>(ア) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷又は格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 格納容器圧力が限界圧力に達する前、又は、格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に格納容器圧力逃がし装置等の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(エ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p>	<p>器または計測器類の多重故障、複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>イ. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、パラメータを計測する計測器故障または計器故障が疑われる場合に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計測器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>具体的には、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、炉心の著しい損傷、格納容器の破損および水素爆発による原子炉建物等の損傷を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>(ア) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷または格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 格納容器圧力が限界圧力に達する前、または、格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に格納容器フィルタベント系の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(エ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備が必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備が必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. 発電管理課長および防災課長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を手順書に定める。</p> <p>(a) 発電管理課長は、重大事故等発生時の運転操作において、発電課長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(b) 防災課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部の活動において、発電所対策本部長が方針に従った判断を実施するための判断基準を発電所対策本部用手順書に定める。</p> <p>e. 発電管理課長および防災課長は、発電所内の運転員と重大事故等対策要員（運転員を除く。）が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書および発電所対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(a) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>i. 警報処置運転操作手順書 中央制御室および現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</p> <p>ii. 非常時操作手順書（イベントベース） 単一の故障等で発生する可能性のある異常または事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>iii. 非常時操作手順書（徴候ベース） 事故の起因事象を問わず、非常時操作手順書（イベントベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常または事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>iv. 非常時操作手順書（シビアアクシデント） 非常時操作手順書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用</p> <p>v. 非常時操作手順書（設備別） 非常時操作手順書（徴候ベース）および非常時操作手順書（シビアアクシデント）で使用する設備に対しての</p>	<p>工. 発電GM及び防災安全GMは、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を手順書に定める。</p> <p>(ア) 発電GMは、重大事故等発生時の運転操作において、当直副長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(イ) 防災安全GMは、重大事故等発生時の緊急時対策本部の活動において、緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>オ. 発電GM及び防災安全GMは、発電所内の運転員と緊急時対策要員が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(ア) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>a. 警報発生時操作手順書 中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</p> <p>b. 事故時運転操作手順書（事象ベース） 単一の故障等で発生する可能性のある異常又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>c. 事故時運転操作手順書（徴候ベース） 事故の起因事象を問わず、事故時運転操作手順書（事象ベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常又は事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>d. 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） 事故時運転操作手順書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用</p>	<p>工. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を手順書に定める。</p> <p>(ア) 課長（第一発電）は、重大事故等発生時の運転操作において、当直副長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(イ) 課長（燃料技術）は、重大事故等発生時の緊急時対策本部の活動において、緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>オ. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、発電所内の運転員と緊急時対策要員が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(ア) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>a. 設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置 中央制御室および現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</p> <p>b. 事故時操作要領書（事象ベース） 単一の故障等で発生する可能性のある異常または事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>c. 事故時操作要領書（徴候ベース） 事故の起因事象を問わず、事故時操作要領書（事象ベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常または事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>d. 事故時操作要領書（シビアアクシデント） 事故時操作要領書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用</p> <p>e. AM設備別操作要領書 事故時操作要領書（徴候ベース）および事故時操作要領書（シビアアクシデント）で使用する設備に対しての</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は運転員が使用する手順書として整

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>個別の操作内容を定めた手順</p> <p>vi. 非常時操作手順書（プラント停止中）プラント停止時に発生する可能性のある異常または事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>(b) 発電所対策本部は、運転員からの要請あるいは発電所対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討および現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>(c) 運転操作手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>i. 異常または事故の発生時、警報処置運転手順書により初期対応を行う。</p> <p>ii. 警報処置運転手順書による対応において事象が進展した場合には、警報処置運転手順書から非常時操作手順書（イベントベース）に移行する。</p> <p>iii. 原子炉停止中において、警報処置運転手順書による対応中に非常時操作手順書（プラント停止中）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（プラント停止中）に移行する。</p> <p>iv. 警報処置運転手順書および非常時操作手順書（イベントベース）による対応中は、パラメータ（炉心の冷却機能、格納容器の健全性等）を常に監視し、非常時操作手順書（徵候ベース）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（徵候ベース）に移行する。</p> <p>v. 非常時操作手順書（徵候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、非常時操作手順書（イベントベース）に具体的内容を定めている対応については非常時操作手順書（イベントベース）を参照する。</p> <p>vi. 異常または事故が収束した場合は、非常時操作手順書</p>	<p>(イ) 緊急時対策本部は、運転員からの要請あるいは緊急時対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。緊急時対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>(ウ) 運転操作手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>a. 異常又は事故の発生時、警報発生時操作手順書により初期対応を行う。</p> <p>b. 事象が進展した場合には、警報発生時操作手順書の記載に従い、事故時運転操作手順書（事象ベース）に移行する。</p> <p>c. 警報発生時操作手順書及び事故時運転操作手順書（事象ベース）による対応中は、パラメータ（炉心の冷却機能、格納容器の健全性等）を常に監視し、事故時運転操作手順書（徵候ベース）の導入条件が成立した場合には、事故時運転操作手順書（徵候ベース）に移行する。</p> <p>d. 事故時運転操作手順書（徵候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、事故時運転操作手順書（事象ベース）に具体的内容を定めている対応については事故時運転操作手順書（事象ベース）を参照する。</p> <p>e. 異常又は事故が収束した場合は、事故時運転操作手順書</p>	<p>個別の操作内容を定めた手順</p> <p>(イ) 緊急時対策本部は、運転員からの要請あるいは緊急時対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。緊急時対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討および現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>(ウ) 運転操作手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>a. 異常または事故の発生時、「設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置」により初期対応を行う。</p> <p>b. 事象が進展した場合には、「設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置」の記載に従い、事故時操作要領書（事象ベース）に移行する。</p> <p>c. 「設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置」または、事故時操作要領書（事象ベース）による対応中は、パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、格納容器の健全性）を常に監視し、事故時操作要領書（徵候ベース）の導入条件が成立した場合には、事故時操作要領書（徵候ベース）に移行する。</p> <p>d. 事故時操作要領書（徵候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、事故時操作要領書（事象ベース）に具体的内容を定めている対応については事故時操作要領書（事象ベース）を参照する。</p> <p>e. 異常または事故が収束した場合は、事故時操作要領書</p>	<p>備。</p> <p>TS-10 TS-59</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はプラント運転中と停止中で使用する手順を分けていない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はプラント運転中と停止中で使用する手順を分けていない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（<u>徴候ベース</u>）に従い復旧の措置を行う。</p> <p>vii. <u>非常時操作手順書（徴候ベース）</u>による対応で事故収束せず炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合は、<u>非常時操作手順書（シビアアクシデント）</u>に移行する。</p> <p>f. <u>発電管理課長および防災課長</u>は、<u>重大事故等対策実施の判断基準</u>として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<u>運転操作手順書および発電所対策本部用手順書</u>に定めるとともに、以下の<u>重大事故等</u>に対処するための事項についても定める。</p> <p>具体的な手順については、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>(a) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、<u>運転操作手順書および発電所対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(b) 記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を<u>発電所対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(c) 原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を<u>発電所対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(d) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を<u>発電所対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(e) 有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、<u>運転操作手順書</u>に定めること。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<u>重大事故等対策要員（運転員を除く。）</u>が運転操作を支援するための参考情報とし、<u>発電所対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>g. 各課長は、<u>前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討し</u>ておき、<u>前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制</u>および<u>手順を整備する</u>。</p> <p>(a) <u>発電管理課長および防災課長</u>は、<u>大津波警報が発表さ</u></p>	<p>書（<u>徴候ベース</u>）に従い復旧の措置を行う。</p> <p>f. <u>事故時運転操作手順書（徴候ベース）</u>による対応で事故収束せず炉心損傷に至るおそれがある場合、又は炉心損傷に至った場合は、<u>事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）</u>に移行する。</p> <p>カ. <u>発電GM及び防災安全GM</u>は、<u>重大事故等対策実施の判断基準</u>として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<u>運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書</u>に定めるとともに、以下の<u>重大事故等</u>に対処するための事項についても定める。</p> <p>具体的な手順については、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>(ア) 監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、<u>運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(イ) 記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を<u>運転操作手順書</u>に定めること。</p> <p>(ウ) 原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を<u>緊急時対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(エ) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を<u>緊急時対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(オ) 有効性評価等にて整理した有効な情報について、<u>運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び事象進展予測並びに対応処置の参考情報とし、運転操作手順書</u>に定めること。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<u>緊急時対策要員が運転操作を支援するための参考情報とし、緊急時対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>キ. <u>各GM</u>は、<u>前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し</u>ておき、<u>前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制</u>および<u>手順を整備する</u>。</p> <p>(ア) <u>発電GM及び防災安全GM</u>は、<u>大津波警報が発令され</u></p>	<p>（<u>徴候ベース</u>）に従い復旧の措置を行う。</p> <p>f. <u>事故時操作要領書（徴候ベース）</u>による対応で事故収束せず炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合は、<u>事故時操作要領書（シビアアクシデント）</u>に移行する。</p> <p>カ. <u>課長（第一発電）および課長（燃料技術）</u>は、<u>重大事故等対策実施の判断基準</u>として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、<u>運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書</u>に定めるとともに、以下の<u>重大事故等</u>に対処するための事項についても定める。</p> <p>具体的な手順については、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>(ア) 監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、<u>運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(イ) 記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を<u>運転操作手順書</u>に定めること。</p> <p>(ウ) 原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を<u>運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(エ) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を<u>緊急時対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>(オ) 有効性評価等にて整理した有効な情報について、<u>運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、運転操作手順書</u>に定めること。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、<u>緊急時対策要員が運転操作を支援するための参考情報とし、緊急時対策本部用手順書</u>に定めること。</p> <p>キ. 各課長は、<u>前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討し</u>ておき、<u>前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制</u>および<u>手順を整備する</u>。</p> <p>(ア) <u>課長（第一発電）および課長（技術）</u>は、<u>大津波警報</u></p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>れた場合、原則として原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の避難および扉の閉止を行い、取水ピット水位計および津波監視カメラによる津波の継続監視を行う手順を整備する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 大津波警報が誤報であった場合。 ii. 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であった、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。 <p>(b) 各課長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検を強化する手順を整備する。</p> <p>(c) 各課長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p> <p>h. 防災課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認の実施により、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下</p>	<p>た場合、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難及び扉の閉止を行い、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の継続監視を行う手順を整備する。</p> <p>(イ) 各GMIは、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検を強化する手順を整備する。</p> <p>(ウ) 各GMIは、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p> <p>ク. 技術計画GMIは、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認の実施により、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回る</p>	<p>が発令された場合、原子炉の停止および冷却操作を行う手順、所員の高台への避難指示、水密扉の閉止確認を行い、津波監視カメラおよび取水槽水位計による津波の継続監視を行う手順を整備する。また、引き波により取水槽水位が低下した場合等、原子炉の運転継続に支障がある場合に、<u>原子炉を手動停止する手順を整備する。</u></p> <p>(イ) 各課長は、降下火砕物の降灰が想定される場合、<u>火山の情報</u>を把握し、<u>監視体制、連絡体制の強化</u>を行い、<u>降灰が確認された場合には、除灰等を行う手順を整備する。</u></p> <p>(ウ) 各課長は、台風進路に想定された場合、<u>屋外設備の暴風雨対策の強化</u>および<u>巡視点検を強化する手順を整備する。</u></p> <p>(エ) 各課長は、土石流の発生が想定される場合、<u>監視カメラおよび巡視による監視強化</u>を行い、<u>土石流の発生により淡水源が使用できない場合を想定し、海を水源とした対応手順を整備する。</u></p> <p>(オ) 各課長は、前兆事象を伴う事象に対して、<u>気象情報の収集、巡視点検の強化</u>および<u>前兆事象に応じた事故の未然防止の対応</u>を行う手順を整備する。</p> <p>ク. 各課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、<u>有毒化学物質の確認、防液堤の運用管理および防液堤の施設管理の実施</u>により、<u>重大事故等に対処する要員の吸気中の有毒ガ</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は引き波により取水槽水位が低下した場合、原子炉を手動停止する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は大津波警報が発令された場合は原子炉停止操作を実施するが、女川は大津波警報が誤報や見直された場合の措置を記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は降下火砕物に対する対応について記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は土石流の発生が想定される場合、監視強化を行い、土石流の発生により淡水源が使用不可となった場合、海を水源とする対応手順を整備している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は有毒ガス影響

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>回るようにする手順と体制を定める。</p> <p>i. 防災課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転・対処要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することおよび防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</p> <p>j. 防災課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、発電課長等に連絡し、発電課長等は連絡責任者を経由して通信連絡設備により、有毒ガスの発生に必要な要員に周知するための手順を定める。</p> <p>(2) 各課長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順書に定める。</p> <p>(3) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え、地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、手順を整備する。さらに、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合を想定し、外部支援等によりアクセルートの</p>	<p>ようにする手順と体制を定める。</p> <p>ケ. 技術計画GMIは、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転・対処要員に対して配備した防護具を着用すること及び防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</p> <p>コ. 技術計画GMIは、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、当直長等に連絡し、当直長等は連絡責任者を経由して通信連絡設備により、有毒ガスの発生に必要な要員に周知するための手順を定める。</p> <p>(2) 各GMIは、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切り替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順書に定める。</p>	<p>ス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順と体制を定める。</p> <p>ケ. 各課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調換気系および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等により、運転員および重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</p> <p>コ. 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員および緊急時対策要員のうち初動対応において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対して配備した防護具を着用することおよび防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</p> <p>サ. 課長（放射線管理）は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、当直長に連絡し、当直長が通信連絡設備により、有毒ガスの発生に必要な要員に周知するための手順を定める。</p> <p>(2) 各課長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から弁操作または工具等の使用により速やかに切り替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順書に定める。</p>	<p>を軽減することを期待する防液堤がある) 【島根固有】 ・島根は可動源に対して、中央制御室空調換気系および緊急時対策所換気設備の隔離等の対応を実施する。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は工具を使用してライン切替えを実施する。(女川は通常使用する系統から切り替える際に、バルブ操作のみでライン切替えを実施することから工具は使用しない。) 【女川との相違】 ・女川は地下水位低下設備の機能を考慮し、アクセルートの確保を行う。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本様の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>通行性の確保を図る手順の整備を行う。</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力部長は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMIは、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。</p> <p>(2) 防災安全GMIは、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力運営管理部長は、1. 1項及び1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 電源事業本部長（原子力管理）は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等の発生および拡大の防止に 必要な措置の運用手順等</p> <p>表 1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表 6 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表 7 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>表 8 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表 9 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表 11 使用済燃料プールの冷却等のための手順等</p> <p>表 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表 13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表 14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表 15 事故時の計装に関する手順等</p> <p>表 16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>表 17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>表 19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表 20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に 必要な措置の運用手順等</p> <p>表 1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表 6 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表 7 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>表 8 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表 9 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表 11 使用済燃料プールの冷却等のための手順等</p> <p>表 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表 13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表 14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表 15 事故時の計装に関する手順等</p> <p>表 16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>表 17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>表 19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表 20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に 必要な措置の運用手順等</p> <p>表 1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表 6 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表 7 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>表 8 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表 9 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表 11 燃料プールの冷却等のための手順等</p> <p>表 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表 13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表 14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表 15 事故時の計装に関する手順等</p> <p>表 16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>表 17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>表 19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表 20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力急上昇防止による原子炉出力バウンダリおよび格納容器の健全性を維持することを目的とする。</p> <p>また、自動での原子炉緊急停止および手動による原子炉緊急停止ができない場合は、原子炉出力の抑制を図った後にほう酸水注入により未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</p> <p>発電課長は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「スクラム不能異常過渡事象」という。なお、スクラム不能異常過渡事象とは、A TWSのことという。）が発生するおそれがある場合またはスクラム不能異常過渡事象が発生した場合、代替制御棒挿入機能により、制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>また、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉自動スクラム信号が発信した場合または原子炉手動スクラム操作をした場合。</p> <p>2. 原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能により原子炉再</p>	<p>表 1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入、原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止により、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持することを目的とする。</p> <p>また、自動での原子炉緊急停止及び手動による原子炉緊急停止ができない場合は、原子炉出力の抑制を図った後にほう酸水注入により未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</p> <p>当直副長は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「スクラム不能異常過渡事象」という。なお、スクラム不能異常過渡事象とは、A TWSのことという。）が発生するおそれがある場合又はスクラム不能異常過渡事象が発生した場合、代替制御棒挿入機能により、制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>また、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉自動スクラム信号が発信した場合又は原子炉手動スクラム操作をした場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉再</p>	<p>表 1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）による制御棒緊急挿入、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止により、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性を維持することを目的とする。</p> <p>また、自動での原子炉緊急停止および手動による原子炉緊急停止ができない場合は、原子炉出力の抑制を図った後にほう酸水注入により未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）による制御棒緊急挿入</p> <p>当直副長は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「スクラム不能異常過渡事象」という。なお、スクラム不能異常過渡事象とは、A TWSのことという。）が発生するおそれがある場合またはスクラム不能異常過渡事象が発生した場合、代替制御棒挿入機能により、制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>また、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉自動スクラム信号が発信した場合または原子炉手動スクラム操作をした場合。</p> <p>2. 原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能により原子炉再</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能により原子炉再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>非常時操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置指示系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）。</p> <p>3. 自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止</p> <p>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、自動減圧系作動阻止機能の手動操作または中性子束高および原子炉水位低（レベル2）の信号による自動作動により、自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止し、原子炉圧力容器への冷水注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>非常時操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置指示系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）。</p> <p>4. ほう酸水注入</p> <p>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、原子炉再循環ポンプ停止により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作によりほう酸水注入系を起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入することにより原子炉を未臨界とする。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>非常時操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置指示系の故障により、制御棒の</p>	<p>冷却材再循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉冷却材再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉冷却材再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>事故時運転操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ペアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p> <p>3. 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止し、原子炉圧力容器への冷水注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>事故時運転操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ペアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p> <p>4. ほう酸水注入</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、原子炉冷却材再循環ポンプ停止により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作によりほう酸水注入系を起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入することにより原子炉を未臨界とする。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>事故時運転操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ペアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒</p>	<p>循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能により原子炉再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>事故時操作要領書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒手動操作・監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p> <p>3. 自動減圧系等の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチにより自動減圧系および代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止し、原子炉圧力容器への冷水注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>事故時操作要領書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒手動操作・監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p> <p>4. ほう酸水注入</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、原子炉再循環ポンプ停止により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作によりほう酸水注入系を起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入することにより原子炉を未臨界とする。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>事故時操作要領書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒手動操作・監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p>	<p>操作の指揮を行う。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はペアロッドによる A T W S 判断はない <p>TS-10</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 女川は自動作動あり（島根は自動作動なし）。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はペアロッドによる A T W S 判断はない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はペアロッドによる A T W S 判断はない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：配電表現、配電箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>運転時の異常な過渡変化の発生時において、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらず全制御棒が全挿入されない場合は、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が緊急挿入しなかった場合は、原子炉停止機能喪失と判断し、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の自動起動阻止を行うとともに、ほう酸水注入系を速やかに起動し、原子炉を未臨界とする。</p>	<p>操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>運転時の異常な過渡変化の発生時において、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらず全制御棒が全挿入されない場合は、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が緊急挿入せず、原子炉が緊急停止できない場合は、原子炉停止機能喪失と判断し、中央制御室からの手動操作により原子炉冷却材再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制するとともにほう酸水注入系を速やかに起動し、原子炉を未臨界とする。</p>	<p>障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>運転時の異常な過渡変化の発生時において、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらず全制御棒が全挿入されない場合は、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が緊急挿入しなかった場合は、原子炉停止機能喪失と判断し、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、自動減圧系および代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）の自動起動阻止を行うとともに、ほう酸水注入系を速やかに起動し、原子炉を未臨界とする。</p>	<p>る A T W S 判断はない。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

表2 女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	表2 柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	表2 島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、<u>高圧代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水、原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉への注水により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、原子炉を冷却するため、原子炉水位を監視および制御することを目的とする。</p> <p>さらに、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系により注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>フロントライン系故障時</u></p> <p>1. <u>高圧代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系の故障により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>①中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>②中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p><u>復水給水系</u>、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、中央制御室</p>	<p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、<u>高圧代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水、原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉への注水により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、原子炉を冷却するため、原子炉水位を監視および制御することを目的とする。</p> <p>さらに、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系により注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>フロントライン系故障時</u></p> <p>1. <u>高圧代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の故障により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>(2) 中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場で弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>給水・復水系</u>、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である高圧炉心注水系及び原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、中央制御室からの</p>	<p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、<u>高圧原子炉代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水、原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉への注水により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、原子炉を冷却するため、原子炉水位を監視および制御することを目的とする。</p> <p>さらに、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系により注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>フロントライン系故障時</u></p> <p>1. <u>高圧原子炉代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系の故障により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 中央制御室からの手動操作により高圧原子炉代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>(2) 中央制御室からの手動操作により高圧原子炉代替注水系を起動できない場合は、現場で弁の手動操作により高圧原子炉代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>復水・給水系</u>、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、中央制御室</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②代替交流電源設備により直流通電を確保できない場合は、可搬型代替直流通電設備等により直流通電を供給する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失時、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な所内常設蓄電式直流通電設備の125V蓄電池が枯渇により機能が喪失すると予測される場合で、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備が使用可能な場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>全交流動力電源喪失および常設直流通電系統喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却ができない場合は、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手动操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧代替注水系を起動できない場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手动操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な直流通電を所内常設蓄電式直流通電設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流通電設備の125V蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備により125V充電器を充電することにより直流通電を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備による給電ができない場合は、可搬型</p>	<p>(2) 代替交流電源設備により直流通電を確保できない場合は、可搬型直流通電設備により直流通電を供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流通電125V蓄電池A、直流通電125V蓄電池A-2及びAM用直流通電125V蓄電池が枯渇により機能が喪失すると予測される場合で、常設代替交流電源設備、第二代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備が使用可能な場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>全交流動力電源及び常設直流通電系統の喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系による原子炉の冷却ができない場合は、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場で弁の手动操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧代替注水系を起動できない場合、又は高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手动操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流通電を所内蓄電式直流通電設備を用いて給電している場合は、所内蓄電式直流通電設備の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備等より充電器を受電することにより直流通電を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備等を用いて給電できない場合は、可搬型</p>	<p>(2) 代替交流電源設備により直流通電を確保できない場合は、可搬型直流通電設備により直流通電を供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要なB-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)および230V系蓄電池(RCIC)が枯渇により機能が喪失すると予測される場合で、常設代替交流電源設備または可搬型交流電源設備が使用可能な場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>全交流動力電源および常設直流通電系統の喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却ができない場合は、中央制御室からの操作により高圧原子炉代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧原子炉代替注水系を起動できない場合は、現場で弁の手动操作により高圧原子炉代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧原子炉代替注水系を起動できない場合、または高圧原子炉代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手动操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な直流通電を所内常設蓄電式直流通電設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流通電設備の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備より充電器を受電することにより直流通電を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は可搬型代替直流通電設備の他に125V代替充電器用電源接続設備により直流通電を供給することが可能。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>代替直流電源設備等により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備等への燃料補給および復水貯蔵タンクへの補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリの低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、発生する排水により原子炉隔離時冷却系ポンプ本体が水没する前に排水処理を実施する。なお、RCタービンポンプ室に滞留する排水を処理しない場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリの低圧時の冷却対策の準備が整うまでの間、原子炉隔離時冷却系を水没させずに運転を継続することが可能である。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響を考慮し、RCタービンポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系起動時のみとし、その後速やかに退室する。防護具を確実に装着することにより本操作が可能である。</p>	<p>型直流電源設備により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備等への燃料補給及び復水貯蔵槽への補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリの低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、発生する排水により原子炉隔離時冷却系ポンプ本体が水没する前に排水処理を実施する。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響を考慮し、原子炉隔離時冷却系ポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系の起動時のみとし、その後速やかに退室する。操作の際には防護具を確実に装着する。</p>	<p>直流電源設備により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型直流電源設備等への燃料補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリの低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、発生する排水により原子炉隔離時冷却系ポンプ本体が水没する前に排水処理を実施する。なお、原子炉隔離時冷却ポンプ室に滞留する排水を処理しない場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリの低圧時の冷却対策の準備が整うまでの間、原子炉隔離時冷却系を水没させずに運転を継続することが可能である。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響を考慮し、原子炉隔離時冷却ポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系の起動時のみとし、その後速やかに退室する。操作の際には防護具を確実に装着する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉隔離時冷却系の水源をサブレーションチェーンバとして <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違（設置許可申請書本文十号ハ（1）第10-1表「重大事故等対策における手順書の概要」における記載の相違）
<p>監視および制御</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」および「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」による原子炉の冷却の際には、原子炉へ注水する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位計（広帯域）、原子炉水位（S A燃料域）、原子炉水位（S A広帯域）、原子炉水位（S A燃料域）等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障または計測範囲（把握能力）を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位計（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（S A燃料域）、原子炉水位（S A燃料域）、原子炉圧力、原子炉圧力（S A燃料域）、高圧代替注水系系統流量計、復水貯蔵槽水位計（S A）等により監視する。</p>	<p>監視及び制御</p> <p>当直副長は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」及び「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉を冷却する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位計（広帯域）、原子炉水位計（燃料域）、原子炉水位（S A）等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障又は計測範囲（把握能力）を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位計（広帯域）、原子炉水位計（燃料域）、原子炉水位計（S A）、原子炉圧力計、原子炉圧力計（S A）、高圧代替注水系系統流量計、復水貯蔵槽水位計（S A）等により監視する。</p>	<p>監視および制御</p> <p>当直副長は、「高圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却」および「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉を冷却する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（S A）等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障または計測範囲（把握能力）を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧原子炉代替注水系を起動する場合は、高圧原子炉代替注水系の作動状況を原子炉水位（広帯域）、原子炉水位計（燃料域）、原子炉水位（S A）、原子炉圧力、原子炉圧力（S A）、高圧原子炉代替注水流流量計、サブレーションプール水位（S A）等により監視する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 女川は可搬型計測器を使用することもあることから、発電所対策本部も主語に含めている。 <p>【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>作業性 高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系の現場操作による起動操作は、通常の弁操作で実施可能である。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備を用いてほう酸水注入系へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>作業性 高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の現場操作による起動操作を速やかに開始できるよう、使用する資機材は作業場所近傍に配備する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備を用いてほう酸水注入系へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>作業性 高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系の現場操作による起動操作は、通常の弁操作で実施可能である。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いてほう酸水注入系へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可搬型計測器を使用する際の資機材を中央制御室に記載。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 3</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力カバウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防止するため、手動操作による減圧および減圧の自動化により原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力カバウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止するため、原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、インターフェイスシステムLOCA発生時において、原子炉冷却材の漏えいを抑制するため、原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 手動操作による減圧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧がでない場合は、中央制御室からの手動操作により主蒸気逃がし安全弁を開放し、原子炉を減圧する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>① 原子炉を冷温停止に移行するために減圧する場合 主復水器が使用不可能であるが、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>② 急速減圧の場合 低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保され、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>③ 炉心損傷後の減圧の場合</p>	<p>表 3</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力カバウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、手動操作による減圧及び減圧の自動化により原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力カバウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止するため、原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、インターフェイスシステムLOCA発生時において、原子炉冷却材の漏洩を抑制するため、原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 手動操作による減圧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧がでない場合は、中央制御室からの手動操作により主蒸気逃がし安全弁を開操作し、原子炉を減圧する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>a. 原子炉を冷温停止に移行するために減圧する場合 復水器は使用できないが、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>b. 急速減圧の場合 低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系(常設)のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保され、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>c. 炉心損傷後の減圧の場合 (a) 低圧注水手段がある場合</p>	<p>表 3</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力カバウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防止するため、手動操作による減圧および減圧の自動化により原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力カバウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止するため、原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、インターフェイスシステムLOCA発生時において、原子炉冷却材の漏洩を抑制するため、原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 手動操作による減圧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧がでない場合は、中央制御室からの手動操作により主蒸気逃がし安全弁を開操作し、原子炉を減圧する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>a. 原子炉を冷温停止に移行するために減圧する場合 復水器は使用できないが、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>b. 急速減圧の場合 低圧で原子炉注水が可能な系統または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保され、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>c. 注水手段がない場合 原子炉圧力容器内の水位が規定水位（燃料棒有効長底部より燃料棒有効長底部より燃料棒有効長の20%上の位置）に到達した場合</p> <p>d. 炉心損傷後の減圧の場合 (a) 低圧注水手段がある場合</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧に必要としている注水系統の相違。 <p>TS-10</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価「高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱」において炉心損傷前であっても当該基準により

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>高圧注水系統は使用できないが、<u>低圧注水系統1</u>系統^{※2}以上の使用可能である場合、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能なる場合。</p> <p>④ 注水手段がない場合 <u>炉心損傷後において</u>、原子炉圧力容器への注水手段が確保できず、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの20%上の位置）に到達した場合、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能なる場合。</p> <p>※1:「<u>低圧注水系統</u>または<u>低圧代替注水系統</u>のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能なる系統である高圧炉心スプレイ系、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>残留熱除去系</u>（低圧モード）および<u>復水給水系統</u>のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は<u>低圧代替注水系統</u>（常設）（<u>復水移送ポンプ</u>）、<u>低圧代替注水系統</u>（常設）（<u>直流通動低圧注水系統ポンプ</u>）、<u>低圧代替注水系統</u>（可搬型）、<u>代替循環冷却系</u>および<u>ろ過水系統</u>のうち1系統以上起動することを含む。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系統1</u>系統」とは、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>残留熱除去系</u>（<u>低圧注水モード</u>）、<u>復水給水系統</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低圧代替注水系統</u>（常設）（<u>復水移送ポンプ</u>）、<u>低圧代替注水系統</u>（常設）（<u>直流通動低圧注水系統ポンプ</u>）、<u>低圧代替注水系統</u>（可搬型） または<u>ろ過水系統</u>のいずれか1系統をいう。</p>	<p>高圧注水系統は使用できないが、<u>低圧注水系統1</u>系統^{※2}以上の使用可能である場合、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能なる場合。</p> <p>(b) 低圧注水手段がない場合 原子炉圧力容器への注水手段が確保できず、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から有効燃料棒の長さの10%上の位置）に到達した場合、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能なる場合。</p> <p>※1:「<u>低圧注水系統1</u>系以上又は<u>低圧代替注水系統</u>（常設）の<u>ポンプ2</u>台以上若しくは<u>代替注水系統2</u>系以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能なる系統である高圧炉心注水系統及び<u>残留熱除去系</u>（<u>低圧注水系統</u>）及び<u>給水・復水系統</u>のうち1系以上起動すること、また、それができない場合は<u>低圧代替注水系統</u>（常設）の<u>ポンプ2</u>台以上起動、若しくは<u>低圧代替注水系統</u>（可搬型）のうち2系消火系及び<u>低圧代替注水系統</u>（可搬型）のうち2系以上起動することを含む。 なお、<u>格納容器パラメータ</u>又は<u>原子炉圧力容器内の水位</u>が規定値に到達した場合は、<u>低圧代替注水系統</u>（常設）の<u>ポンプ1</u>台又は<u>代替注水系統1</u>系のみ起動であっても原子炉の減圧を行う。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系統1</u>系」とは、<u>残留熱除去系</u>（<u>低圧注水系統</u>）、<u>給水・復水系統</u>、<u>低圧代替注水系統</u>（常設）、<u>消火系</u>又は<u>低圧代替注水系統</u>（可搬型）のいずれか1系をいう。</p>	<p>高圧注水系統は使用できないが、<u>低圧注水系統1</u>系統^{※2}以上の使用可能である場合、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能なる場合。</p> <p>(b) 低圧注水手段がない場合 原子炉圧力容器への注水手段が確保できず、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（<u>燃料棒有効長さ底部より燃料棒有効長さの20%上の位置</u>）に到達した場合、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能なる場合。</p> <p>※1:「<u>低圧で原子炉注水が可能なる系統</u>または<u>低圧代替注水系統</u>のうち1系統以上の起動」とは、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時</u>での注水が可能なる系統である高圧炉心スプレイ系、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧注水系統</u>および<u>復水・給水系統</u>のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は<u>低圧代替注水系統</u>（常設）、<u>復水輸送系</u>、<u>消火系</u>および<u>低圧代替注水系統</u>（可搬型）のうち1系統以上起動することを含む。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系統1</u>系統」とは、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧注水系統</u>、<u>低圧代替注水系統</u>（常設）、<u>復水輸送系</u>、<u>消火系</u>（可搬型）のいずれか1系をいう。</p>	<p>急速減圧を実施。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感度解析結果の相違（<u>ジルコニウム-水反応</u>が著しくなる前に減圧という考え方は、柏崎刈羽と同様）。 TS-10 急速減圧に必要としている注水系統の相違。 島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。 島根は注水系統1系統以上で減圧する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷時における減圧後の注水に復水・給水系統は選定していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 減圧の自動化</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉が減圧できない場合は、代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の自動動作を確認し、原子炉を減圧する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、低圧注水系または低圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水準備が完了していることを確認し、主蒸気逃がし安全弁の手動操作等により原子炉を減圧する。</p> <p>なお、原子炉水位低（レベル1）設定点到達10分後および残留熱除去系（低圧注水モード）または低圧炉心スプレイ系が運転している場合は、代替自動減圧機能が自動動作することを確認し、これにより原子炉を減圧する。</p>	<p>2. 減圧の自動化</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧ができない場合は、代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）の自動動作を確認し、原子炉を減圧する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧系機能喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、低圧注水系、低圧代替注水系等による原子炉圧力容器への注水準備が完了していることを確認し、主蒸気逃がし安全弁の手動操作等により原子炉を減圧する。</p> <p>なお、残留熱除去系が運転している場合は、原子炉水位異常低（レベル1）が10分継続した段階で代替自動減圧機能が自動動作することを確認し、これにより原子炉を減圧する。</p>	<p>2. 減圧の自動化</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧ができない場合は、代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）の自動動作を確認し、原子炉を減圧する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧系機能喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、低圧で原子炉注水が可能な系統または代替注水系による原子炉圧力容器への注水準備が完了していることを確認し、主蒸気逃がし安全弁の手動操作等により原子炉を減圧する。</p> <p>なお、原子炉水位低（レベル1）設定点到達10分後および残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプが運転している場合は、代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が自動動作することを確認し、これにより原子炉を減圧する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は代替循環冷却による原子炉注水手段を整備。また、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）を設置している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。
<p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p>発電課長は、常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し、原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>（1）12.5V代替蓄電池により直流電源を確保する。その後、12.5V代替蓄電池の枯渇を防止するため、可搬型代替直流電源設備により直流電源を継続的に供給する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p>当直副長は、常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し、原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>（1）常設代替直流電源設備により直流電源を確保する。その後、常設代替直流電源設備のAM用蓄電池の枯渇を防止するため、可搬型直流電源設備により直流電源を継続的に供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p>当直副長は、常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し、原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>（1）常設代替直流電源設備により直流電源を確保する。その後、常設代替直流電源設備の蓄電池の枯渇を防止するため、可搬型直流電源設備により直流電源を継続的に供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のECOSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECOS構成の相違）。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 女川は主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に電源を供給。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を中央制御室から遠隔操作できない状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>①炉心損傷前の原子炉の減圧は、低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動^{※1}により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、低圧注水系1系統^{※2}以上が使用可能である場合。注水手段がない場合の原子炉の減圧は、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの20%上の位置）に到達した場合。</p> <p>②主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な直流電源を可搬型代替直流電源設備から給電可能な場合。</p> <p>※1：「低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動」とは、原子炉炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能で可能な系統である高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、残留熱除去系（低圧注水モード）および復水給水系のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系およびろ過水系のうち1系統以上起動する</p>	<p>を中央制御室から遠隔操作できない状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上の起動^{※1}により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、低圧注水系1系^{※2}以上が使用可能である場合、又は原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から有効燃料棒の長さの10%上の位置）に到達した場合。</p> <p>(b) 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）作用の窒素ガスが確保されている場合。</p> <p>(c) 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）の作動に必要な直流電源を常設代替直流電源設備から給電可能な場合。</p>	<p>を中央制御室から遠隔操作できない状態または全交流動力電源喪失時に、原子炉炉冷却材圧力バウンダリを減圧する際に直流電源の切替が必要な状態において、以下の条件がすべて成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、低圧で原子炉注水が可能な系統または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動^{※1}により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、低圧注水系統1系統^{※2}以上が使用可能である場合、または原子炉圧力容器内の水位が規定水位（燃料棒有効長さ底部より燃料棒有効長さの20%上の位置）に到達した場合。</p> <p>(b) 主蒸気逃がし安全弁作動用の窒素ガスが確保されている場合。</p> <p>(c) 主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源を常設代替直流電源設備から給電可能な場合。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はRCIC等の水源がS/Cであり、24時間後の蓄電池切替前に、RCICが機能喪失温度（100℃）に到達するため、急速減圧前にSRVの電源を切り替えることを記載。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧に必要としている注水系統の相違。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感度解析結果の相違（ジルコニウム-水反応が著しくなる前に減圧という考え方は、柏崎刈羽と同様） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に電源を供給。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は(2)に合わせて記載している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ことをいう。</p> <p>※2:「低圧注水系1系統」とは、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）、復水給水系、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）またはろ過水系のいずれか1系統をいう。</p> <p>(2) 主蒸気逃がし安全弁の作動回路に主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を接続して直流電源を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できない状態において、可搬型代替直流電源設備が使用できない場合で、以下の条件が成立した場合。</p> <p>炉心損傷前の原子炉の減圧は、低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、低圧注水系1系統※2以上が使用可能である場合。注水手段がない場合の原子炉の減圧は、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの20%上の位置）に到達した場合。</p> <p>※1:「低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時での注水が可能となる高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および復水給水系のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系およびろ過水系のうち1系統以上起動することをいう。</p>	<p>(2) 主蒸気逃がし安全弁の作動回路に主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を接続して直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できない状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、低圧注水系1系※2以上が使用可能である場合、又は原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から有効燃料棒の長さの10%上の位置）に到達した場合。</p> <p>(b) 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）作動用の窒素ガスが確保されている場合。</p> <p>※1:「低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上の起動」とは、原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時での注水が可能となる高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水系）及び給水・復水系のうち1系以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上起動、若しくは低圧代替注水系（常設）、消火系及び低圧代替注水系（可搬型）のうち</p>	<p>(2) 主蒸気逃がし安全弁の作動回路に主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）を接続して直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できない状態において、常設代替直流電源設備が使用できない場合で、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、低圧で原子炉注水が可能となる系統または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、低圧注水系1系統※2以上が使用可能である場合、または原子炉圧力容器内の水位が規定水位（燃料棒有効長さより燃料棒有効長さの20%上の位置）に到達した場合。</p> <p>(b) 主蒸気逃がし安全弁作動用窒素ガスが確保されている場合。</p> <p>※1:「低圧で原子炉注水が可能となる系統または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時での注水が可能となる高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水系）及び給水・復水系のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系および低圧原子炉代替注水系（可搬型）のうち1系統以上起動することをいう。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速減圧に必要としている注水系統の相違。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感度解析結果の相違（ジルコニウム-水反応が著しくなる前に減圧という考え方は、柏崎刈羽と同様） ・急速減圧に必要としている注水系統の相違。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>う。</p> <p>※2：「低圧注水系統1系統」とは、低圧炉心スプレイス系、残留熱除去系（低圧注水モード）、復水給水系、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）またはろ過水系のいずれか1系統をいう。</p> <p>2. 高圧窒素ガス供給系（非常用）による窒素確保 発電課長は、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキユムレータおよび主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキユムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素の供給源を高圧窒素ガス供給系（非常用）に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）からの供給期間中にあって、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に伴い窒素の圧力が低下した場合は、予備の高圧窒素ガスポンベに切り替える。</p> <p>[手順着手の判断基準] ①高圧窒素ガス供給系（常用）から高圧窒素ガス供給系（非常用）への切替え 高圧窒素ガス供給系原子炉格納容器入口圧力低警報が発生した場合。 ②高圧窒素ガス供給系（非常用）高圧窒素ガスポンベの切替え 高圧窒素ガス供給系（非常用）高圧窒素ガスポンベから主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）作動の窒素を供給している期間において、高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力低警報が発生した場合。</p>	<p>2系以上起動することを用いる。</p> <p>なお、格納容器パラメータ又は原子炉圧力容器内の水位が規定値に到達した場合は、低圧代替注水系（常設）のポンプ1台又は代替注水系1系のみでの起動であっても原子炉の減圧を行う。</p> <p>※2：「低圧注水系統1系」とは、残留熱除去系（低圧注水系）、給水・復水系、低圧代替注水系（常設）、消火系又は低圧代替注水系（可搬型）のいずれか1系をいう。</p> <p>2. 高圧窒素ガス供給系による窒素ガス確保 当直副長は、逃がし弁機能用アキユムレータ及び自動減圧機能用アキユムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスの供給源を高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>高圧窒素ガス供給系からの供給期間中にあって、主蒸気逃がし安全弁の作動に伴い窒素ガスの圧力が低下した場合は、予備の高圧窒素ガスポンベに切り替える。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 a. 不活性ガス系から高圧窒素ガス供給系への切替え 高圧窒素ガス供給系ドライウェル入口圧力低警報が発生した場合。 b. 高圧窒素ガスポンベの切替え及び取替え 高圧窒素ガスポンベから主蒸気逃がし安全弁作動の窒素ガスを供給している期間において、高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力低警報が発生した場合。</p>	<p>2. 逃がし安全弁窒素ガス供給系による窒素ガス確保 当直副長は、逃がし安全弁逃がし弁機能用アキユムレータおよび逃がし安全弁自動減圧機能用アキユムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスの供給源が逃がし安全弁窒素ガス供給系に切り替わることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>逃がし安全弁窒素ガス供給系からの供給期間中にあって、主蒸気逃がし安全弁の作動に伴い窒素ガスの圧力が低下した場合は、予備の主蒸気逃がし安全弁用窒素ガスポンベに切り替える。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 a. 窒素ガス制御系から逃がし安全弁窒素ガス供給系への切替え ADSアキユムレータ入口圧力低警報が発生した場合。 b. 主蒸気逃がし安全弁用窒素ガスポンベの切替え 主蒸気逃がし安全弁用窒素ガスポンベから主蒸気逃がし安全弁作動の窒素ガスを供給している期間において、N₂ガスポンベ出口圧力低警報が発生した場合。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は注水系1系統以上で減圧するため記載不要。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のECGSには低圧炉心スプレイス系がある（ABWRとBWR-5のECGS構成の相違）。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>3. 逃がし安全弁窒素ガス供給系による背圧対策 想定される重大事故等の環境条件を考慮して、格納容器内の圧力853kPa[gage]において確実に逃がし安全弁を起動させることができるように、逃がし安全弁窒素ガス供給系の供給圧力を調整する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※¹において、格納容器内の圧力が427kPa[gage]に到達した場合。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎はあらかじめ背圧対策を加味した圧力を設定しているが、島根は、設定値到達で圧力調整を実施する手順として、現場にて減圧弁を一般工具（スパナ）で調整する。なお、調整後圧力においても窒素ガス供給ライン上の安全弁吹出圧力（系統の最高使用圧力）を上回らない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根は設定値到達で圧力調整を実施する手順としている。（女川は、代替高圧窒素ガス供給系に切り替えてより高い圧力の作動窒素を供給する。）
<p>3. 代替高圧窒素ガス供給系による減圧 発電課長は、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキムレータおよび主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキムレータの供給圧力が喪失した場合は、代替高圧窒素ガス供給系により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。 代替高圧窒素ガス供給系高圧窒素ガスポンプからの供給期間中において、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に伴い窒素の圧力が低下した場合は、使用可能な高圧窒素ガスポンベと取り替える。 主蒸気逃がし安全弁を、想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるように、窒素の供給源を代替高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）により原子炉を減圧する。 [手順着手の判断基準] ①代替高圧窒素ガス供給系の中央制御室からの遠隔操作 主蒸気逃がし安全弁の駆動源である高圧窒素ガス供給系（常用）および主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の駆動源である高圧窒素ガス供給系（非常用）の窒素が喪失し、中央制御室からの遠隔操作により原</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉を減圧できない場合。</p> <p>②代替高圧窒素ガス供給系高圧窒素ガスポンベの取替え</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系高圧窒素ガスポンベから主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）作動用の窒素を供給している期間において、高圧窒素ガスポンベの作動窒素供給圧力が規定圧力未満となった場合。</p> <p>③代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放</p> <p>炉心損傷を判断し、格納容器内の圧力が427kPa [gage] を超えるおそれがある状態において原子炉を減圧する場合。</p> <p>4. 代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源喪失または常設直流電源喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動せず原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>①可搬型代替直流電源設備等により直流電源を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>常設直流電源喪失により、125V直流主母線2Aおよび2Bの電圧喪失を確認した場合において、可搬型代替直流電源設備または125V代替充電器用電源車接続設備からの給電が可能な場合。</p> <p>②代替交流電源設備により125V充電器に給電することで直流電源を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失し、125V直流主母線2Aおよび2Bの電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な場合。</p>	<p>3. 代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧</p> <p>当直副長は、全交流動力電源又は常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動せず原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>(1) 可搬型直流電源設備等により直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源喪失により、直流125V主母線(A)系及び(B)系の電圧喪失を確認した場合において、可搬型直流電源設備又は直流給電車いづれかの設備からの給電が可能な場合。</p> <p>(2) 代替交流電源設備等により充電器を受電することで直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失し、直流125V主母線(A)系及び(B)系の電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備、第二代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備いづれかの設備からの給電が可能な場合。</p>	<p>4. 代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧</p> <p>当直副長または緊急時対策本部は、全交流動力電源または常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動せず原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>(1) 可搬型直流電源設備により直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源喪失により、A-115V系直流流盤およびB-115V系直流流盤の電圧喪失を確認した場合において、可搬型直流電源設備として使用する高圧発電機車およびSA用115V系充電器または可搬型直流電源設備に関連する自主対策設備として使用する直流給電車いづれかの設備からの給電が可能な場合。</p> <p>(2) 代替交流電源設備により充電器を受電することで直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失し、A-115V系直流流盤およびB-115V系直流流盤の電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機車または可搬型代替交流電源設備として使用する高圧発電機車いづれかの設備からの給電が可能な場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は高圧発電機車を使用した給電は、緊急時対策本部にて実施する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池により主蒸気逃がし安全弁を動作させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備等により主蒸気逃がし安全弁を動作させて原子炉を減圧する。</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失した場合は、代替交流電源設備により125V充電器を充電することで直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の駆動源である高圧窒素ガス供給系（常用）の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、高圧窒素ガス供給系（非常用）により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の駆動源である高圧窒素ガス供給系（常用）および主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の駆動源である高圧窒素ガス供給系（非常用）の窒素が喪失し、主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、代替高圧窒素ガス供給系により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に窒素を供給し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁を、想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるように、窒素の供給源を代替高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）により原子炉を減圧する。</p> <p>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>発電課長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器内が高圧の状態で開催した場合に溶融物が放出され、格納容器内の雰囲気直接加熱されることによる格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>常設直流電源系統の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型直流電源設備又は主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池により主蒸気逃がし安全弁を動作させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型直流電源設備等により主蒸気逃がし安全弁を動作させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源喪失の原因が全交流動力電源喪失の場合には、代替交流電源設備等により充電器を受電することで直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁作動窒素ガスの喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスボンベにより主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>当直副長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器が高圧の状態で開催した場合に溶融物が放出され、格納容器内の雰囲気直接加熱されることによる格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>常設直流電源系統の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）により主蒸気逃がし安全弁を動作させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型直流電源設備により主蒸気逃がし安全弁を動作させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源喪失の原因が全交流動力電源喪失の場合には、代替交流電源設備により充電器を受電することで直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁作動窒素ガスの喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、逃がし安全弁窒素ガス供給系の主蒸気逃がし安全弁用窒素ガスボンベにより主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は設定値到達で圧力調整を実施する手順としている。（女川は、代替高圧窒素ガス供給系に切り替えてより高い圧力の作動窒素を供給する。） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。
<p>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>発電課長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器内が高圧の状態で開催した場合に溶融物が放出され、格納容器内の雰囲気直接加熱されることによる格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p>	<p>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>当直副長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器が高圧の状態で開催した場合に溶融物が放出され、格納容器内の雰囲気直接加熱されることによる格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p>	<p>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>当直副長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器が高圧の状態で開催した場合に溶融物が放出され、格納容器内の雰囲気直接加熱されることによる格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>〔手順着手の判断基準〕 「対応手段等」フロントライン系故障時 1. 手動操作による減圧 手順着手の判断基準 ③炉心損傷後の減圧の場合および④注水手段がない場合と同じ</p> <p>インターフェイシステムLOCCA発生時 発電課長は、インターフェイシステムLOCCAが発生した場合、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを停止するため、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>漏えい箇所の隔離ができない場合は、原子炉を手動停止するとともに、主蒸気逃がし安全弁等により原子炉を減圧し、漏えい箇所を隔離する。</p>	<p>1. 手順着手の判断基準 「対応手段等」フロントライン系故障時 1. 手動操作による減圧 (1) 手順着手の判断基準 c. 炉心損傷後の減圧の場合」と同じ。</p> <p>インターフェイシステムLOCCA発生時 当直副長は、インターフェイシステムLOCCAが発生した場合、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを停止するため、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>中央制御室から速やかに漏えい箇所を隔離できない場合は、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを抑制するため、主蒸気逃がし安全弁等により原子炉を減圧し、漏えい箇所を隔離する。</p>	<p>1. 手順着手の判断基準 「対応手段等」フロントライン系故障時 1. 手動操作による減圧 (1) 手順着手の判断基準 c. 炉心損傷後の減圧の場合」と同じ。</p> <p>インターフェイシステムLOCCA発生時 当直副長は、インターフェイシステムLOCCAが発生した場合、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを停止するため、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>中央制御室から速やかに漏えい箇所を隔離できない場合は、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを抑制するため、主蒸気逃がし安全弁等により原子炉を減圧し、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>なお、現場の作業環境改善のため、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードによる原子炉除熱を実施する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はインターフェイシステムLOCCAの発生判断で原子炉を手動停止（女川は漏えい箇所の隔離ができない場合に原子炉を手動停止）。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は現場隔離操作等のアクセスを考慮し、原子炉棟内の環境緩和のために、S/P 冷却モードから原子炉停止時冷却モードへの切替操作を実施。
<p>原子炉冷却材が格納容器外へ漏えいし原子炉建屋原子炉棟内の圧力が上昇した場合は、原子炉建屋ブローアウトパネルが開放することで、原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度の上昇を抑制し、環境を改善する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の出口圧力上昇、原子炉建屋原子炉棟内の温度上昇もしくはエリア放射線モニタの指示値上昇等漏えいが予測されるパラメータの変化または漏えい関連警報の発生によりインターフェイシステムLOCCAの発生を判断した場合。 (配慮すべき事項) ○インターフェイシステムLOCCAによる溢水の影響 隔離操作場所および隔離操作場所へのアクセルルート</p>	<p>原子炉冷却材が格納容器外へ漏えいし原子炉建屋原子炉区域内の圧力が上昇した場合は、燃料取替床ブローアウトパネルが開放することで、原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度の上昇を抑制し、環境を改善する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却系の吐出圧力上昇、原子炉建屋内の温度上昇若しくはエリア放射線モニタの指示値上昇等漏えいが予測されるパラメータの変化、又は漏えい関連警報の発生によりインターフェイシステムLOCCAの発生を判断した場合。 (配慮すべき事項) ○インターフェイシステムLOCCA時の溢水の影響 隔離操作場所へのアクセルルートは、インターフェイ</p>	<p>原子炉冷却材が格納容器外へ漏えいし原子炉棟内の圧力が上昇した場合は、原子炉建物燃料取替ブローアウトパネルが開放することで、原子炉棟内の圧力および温度の上昇を抑制し、環境を改善する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の出口圧力上昇、原子炉棟内の温度上昇もしくはエリア放射線モニタの指示値上昇等漏えいが予測されるパラメータの変化、または漏えい関連警報の発生によりインターフェイシステムLOCCAの発生を判断した場合。 (配慮すべき事項) ○インターフェイシステムLOCCA時の溢水の影響 隔離操作場所へのアクセルルートは、インターフェイ</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽のECCSには原子炉隔離時冷却系がある（ABWR と BWR-5 の ECCS 構成の相違）。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>は、インターフェースシステムLOCAにより漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないように選定する。</p> <p>○インターフェースシステムLOCAの検知 インターフェースシステムLOCAの発生は、格納容器内外のパラメータ等により判断する。非常用炉心冷却系ポンプおよび原子炉隔離時冷却系ポンプ設置室は原子炉建屋原子炉棟内において各部屋が分離されているため、漏えい箇所の特定は、床漏えい検出器、放射線モニタおよび火災感知器により行う。</p> <p>○作業性 インターフェースシステムLOCA発生時は、漏えいた水の滞留および蒸気による高湿度環境が想定されるため、現場での隔離操作は環境性等を考慮し、防護具を着用する。</p> <p><u>代替自動減圧機能による原子炉の自動減圧時の留意事項</u> 表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」における対応操作中は、原子炉の自動減圧による原子炉圧力容器への注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止するため、自動減圧系作動阻止機能により自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p> <p><u>主蒸気逃がし安全弁の背圧対策</u> 主蒸気逃がし安全弁が想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、窒素の供給源を代替高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要なより高い圧力の窒素を供給する。</p> <p><u>燃料補給</u> 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>システムLOCAにより漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないように選定する。</p> <p>○インターフェースシステムLOCAの検知 インターフェースシステムLOCAの発生は、格納容器内外のパラメータ等により判断する。非常用炉心冷却系ポンプ設置室は原子炉建屋内において各部屋が分離されているため、漏えい箇所の特定は、床漏えい検出器、監視カメラ及び火災感知器により行う。</p> <p>○作業性 インターフェースシステムLOCA発生時において、現場で漏えい箇所を隔離する場合は、隔離操作場所及び隔離操作場所へのアクセスルート上の環境を考慮して、現場環境が改善された状態で行い、事故環境下においても作業できるよう防護具を確実に装着する。</p> <p><u>代替自動減圧機能による原子炉の自動減圧時の留意事項</u> 表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」における対応操作中は、原子炉の自動減圧による原子炉圧力容器への注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止するため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p> <p><u>主蒸気逃がし安全弁の背圧対策</u> 主蒸気逃がし安全弁は、想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス圧力を確保する。</p> <p><u>燃料補給</u> 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>システムLOCAにより漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないように選定する。</p> <p>○インターフェースシステムLOCAの検知 インターフェースシステムLOCAの発生は、格納容器内外のパラメータ等により判断する。非常用炉心冷却系ポンプ設置室は、<u>原子炉棟内</u>において各部屋がエリアごとに分離されているため、漏えい箇所の特定は、<u>温度検知器</u>、<u>漏えい警報</u>、<u>監視カメラ</u>および<u>火災感知器</u>により行う。</p> <p>○作業性 インターフェースシステムLOCA発生時において、現場で漏えい箇所を隔離する場合は、<u>隔離操作場所および隔離操作場所へのアクセスルート</u>の環境を考慮して、現場環境が改善された状態で行い、事故環境下においても作業できるよう<u>防護具</u>を確実に装着する。</p> <p><u>代替自動減圧機能による原子炉の自動減圧時の留意事項</u> 表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」における対応操作中は、原子炉の自動減圧による原子炉圧力容器への注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止するため、<u>自動減圧起動阻止スイッチ</u>および<u>代替自動減圧起動阻止スイッチ</u>により自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p> <p><u>主蒸気逃がし安全弁の背圧対策</u> 主蒸気逃がし安全弁は、想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス圧力を確保する。</p> <p><u>燃料補給</u> 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は代替高圧窒素ガス供給系を使用することとで背圧を考慮しても主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放可能としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 4</p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。</p> <p>対応手段等 原子炉運転中の場合 フロントライン系故障時 1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却 発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 ①復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。 〔手順着手の判断基準〕 復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。 ②低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により注水する。</p>	<p>表 4</p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。</p> <p>対応手段等 原子炉運転中の場合 フロントライン系故障時 1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却 当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水系）の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 （1）復水貯蔵槽を水源として、低圧代替注水系（常設）により注水する。</p>	<p>表 4</p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。</p> <p>対応手段等 原子炉運転中の場合 フロントライン系故障時 1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却 当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である低圧注水系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 （1）低圧代替注水槽を水源として、低圧代替注水系（常設）により注水する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>・記載位置の相違（島根は（1）と（2）を合わせて記載している。）</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は直流駆動低圧注水系ポンプを整備している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>[手順着手の判断基準]</p> <p>復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）および代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>③低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p>	<p>(2) 低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（常設）及び注入配管が使用可能な場合※¹。</p> <p>また、給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）及び注入配管が使用可能な場合※²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p>	<p>(2) 低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、低圧原子炉代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧原子炉代替注水系（常設）および注入配管が使用可能な場合※¹。</p> <p>また、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および注入配管が使用可能な場合※²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は電源がある場合とない場合の対応を記載しているため、電源を記載していない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>④交流電源が確保できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により注水する。 [手順着手の判断基準] 「対応手段等 原子炉運転中の場合 フロントライ系故障時 1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却②」と同じ。</p> <p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択 設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する。 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉を冷却する。 なお、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。また、交流電源が確保できない場合は、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉を冷却する。</p> <p>原子炉運転中の場合 サポート系故障時 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の復旧 発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系</p>	<p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択 設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水系）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）により原子炉を冷却する。 低圧代替注水系（常設）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）等に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）等により原子炉を冷却する。 なお、低圧代替注水系等により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能であって注水流量が多い配管から弁の操作を実施する。また、中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で弁の自動操作を実施する。</p> <p>原子炉運転中の場合 サポート系故障時 1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（低圧注水系）の復旧 当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系</p>	<p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択 設計基準事故対処設備である低圧注水系の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧原子炉代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源および水源（低圧原子炉代替注水系（常設））が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉を冷却する。 低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧原子炉代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。 なお、低圧原子炉代替注水系等により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能であって注水流量が多い配管から選択する。また、中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で弁の自動操作を実施する。</p> <p>原子炉運転中の場合 サポート系故障時 1. 常設代替交流電源設備による低圧注水系および低圧炉心スプレイ系の復旧 当直副長は、設計基準事故対処設備である低圧注水系お</p>	<p>【女川との相違】 ・女川は直流駆動低圧注水系ポンプを整備している。</p> <p>【女川との相違】 ・女川は直流駆動低圧注水系ポンプを整備している。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は電源がある場合とない場合の対応を記載しているため、電源を記載していない。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で自動操作を実施する。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根のEGCSには低圧炉心スプレイ系がある</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>および低圧炉心スプレイ系を復旧し、サブレーションチェンバを水源として、原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。また、常設代替交流電源設備へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>および低圧炉心スプレイ系を運転継続する。原子炉の停止後は、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>に移行し、長期的に原子炉からの除熱を行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>①残留熱除去系（低圧注水モード）の復旧 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系または2D系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>が使用可能な状態[*]に復旧された場合。</p> <p>②低圧炉心スプレイ系を使用する場合 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>が復旧できず、低圧炉心スプレイ系が使用可能な状態[*]に復旧された場合。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレーションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備により交流電源が確保できた場合において、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>により原子炉を冷却する。<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>の運転ができない場合は、<u>低圧炉心スプレイ系</u>により原子炉を冷却する。</p>	<p>（低圧注水系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより、<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>を復旧し、<u>サブレーションプール</u>を水源として、原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。また、常設代替交流電源設備へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより、<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>を運転継続する。原子炉の停止後は、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>に移行し、長期的に原子炉を除熱する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準 ①残留熱除去系（低圧注水モード）の復旧 常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系又はD系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>が使用可能な状態[*]に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブレーションプール）が確保されている状態。</p> <p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合において、<u>原子炉補機冷却水系</u>の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>により原子炉を冷却する。</p>	<p>よび低圧炉心スプレイ系が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧原子炉代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより、<u>低圧注水系</u>および低圧炉心スプレイ系を復旧し、サブレーションチェンバを水源として、原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより、<u>低圧注水系</u>および低圧炉心スプレイ系を運転継続する。</p> <p>原子炉の停止後は、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>に移行し、長期的に原子炉を除熱する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準 a. <u>低圧注水系</u>の復旧 常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>を用いて緊急用メタクラを受電した後、<u>緊急用メタクラ</u>から非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系の受電が完了し、<u>低圧注水系</u>が使用可能な状態[*]に復旧された場合。</p> <p>b. <u>低圧炉心スプレイ系の復旧</u> 常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>を用いて緊急用メタクラを受電した後、<u>緊急用メタクラ</u>から非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系の受電が完了し、<u>低圧炉心スプレイ系</u>が使用可能な状態[*]に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレーションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合において、<u>原子炉補機冷却水系</u>および<u>原子炉補機海水系</u>の運転ができる場合は、<u>低圧注水系</u>により原子炉を冷却する。</p>	<p>（ABWRとBWR-5のECOS構成の相違）。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根のECOSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECOS構成の相違）。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の運転ができない場合は、原子炉補機代替冷却水系を設置し、残留熱除去系（低圧注水モード）により原子炉を冷却する。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の設置による残留熱除去系（低圧注水モード）の復旧に時間を要するため、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p> <p>原子炉停止中の場合</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>低圧代替注水系による原子炉の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>① 復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉停止中に非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>② 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉停止中に非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※。</p>	<p>原子炉補機冷却水系の運転ができない場合は、代替原子炉補機冷却水系を設置し、残留熱除去系（低圧注水モード）により原子炉を冷却する。</p> <p>代替原子炉補機冷却系の設置による残留熱除去系（低圧注水モード）の復旧に時間を要するため、低圧代替注水系等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p> <p>原子炉停止中の場合</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>（1）復水貯蔵槽を水源として、低圧代替注水系（常設）により注水する。</p> <p>（2）低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。</p> <p>低圧代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>「対応手段等 原子炉運転中の場合」フロントライン系故障時 1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却 a. 手順着手の判断基準」と同じ。</p>	<p>原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の運転ができない場合は、原子炉補機代替冷却系を設置し、低圧注水系により原子炉を冷却する。</p> <p>原子炉補機代替冷却系の設置による低圧注水系の復旧に時間を要するため、低圧原子炉代替注水系等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p> <p>原子炉停止中の場合</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 低圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>（1）低圧原子炉代替注水系を水源として、低圧原子炉代替注水系（常設）により注水する。</p> <p>（2）低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、低圧原子炉代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>「対応手段等 原子炉運転中の場合」フロントライン系故障時 1. 低圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却 a. 手順着手の判断基準」と同じ。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉運転中の判断基準と同様。（女川は原子炉運転中の判断基準と一部異なる。）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：設備表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1））または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p> <p>原子炉停止中の場合 サポート系故障時</p> <p>常設代替交流電源設備による残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、低圧代替注水系による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）を復旧し、原子炉の除熱を実施する。また、常設代替交流電源設備へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）を運転継続する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系および2D系の受電が完了し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）が使用可能な状態[*]に復旧された場合。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）等に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）等により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、低圧代替注水等により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能であって注水流量が多い配管から選択する。また、中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で弁の自動操作を実施する。</p> <p>原子炉停止中の場合 サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、低圧代替注水系による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を復旧し、原子炉の除熱を実施する。</p> <p>また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を運転継続する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系又はD系の受電が完了し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が使用可能な状態[*]に</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧原子炉代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧原子炉代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1））または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、低圧原子炉代替注水等により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能であって注水流量が多い配管から選択する。また、中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で弁の自動操作を実施する。</p> <p>原子炉停止中の場合 サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系原子炉停止時冷却モードが全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、低圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを復旧し、原子炉の除熱を実施する。</p> <p>また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを運転継続する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機を用いて緊急用メタクラを受電した後、緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧</p>	<p>基準と一部異なる。）</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は電源がある場合とない場合の対応を記載しているため、電源を記載していない。
			<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保され、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）以上で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備により交流電源が確保できた場合において、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>により原子炉を冷却する。 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の運転ができない場合は、<u>原子炉補機代替冷却水系</u>を設置し、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>により原子炉を冷却する。 原子炉補機代替冷却水系の設置による<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。 <p><u>原子炉運転中の場合</u></p> <p><u>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合</u></p> <p><u>低圧代替注水系</u>による残存溶融炉心の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、溶融炉心が原子炉圧力容器を破損し格納容器下部へ落下するもの、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>① サプレッションチェンバを水源として、<u>代替循環冷却系</u>により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、<u>代替循環冷却系</u>による原子炉圧力容器への注水が可能<u>な場合</u>※2。</p>	<p>復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源及び補機冷却水が確保され、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合において、原子炉補機冷却水系の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>により原子炉を冷却する。 原子炉補機冷却水系の運転ができない場合は、<u>代替原子炉補機冷却系</u>を設置し、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>により原子炉を冷却する。 代替原子炉補機冷却系の設置による<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧代替注水系</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。 <p><u>原子炉運転中の場合</u></p> <p><u>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合</u></p> <p>1. <u>低圧代替注水系</u>による残存溶融炉心の冷却</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、溶融炉心が原子炉圧力容器を破損し格納容器下部へ落下するもの、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、残存溶融炉心を冷却する。</p>	<p><u>電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系の受電が完了し、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>が使用可能な状態※1に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されており、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合において、原子炉補機冷却水系および<u>原子炉補機海水系の運転</u>ができる場合は、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>により原子炉を冷却する。 原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の運転ができない場合は、<u>原子炉補機代替冷却系</u>を設置し、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>により原子炉を冷却する。 原子炉補機代替冷却系の設置による<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧原子炉代替注水系</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。 <p><u>原子炉運転中の場合</u></p> <p><u>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合</u></p> <p>1. <u>低圧原子炉代替注水系</u>による残存溶融炉心の冷却</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、溶融炉心が原子炉圧力容器を破損し格納容器下部へ落下するもの、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、残存溶融炉心を冷却する。</p>	<p>流電源設備を設置。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は新設する代替循環冷却系の注水手順を記載している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下または格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。なお、原子炉圧力容器への注水と同時に代替循環冷却ポンプによるドライウェルスブレイまたは格納容器下部への注水が必要となった場合の優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>優先1：ドライウェルスブレイおよび原子炉圧力容器への注水</p> <p>優先2：ドライウェルスブレイ</p> <p>優先3：原子炉圧力容器への注水</p> <p>優先4：格納容器下部への注水</p> <p>② 代替循環冷却系により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、代替循環冷却系が使用できず、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>による原子炉圧力容器への注水が可能なお場合※2。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下または原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。なお、原子炉圧力容器への注水と同時に復水移送ポンプによるドライウェルスブレイまたは格納容器下部への注水が</p>	<p>(1) <u>復水貯蔵槽</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により注水する。</p>	<p>(1) <u>低圧原子炉代替注水槽</u>を水源として、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により注水する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は外部水源を使用する低圧代替注水より内部水源を使用する代替循環冷却系を優先している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>必要となった場合の優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>優先1：ドライウエルスプレイ 優先2：原子炉圧力容器への注水 優先3：原子炉格納容器下部への注水</p> <p>③低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>による原子炉圧力容器への注水が可能^{※2}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}は、格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下または格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。</p>	<p>(2) 低圧代替注水系（常設）により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、<u>低圧代替注水系（常設）</u>による原子炉圧力容器への注水が可能^{※2}。</p> <p>また、原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、<u>低圧代替注水系（常設）</u>及び<u>消火系</u>が使用できず、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>による原子炉圧力容器への注水が可能^{※3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力指示値の低下、格納容器内圧力指示値の上昇、ドライウエル雰囲気温度指示値の上昇により確認する。</p> <p>※2：<u>格納容器内へのスプレイ及び格納容器下部への注水に必要な流量（140m³/h、35～70m³/h）が確保され、更に低圧代替注水系（常設）</u>により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（30m³/h）が確保できる場合。</p> <p>※3：<u>格納容器内へのスプレイ及び格納容器下部への注水に必要な流量（140m³/h、35～70m³/h）が確保され、更に低圧代替注水系（可</u></p>	<p>(2) <u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、<u>輪谷貯水槽（西1）</u>および<u>輪谷貯水槽（西2）</u>を水源として、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>等により注水する。<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>による原子炉圧力容器への注水が可能^{※2}。</p> <p>また、原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>による原子炉圧力容器への注水、<u>可搬設備による格納容器スプレイを同時に行い、常設設備のみによる同時注水は実施せず、万一、常設設備のみでの注水対応が必要となった際には、原子炉への注水を優先し、状況によって格納容器スプレイに切替える。</u></p>	<p>【柏崎との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の低圧原子炉代替注水系は、常設設備による原子炉への注水、可搬設備による格納容器スプレイを同時に行い、常設設備のみによる同時注水は実施せず、万一、常設設備のみでの注水対応が必要となった際には、原子炉への注水を優先し、状況によって格納容器スプレイに切替える。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合において、代替循環冷却系により残存溶融炉心の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合は、代替循環冷却系により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>代替循環冷却系により残存溶融炉心の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により残存溶融炉心の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p> <p>○残存溶融炉心の冷却における留意事項</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）等により十分な注水量が確保できない場合は、格納容器内へのスプレイを優先する。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モードまたは原子炉停止時冷却モード）または低圧炉心スプレイ系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>残留熱除去系（低圧注水系）については、復水給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器へ</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（30m³/h）が確保できる場合。</p> <p>なお、十分な注水流量が確保できない場合は溶融炉心の冷却を優先し効果的な注水箇所を選択する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合において、低圧代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）により残存溶融炉心の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>なお、低圧代替注水系等により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p> <p>○残存溶融炉心の冷却における留意事項</p> <p>低圧代替注水系等により十分な注水流量が確保できない場合は、溶融炉心の冷却を優先し、効果的な注水箇所を選択する。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水又は原子炉停止時冷却系）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>残留熱除去系（低圧注水系）については、給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系による原子炉圧</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合において、低圧原子炉代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源および水源（低圧原子炉代替注水タンク）が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）により残存溶融炉心の冷却ができない場合において、低圧原子炉代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>なお、低圧原子炉代替注水系等により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である低圧注水系、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードまたは低圧炉心スプレイ系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>低圧注水系については、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器へ</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は新設する代替循環冷却系の注水手順を記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は流量バランスの管理性を考慮し、同時に注水は実施しない <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のECOSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECOS

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>低圧炉心スプレイス系については、復水給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイス系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）については、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）以上で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の場合。</p> <p>作業性</p> <p>低圧代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて低圧代替注水系等による注水に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）については、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の場合。</p> <p>作業性</p> <p>低圧代替注水系（可搬型）で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて低圧代替注水系等による注水に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>の注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>低圧炉心スプレイス系による原子炉圧力容器への注水については、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイス系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>残留熱除去系原子炉停止時冷却モードについては、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の場合。</p> <p>作業性</p> <p>低圧原子炉代替注水系（可搬型）で使用する大量送水車のホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて低圧原子炉代替注水系等による注水に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>構成の相違）。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のECGSには低圧炉心スプレイス系がある（ABWRとBWR-5のECGS構成の相違）。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表5</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷および格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、原子炉格納容器フィルター系または耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱、原子炉補機代替冷却水系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>原子炉格納容器フィルター系または耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブレーションプール冷却モードおよび格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、以下の手段により格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送する。</p> <p>①原子炉格納容器フィルター系により輸送する。 ②原子炉格納容器フィルター系が使用できない場合は、耐圧強化ベント系により輸送する。</p> <p>原子炉格納容器フィルター系および耐圧強化ベント系の隔離弁（電動弁）を中央制御室から操作できない場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷※1前において、格納容器内の圧力が0.384MPa[gage]に到達した時。</p>	<p>表5</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧及び除熱、代替原子炉補機冷却系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧及び除熱</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレーションプール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、以下の手段により格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送する。</p> <p>(1) 格納容器圧力逃がし装置により輸送する。 (2) 格納容器圧力逃がし装置が使用できない場合は、耐圧強化ベント系により輸送する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の隔離弁（空気作動弁、電動弁）の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷※1前において、格納容器内の冷却を実施しても、格納容器内の圧力を規定圧力（279kPa[gage]）以下に維持できない場合。</p>	<p>表5</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷および格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、格納容器フィルター系による格納容器内の減圧および除熱、原子炉補機代替冷却系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 格納容器フィルター系による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系、残留熱除去系（サブレーションプール冷却モード）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、格納容器フィルター系により格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送する。</p> <p>格納容器フィルター系（電動弁）の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷※1前において、格納容器冷却系、残留熱除去系（サブレーションプール冷却モード）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）および残留熱代替冷却系による格納容器内の減圧および除熱ができず、格納容器内の圧力が24.5kPa[gage]に到達した</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う（女川は、原子炉格納容器フィルター系等の使用に関しては、発電所対策本部長が責任と権限により指示し、発電課長が実施。）。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は空気作動弁がなく電動弁のみで構成。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、炉心損傷※1前において、格納容器内の圧力が0.384MPa[gage]に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系が機能喪失※2した場合は、</p> <p>※1：「炉心損傷」は、格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：「原子炉格納容器フィルタベント系が機能喪失」とは、設備に故障が発生した場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系が機能喪失した場合は、格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱を実施する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系が機能喪失した場合は、耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱を実施する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系および耐圧強化ベント系による格納容器ベントの実施に当たり、隔離弁を中央制御室から操作できない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系または耐圧強化ベント系により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブプレッションチェンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>また、炉心損傷※1前において、格納容器内の冷却を実施しても、格納容器内の圧力を規定圧力（279kPa[gage]）以下に維持できない場合で、格納容器圧力逃がし装置が機能喪失※2した場合は、</p> <p>※1：「炉心損傷」は、格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：「格納容器圧力逃がし装置が機能喪失」とは、設備に故障が発生した場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系が機能喪失した場合は、格納容器圧力逃がし装置により格納容器内の除熱を実施する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置が機能喪失した場合は、耐圧強化ベント系により格納容器内の除熱を実施する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系による格納容器ベントの実施に当たり、弁の駆動電源及び空気源がない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブプレッションチェンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>場合。</p> <p>※1：「炉心損傷」は、格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線レベルが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 <p>設計基準事故対処設備である格納容器冷却系、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードが機能喪失した場合は、格納容器フィルタベント系により格納容器内の除熱を実施する。</p> <p>格納容器フィルタベント系による格納容器ベントの実施に当たり、弁の駆動電源がない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、格納容器フィルタベント系により、格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブプレッションチェンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は空気作動弁がなく電動弁のみで構成。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>サポート系故障時</p> <p>原子炉補機代替冷却水系による除熱 発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障等または全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系、残留熱除去系等により、発生した熱を最終的な熱の逃げ場である海へ輸送する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障または全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）を使用できない場合。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブレッシュヨンプール冷却モードまたは格納容器スプレイ冷却系）および原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[手順着手の判断基準] 残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内および格納容器内の除熱が必要な場合。</p> <p>作業性 原子炉格納容器フィルタベント系および耐圧強化ベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 代替原子炉補機冷却水系による除熱 当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系の故障等又は全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、代替原子炉補機冷却系、残留熱除去系等により、発生した熱を最終的な熱の逃げ場である海へ輸送する。代替原子炉補機冷却系、残留熱除去系による熱輸送の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却水系の故障又は全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系を使用できない場合。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系、サブレッシュヨンプール冷却系又は格納容器スプレイ冷却系）及び原子炉補機冷却水系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内及び格納容器内の除熱が必要な場合。</p> <p>作業性 格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 原子炉補機代替冷却水系による除熱 当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系の故障等または全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却系、格納容器冷却系、残留熱除去系（サブレッシュヨンプール冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードによる熱輸送の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系の故障または全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却水系を使用できない場合。ただし、原子炉注水手段がない場合は、原子炉注水準備を優先する*。 ※：常設備による注水手段がない場合、または低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水を実施している場合は大量送水車による注水または補給準備を実施。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系、残留熱除去系（サブレッシュヨンプール冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 格納容器冷却系、残留熱除去系（サブレッシュヨンプール冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを使用した原子炉圧力容器内および格納容器内の除熱が必要な場合。</p> <p>作業性 格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様である</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一要員にて作業を実施するため、可搬型設備の準備に関する優先順位を記載。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は耐圧強化ベント

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>はなく通常の弁操作と同様であり、<u>原子炉建屋付属棟内</u>で実施する。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系により補機冷却水を確保するために使用する各種ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、<u>代替交流電源設備</u>等を用いて格納容器ベントを実施するために必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備を用いて残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブレーションプール冷却モードまたは格納容器スプレイ冷却モード）へ給電する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>の弁操作と同様であり、<u>原子炉建屋内の原子炉炉区域外</u>で実施する。</p> <p>代替原子炉補機冷却水系により補機冷却水を確保するために使用する各種ホースの接続においては、一般的に使用される工具を用い、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて格納容器ベントを実施するために必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。 常設代替交流電源設備等を用いて残留熱除去系（サブレーションプール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）へ給電する。 <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>り、<u>原子炉建屋付属棟</u>で実施する。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系により補機冷却水を確保するために使用する各種ホースの接続は、一般的に使用される工具を用い、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備等を用いて格納容器ベントを実施するために必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。 常設代替交流電源設備等を用いて格納容器冷却系、残留熱除去系（サブレーションプール冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードへ給電する。 <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>を自主対策設備として使用する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表6</p> <p>操作手順</p> <p>6. 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>炉心損傷前</u></p> <p><u>フロントライン系故障時</u></p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により格納容器内の冷却ができいない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>①復水貯蔵タンクを水源として、格納容器代替スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができいない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※1で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※2した場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※2:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウエル温度または圧力抑制室水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>表6</p> <p>操作手順</p> <p>6. 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の圧力及び温度を低下させることを目的とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>炉心損傷前</u></p> <p><u>フロントライン系故障時</u></p> <p>1. 代替格納容器スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができいない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>(1) 復水貯蔵槽を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>表6</p> <p>操作手順</p> <p>6. 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、格納容器代替スプレイ系により格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器代替スプレイ系により格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>炉心損傷前</u></p> <p><u>フロントライン系故障時</u></p> <p>1. 格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができいない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(1) 低圧原子炉代替注水槽を水源として、格納容器代替スプレイ系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>・記載位置の相違（島根は、(1)と(2)を合わせて記載している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。なお、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による格納容器内へのスプレイができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p>	<p>(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器内へのスプレイができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※¹で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※²。</p> <p>また、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び消火系による格納容器内へのスプレイができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※³で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウエル）、格納容器内圧力（サブレシジョン・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度、サブレシジョン・チェンバ気体温度又はサブレシジョンルール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p>	<p>(2) 格納容器代替スプレイ系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、格納容器代替スプレイ系（可搬型）等によりスプレイする。格納容器代替スプレイ系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器冷却系による格納容器内へのスプレイができない場合において、格納容器代替スプレイ系（常設）が使用可能な場合※¹で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※²。</p> <p>また、格納容器冷却系による格納容器内へのスプレイができない場合において、格納容器代替スプレイ系（可搬型）が使用可能な場合※³で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、サブレシジョンチェンバ圧力、ドライウエル温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根ではS/CとD/Wが均圧するまではD/W圧力が高くなること、S/Cのボトムにかかる圧力がプール水頭圧を考慮するとPCVの中で一番大きくなることから、S/C圧力を判断基準として定めている。 島根ではS/C温度104℃でのスプレイ実施基準について解析結果より温度制御することができず、格納容器

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却モード)の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(常設)に異常がなく、交流電源および水源(復水貯蔵タンク)が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可搬型)に異常がなく、電源、燃料および水源(淡水貯水槽(No.1)または淡水貯水槽(No.2))が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p> <p>炉心損傷前 サポート系故障時 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却モードおよびサブレーションプール冷却モード)の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却モード)が全交流動力電源喪失等</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却系)の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、代替格納容器スプレィ冷却系(常設)に異常がなく、交流電源及び水源(復水貯蔵槽)が確保されている場合は、代替格納容器スプレィ冷却系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器スプレィ冷却系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、代替格納容器スプレィ冷却系(可搬型)に異常がなく、燃料及び水源(防火水槽又は淡水貯水池)が確保されている場合は、代替格納容器スプレィ冷却系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器スプレィ冷却系により格納容器内の冷却を実施する場合は、以下の優先順位でスプレィを実施する。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器破損前 a. サブレーション・チェンバ内にスプレィ b. ドライウエル内にスプレィ (2) 原子炉圧力容器破損後 a. ドライウエル内にスプレィ b. サブレーション・チェンバ内にスプレィ</p> <p>炉心損傷前 サポート系故障時 1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却系及びサブレーションプール冷却系)の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却系)が全交流動力電源喪失等により</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、格納容器代替スプレィ系(常設)に異常がなく、交流電源および水源(低圧原子炉代替注水槽)が確保されている場合は、格納容器代替スプレィ系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>格納容器代替スプレィ系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、格納容器代替スプレィ系(可搬型)に異常がなく、燃料および水源(輪谷貯水槽(西1)または輪谷貯水槽(西2))が確保されている場合は、格納容器代替スプレィ系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では格納容器圧力および温度上昇の抑制効果が高いドライウエル側にスプレィするのとおり、優先順位を設けない。 <p>炉心損傷前 サポート系故障時 1. 常設代替交流電源設備による格納容器冷却系および残留熱除去系(サブレーションプール冷却モード)の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、格</p>	<p>ベントの実施が早期となることから、S/C期待温度を基準としない。また、S/P水位指示値はスプレィの停止基準としているため、実施基準とはしていない。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>により使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</u>を復旧し、サブレーションチェンバを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレーションプール冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブレーションプール冷却モード）を復旧し、サブレーションプール水を除熱する。</p> <p><u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードおよびサブレーションプール冷却モード）</u>の復旧に時間を要する場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系</u>等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕 格納容器内へのスプレイについては、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系または2D系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達^{※2}した場合。</p>	<p>り使用できない場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系</u>による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>を復旧し、サブレーションプールを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（サブレーションプール冷却系）</u>が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより、<u>残留熱除去系（サブレーションプール冷却系）</u>を復旧し、サブレーションプールを除熱する。</p> <p><u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブレーションプール冷却系）</u>の復旧に時間を要する場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系</u>等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準 格納容器内へのスプレイについては、常設代替交流電源設備又は<u>第二代替交流電源設備</u>により非常用高圧母線D系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合²。</p>	<p><u>格納容器代替スプレイ系</u>による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより、<u>格納容器冷却系</u>を復旧し、サブレーションチェンバを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレーションプール冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却に加え</u>、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより、<u>残留熱除去系（サブレーションプール冷却モード）</u>を復旧し、サブレーションプール水を除熱する。</p> <p><u>格納容器冷却系および残留熱除去系（サブレーションプール冷却モード）</u>の復旧に時間を要する場合は、<u>格納容器代替スプレイ系</u>等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準 格納容器内へのスプレイについては、常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>により<u>緊急用メタクラ</u>を受電した後、<u>緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系</u>の受電が完了し、<u>格納容器冷却系</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合²。</p>	<p>操作の指揮を行う。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。 ・GTGを電源とする場合の格納容器スプレイは、2系列により実施可能。 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。</p>
<p>サブレーションチェンバを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレーションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、<u>ドライウエル圧力</u>、<u>圧力抑制室圧力</u>、<u>ドライ</u></p>	<p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブレーションプール）が確保されている状態。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、<u>格納容器内圧力（ドライウエル）</u>、<u>格納容器</u></p>	<p>サプレッションプールの除熱については、常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>により<u>緊急用メタクラ</u>を受電した後、<u>緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系</u>または<u>非常用交流高圧電源母線B系</u>の受電が完了し、<u>格納容器冷却系</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合²。</p> <p>サプレッションプールの除熱については、常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>により<u>緊急用メタクラ</u>を受電した後、<u>緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系</u>または<u>非常用交流高圧電源母線B系</u>の受電が完了し、<u>格納容器冷却系</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、<u>格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合</u>²。</p> <p>サプレッションプールの除熱については、常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>により<u>緊急用メタクラ</u>を受電した後、<u>緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系</u>または<u>非常用交流高圧電源母線B系</u>の受電が完了し、<u>格納容器冷却系</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、<u>格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合</u>²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレーションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、<u>ドライウエル圧力</u>、<u>サブレーションチェン</u></p>	<p>サプレッションプールの除熱については、常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>により<u>緊急用メタクラ</u>を受電した後、<u>緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系</u>または<u>非常用交流高圧電源母線B系</u>の受電が完了し、<u>格納容器冷却系</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、<u>格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合</u>²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレーションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、<u>ドライウエル圧力</u>、<u>サブレーションチェン</u></p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり） 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等） 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所</p>	島根原子力発電所 2号炉		備考	
<p>ウエル温度、圧力抑制室内空気温度または圧力抑制室内水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却モード）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>①復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。また、原子炉圧力容器破損前に原子炉格納容器代替スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却モード）による格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※2で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※3した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウエル温度または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>内圧力（サブレーション・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度、サブレーション・チェンバ気体温度又はサブレーション水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時</p> <p>1. 格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>(1) 低圧原子炉代替注水槽を水源として、格納容器代替スプレイ系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>・記載位置の相違（島根は、(2)に記載している。）</p>
<p>ウエル温度、圧力抑制室内空気温度または圧力抑制室内水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時</p> <p>1. 代替格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>(1) 復水貯蔵槽を水源として、代替格納容器代替スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>内圧力（サブレーション・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度、サブレーション・チェンバ気体温度又はサブレーション水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時</p> <p>1. 格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>(1) 低圧原子炉代替注水槽を水源として、格納容器代替スプレイ系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>・記載位置の相違（島根は、(2)に記載している。）</p>
<p>ウエル温度、圧力抑制室内空気温度または圧力抑制室内水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却モード）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>①復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。また、原子炉圧力容器破損前に原子炉格納容器代替スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却モード）による格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※2で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※3した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウエル温度または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>内圧力（サブレーション・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度、サブレーション・チェンバ気体温度又はサブレーション水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時</p> <p>1. 格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>(1) 低圧原子炉代替注水槽を水源として、格納容器代替スプレイ系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>・記載位置の相違（島根は、(2)に記載している。）</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。</p> <p>なお、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>また、原子炉圧力容器破損前に原子炉格納容器代替スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p>	<p>(2) 代替格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、代替格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。代替格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、代替格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>また、原子炉圧力容器破損前に代替格納容器代替スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却系）による格納容器代替スプレイができず、代替格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合^{※2}で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※3}。</p> <p>また、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却系）、代替格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び消火系による格納容器内へのスプレイができず、代替格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※3}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウエル）、格納容器内圧力（サブプレッション・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度又は原子炉圧力容器下部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>(2) 格納容器代替スプレイ系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、格納容器代替スプレイ系（可搬型）等によりスプレイする。格納容器代替スプレイ系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>また、原子炉圧力容器破損前に格納容器代替スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器冷却系による格納容器内へのスプレイができず、格納容器代替スプレイ系（常設）が使用可能な場合^{※2}で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※3}。</p> <p>また、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器冷却系による格納容器内へのスプレイができず、格納容器代替スプレイ系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※3}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、サブプレッションチェンバ圧力、ドライウエル温度または原子炉圧力容器下部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)に異常がなく、交流電源および水源(復水貯蔵タンク)が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に異常がなく、電源、燃料および水源(淡水貯水槽(No.1)または淡水貯水槽(No.2))が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p>	<p>※4：設備に異常がなく、燃料及び水源(防火水槽又は淡水貯水池)が確保されている場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、代替格納容器代替スプレイ冷却系(常設)に異常がなく、交流電源及び水源(復水貯蔵槽)が確保されている場合は、代替格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、代替格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に異常がなく、燃料及び水源(防火水槽又は淡水貯水池)が確保されている場合は、代替格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器代替スプレイ冷却系により格納容器内の冷却を実施する場合は、以下の優先順位でスプレイを実施する。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器破損前</p> <p>a. サプレッション・チェンバ内 にスプレイ</p> <p>b. ドライウエル内にスプレイ</p> <p>(2) 原子炉圧力容器破損後</p> <p>a. ドライウエル内にスプレイ</p> <p>b. サプレッション・チェンバ内 にスプレイ</p>	<p>※4：設備に異常がなく、燃料および水源(輪谷貯水水槽(西1)または輪谷貯水水槽(西2))が確保されている場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、格納容器代替スプレイ系(常設)に異常がなく、交流電源および水源(低圧原子炉代替注水槽)が確保されている場合は、格納容器代替スプレイ系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>格納容器代替スプレイ系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、格納容器代替スプレイ系(可搬型)に異常がなく、燃料および水源(輪谷貯水水槽(西1)または輪谷貯水水槽(西2))が確保されている場合は、格納容器代替スプレイ系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器圧力および温度上昇の抑制効果が高いドライウエル側にスプレイすることとしており、優先順位を設けない。
<p>炉心損傷後</p> <p>サポート系故障時</p> <p>常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モードおよびサブプレッションプール冷却モード)の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)を復旧し、サブプレッションチェンバを水源として格納容器内へスプレイする。</p>	<p>炉心損傷後</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッションプール冷却系)の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、代替格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)を復旧し、サブプレッションチェンバを水源として格納容器内へスプレイする。</p>	<p>炉心損傷後</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による格納容器冷却および残留熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより格納容器冷却系を復旧し、サブプレッションチェンバを水源として格納容器内へスプレイする。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>レイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレーションシヨンプール水冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブレーションシヨンプール水冷却モード）を復旧し、サブレーション水を除熱する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器サブレイ冷却モードおよびサブレーションシヨンプール水冷却モード）の復旧に時間を要する場合は、代替格納容器サブレイ冷却系（常設）等により格納容器内へのサブレイを並行して実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>格納容器へのサブレイについては、炉心損傷を判断した場合※¹において、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線C系または2D系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器サブレイ冷却モード）が使用可能な状態※²に復旧された場合で、格納容器内へのサブレイ起動の判断基準に到達※³した場合。</p> <p>サブレーションシヨンプール水の除熱については、炉心損傷を判断した場合※¹において、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線C系または2D系の受電が完了し、残留熱除去系（サブレーションシヨンプール水冷却モード）が使用可能な状態※²に復旧された場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレーションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※3：「格納容器内へのサブレイ起動の判断基準に到達」</p>	<p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレーションシヨンプール冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブレーションシヨンプール冷却系）を復旧し、サブレーション水を除熱する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器サブレイ冷却系及びサブレーションシヨンプール冷却系）の復旧に時間を要する場合は、代替格納容器サブレイ冷却系等により格納容器内へのサブレイを並行して実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器へのサブレイについては、炉心損傷を判断した場合※¹において、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線D系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器サブレイ冷却系）が使用可能な状態※²に復旧された場合で、格納容器内へのサブレイ起動の判断基準に到達した場合※³。</p> <p>サブレーションシヨンプール水の除熱については、炉心損傷を判断した場合※¹において、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系又はD系の受電が完了し、残留熱除去系（サブレーションシヨンプール冷却系）が使用可能な状態※²に復旧された場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブレーションシヨンプール）が確保されている状態。</p> <p>※3：「格納容器内へのサブレイ起動の判断基準に到達」</p>	<p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレーションシヨンプール水冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、格納容器代替サブレイ系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブレーションシヨンプール水冷却モード）を復旧し、サブレーション水を除熱する。</p> <p>格納容器冷却系および残留熱除去系（サブレーションシヨンプール水冷却モード）の復旧に時間を要する場合は、格納容器代替サブレイ系等により格納容器内へのサブレイを並行して実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器へのサブレイについては、炉心損傷を判断した場合※¹において、常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機により緊急用メタクラを受電した後、緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系の受電が完了し、格納容器冷却系が使用可能な状態※²に復旧された場合で、格納容器内へのサブレイ起動の判断基準に到達した場合※³。</p> <p>サブレーションシヨンプール水の除熱については、炉心損傷を判断した場合※¹において、常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機により緊急用メタクラを受電した後、緊急用メタクラから非常用高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系の受電が完了し、残留熱除去系（サブレーションシヨンプール水冷却モード）が使用可能な状態※²に復旧された場合。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレーションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※3：「格納容器内へのサブレイ起動の判断基準に到達」</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。 ・GTGを電源とする場合は、2系列により実施可能。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とは、ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードまたはサブレスジョンプール冷却モード）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[手順着手の判断基準] 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）については、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達[※]した場合。</p> <p>残留熱除去系（サブレスジョンプール冷却モード）については、以下のいずれかの状態に該当した場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主蒸気逃がし安全弁閉固着 ② サブレスジョンプール水温度指示値が規定温度以上 ③ 圧力抑制室内空気温度指示値が規定温度以上 <p>※：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度または圧力抑制室水位指示値が原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>とは、格納容器内圧力（ドライウエル）又は格納容器内圧力（サブレスジョン・チェンバ）指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系又はサブレスジョンプール冷却系）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）については、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合[※]1。</p> <p>残留熱除去系（サブレスジョンプール冷却系）については、下記のいずれかの状態に該当した場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）主蒸気逃がし安全弁閉固着 （2）サブレスジョンプール水の温度が規定温度以上 （3）サブレスジョン・チェンバの気体温度が規定温度以上 <p>※1：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウエル）、格納容器内圧力（サブレスジョン・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度、サブレスジョン・チェンバ気体温度又はサブレスジョンプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>とは、ドライウエル圧力、サブレスジョンチェンバ圧力、ドライウエル温度またはサブレスジョンチェンバ温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系または残留熱除去系（サブレスジョンプール冷却モード）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 格納容器冷却系については、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合[※]1。</p> <p>残留熱除去系（サブレスジョンプール冷却モード）については、下記のいずれかの状態に該当した場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）主蒸気逃がし安全弁閉固着 （2）サブレスジョンプール水の温度が規定温度以上 （3）サブレスジョンチェンバの気体温度が規定温度以上 <p>※1：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、サブレスジョンチェンバ圧力、ドライウエル温度、サブレスジョンチェンバ温度またはサブレスジョンプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。
<p>作業性 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>作業性 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて代替格納容器スプレイ冷却系等による格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>作業性 格納容器代替スプレイ系（可搬型）で使用する大容量送水車からのホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて格納容器代替スプレイ系等による格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表7</p> <p>操作手順</p> <p>7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>原子炉格納容器フィルタベント系および代替循環冷却系</u>により、格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p>	<p>表7</p> <p>操作手順</p> <p>7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却系</u>により、格納容器内の圧力及び温度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. <u>格納容器圧力逃がし装置</u>による格納容器内の減圧及び除熱</p> <p>当直副長は、<u>残留熱除去系及び代替循環冷却系の運転ができず格納容器内の圧力を620kPa[gage]以下に抑制する見込みがない場合、又は原子炉建屋オペレーターテイニングフロアの天井付近の水素濃度が2.2vol%に到達した場合は、格納容器の破損を防止するため、格納容器圧力逃がし装置により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</u></p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置の隔離弁（空気動弁、電動弁）の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</u></p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、炉心の著しい損傷の緩和及び格納容器の破損防止のために必要な操作が完了した場合※2。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作</p>	<p>表7</p> <p>操作手順</p> <p>7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器フィルタベント系および残留熱代替除去系</u>により、格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. <u>格納容器フィルタベント系</u>による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>当直副長は、<u>残留熱除去系および残留熱代替除去系の運転によって格納容器内の圧力を853kPa[gage]以下に抑制する見込みがない場合、または原子炉建屋水素濃度が2.5vol%に到達した場合は、格納容器の破損を防止するため、格納容器フィルタベント系により格納容器内の圧力および温度を低下させる。</u></p> <p><u>格納容器フィルタベント系の隔離弁（電動弁）の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内の圧力および温度を低下させる。</u></p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、<u>残留熱除去系および残留熱代替除去系による格納容器内の減圧および除熱ができず、格納容器圧力が640kPa[gage]に到達した場合※2、もしくは、原子炉棟内のいずれかの原子炉建屋水素濃度指示値が2.1vol%に到達した場合。</u></p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉の冷却ができない場合、または格納容器内の温度および圧力の制御ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は空気動弁がなく電動弁のみで構成。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器ベント実施判断を行うタイミング（サブプレッションプール水位指示値が通常水位+約1.3mに到達した場合または原子炉建屋水素濃度指示値が2.5vol%に到達）までに格納容器ベント準備を完了させるために設定した判断基準である。また、格納容器代替スプレイと並行して格納容器ベントの準備

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 代替循環冷却系による格納容器内の減圧および除熱 発電課長は、格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により格納容器内の圧力および温度を低下させる。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく※2 格納容器内の減圧および除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。 ①代替循環冷却系が使用可能※3であること。 ②原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）または原子炉補機代替冷却水系のいずれかによる冷却水供給が可能であること。 ③格納容器内のドライ条件の酸素濃度が 4.3vol%以下※4であること。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に故障が発生した場合または駆動に必要な電源もしくは補機冷却水が確保できない場合。 ※3：設備に異常がなく、電源および水源（サブプレッションエンバ）が確保されている場合。 ※4：格納容器内雰囲気酸素濃度にてドライ条件の酸素濃度が 4.3vol%を超えている場合においてウェット条件の酸素濃度が 1.5vol%未満の場合は、代替循環冷却系によるスプレッションを実施することで、ドライウエル側とサブプレッションエンバ側のガスの混合を促進させる。</p>	<p>を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。 2. 代替循環冷却系による格納容器内の減圧及び除熱 当直副長及び緊急時対策本部は、格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく※2 格納容器内の除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。 a. 復水補給水系が使用可能※3であること。 b. 代替原子炉補機冷却系による冷却水供給が可能であること。 c. 格納容器内の酸素濃度が 4 vol%以下※4であること。 ※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に故障が発生した場合、又は駆動に必要な電源もしくは補機冷却水が確保できない場合。 ※3：設備に異常がなく、電源及び水源（サブプレッションエンバ）が確保されている場合。 ※4：ドライ条件の酸素濃度を確認する。格納容器内酸素濃度（CAMS）にて4vol%以下を確認できない場合は、代替格納容器スプレイを継続することで、ドライウエル側とサブプレッション・エンバ側のガスの混合を促進させる。</p>	<p>2. 残留熱代替除去系による格納容器内の減圧および除熱 当直副長および緊急時対策本部は、格納容器の破損を防止するため、残留熱代替除去系により格納容器内の圧力および温度を低下させる。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく※2 格納容器内の除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。 a. 残留熱代替除去系が使用可能※3であること。 b. 原子炉補機代替冷却系による冷却水供給が可能であること。 c. 格納容器内のドライ条件の酸素濃度が 4.4 vol%以下※4であること。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に故障が発生した場合、または駆動に必要な電源もしくは補機冷却水が確保できない場合。 ※3：設備に異常がなく、電源および水源（サブプレッションエンバ）が確保されている場合。 ※4：格納容器酸素濃度にてドライ条件の酸素濃度が 4.4 vol%を超えている場合においてウェット条件の酸素濃度が 1.5 vol%未満の場合は、残留熱代替除去系によるドライウエルスプレイを実施することで、ドライウエル側とサブプレッションエンバ側のガスの混合を促進させる。</p>	<p>を開始することからサブプレッションプール水位は格納容器ベント準備基準としていない) 【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、残留熱除去系の復旧または代替循環冷却系の運転による格納容器内の減圧および除熱ができない場合は原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）の水素濃度が2.3vol%に到達した場合は、格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系により格納容器内の圧力および温度を低下させる。原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁（電動弁）を中央制御室から操作できない場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系および代替循環冷却系による格納容器内の減圧および除熱ができず、格納容器内の圧力が0.640MPa [gage]に到達した場合※2または原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）の水素濃度が2.0vol%に到達した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉の冷却ができない場合または格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに原子炉格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>残留熱除去系による格納容器内の除熱機能が喪失した場合は、代替循環冷却系による格納容器内の減圧および除熱を実施する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>代替原子炉補機冷却系の設置が完了し、代替循環冷却系が起動できる場合は、代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水及び格納容器内へのスプレイを実施する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉補機代替冷却系の設置が完了し、残留熱代替除去系が起動できる場合は、残留熱代替除去系により原子炉圧力容器への注水および格納容器内へのスプレイを実施する。</p>	<p>vol%)を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載位置の相違（島根は1.にて格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱手段を記載している。） <p>備考</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水は、表4にて整理。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉格納容器の破損を判断した後は、<u>代替循環冷却系により格納容器下部への注水及び格納容器内へのスプレ</u>イを実施する。</p> <p><u>代替循環冷却系</u>が起動できない場合は、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>により格納容器内の減圧及び除熱を行う。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の格納容器ベントの実施に当たり、隔離弁を中央制御室から操作できない場合は、現場での手動操作を行う。</p> <p>なお、<u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>による格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッション・チェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブプレッション・チェンバ側のペントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>格納容器ベント時の留意事項</p> <p>○原子炉格納容器フィルタベント系の不活性ガスによる系統内の置換</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系により格納容器ベントを実施中に、排氣中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、<u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>の系統内を不活性ガス（窒素）であらかじめ置換する。</p> <p>○格納容器の負圧破損の防止</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、格納容器の負圧破損を防止するとともに、<u>格納容器内の可燃性ガス濃度を低減するため、可搬型窒素ガス供給装置により格納容器内へ不活性ガス（窒素）を供給する。また、格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。</u></p> <p>○放射線防護</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放散性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。現場運転員の放射線防護を考慮して、<u>遠隔手動弁</u>を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。</p>	<p>原子炉格納容器の破損を判断した後は、<u>代替循環冷却系により格納容器下部への注水及び格納容器内へのスプレ</u>イを実施する。</p> <p><u>代替循環冷却系</u>が起動できない場合は、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>により格納容器内の減圧及び除熱を行う。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントの実施に当たり、弁の駆動電源及び空気源がない場合は、現場での手動操作を行う。</p> <p>なお、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できる<u>サブプレッション・チェンバ</u>を経由する経路を第一優先とする。</p> <p><u>サブプレッション・チェンバ側のペントライン</u>が水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>格納容器ベント時の留意事項</p> <p>○格納容器圧力逃がし装置の系統内の不活性ガスによる置換</p> <p>格納容器圧力逃がし装置により格納容器ベントを実施中に、排氣中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、<u>格納容器圧力逃がし装置の系統内を不活性ガス（窒素ガス）</u>であらかじめ置換しておく。</p> <p>○格納容器の負圧破損の防止</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、格納容器の負圧破損を防止するため、格納容器内の圧力を監視し、<u>規定の圧力に到達した時点で格納容器スプレイを停止する。</u></p> <p>○放射線防護</p> <p>格納容器圧力逃がし装置を使用する場合は、ブルームの影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、<u>遠隔手動弁</u>を操作するエリアを原子炉建屋内の原子炉区域外に設置する。</p>	<p>原子炉格納容器の破損を判断した後は、<u>残留熱代替除去系により格納容器内へのスプレイによる格納容器下部への注水</u>を実施する。</p> <p><u>残留熱代替除去系</u>が起動できない場合は、<u>サブプレッションプール水位指示値が通常水位±約1.3mに到達した場合に、格納容器フィルタベント系により格納容器内の減圧</u>および除熱を行う。</p> <p>格納容器フィルタベント系による格納容器ベントの実施に当たり、弁の駆動電源や制御電源がない場合、現場での手動操作を行う。</p> <p>なお、<u>格納容器フィルタベント系</u>により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッション・チェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブプレッション・チェンバ側のペントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>格納容器ベント時の留意事項</p> <p>○格納容器フィルタベント系の系統内の不活性ガスによる置換</p> <p>格納容器フィルタベント系により格納容器ベントを実施中に、排氣中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、<u>格納容器フィルタベント系の系統内を不活性ガス（窒素ガス）</u>であらかじめ置換しておく。</p> <p>○格納容器の負圧破損の防止</p> <p>格納容器フィルタベント系の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、格納容器の負圧破損を防止するため、格納容器内の圧力を監視し、<u>規定の圧力に到達した時点で格納容器スプレイを停止する。</u></p> <p>○放射線防護</p> <p>格納容器フィルタベント系を使用する場合は、ブルームの影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、<u>遠隔弁を遠隔で手動操作するエリアを二次格納施設外の原子炉建物付属棟</u>に設置する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は圧力容器破損後の格納容器下部への注水は表8にて整理。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は空気作動弁がなく電動弁のみで構成。
			<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可燃性ガス濃度を低減するための窒素ガス供給は、表9に記載している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装着して作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて格納容器ベントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p> <p>代替循環冷却時の留意事項</p> <p>○放射線防護</p> <p>代替循環冷却系の起動およびその後の流量調整等を実施する。</p> <p>また、代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統廻りの線量低減対策として、大容量送水ポンプ（タイプI）により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p> <p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>作業員の放射線防護を考慮して、フィルタ装置、よう素フィルタの周囲及び配管等の周辺に遮蔽体を設ける。</p> <p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装着して作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて格納容器ベントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p> <p>代替循環冷却時の留意事項</p> <p>○放射線防護</p> <p>現場での系統構成は、運転開始前に行い、代替循環冷却系の起動及びその後の流量調整等の操作は、中央制御室で実施する。</p> <p>なお、代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統廻りの線量低減対策として、可搬型代替注水ポンプにより系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p> <p>作業性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋内の原子炉区域外で実施する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装着して作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備を用いて格納容器ベントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p> <p>代替循環冷却時の留意事項</p> <p>○放射線防護</p> <p>系統構成、残留熱代替除去系の起動およびその後の流量調整等の操作は、中央制御室で実施する。</p> <p>なお、残留熱代替除去系の運転後、長期における系統廻りの線量低減対策として、大量送水車により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備を用いて残留熱代替除去系へ給電する。</p> <p>作業性</p> <p>格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、容易に実施可能である。また、作業エリアには電源内蔵型照明を配備する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の設置位置に伴う放射線防護対策の相違（島根：地下、柏崎：屋外）。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は中央制御室にて系統構成可能。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表 8 女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	表 8 柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	表 8 島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>操作手順</p> <p>8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部注水系により格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が拡がり格納容器ハウジングに接触することを防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、原子炉圧力容器へ注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</u></p> <p>原子炉格納容器下部注水系による格納容器下部への注水</p>	<p>操作手順</p> <p>8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器下部注水系により格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が拡がり格納容器ハウジングに接触することを防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</u></p> <p>1. 格納容器下部注水系による格納容器下部への注水</p>	<p>操作手順</p> <p>8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、ペダスタル代替注水系により格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が拡がり格納容器ハウジングに接触することを防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、原子炉圧力容器へ注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</u></p> <p>1. ペダスタル代替注水系または格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器下部への注水</p>	<p>・【島根固有】 島根は、格納容器下部への注水とSA時のSRV健全性確保の観点からスプレイ管を使用した格納容器下部への注水手段を整備。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。 島根はそれぞれの対応手段ごとに、初期水張り、原子炉圧力容器破損後の注水について記載している。 <p>（1）低圧原子炉代替注水槽を水源として、ペダスタル代替注水系（常設）により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>（a）格納容器下部への初期水張りの判断基準</p>
<p>1. 発電課および発電所対策本部は、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器下鏡部温度が300℃に達した場合は、以下の手段により格納容器下部への初期水張りを実施する。</p> <p>①サブレーションエンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。 [手順着手の判断基準] 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合で、代替循環冷却系が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレーションエンバ）が確保されている場合。</p> <p>②代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により注水する。 [手順着手の判断基準]</p>	<p>当直副長及び緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、以下の手段により格納容器下部へ注水する。</p> <p>（1）復水貯蔵槽を水源として、格納容器下部注水系（常設）により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>（a）格納容器下部への初期水張りの判断基準</p>	<p>当直副長および緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、以下の手段により格納容器下部へ注水する。</p> <p>（1）低圧原子炉代替注水槽を水源として、ペダスタル代替注水系（常設）により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>（a）格納容器下部への初期水張りの判断基準</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。 島根はそれぞれの対応手段ごとに、初期水張り、原子炉圧力容器破損後の注水について記載している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した状態で、代替循環冷却系による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器代替スプレイ系（常設）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>③ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により注水できない場合は、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）等により注水する。 [手順着手の判断基準] 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）において、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子</p>	<p>損傷炉心の冷却が未達成の場合※¹で、格納容器下部注水系（常設）が使用可能な場合※²。</p> <p>(b) 原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※³及び破損によるパラメータの変化※⁴により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系（常設）が使用可能な場合※²。 ※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。 ※3：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※4：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の温度の上昇等により確認する。</p>	<p>損傷炉心の冷却が未達成の場合※¹で、ペDESTアル代替注水系（常設）が使用可能な場合※²。</p> <p>(b) 原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※³および破損によるパラメータの変化※⁴により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、ペDESTアル代替注水系（常設）が使用可能な場合※²。 ※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合。 ※3：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加および制御棒駆動機構温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※4：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力指示値の低下、ドライウエル圧力指示値の上昇、ペDESTアル温度指示値の上昇、ペDESTアル水温度指示値の上昇または喪失により確認する。</p>	<p>・島根はそれぞれの対応手段ごとに、初期水張り、原子炉圧力容器破損後の注水について記載している。</p> <p>【島根固有】 ・原子炉圧力容器の破損の徴候のマネジメントの相違</p> <p>【女川との相違】 ・島根は代替循環冷却系による格納容器下部への注水は実施しない。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合[※]。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）において、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合で、代替循環冷却系および原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレッシュンチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>2. 発電課および発電所対策本部は、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器が破損した場合は、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、以下の手段により格納容器下部へ注水する。</p> <p>① サプレッシュンチェンバを水源として、代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>代替循環冷却系において、原子炉圧力容器の破損の徴候^{※1} および破損によるパラメータの変化^{※2} により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系が使用可能な場合^{※3}。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）において、原子炉圧力容器の破損の徴候^{※1} および破損によるパラメータの変化^{※2} により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用可能な場合^{※3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p>			<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は代替循環冷却系による格納容器下部への注水は実施しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※2:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下または格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源および水源（サブプレッシャー）が確保されている場合。</p> <p>② 代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）において、原子炉圧力容器の破損の徴候※1 および破損によるパラメータの変化※2 により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※3。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）において、原子炉圧力容器の破損の徴候※1 および破損によるパラメータの変化※2 により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）および原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※3。</p> <p>※1:「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇または指示値</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり） 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等） 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>(2) 格納容器下部注水系（常設）により注水できない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、格納容器下部注水系（可搬型）等により注水する。格納容器下部注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、格納容器下部注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>(2) ペDESTアル代替注水系（常設）により注水できない場合は、<u>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）</u>を水源として、<u>格納容器代替スプレイス系（可搬型）</u>または<u>ペDESTアル代替注水系（可搬型）</u>等により注水する。<u>格納容器下部注水系（可搬型）</u>による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、<u>格納容器代替スプレイス系（可搬型）</u>または<u>ペDESTアル代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>(a) 格納容器代替スプレイス系（可搬型）による格納容器下部への初期水張りの判断基準</u></p> <p><u>損傷炉心の冷却が未達成の場合^{※1}で、格納容器代替スプレイス系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</u></p> <p><u>(b) 原子炉圧力容器破損後の格納容器代替スプレイス系（可搬型）による格納容器下部への注水操作の判断基準</u></p> <p>原子炉圧力容器の破損の徴候^{※2}および破損によるパラメータの変化^{※3}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、<u>ペDESTアル代替注水系（可搬型）による格納容器下部への注水ができず、格納容器代替スプレイス系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}。</u></p> <p><u>(c) ペDESTアル代替注水系（可搬型）による格納容器下部への初期水張りの判断基準</u></p> <p>損傷炉心の冷却が未達成の場合^{※1}で、<u>ペDESTアル代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</u></p> <p><u>(d) 原子炉圧力容器破損後のペDESTアル代替注水系（可搬型）による格納容器下部への注水操作の判</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は格納容器下部への注水とSA時のSRV健全性確保の観点からスプレイ管を使用した格納容器下部の注水手段を整備。
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下、格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>③ 原子炉格納容器代替スプレイス冷却系（常設）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイス冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）等により注水する。</p> <p>なお、原子炉格納容器代替スプレイス冷却系（可搬型）および原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイス系（可搬型）において、原子炉圧力容器の破損の徴候^{※1}および破損によるパラメータの変化^{※2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、<u>原子炉格納容器代替スプレイス冷却系（可搬型）が使用可能な場合^{※3}。</u></p>	<p>(a) 格納容器下部への初期水張りの判断基準</p> <p>損傷炉心の冷却が未達成の場合^{※1}で、<u>格納容器下部注水系（常設）及び消火系による格納容器下部への注水ができず、格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}。</u></p> <p>(b) 原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準</p>	<p>原子炉格納容器代替スプレイス系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイス系（可搬型）において、原子炉圧力容器の破損の徴候^{※1}および破損によるパラメータの変化^{※2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、<u>原子炉格納容器代替スプレイス冷却系（可搬型）が使用可能な場合^{※3}。</u></p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）において、原子炉圧力容器の破損の徴候^{※1}および破損によるパラメータの変化^{※2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇または指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下、格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器下鏡部温度が300℃に達した場合の格納容器下部への初期水張りは、スプレイ管使用による格納容器下部注水が使用可能な場合は、代替循環冷却系により格納容器下部への初期水張りを実施する。代替循環冷却系により格納容器下部への初期水張りを実施できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器下部への初期水張りを実施する。スプレイ管使用による格納容器下部注水が使用できない場合は、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替</p>	<p>原子炉圧力容器の破損の徴候^{※2}及び破損によるパラメータの変化^{※3}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系（常設）、消火系による格納容器下部への注水ができず、格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}。</p> <p>※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器内の温度の上昇により確認する。</p> <p>※4：設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>断基準</p> <p>原子炉圧力容器の破損の徴候^{※2}および破損によるパラメータの変化^{※3}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、ペDESTAL代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}。</p> <p>※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加および制御棒駆動機構温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力指示値の低下、ドライウエル圧力指示値の上昇、ペDESTAL温度指示値の上昇、ペDESTAL温度指示値の上昇または喪失により確認する。</p> <p>※4：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器の破損の徴候のマネジメントの相違 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は電動弁の操作に必要な電源が確保されていることを確認する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はそれぞれの対応手段ごとに、初期水張り、原子炉圧力容器破損後の注水について記載している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条整備後の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>循環冷却ポンプ)または原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ)により格納容器下部への初期水張りを実施する。</p> <p>また、原子炉圧力容器が破損した場合の格納容器下部への注水は、代替循環冷却系に異常がなく、交流電源および水源(サプレッションエンバ)が確保されている場合は、代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)により格納容器下部へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系および原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)が使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)または原子炉格納容器下部注水系(可搬型)により格納容器下部へ注水する。</p>	<p>格納容器下部注水系(常設)に異常がなく、交流電源及び水源(復水貯蔵槽)が確保されている場合は、格納容器下部注水系(常設)により格納容器下部へ注水する。</p> <p>格納容器下部注水系(常設)により格納容器下部へ注水できない状況において、格納容器下部注水系(可搬型)に異常がなく、燃料及び水源(防火水槽又は淡水貯水池)が確保されている場合は、格納容器下部注水系(可搬型)により格納容器下部へ注水する。</p>	<p>ペDESTアル代替注水系(常設)に異常がなく、交流電源および水源(低圧原子炉代替注水槽)が確保されている場合は、ペDESTアル代替注水系(常設)により格納容器下部へ注水する。</p> <p>ペDESTアル代替注水系(常設)により格納容器下部へ注水できない状況において格納容器代替スプレイ系(可搬型)およびペDESTアル代替注水系(可搬型)に異常がなく、燃料および水源(輪谷貯水槽(西1)または輪谷貯水槽(西2))が確保されている場合は、格納容器代替スプレイ系(可搬型)またはペDESTアル代替注水系(可搬型)により格納容器下部へ注水する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器下部への注水とSA時のSRの健全性確保の観点からスプレイ管を使用した格納容器下部の注水手段を整備。
<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>原子炉圧力容器への注水</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>①原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵タンクを水源として、高圧代替注水系により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、復水給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、高圧代替注水系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内の</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>1. 原子炉圧力容器への注水</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延は防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へのほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵槽を水源として、高圧代替注水系により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、原子炉圧力容器への高圧注水機能が喪失し、高圧代替注水系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>1. 原子炉圧力容器への注水</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へのほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、サブレッションエンバを水源として、高圧原子炉代替注水系により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、高圧原子炉代替注水系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内の</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器内霧困気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>②原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、サブプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合※1において、復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、代替循環冷却系が使用可能な場合※2。 ※1：格納容器内霧困気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内霧困気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>③代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合※1において、代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※2。 ※1：格納容器内霧困気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内霧困気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内霧困気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>（2）原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、復水貯蔵槽を水源として、低圧代替注水系（常設）により注水する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（常設）が使用可能な場合※2。 ※1：格納容器内霧困気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内霧困気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>ガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内霧困気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源および水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>（2）原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、低圧原子炉代替注水系を水源として、低圧原子炉代替注水系（常設）により注水する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧原子炉代替注水系（常設）が使用可能な場合※2。 ※1：格納容器内霧困気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内霧困気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>④ 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）により注水する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>⑤ 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、損傷炉心へ注水する場合は、ほう酸水注入系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（ほう酸水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p>	<p>※2：設備に異常がなく、電源及びび水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>(3) 低圧代替注水系（常設）により注水できない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、低圧代替注水系（可搬型）により注水する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、低圧代替注水系（常設）及び消火系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、燃料及びび水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、損傷炉心へ注水する場合は、ほう酸水注入系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及びび水源（ほう酸水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p>	<p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合。</p> <p>(3) 低圧原子炉代替注水系（常設）により注水できない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、低圧原子炉代替注水系（可搬型）により注水する。</p> <p>なお、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧原子炉代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合。</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、損傷炉心へ注水する場合は、ほう酸水注入系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（ほう酸水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可搬型設備の準備時間を考慮して、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および非常用炉心冷却系による注水ができないと判断した時点で着手する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は電動弁の操作に必要な電源が確保されていることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（配慮すべき事項）</p> <p>注入系貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態において、高圧代替注水系に異常がなく、直流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、代替循環冷却系に異常がなく、交流電源および水源（サブレーションポンプ）が確保されている場合は、代替循環冷却系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>交流電源を確保した場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入を全ての注水手段に併せて実施する。</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止のために、原子炉圧力容器へ注水している状況において、損傷炉心を冷却できないと判断した場合は、格納容器下部への注水を開始する。</p> <p>作業性</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）および低圧代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態において、高圧代替注水系に異常がなく、直流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、低圧代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、低圧代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止のために、原子炉圧力容器へ注水している状況において、損傷炉心を冷却できないと判断した場合は、格納容器下部への注水を開始する。</p> <p>作業性</p> <p>格納容器下部注水系（可搬型）及び低圧代替注水系（可搬型）で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態において、高圧代替注水系に異常がなく、直流電源および水源（サブレーションポンプ）が確保されている場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、低圧代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源および水源（低圧原子炉代替注水タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、低圧原子炉代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水タンク（西1）または輪谷貯水タンク（西2））が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止のために、原子炉圧力容器へ注水している状況において、損傷炉心を冷却できないと判断した場合は、格納容器下部への注水を開始する。</p> <p>作業性</p> <p>格納容器代替スプレイ系（可搬型）、ベデスタル代替注水系（可搬型）および低圧原子炉代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水車からのホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉格納容器へのスプレイにより原子炉格納容器内へのスプレイにより原子炉格納容器下部への注水が

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原 子炉格納容器下部注水系または低圧代替注水系による注水 に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と 同様である。</p>	<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて <u>ペ デスタル代替注水系および低圧原子炉代替注水系</u>による注 水に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と 同様である。</p>	<p>可能。</p>
<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて格 納容器下部注水系及び低圧代替注水系による注水に必要な 設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と 同様である。</p>	<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて <u>ペ デスタル代替注水系および低圧原子炉代替注水系</u>による注 水に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と 同様である。</p>	<p>可能。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表9 女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	表9 柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	表9 島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応、水の放射線分解等により発生する水素および酸素が、格納容器内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の水素および酸素の排出ならびに格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 格納容器内の不活性化</p> <p>発電課長は、格納容器内における水素爆発による格納容器の破損を防止するため、原子炉運転中における格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。</p> <p>2. 可搬型窒素ガス供給装置および原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器水素爆発防止</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、格納容器内に発生する水素および酸素を以下の手段により抑制または排出し、水素爆発による格納容器の破損を防止する。</p> <p>①可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を格納容器内へ注入する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※において、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度および酸素濃度の制御ができず、格納容器内のドライ条件の酸素濃度が3.5vol%に到達した場合。</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量が、設計基準事故相当のガンマ線線量の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応及び水の放射線分解による水素ガス及び酸素ガスが、格納容器内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な格納容器内の不活性化、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、及び格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 格納容器内の不活性化</p> <p>当直副長は、格納容器内における水素爆発による格納容器の破損を防止するため、原子炉運転中における格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素ガス）で置換することにより不活性化した状態とする。</p>	<p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応および水の放射線分解による水素ガスおよび酸素ガスが、格納容器内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な格納容器内の不活性化、格納容器フィルタベント系による格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出、および格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 格納容器内の不活性化</p> <p>当直副長は、格納容器内における水素爆発による格納容器の破損を防止するため、原子炉運転中における格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素ガス）で置換することにより不活性化した状態とする。</p> <p>2. 可搬型窒素供給装置による格納容器内の不活性化</p> <p>当直副長は、<u>残留熱除去系または残留熱代替除去系による格納容器内の減圧および除熱時に、格納容器内で発生する水素および酸素の反応による水素爆発を防止するため、可搬型窒素供給装置により格納容器内を不活性化化する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹において、格納容器内の除熱を開始した場合※²に、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度制御ができいない場合。</p> <p>※¹：<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量が、設計基準事故相当のガンマ線線量の10倍を超えた場合または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※²：<u>残留熱代替除去系または残留熱除去系による格納容器内の除熱を開始した場合。</u></p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷が発生した場合に原子炉格納容器等の酸素濃度の上昇を抑制するために、格納容器の除熱を開始した後に窒素を供給し、格納容器フィルタベント系による水素および酸素の排出の遅延を図る。 女川は炉心損傷が発生した場合に、格納容器内の酸素濃度上昇を抑制するために窒素を供給し、水素および酸素の排出の遅延を図る。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合^{※1}において、可燃性ガス濃度制御系による酸素濃度および酸素濃度の制御ができず、格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%およびウェット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達^{※2}した場合^{※3}。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：格納容器内雰囲気酸素濃度にてドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合において、ウェット条件の酸素濃度が1.5vol%未満の場合には、代替循環冷却系または残留熱除去系によるスプレイを実施することで、ドライウェル側とサブレーションチャンバ側のガスの混合を促進させる。 ※3：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する場合または格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合には、速やかには格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p>	<p>2. 格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による格納容器内の酸素ガス及び酸素ガスの排出 当直副長は、格納容器内に発生する酸素ガス及び酸素ガスを以下の手段により大気に排出し、酸素爆発による格納容器の破損を防止する。 (1) 格納容器圧力逃がし装置により排出する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{※1}において、炉心の著しい損傷の緩和及び格納容器の破損防止のために必要な操作が完了した場合^{※2}。 ※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。 (2) 格納容器圧力逃がし装置が使用できない場合は、耐圧強化ベント系により排出する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{※1}において、炉心の著しい</p>	<p>3. 格納容器フィルタベント系による格納容器内の酸素ガスおよび酸素ガスの排出 当直副長は、格納容器内に発生する酸素ガスおよび酸素ガスを以下の手段により大気に排出し、酸素爆発による格納容器の破損を防止する。 (1) 格納容器フィルタベント系により排出する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{※1}において、可燃性ガス濃度制御系による酸素濃度および酸素濃度の制御ができず、格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達およびウェット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達した場合^{※2}。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する場合、または格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、または格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。 ※3：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は酸素濃度ベント判断基準の準備における基準を酸素濃度に設定。 【女川との相違】 ・島根は残留熱代替除去系が起動できる場合に、格納容器ベントを実施するため、スプレイの実施は記載していない。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視</p> <p>発電課長は、格納容器内に発生する水素および酸素の濃度を格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度および格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。</p> <p>全交流動力電源または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度および格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>格納容器内水素濃度による格納容器内の水素濃度監視については、炉心損傷を判断した場合^{※1}。</p> <p>格納容器内雰囲気計装による格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。</p>	<p>い損傷の緩和及び格納容器の破損防止のために必要な操作が完了した場合^{※2}で格納容器圧力逃がし装置が使用できず^{※3}、耐圧強化ベント系が使用可能な場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後、格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>※3：「格納容器圧力逃がし装置が使用できない」とは、設備に故障が発生した場合。</p> <p>3. 格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視</p> <p>当直副長は、格納容器内に発生する水素ガス及び酸素ガスの濃度を格納容器内水素濃度計(SA)、格納容器内水素濃度計、格納容器内酸素濃度計を用いて測定し、監視する。</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度計(SA)を用いて測定し、監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器内水素濃度計(SA)については、炉心損傷を判断した場合^{※1}。</p> <p>格納容器内水素濃度計及び格納容器内酸素濃度計については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。</p>	<p>4. 格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視</p> <p>当直副長は、格納容器内に発生する水素ガスおよび酸素ガスの濃度を格納容器水素濃度(SA)、格納容器水素濃度(B系)、格納容器酸素濃度(SA)、格納容器酸素濃度(B系)を用いて測定し、監視する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器水素濃度(SA)、格納容器水素濃度(B系)、格納容器酸素濃度(SA)、格納容器酸素濃度(B系)を用いて測定し、監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器水素濃度(SA)および格納容器酸素濃度(SA)については、炉心損傷を判断した場合^{※1}。</p> <p>格納容器水素濃度(B系)および格納容器酸素濃度(B系)については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器水素濃度(SA)による水素濃度測定に併せて、格納容器酸素濃度(SA)による酸素濃度測定が実施可能な構成。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：配電表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>代替循環冷却系または残留熱除去系により格納容器内の除熱を開始した場合において、格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合は、可搬型窒素ガス供給装置を用いて不活性ガス（窒素）を格納容器内へ注入する。</p> <p>格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.3vol%およびウェット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて格納容器内に滞留している水素および酸素を排出する。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて格納容器内に滞留している水素および酸素を排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレーション・チェンバを経由する経路を第一優先とする。サブレーション・チェンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>○格納容器内の水素および酸素の排出時の留意事項</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口水素濃度にて水素濃度を監視する。また、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィル</p>	<p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び補機冷却水が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>格納容器内の酸素濃度が規定値に到達した場合は、格納容器圧力逃がし装置を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する。格納容器圧力逃がし装置が機能喪失した場合は、耐圧強化ベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレーション・チェンバを経由する経路を第一優先とする。サブレーション・チェンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>耐圧強化ベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレーション・チェンバを経由する経路のみを使用する。</p> <p>○格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出時の留意事項</p> <p>格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系を使用する場合は、フィルタ装置水素濃度計にて水素濃度を監視する。また、格納容器圧力逃がし装置を使用する場合は、</p>	<p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>格納容器内の酸素濃度が規定値に到達した場合は、格納容器フィルタベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガスおよび酸素ガスを排出する。</p> <p>なお、格納容器フィルタベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガスおよび酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレーション・チェンバを経由する経路を第一優先とする。サブレーション・チェンバ側が水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>○格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出時の留意事項</p> <p>格納容器フィルタベント系を使用する場合は、第1ベントフィルタ出口水素濃度にて水素濃度を監視する。また、格納容器フィルタベント系を使用する場合は、第1ベント</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は格納容器への窒素供給操作と並行して格納容器ベントの準備を開始する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ルタ装置出口放射線モニタの放射線量率および事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装着して作業を行う。</p>	<p>フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。耐圧強化ベント系を使用する場合は、耐圧強化ベント系放射線モニタの放射線量率及び事前に耐圧強化ベント系配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系を使用する場合は、ブルームの影響による被ばくを低減させるため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋内の原子炉区域外に設置する。</p> <p>作業員の放射線防護を考慮して、フィルタ装置、よう素フィルタの周囲及び配管等の周辺に遮蔽体を設ける。</p> <p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装着して作業を行う。</p> <p>耐圧強化ベント系を使用する場合は、格納容器内の圧力が規定値以下であることを確認する。</p>	<p>フィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）の放射線量率および事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>格納容器フィルタベント系を使用する場合は、ブルームの影響による被ばくを低減させるため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装着して作業を行う。</p>	<p>ない。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の設置位置に伴う放射線防護対策の相違（島根：地下、柏崎：屋外）。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。
<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋内の原子炉区域外で実施する。</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器酸素濃度（S/A）による酸素濃度測定に併せて、格納容器酸素濃度（S/A）による酸素濃度測定が実施可能な構成。
<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いて格納容器内の酸素および酸素ガスの排出に必要な電動弁、格納容器内酸素濃度計及び格納容器内酸素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気酸素濃度および格納容器内雰囲気酸素濃度へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて格納容器内の酸素ガス及び酸素ガスの排出に必要な電動弁、格納容器内酸素濃度計及び格納容器内酸素濃度計へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて格納容器内の酸素ガスおよび酸素ガスの排出に必要な電動弁および出口放射線モニタ、格納容器酸素濃度（S/A）、格納容器酸素濃度（B系）、格納容器酸素濃度（S/A）、格納容器酸素濃度（B系）へ給電する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器酸素濃度（S/A）による酸素濃度測定に併せて、格納容器酸素濃度（S/A）による酸素濃度測定が実施可能な構成。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 10</p> <p>操作手順 10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が格納容器内に放出され、格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制および原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 1. 原子炉建屋内の水素濃度監視 発電課長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建屋内水素濃度をを用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源喪失または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建屋内水素濃度計を用いて監視する。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合*。 ※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制 発電課長は、格納容器内で発生した水素が格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状態を監視する。 全交流動力電源喪失または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて監視する。</p>	<p>表 10</p> <p>操作手順 10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素ガスが格納容器内に放出され、格納容器から原子炉建屋に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制及び原子炉建屋内の水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 1. 原子炉建屋内の水素濃度監視 当直副長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建屋水素濃度計を用いて原子炉建屋内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建屋内水素濃度計を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合*1。 ※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制 当直副長は、格納容器内で発生した水素ガスが格納容器から原子炉建屋に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置を用いて原子炉建屋内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合器の作動状態を監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合器動作監視装置を用いて監視する。</p>	<p>表 10</p> <p>操作手順 10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素ガスが格納容器内に放出され、格納容器から原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制、原子炉棟内の水素濃度監視および格納容器フィルタベント系による原子炉棟内の水素濃度上昇の緩和を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 1. 原子炉建屋内の水素濃度監視 当直副長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉棟に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建物水素濃度をを用いて原子炉棟内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建物水素濃度を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合*1。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制 当直副長は、格納容器内で発生した水素ガスが格納容器から原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度を用いて原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素処理装置の作動状態を監視する。 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>[手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合*。</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>(配慮すべき事項) ○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合*¹において、原子炉建屋の水素濃度が上昇した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>(配慮すべき事項) ○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉建屋内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<p>温度を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合*¹</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 格納容器フィルタベント系による原子炉棟内の水素濃度上昇の緩和 当直副長は、原子炉建物水素濃度が2.5vol%に到達した場合は、格納容器から原子炉棟への水素の漏えいを抑制し、原子炉棟内の水素濃度の上昇を緩和するため、格納容器フィルタベント系による格納容器ベントを実施する。 格納容器フィルタベント系による格納容器ベント操作の対応手順等は表7に基づき実施する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉建物の水素濃度が上昇する前から手順を着手。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表 1 1 女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	表 1 1 島根原子力発電所 2号炉	表 1 1 島根原子力発電所 2号炉
<p>表 1 1 操作手順 1 1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等</p> <p>方針目的 使用済燃料プールの冷却機能もしくは注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体または使用済燃料プール内の燃料体等（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、および境界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、使用済燃料プールの監視を行うことを目的とする。さらに、使用済燃料プールから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止することを目的とする。</p> <p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、境界を防止し、および放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料プールへのスプレイ、大気への放射線物質の拡散抑制および使用済燃料プールの監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 使用済燃料プールの冷却機能もしくは注水機能の喪失時または使用済燃料プールの小規模な漏えい発生時 1. 燃料プール代替注水 発電課長および発電所対策本部は、残留熱除去系（燃料プール水の冷却）および燃料プール冷却浄化系の有する冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系による使用済燃料プールへの補給機能が喪失した場合または使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プールへ注水する。 なお、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による使用済燃料プールへの注水は、海を水源として利用できる。 ①代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</p>	<p>表 1 1 操作手順 1 1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等</p> <p>方針目的 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び境界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、使用済燃料プールの監視を行うことを目的とする。さらに、使用済燃料プールから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止することを目的とする。</p> <p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、境界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料プールへのスプレイ、大気への拡散抑制、使用済燃料プールの監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は使用済燃料プールの小規模な漏えい発生時 1. 燃料プール代替注水 当直副長及び緊急時対策本部は、残留熱除去系（燃料プール冷却系）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系による使用済燃料プールへの補給機能が喪失した場合、残留熱除去系による使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、燃料プール代替注水系により常設スプレイヘッド又は可搬型スプレイヘッドから使用済燃料プールへ注水する。 なお、燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水は、海を水源として利用できる。</p>	<p>表 1 1 操作手順 1 1. 燃料プールの冷却等のための手順等</p> <p>方針目的 燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、または燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該燃料プールの水位が低下した場合において、燃料プール内の燃料体または使用済燃料（以下「燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、および境界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制および燃料プールの監視を行うことを目的とする。さらに、燃料プールから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止することを目的とする。</p> <p>また、燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該燃料プールの水位が異常に低下した場合において、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、境界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、燃料プールへのスプレイ、大気への放射線物質の拡散抑制および燃料プールの監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 燃料プールの冷却機能もしくは注水機能の喪失時または燃料プール水の小規模な漏えい発生時 1. 燃料プール代替注水 当直副長および緊急時対策本部は、残留熱除去系（燃料プール冷却機能）および燃料プール冷却系の有する燃料プールの冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系による燃料プールの小規模な水の漏えいにより燃料プールの水位が低下した場合は輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイヘッド）により燃料プールへ注水する。 なお、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイヘッド）による燃料プールへの注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は常設スプレイへ</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水する。 [手順着手の判断基準] 以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。 使用済燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 <p>②大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水できない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（可搬型）から注水する。 [手順着手の判断基準] 以下のいずれかの状況に至り、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。 使用済燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 	<p>(1) 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水ができない場合は可搬型スプレイヘッドを使用した注水とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 	<p>(1) 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プールへの注水ができない場合は燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）を使用した注水とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。 燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 	<p>ッダと可搬型スプレイノズルからの注水手順を合わせて記載している。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は現場での手動弁による隔離操作があるため、この手順に着手するための判断基準を記載。
<p>2. 漏えい抑制 発電課長は、使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プール冷却浄化系戻り配管からサイフォン現象により使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、燃料プール冷却浄化系戻り配管上部に設けたサイフォンブレーク孔により漏えいが停止したことを確認する。</p>	<p>2. 漏えい抑制 当直副長は、使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、使用済燃料プールデューザ配管からサイフォン現象により使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、デューザ配管上部に設けたサイフォンブレーク孔により漏えいが停止したことを確認する。 さらに、現場で手動弁により隔離操作を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 燃料プール水位低警報が発生した場合。</p>	<p>2. 漏えい抑制 当直副長は、燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プールデューザ配管からサイフォン現象による燃料プール水漏えいが発生した場合は、サイフォンブレーク配管により漏えいが停止したことを確認する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プールのスプレイ</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、<u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えい発生により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p> <p>① 代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレイ系（常設配管）からスプレイする。</p> <p>[手順手の判断基準]</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。 <p>② 大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレイ系（常設配管）からスプレイできない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレイ系（可搬型）からスプレイする。</p> <p>[手順手の判断基準]</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プール</p>	<p><u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プールのスプレイ</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、<u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、<u>燃料プール代替注水系</u>により常設スプレイヘッド又は可搬型スプレイヘッドから使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <p>なお、<u>燃料プール代替注水系</u>による使用済燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p> <p>(1) 手順手の判断基準</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、更に以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <p>常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイができない場合は可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6000mmを下回る水位低下を使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計にて確認した場合。 	<p><u>燃料プール</u>からの大量の水の漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プールのスプレイ</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、<u>燃料プール</u>からの大量の水の漏えい等による燃料プールの水位が異常に低下した場合は、<u>輪谷貯水槽（西1）</u>および<u>輪谷貯水槽（西2）</u>を水源として、<u>燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）</u>または<u>燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）</u>により燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <p>なお、<u>燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）</u>または<u>燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）</u>による燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p> <p>(1) 手順手の判断基準</p> <p>燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、更に以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <p>燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）を使用した燃料プールへのスプレイができない場合は燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）を使用したスプレイとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・燃料貯蔵ラック上端+6000mmを下回る水位低下を燃料プール水位（SA）にて確認した場合。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>へのスプレイができない場合。ただし、燃料取扱替床へのアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 <p>2. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等による使用済燃料プールの水位の異常な低下により使用済燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、放水設備により原子炉建屋へ放水する。本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等」の大気へ放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等」参照。</p> <p>重大事故等時における使用済燃料プールの監視</p> <p>1. 使用済燃料プールの監視設備による使用済燃料プールの状態監視</p> <p>発電課長は、使用済燃料プールの冷却機能もしくは注水機能喪失時または使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）および使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位／放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p>	<p>2. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等による使用済燃料プールの水位の異常な低下により使用済燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、原子炉建屋放水設備により海水を原子炉建屋へ放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等」参照。</p> <p>重大事故等時の使用済燃料プールの監視</p> <p>1. 使用済燃料プールの監視設備による使用済燃料プールの状態監視</p> <p>当直副長は、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計（SA広域）、使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計（SA広域）、使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>なお、使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、耐環境性向上のため冷却水を供給することで冷却する。</p> <p>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）等の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位／放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合。</p>	<p>2. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、<u>燃料プール</u>からの大量の水の漏えい等による<u>燃料プール</u>の水位の異常な低下により<u>燃料プール</u>内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、<u>原子炉建物放水設備</u>により海水を<u>原子炉建物</u>へ放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等」参照。</p> <p>重大事故等時における燃料プールの監視</p> <p>1. <u>燃料プール</u>の監視設備による<u>燃料プール</u>の状態監視</p> <p>当直副長は、<u>燃料プール</u>の冷却機能または注水機能が喪失した場合、または<u>燃料プール</u>水の漏えいが発生した場合は、<u>燃料プール</u>水位（SA）<u>燃料プール</u>水位・温度（SA）、<u>燃料プール</u>エリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）および<u>燃料プール</u>監視カメラ（SA）により<u>燃料プール</u>の状態を監視する。</p> <p>なお、<u>燃料プール</u>監視カメラは、耐環境性向上のため冷却水を供給することで冷却する。</p> <p><u>燃料プール</u>エリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）等の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位／放射線量の関係により<u>燃料プール</u>の空間線量率を推定する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はカメラと冷却装置が一体構造のため、空冷装置の起動操作は不要。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 代替電源による給電</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源喪失または直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備または可搬型代替直流電源設備から使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ量、低線量）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料プール水位／温度（ガイダンス式）、使用済燃料プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）へ給電する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響の防止</p> <p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>発電課長は、燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の機能喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気が発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気を確保し、原子炉補機冷却水系を確保することにより燃料プール冷却浄化系より燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系により冷却水を確保することにより燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを冷却する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却水系の機能喪失時、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備により非常用高圧母線を受電が完了し、原子炉補機代替冷却水系および燃料プール冷却浄化系が使用可能な状態※である場合。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、水源（スキマサージタンク）および原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水が確保されている状態。</p>	<p>・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。</p> <p>・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込まない場合。</p> <p>2. 代替電源による給電</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内蓄電式直流電源設備及び可搬型直流電源設備から使用済燃料プール水位計・温度計（SA）、使用済燃料プール水位計・温度計（SA広域）、使用済燃料プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料貯蔵プール監視カメラへ給電する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響防止</p> <p>1. 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>当直副長は、燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気が発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気を確保し、原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却系により冷却水を確保することにより燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを冷却する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時、常設代替交流電源設備又は第2代替交流電源設備により非常用高圧母線C系及びD系を受電が完了し、燃料プール冷却浄化系が使用可能な状態※1である場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、水源（スキマサージタンク）及び原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却系による補機冷却水が確保されている状態。</p>	<p>・燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。</p> <p>・燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込まない場合。</p> <p>2. 代替電源による給電</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源または直流電源が喪失した状況において燃料プールの状態を監視するため、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備および可搬型直流電源設備から燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から燃料プール監視カメラへ給電する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>燃料プールから発生する水蒸気による悪影響防止</p> <p>1. 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱</p> <p>当直副長は、燃料プール冷却系が全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の機能喪失により起動できず、燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気を確保し、原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系を確保し、原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系または原子炉補機代替冷却系により冷却水を確保することにより燃料プール冷却系を起動し、燃料プールを冷却する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の機能喪失時、常設代替交流電源設備により非常用交流高圧電源線A系およびB系を受電が完了し、燃料プール冷却系が使用可能な状態※1である場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、水源（スキマサージタンク）および原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系または原子炉補機代替冷却系による補機冷却水が確保されている状態。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は燃料プールの状態を監視するため電源設備として、常設代替交流電源設備も使用。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は可搬型代替交流電源設備からの給電も可能。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代代替交流電源設備を設置。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能もしくは注水機能が喪失した場合または使用済燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水またはスプレイ可能となるよう準備する。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水またはスプレイする場合は、常設配管を優先して使用し、常設配管が使用できない場合は、可搬型を使用する。</p> <p>全交流動力電源の喪失および原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の機能喪失により燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保するとともに燃料プール冷却浄化系により使用済燃料プールを冷却する。</p> <p>作業性</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び（A-2級）により使用済燃料プールへ注水又はスプレイが可能となるよう準備し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）を優先して使用する。</p> <p>また、可搬型代替注水ポンプにより使用済燃料プールへ注水又はスプレイする場合は、常設スプレイヘッドを優先して使用し、常設スプレイヘッドが使用できない場合は、可搬型スプレイヘッドを使用する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却系により冷却水を確保するとともに燃料プール代替注水により水源を確保し、燃料プール冷却浄化系により使用済燃料プールを冷却する。</p> <p>作業性</p> <p>燃料プール代替注水系で使用できる可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>機冷却水が確保されている状態。</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失した場合、または燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、大容量送水車により燃料プールへ注水またはスプレイが可能となるよう準備する。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は大量送水車のみの使用している。 <p>また、大量送水車により燃料プールへ注水またはスプレイする場合は、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）を優先して使用し、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）が使用できない場合は、燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）を使用する。</p> <p>全交流動力電源の喪失または原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の機能喪失により燃料プール冷却系による燃料プールの除熱ができず、燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備を用いて燃料プール冷却系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系および原子炉補機海水系または原子炉補機代替冷却系により冷却水を確保するとともに燃料プール代替注水により水源を確保し、燃料プール冷却系により燃料プールを冷却する。</p> <p>作業性</p> <p>燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）で使用できる大量送水車のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

鳥根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

表 1 2 女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	表 1 2 柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	表 1 2 鳥根原子力発電所 2号炉	備考
<p>操作手順</p> <p>1 2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷および格納容器の破損または使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制および海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>炉心の著しい損傷および格納容器の破損または使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じて原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合または大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合、海を水源として、大容量送水ポンプ(タイプII)および放水砲による放水準備を開始する。その後、格納容器の破損のおそれがある場合、格納容器からの異常な漏えいにより原子炉格納容器フィルタベント系で格納容器の減圧および除熱をしているもの、原子炉建屋ベント設備を開放する場合、使用済燃料プールへのスプレイができない場合またはプラントの異常によりモニタリング設備の指示がオージェレベルで上昇した場合、原子炉建屋に海水を放水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>以下のいずれかが該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷を判断した場合※において、あらゆる注水手段を講じても原子炉への注水が確認できない場合 使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合 	<p>操作手順</p> <p>1 2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じて原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋で大きな損傷を確認した場合、海を水源として、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲により放水準備を開始する。その後、格納容器の破損のおそれがある場合、格納容器からの異常な漏えいにより格納容器圧力逃がし装置で格納容器の減圧及び除熱をしているもの、原子炉建屋トッパベントを開放する場合、使用済燃料プールへのスプレイが出来ない場合、又は、プラントの異常によりモニタリングポストの指示がオージェレベルで上昇した場合、原子炉建屋に海水を放水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかが該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷を判断した場合※'において、あらゆる注水手段を講じても原子炉への注水が確認できない場合 使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合 	<p>操作手順</p> <p>1 2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷および格納容器の破損または燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>炉心の著しい損傷および格納容器の破損または燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じて原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、または大型航空機の衝突等、原子炉建屋外観で大きな損傷を確認した場合、海を水源として、大型送水ポンプおよび放水砲により放水準備を開始する。その後、格納容器の破損のおそれがある場合、格納容器からの異常な漏えいにより格納容器フィルタベント系で格納容器の減圧および除熱をしているもの、原子炉建屋燃料取替階ブローアウトパネルを開放する場合、燃料プールスプレイ系(可搬型スプレイズル)による燃料プールへのスプレイができない場合、または、プラントの異常によりモニタリングポストの指示がオージェレベルで上昇した場合は、原子炉建屋に海水を放水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかが該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷を判断した場合※'において、あらゆる注水手段を講じても原子炉への注水が確認できない場合 燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合 格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合 <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、大容量送水ポンプ（タイプII）および放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、南側排水路排水樹、タービン補機放水ピット、北側排水路排水樹および取水口の合計4箇所にシルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>設置にあたっては、放水した汚染水が直接流れ込む南側排水路排水樹およびタービン補機放水ピットの2箇所を優先する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p>	<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合 格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合 <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、以下の手段により海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>(1) 防潮堤内側の合計6箇所に放射性物質吸着材を設置する。設置にあたっては、放水した汚染水が流れ込む7号炉近傍の構内雨水排水路の集水枥を優先する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p> <p>(2) 小型船舶（汚濁防止膜設置用）を用いて取水口3箇所、放水口1箇所の合計4箇所に汚濁防止膜を設置する。設置にあたっては、放水した汚染水が海洋に流れ込むルートにある放水口1箇所を優先する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>放射性物質吸着材の設置作業が完了した後に、汚濁防止膜の設置が可能な状況（大津波警報、津波警報が出ていない又は解除された等）である場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突など、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合 <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、大型送水ポンプおよび放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、以下の手段により海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>(1) 防波壁内側の雨水排水路集水枥3箇所に放射性物質吸着材を設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>大型送水ポンプおよび放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p> <p>(2) 人力にて2号炉放水接合槽に、小型船舶を用いて輪倉湾にシルトフェンスを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>放射性物質吸着材の設置作業が完了した後に、シルトフェンスの設置が可能な状況（大津波警報、津波警報が出ていない又は解除された等）である場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置することで海洋への放射性物質の拡散抑制対策が可能のため、放射性物質吸着材は自主対策設備と位置付けている。
<p>航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲および泡消火薬剤混合</p>	<p>航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送</p>	<p>航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大型送水ポンプ車および放水砲により、泡消火を実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>装置により、泡消火を実施する。 [手順着手の判断基準] 航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>操作性 放水砲は風向き等の天候状況およびアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。 放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>作業性 大容量送水ポンプ（タイプII）および放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるよう大容量送水ポンプ（タイプII）の保管場所に使用工具およびホースを配備する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>車及び泡原液混合装置により、泡消火を実施する。 （1）手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>操作性 放水砲は風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。 放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>作業性 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるよう大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>（1）手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>操作性 放水砲は風向き等の天候状況およびアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。 放水砲による放水は、噴霧ノズルを調整することで放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>作業性 大容量送水ポンプ車および放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取付けは、速やかに作業ができるよう大容量送水ポンプ車の保管場所に使用工具およびホースを配備する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 3</p> <p>操作手順 1 3. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p>方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレーションチエンバおよび復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要なとなる水源として、<u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>等を確認することと目的とする。さらに、代替淡水源として<u>淡水貯水槽 (No.1)</u> および<u>淡水貯水槽 (No.2)</u> を確保するとともに、海を水源として確保することと目的とする。 設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するため、<u>復水貯蔵タンク</u>、<u>サブレーションチエンバ</u>、<u>淡水貯水槽 (No.1)</u>、<u>淡水貯水槽 (No.2)</u>、<u>海</u>および<u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>を水源として対応し、ならびに<u>復水貯蔵タンク</u>、<u>淡水貯水槽 (No.1)</u> および<u>淡水貯水槽 (No.2)</u> への水の補給を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>水源を利用した対応手順</u> 1. <u>復水貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段 発電課長は、サブレーションチエンバを水源として利用できない場合は、<u>復水貯蔵タンク</u>を水源として、以下の手順により対応する。 (1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系または高圧炉心スプレイ系により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表 2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時ににおいて、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表 2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表 8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時ににおいて、残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）または低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表 4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原</p>	<p>表 1 3</p> <p>操作手順 1 3. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p>方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレーションチエンバおよび復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要なとなる水源として、<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>等を確認することと目的とする。さらに、代替淡水源として<u>防火水槽</u>及び<u>淡水貯水池</u>を確保するとともに、海を水源として確保することと目的とする。 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するため、<u>復水貯蔵タンク</u>、<u>サブレーションチエンバ</u>、<u>防火水槽</u>、<u>淡水貯水池</u>、<u>海</u>および<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段、並びに<u>復水貯蔵タンク</u>、<u>防火水槽</u>等へ水を補給することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>水源を利用した対応手順</u> 1. <u>復水貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段 当直副長は、サブレーションチエンバを水源として利用できない場合は、<u>復水貯蔵タンク</u>を水源として、以下の手順により対応する。 (1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表 2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時ににおいて、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表 2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表 8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時ににおいて、残留熱除去系（低圧注水系）の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表 4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原</p>	<p>表 1 3</p> <p>操作手順 1 3. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p>方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレーションチエンバおよび復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要なとなる水源として、<u>低圧原子炉代替注水槽</u>および<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>を確保することと目的とする。さらに、代替淡水源として<u>輪谷貯水槽 (西 1)</u> および<u>輪谷貯水槽 (西 2)</u> を確保するとともに、海を水源として確保することと目的とする。 設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するため、<u>サブレーションチエンバ</u>、<u>低圧原子炉代替注水槽</u>、<u>輪谷貯水槽 (西 1)</u>、<u>輪谷貯水槽 (西 2)</u>、<u>海</u>および<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段、ならびに<u>低圧原子炉代替注水槽</u>、<u>輪谷貯水槽 (西 1)</u> および<u>輪谷貯水槽 (西 2)</u> へ水を補給することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>水源を利用した対応手順</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の復水貯蔵タンクは、重大事故等対処設備ではなく、自主対策設備として整理。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイする。 [手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(5) 格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）または格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器下部へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>2. サプレッションチェンバを水源とした対応手段 発電課長は、復水貯蔵タンクを水源として利用できない場合は、サプレッションチェンバを水源として、以下の手順により対応する。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）により格納容器内を除熱する。 [手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）によりサブ</p>	<p>子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(5) 格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、格納容器下部注水系（常設）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>2. サプレッションプールを水源とした対応手段 当直副長及び緊急時対策本部は、復水貯蔵槽を水源として利用できない場合は、サプレッションプールを水源として、以下の手順により対応する。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系及び残留熱除去系（低圧注水系）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサプレッションプール冷却系）により格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>1. サプレッションチェンバを水源とした対応手段 当直副長は、サプレッションチェンバを水源として、以下の手順により対応する。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系および低圧注水系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である格納容器冷却系および残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）により格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の復水貯蔵タンクは、重大事故等対処設備ではなく、自主対策設備として整理している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のECOSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECOS構成の相違）。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、1. (2) に包

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>レシヨンプールを除熱する。 [手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 残存溶融炉心の冷却および格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水および格納容器内を除熱する。 [手順着手の判断基準] 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表7「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(5) 格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、代替循環冷却系または格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により格納容器下部へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p>	<p>(3) 格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器及び格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表7「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」と同様である。</p>	<p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時において、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイス系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、高圧原子炉代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 格納容器の破損を防止するため、残留熱代替除去系により原子炉圧力容器および格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表7「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」と同様である。</p> <p>2. 低圧原子炉代替注水槽を水源とした対応手段 当直副長はサプレシヨンチェンバを水源として利用できない場合は、低圧原子炉代替注水槽を水源として、以下の手段により対応する。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、低圧注水系、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードおよび低圧炉心スプレイス系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。 (2) 格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、格納容器代替スプレイス系（常設）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。 (3) 格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、ペ</p>	<p>合している。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、高圧原子炉代替注水系の水源をサプレシヨンチェンバとしている。柏崎刈羽の高圧代替注水系は、復水貯蔵槽を水源としている。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水および圧力容器破損後の格納容器下部への注水を整備。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は重大事故等対処設備として、低圧原子炉代替注水槽を設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり） 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等） 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 【女川との相違】 ・島根は3.（4）の後に記載している。</p>
<p>3. 淡水貯水槽を水源とした対応手段 発電課長および発電所対策本部は、復水貯蔵タンクおよびサブレーションポンプを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 なお、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により補給する。 （1）低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 〔手順着手の判断基準〕 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 （2）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 〔手順着手の判断基準〕 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。 （3）原子炉格納容器下部注水系（可搬型）または原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 〔手順着手の判断基準〕 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 （4）燃料プール代替注水系（常設配管）または燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 〔手順着手の判断基準〕 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>3. 防火水槽を水源とした対応手段 当直副長及び緊急時対策本部は、復水貯蔵槽及びサブレーションプールを水源として利用できない場合は、防火水槽を水源として、以下の手段により対応する。 （1）低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 （2）代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。 （3）格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 （4）燃料プール代替注水系により使用済燃料プールへ注水及びスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。 なお、防火水槽に淡水を補給できない場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p>	<p>（1）低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 （2）格納容器代替スプレイ系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。 （3）格納容器代替スプレイ系（可搬型）およびベデスタル代替注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 （4）燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）により燃料プールへ注水およびスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表11「11. 燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。 なお、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）に淡水を補給できない場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p>
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p>	<p>3. 淡水貯水槽を水源とした対応手段 発電課長および発電所対策本部は、復水貯蔵タンクおよびサブレーションポンプを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 なお、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により補給する。 （1）低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 〔手順着手の判断基準〕 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 （2）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 〔手順着手の判断基準〕 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。 （3）原子炉格納容器下部注水系（可搬型）または原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 〔手順着手の判断基準〕 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 （4）燃料プール代替注水系（常設配管）または燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 〔手順着手の判断基準〕 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>【島根固有】 ・島根は格納容器下部への注水とSA時のSRの健全性確保の観点から、スプレイ管を使用した格納容器下部への注水手段を整備</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 燃料プールスプレイス系（常設配管）または燃料プールスプレイス系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 「手順着手の判断基準」 表11「11.1.使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>格納容器圧力逃がし装置を使用した時にフィルタ装置へ水の補給が必要な場合は、防火水槽を水源として、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により補給する。</p> <p>4. 淡水貯水池を水源とした対応手段 当直副長及び緊急時対策本部は、復水貯蔵槽、サブレーションプール及び防火水槽を水源として利用できない場合は、淡水貯水池を水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4.原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8.格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイス冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6.格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8.格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 燃料プール代替注水系により使用済燃料プールへ注水及びスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表11「11.1.使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置を使用した時にフィルタ装置へ水を補給する際に防火水槽を水源として利用できない場合は、淡水貯水池を水源として、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により補給する。</p> <p>5. 海を水源とした対応手段 当直副長は、復水貯蔵槽、サブレーションプール、防火水槽及び淡水貯水池を水源として利用できない場合は、海</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は、3.(4)に包含して記載。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根はスクラビング水の水位挙動評価により、事故発生後7日間はスクラビング水の補給は不要。 ・柏崎は防火水槽を使用した手段が取れない場合の対応として淡水貯水池から直接注水等を行うし手段を整備。島根は大量送水車の水中ポンプを1台ずつ輪谷貯水槽（西1）および（西2）に投入し取水するため、輪谷貯水槽（西1）／（西2）間の補給操作が不要な設計。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転</p>
<p>4. 海を水源とした対応手段 発電課長および発電所対策本部は、復水貯蔵タンク、サブレーションチェンバおよび淡水貯水槽（No.1）および淡</p>	<p>4. 海を水源とした対応手段 当直副長は、サブレーションチェンバ、低圧原子炉代替注水槽、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を</p>	<p>4. 海を水源とした対応手段 当直副長は、サブレーションチェンバ、低圧原子炉代替注水槽、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり） 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案字の相違等） 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所</p>	<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
	<p>水貯水槽（No.2）を水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>（1）低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>（2）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 [手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>（3）原子炉格納容器下部注水系（可搬型）または原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>（4）燃料プール代替注水系（常設配管）または燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 [手順着手の判断基準] 表11「11.1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>（5）燃料プールのスプレイ系（常設配管）または燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 [手順着手の判断基準] 表11「11.1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>（6）原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保する。 [手順着手の判断基準] 表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」と同様である。</p> <p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の原子炉補機代替冷却水系による除熱と同様である。</p>	<p>を水源として、以下の手順により対応する。</p> <p>（1）大容量送水車（海水取水用）及び低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>（2）大容量送水車（海水取水用）及び代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>（3）大容量送水車（海水取水用）及び格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>（4）大容量送水車（海水取水用）及び燃料プール代替注水系により使用済燃料プールへ注水及びスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表11「11.1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>原子炉補機冷却水系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、代替原子炉補機冷却系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。 本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の代替原子炉補機冷却系による除熱と同様である。</p>	<p>水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手順により対応する。</p> <p>（1）大量送水車および低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>（2）大量送水車および格納容器代替スプレイ系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>（3）大量送水車および格納容器代替スプレイ系（可搬型）、大量送水車およびベデスタル代替注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>（4）大量送水車および燃料プールのスプレイ系（常設スプレイノズル）または燃料プールへ注水およびスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表11「11.1. 燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却系により、発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。 本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の原子炉補機代替冷却系による除熱と同様である。</p>	<p>操作の指揮を行う。</p> <p>【島根固有】 ・島根は格納容器下部への注水とSA時のSRの健全性確保の観点から、スプレイ管を使用した格納容器下部への注水手段を整備</p> <p>【女川との相違】 ・島根は4.（4）に包含して記載。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は原子炉補機冷却水系が喪失した場合の対応を表5に記載している。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プールの水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合または大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）および放水砲により放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の 대기への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲および泡消火薬剤混合装置により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p> <p>5. ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合または重大事故等の進展抑制および溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止が必要となる場合は、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注水する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p>	<p>炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）および放水砲により放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の 대기への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送車及び泡原液混合装置により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p> <p>6. ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合、又は重大事故等の進展抑制や溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止が必要となる場合は、ほう酸水貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>表1「緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p>	<p>炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、または大型航空機の衝突等、原子炉建屋外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ車および放水砲により放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の 대기への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大型送水ポンプ車、放水砲および泡消火薬剤容器により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p> <p>5. ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合、または重大事故等の進展抑制や溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止が必要となる場合は、ほう酸水貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の復水貯蔵タンクは、重大事故等対処設備ではなく、自主対策設備として整理。
<p>水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>1. 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段</p> <p>発電所対策本部は、水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）の水を大容量送水ポンプ（タイプI）により復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口または海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプII）により淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）へ補給した海水または大容量送水ポンプ（タイプI）により送水された海水を復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>①淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を</p>	<p>水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>1. 復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>緊急時対策本部は、水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、防火水槽及び淡水貯水池の水を可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>また、海水を利用する場合は、防火水槽に補給した海水、大容量送水車（海水取水用）から送水された海水を可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水が開始され、以下のいずれかから補給が可能な場合。</p>	<p>水源へ水を補給するための対応手段</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。 ②海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給 淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）および淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給が実施できない場合で、海を水源とした大容量送水ポンプによる復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>2. 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段 発電所対策本部は、水源として淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を使用する場合は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプを淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）へ1台ずつ投入することにより、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）の淡水を利用する手段がある。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口または海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプII）により淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）へ補給する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器への注水等の各種注水／補給を実施している場合に、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）が枯渇するおそれがある場合。</p> <p>送水ルートの選択 水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防火水槽に淡水又は海水が補給されている場合は防火水槽から補給する。 淡水貯水池が使用可能で、淡水貯水池から防火水槽の間にあらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合は淡水貯水池から補給する。 防火水槽及び淡水貯水池が使用できない場合は海から補給する。 <p>2. 防火水槽への補給 緊急時対策本部は、水源として防火水槽を利用する場合は、淡水貯水池の淡水を防火水槽へ補給する。 また、枯渇等により淡水の補給が継続できない場合は、海水を大容量送水車（海水取水用）により防火水槽へ補給する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 防火水槽を水源として可搬型代替注水ポンプ（A-1級又はA-2級）による原子炉圧力容器への注水等の各種注水を行う場合で、淡水貯水池の水が枯渇するおそれがあり、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により海水を防火水槽へ補給できない場合。</p> <p>送水ルートの選択 水源から接続口までの距離により可搬型代替注水ポンプの必要台数及び設置場所、ホースの必要本数を選定し、水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選定する。</p>	<p>1. 低圧原子炉代替注水槽への補給 緊急時対策本部は、水源として低圧原子炉代替注水槽を利用する場合は、<u>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）の水を大量送水車により低圧原子炉代替注水槽へ補給する。</u> また、<u>海水を利用する場合は、輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）に補給した海水、海水取水箇所の海水を大量送水車により低圧原子炉代替注水槽へ補給する。</u> (1) 手順着手の判断基準 低圧原子炉代替注水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水が必要で、<u>輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）が使用可能な場合。</u> なお、<u>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）が使用できない場合は海から補給する。</u></p> <p>2. 輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）への補給 緊急時対策本部は、水源として輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）を利用している場合、<u>海水を大量送水車により補給する。</u></p> <p>(1) 手順着手の判断基準 輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした大量送水車による原子炉圧力容器への注水等の各種注水が開始され、<u>淡水を水源とした補給ができない場合。</u></p> <p>送水ルートの選択 接続口の選択は、<u>各作業時間（出動準備、移動、水源の蓋開放、ポンプ設置、ホース敷設、ホース接続および送水準備）を考慮し、送水開始までの時間が最短となる組み合わせを優先して選択する。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は重大事故等対処設備として、低圧原子炉代替注水槽を設置。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の大量送水車はタイプが分かれていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は送水開始までの時間が短くなる手段を優先。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>切替え性 大容量送水ポンプ(タイプI)の水源は、淡水貯水槽(No.1) (淡水) および淡水貯水槽(No.2) (淡水) を優先して使用する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、淡水貯水槽供給に切り替えるが、淡水貯水槽(No.1) および淡水貯水槽(No.2) を経由することにより、供給を中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。 サプレッションチェンバ(内部水源)を水源として使用できない場合、<u>復水貯蔵タンク(外部水源)</u> から注水するが、サプレッションチェンバ(内部水源)が使用可能となった場合は、外部水源から切り替える。</p>	<p>切替え性 可搬型代替注水ポンプ(A-1級及びA-2級)の水源は、<u>防火水槽(淡水)</u> を優先する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、<u>防火水槽を経由することにより、供給を継続しながら淡水から海水へ切り替える。</u></p>	<p>切替え性 大容量送水車の水源は、<u>輸谷貯水槽(西1) および輸谷貯水槽(西2)</u> を優先する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、<u>輸谷貯水槽(西1) または輸谷貯水槽(西2) から供給している場合は、供給を中断することなく、淡水から海水への切替えが可能である。</u> サプレッションチェンバ(内部水源)を水源として使用できない場合、<u>低圧原子炉代替注水槽(外部水源)</u> から注水するが、サプレッションチェンバ(内部水源)が使用可能となった場合は、外部水源から切替える。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は霏困気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)で想定される事故対応は、外部水源から内部水源に切り替える。</p>
<p>成立性 海水取水時には、大容量送水ポンプ(タイプI) および大容量送水ポンプ(タイプII) 付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し異物の混入を防止する。</p>	<p>成立性 海水取水時には、ホース先端にストレーナを取り付け、海面より低く着底しない位置に取水部分を固定することにより、ホースへの異物の混入を防止する。</p>	<p>成立性 海水取水時には、<u>大容量送水車または大型送水ポンプ車付属の水中ポンプユニット吸込みにストレーナを設置しており、海面より低く着底しない位置に取水部分を固定することにより、ホースへの異物の混入を防止する。</u></p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・ストレーナの設置位置の相違。</p>
<p>作業性 復水貯蔵タンクまたは淡水貯水槽(No.1) および淡水貯水槽(No.2) への補給で使用する大容量送水ポンプ(タイプI) または大容量送水ポンプ(タイプII) のホース敷設等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性 復水貯蔵槽への補給、可搬型代替注水ポンプによる送水で使用する可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性 低圧原子炉代替注水槽への補給、<u>大容量送水車による送水で使用する大容量送水車のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</u></p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 4</p> <p>操作手順</p> <p>1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器的破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保する</p> <p>可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備および代替所内電気設備を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時</p> <p>代替交流電源設備による給電</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ給電する。</p> <p>① 常設代替交流電源設備を用いて給電する。</p> <p>② 常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>外部電源および非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイ系）によるメタクラ2C系およびメタクラ2D系への給電ができない場合。</p>	<p>表 1 4</p> <p>操作手順</p> <p>1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器的破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、代替交流電源設備、所内蓄電式直流電源設備、可搬型直流電源設備及び代替所内電気設備により必要な電力を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により給油することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時</p> <p>1. 代替交流電源設備による給電</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備を用いて給電する。</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備等を用いて給電できず、号炉間電力融通により給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失により非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系へ給電できない場合。</p> <p>2. 電力融通による給電</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失し、さらに常設代替交流電源設備等を用いて給電できない場合において、他号炉の非常用交流電源設備から給電できる場合は、以下の手段により自号炉の非常用高圧母線を受電する。</p> <p>(1) 号炉間電力融通ケーブル（常設）を用いて受電する。</p> <p>(2) 号炉間電力融通ケーブル（常設）を用いて受電できない場合は、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を用いて受電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>当該号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機</p>	<p>表 1 4</p> <p>操作手順</p> <p>1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器的破損、燃料プール内燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備および代替所内電気設備により必要な電力を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により給油することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時</p> <p>1. 代替交流電源設備による給電</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ給電する。</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備を用いて給電する。</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備を用いて給電できず、号炉間電力融通により給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源、非常用ディーゼル発電機の機能喪失により非常用交流高圧電源母線A系、非常用交流高圧電源母線B系および非常用交流高圧電源母線高圧中心スプレイ系へ給電できない場合。なお、ガスタービン発電機の現場起動については、ガスタービン発電機の中央制御室起動が失敗した場合および要員が確保されている場合に、他の手段と同時に並行で実施する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせて 24 時間に行ったり直流母線へ給電する設計。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 島根は可搬型代替交流電源設備を用いた給電の着手判断時に、号炉間電力融通による給電の可否も確認する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はガスタービン発電機の現場起動について記載している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は複数号炉申請であることから、各号炉間電力融通による給電を SA 設備としているのに対し、島根は 2 号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通による給電は、自主対策設備としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>直流電源喪失時 代替直流電源設備による給電 発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <p>1. 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 所内常設蓄電式直流電源設備による125V直流流主母線盤2Aおよび125V直流主母線盤2Bへの給電の判断基準 全交流動力電源喪失により、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>② 必要な負荷以外の切離しの判断基準 125V蓄電池2Aおよび125V蓄電池2Bから125V直流主母線盤2Aおよび125V直流主母線盤2Bへの自動給電開始から1時間以内にガスタービン発電機による給電がなく、ガスタービン発電機による125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの交流入力電源の復旧が見込まない場合。</p> <p>③ 125V充電器2A、125V充電器2Bの受電および中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準 全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブルまたは電源車により、モータコントローラセンタ2C系およびモータコントローラセンタ2D系の受電が可能となった場合。</p>	<p>による給電ができない状況において、他号炉の非常用ディーゼル発電機A系又は非常用ディーゼル発電機B系が健全で電力融通が可能なる場合。</p> <p>直流電源喪失時 1. 代替直流電源設備による給電 当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内蓄電式直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器C及び直流125V充電器Dの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>直流125V蓄電池Aから直流125V蓄電池A-2への切替えについては、全交流動力電源喪失後、8時間以内に第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル若しくは電源車による給電操作が完了する見込みがない場合は直流125V蓄電池Aの電圧が放電電圧を下回る可能性がある場合。</p> <p>直流125V蓄電池A-2からAM用直流125V蓄電池への切替えについては、全交流動力電源喪失後、19時間以内に第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル若しくは電源車による給電操作が完了する見込みがない場合は直流125V蓄電池A-2の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合。</p> <p>直流125V充電器A、B、A-2、AM用直流125V充電器盤の受電及び中央制御室監視計器C系及びD系の復旧については、全交流動力電源喪失時に、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電により、P/C C系及びP/C D系の受電が完了している場合。</p>	<p>直流電源喪失時 1. 代替直流電源設備による給電 当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、B-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器および230V系充電器(RCIC)の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>B-115V系蓄電池からB1-115V系蓄電池(SA)への切替えについては、全交流動力電源喪失から8時間が経過した時点で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル(常設)、高圧発電機車または号炉間電力融通ケーブル(可搬型)による給電操作が完了していない場合。または全交流動力電源喪失後に、B-115V系蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回るおそれがあると判断した場合。</p> <p>A-115V系充電器盤の受電および中央制御室監視計器C系の復旧については、全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル(常設)、高圧発電機車または号炉間電力融通ケーブル(可搬型)による給電により、メタクラ、ロードセンタ、コントローラセンタの非常用母線A系の受電が完了している場合。</p> <p>B-115V系充電器盤、B1-115V系充電器盤(SA)、SA用115V系充電器盤および230V系充電器盤(RCIC)の受電ならびに中央制御室非常用母線A系</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで24時間に行ったりり直流母線へ給電する設計 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は直流125V蓄電池Aから直流125V蓄電池A-2に切り替えたのち、さらにAM直流125V蓄電池へ切り替えを行う。島根はB-115V系蓄電池からB1-115V系蓄電池(SA)への切替えのみ。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 常設代替直流電源設備による給電 [手順着手の判断基準] ① 125V代替蓄電池から125V直流主母線盤2B-1および125V直流主母線盤2A-1への給電の判断基準 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。 ② 250V蓄電池から250V直流主母線盤への給電の判断基準 全交流動力電源喪失により、250V充電器の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>2. 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、常設代替直流電源設備および可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。 (1) 常設代替直流電源設備による給電 [手順着手の判断基準] 「1.(2)」に同じ。 (2) 可搬型代替直流電源設備による給電 [手順着手の判断基準] 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。</p>	<p>(2) 所内蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型直流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後、24時間以内に第一ガスタワー発電機、第二ガスタワー発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電操作が完了する見込みがない場合。</p>	<p>室監視計器D系の復旧については、全交流動力電源喪失時に、ガスタワー発電機、号炉間電力融通ケーブル（常設）、高圧発電機車または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電により、メタクラ、ロードセンタ、コントローラセンタの非常用母線B系の受電が完了している場合。</p>	<p>から受電可能な区分Iの設備（A-115V系充電器盤および中央制御室監視計器C系）と非常用母線B系から受電可能な区分IIの設備（B-115V系充電器盤、B1-115V系充電器盤（SA）、230V系充電器盤（R C I C）、中央制御室監視計器D系）および重大事故等対処設備の区分であるSA用115V系充電器盤について個別に記載。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで24時間にわたり直流母線へ給電する設計。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで24時間にわたり直流母線へ給電する設計。
<p>非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から</p>	<p>非常用所内電気設備機能喪失時 1. 代替所内電気設備による給電 当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必</p>	<p>非常用所内電気設備機能喪失時 1. 代替所内電気設備による給電 当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合は代替所内電気設備に接続する</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>必要な設備へ給電する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>パワーセンタ2G系およびモータコントロールド系が機軸2G系受電準備開始の判断基準。非常用所内電気設備であるメタクラ2C系およびメタクラ2D系が同時に機能喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電もしくは電源車からパワーセンタ2G系およびモータコントロールド系への給電が可能な場合。</p> <p>【重大事故等対処設備（設計基準拡張）】</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備および非常用直流電源設備が健全であれば、これを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 非常用交流電源設備による給電 外部電源が喪失した場合はメタクラ2H系の電圧がないことをクラ2D系またはメタクラ2H系の電圧がないことを確認した場合。 ② 非常用直流電源設備による給電 全交流動力電源喪失により、125V充電器2A、125V充電器2Bおよび125V充電器2Hの交流入力電源の喪失が発生した場合。 <p>【負荷容量】</p> <p>重大事故等対策の有効性を確認する事故シナキセスのうち必要な負荷が最大となる「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。</p> <p>重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。</p> <p>【悪影響防止】</p> <p>代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーセンタおよびモータコントロールド系の負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線およびパワーセンタの動的負荷の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止」または「引ロック」とする。</p>	<p>必要な設備へ給電する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>非常用所内電気設備である非常用高圧母線D系が機能喪失した場合で、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車からAM用MCへ給電が可能な場合。</p> <p>〔重大事故等対処設備（設計基準拡張）〕</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備並びに非常用直流電源設備C系及びD系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>非常用交流電源設備による給電については、外部電源が喪失した場合は非常用高圧母線の電圧がないことを確認した場合。</p> <p>また、非常用直流電源設備による給電については、全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器C及び直流125V充電器Dの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>【負荷容量】</p> <p>有効性評価において最大負荷となる崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）を想定するシナリオにおいても、常設代替交流電源設備により必要最大負荷以上の電力を確保し、原子炉を安定状態に収束するための設備へ給電する。</p> <p>重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。</p> <p>【悪影響防止】</p> <p>代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備として非常用高圧母線及びAM用MCの負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため、コントロールスイッチを「切」又は「切保持」とする。</p>	<p>重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系および非常用交流高圧電源母線B系が機能喪失した場合、または代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合で、ガスタービン発電機または高圧発電機車からSAロードセンタおよびSAコントロールドセンタへ給電が可能な場合。なお、ガスタービン発電機の現場起動については、ガスタービン発電機の中央制御室起動が失敗した場合および要員が確保されている場合に、他の手段と同時並行で実施する。</p> <p>【重大事故等対処設備（設計基準拡張）】</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備および非常用直流電源設備が健全であれば、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付け、重大事故等の対処に用いる。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>非常用交流電源設備による給電については、外部電源が喪失した場合は非常用交流高圧電源母線の電圧がないことを確認した場合。</p> <p>また、非常用直流電源設備による給電については、全交流動力電源喪失により、A-115V系充電器、B-115V系充電器、高圧炉心スプレイ系充電器、B1-115V系充電器（SA）、230V系充電器（RCI、C）、A-原子炉中性子計装用充電器およびB-原子炉中性子計装用充電器の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>【負荷容量】</p> <p>重大事故等対策の有効性を確認する事故シナキセスのうち必要な負荷が最大となる「全交流動力電源喪失（長期TB）」を想定するシナリオにおいても、常設代替電源設備により必要最大負荷以上の電力を確保し、原子炉を安定状態に収束するための設備へ給電する。</p> <p>重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。</p> <p>【悪影響防止】</p> <p>代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備として非常用交流高圧電源母線、非常用低圧母線のロードセンタおよびコントロールドの負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止引ロック」または「停止」とする。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>成立性 所内常設蓄電式直流電源設備または常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。</p> <p>作業性 可搬型照明（ヘッドライトおよび懐中電灯）の配備により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。</p> <p>燃料補給 重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリ等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 タンクローリの補給は、軽油タンクまたはガスタービン発電機用軽油タンクの軽油を使用する。</p> <p>多くの補給対象設備が必要となる事を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、軽油タンク1基あたり約110kLを6基および約170kLを1基、ガスタービン発電機用軽油タンク1基あたり約110kLを3基とし、管理する。</p>	<p>AM用MCCを受電する場合は、受電時の急激な負荷上昇防止のため、動的機器である復水移送ポンプのコントローラスイッチを「切保持」とする。</p> <p>成立性 所内蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電する。</p> <p>作業性 可搬型照明を作業エリアに配備し、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。</p> <p>燃料補給 重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリ等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに給油する。 タンクローリの補給は、復旧が見込めない非常用ディーゼル発電機が接続されている軽油タンクの軽油を使用する。</p> <p>多くの給油対象設備が必要となる事を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、7号炉の軽油タンク1基あたり510kL以上を管理する。</p>	<p>成立性 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。</p> <p>作業性 電源内蔵型照明を作業エリアに設置し、建物内照明の消灯時における作業性を確保する。また、ヘッドライトおよび懐中電灯を携行している。</p> <p>燃料補給 重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリ等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに給油する。 タンクローリの補給は、ガスタービン発電機軽油タンクまたは非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクおよび高圧炉心スプレイスプレー系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの軽油を使用する。</p> <p>多くの給油対象設備が必要となる事を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、ガスタービン発電機用軽油タンクは約560m³を1基、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクは1基あたり約170m³を2基および1基あたり約100m³を3基、高圧炉心スプレイスプレー系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクは約170m³を1基とし、管理する。</p>	<p>ク」または「停止」とする運用。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで24時間にわたり直流母線へ給電する設計。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は燃料補給する設備としてガスタービン発電機用軽油タンクおよび非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を設置しておりそれぞれ可搬型設備へ給油することが可能。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 5</p> <p>操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合の対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>パラメータの選定および分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表 1 ~ 1 4 の手順着手の判断基準および操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。</p> <p>抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。</p> <p>また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過および計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。</p> <p>一方、抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態およびその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p> <p>主要パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>① 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性および耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>② 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。</p> <p>代替パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>① 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>② 有効監視パラメータ（代替）</p>	<p>表 1 5</p> <p>操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>パラメータの選定及び分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表 1 ~ 1 5 の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。</p> <p>抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。</p> <p>また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。</p> <p>一方、抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p> <p>主要パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>1. 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>2. 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。</p> <p>代替パラメータは以下のとおり分類する。</p> <p>1. 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>2. 有効監視パラメータ（代替）</p>	<p>表 1 5</p> <p>操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>パラメータの選定および分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表 1 ~ 1 5 の手順着手の判断基準および操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。</p> <p>抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。</p> <p>また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過および計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。</p> <p>一方、抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態およびその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p> <p>主要パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>1. 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>2. 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。</p> <p>代替パラメータは以下のとおり分類する。</p> <p>1. 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>2. 有効監視パラメータ（代替）</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は技術的能力に関する審査基準 1.15 において手順着手の判断基準および操作手順に関する記載があるため、表 14 も対象としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録整理、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p> <p>対応手段等</p> <p>監視機能喪失時 計器故障時</p> <p>1. 他チャンネルによる計測</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合、当該計器を用いて計測を行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>重大事故等に対処するために原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータを計測する重要計器が故障した場合※。</p> <p>※：重要計器の指示値に、以下のような変化があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時および事故時に想定される値から、大きな変動がある場合 ・複数ある計器については、それぞれの指示値の差が大きい場合 ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 <p>2. 代替パラメータによる推定</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさを考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度および中性子束）により推定。 ②水位を注水源もしくは注水先の水位変化、注水量または出口圧力により推定。 ③流量を注水源または注水先の水位変化を監視することにより推定。 ④除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 	<p>主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p> <p>対応手段等</p> <p>監視機能喪失時 計器故障時</p> <p>1. 他チャンネルによる計測</p> <p>当直副長は、主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合、当該計器を用いて計測を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータを計測する重要計器が故障した場合※¹。</p> <p>※¹：重要計器の指示値に、以下のような変化があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時や事故時に想定される値から、大きな変動がある場合 ・複数ある計器については、それぞれの指示値の差が大きい場合 ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 <p>2. 代替パラメータによる推定</p> <p>当直副長は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさを考慮し、使用するパラメータの優先順位を定める。代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。 (2) 水位を注水源若しくは注水先の水位変化又は注水量及び吐圧力により推定。 (3) 流量を注水源又は注水先の水位変化を監視することにより推定。 (4) 除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 (5) 必要なpHが確保されていることを、フィルタ装置水の水位変化により推定。 	<p>主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p> <p>対応手段等</p> <p>監視機能喪失時 計器故障時</p> <p>1. 他チャンネルによる計測</p> <p>当直副長は、主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合、当該計器を用いて計測を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータを計測する重要計器が故障した場合※¹。</p> <p>※¹：重要計器の指示値に、以下のような変化があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時や事故時に想定される値から、大きな変動がある場合 ・複数ある計器については、それぞれの指示値の差が大きい場合 ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 <p>2. 代替パラメータによる推定</p> <p>当直副長は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさを考慮し、使用するパラメータの優先順位を定める。代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度、中性子束および酸素濃度）により推定。 (2) 水位を注水源もしくは注水先の水位変化または注水量およびポンプ出口圧力により推定。 (3) 流量を注水源または注水先の水位変化を監視することにより推定。 (4) 除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉格納容器内の酸素濃度について、同一物理量である格納容器酸素、格納容器酸素（S A）により推定する手段を整備。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根はベント時のスク

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>⑤圧力または温度を水の飽和状態の関係により推定。</p> <p>⑥注水量を注水先の圧力および温度の傾向監視により推定。</p> <p>⑦未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。</p> <p>⑧酸素濃度をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</p> <p>⑨水素濃度を装置の作動状況により推定。</p> <p>⑩エリア放射線モニタの傾向監視により、格納容器バイパス事象が発生したことを推定。</p> <p>⑪格納容器への空気（酸素）の流入の有無を格納容器の圧力により推定。</p>	<p>(6) 圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。</p> <p>(7) 注水量を注水先の圧力から注水特性の関係により推定。</p> <p>(8) 格納容器内の水位を格納容器内圧力（ドライウエル）と格納容器内圧力（サブレシジョン・チェンバ）の差圧により推定。</p> <p>(9) 未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。</p> <p>(10) 酸素濃度をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</p> <p>(11) 水素濃度を装置の作動状況により推定。</p> <p>(12) エリア放射線モニタの傾向監視により格納容器バイパス事象が発生したことを推定。</p> <p>(13) 格納容器への空気（酸素）の流入の有無を格納容器内圧力により推定。</p>	<p>(5) 圧力または温度を水の飽和状態の関係により推定。</p> <p>(6) 注水量を注水先の圧力から注水特性の関係により推定。</p> <p>(7) 未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。</p> <p>(8) 酸素濃度をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</p> <p>(9) 水素濃度を装置の作動状況により推定。</p> <p>(10) エリア放射線モニタの傾向監視により格納容器バイパス事象が発生したことを推定。</p> <p>(11) 格納容器への空気（酸素）の流入の有無を格納容器内圧力により推定。</p>	<p>ラビング水の水位変動を考慮しても放射性物質の除去性能を維持し、ベント開始後7日間は水補給が不要となるよう設定しているため、ベント中のpH監視は不要であることから自主対策設備としてしている。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本推定手段は、サブレシジョンプール水位を推定するものであり、柏崎刈羽はサブレシジョンチェンバ圧力の検出点高さよりサブレシジョンプール水位が高くなった場合に、水頭圧を測定することで、ドライウエル圧力とサブレシジョンチェンバ圧力の差圧から水位を推定することが可能である（サブレシジョンチェンバ圧力の検出点高さ以上が推定可能範囲） 島根はサブレシジョンチェンバ圧力（SA）の検出点はサブレシジョンチェンバ上部より取り出しており、また、サブレシジョンプール水位が最も上昇する有効性評価シナリオでも真空破壊装置下端付近までで水位管理しているため、サブレシジョンプール水位がサブレシジョンチェンバ圧力（SA）の検出点高さまで高くなることはないことから、ドライウエル圧力（SA）とサブレシジョンチェン

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>⑫使用済燃料プールの状態を同一物理量（水位および温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係およびカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位または必要な水遮蔽が確保されていることを推定。</p> <p>⑬原子炉圧力容器内の圧力と格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。 [手順着手の判断基準] 主要パラメータを計測する計器の故障により、主要パラメータの監視機能が喪失した場合。</p> <p>監視機能喪失時 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合</p> <p>1. 代替パラメータによる推定 原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位ならびに原子炉圧力容器および格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは原子炉圧力容器内の温度および水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <p>①発電課長および発電所対策本部は、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。</p> <p>②発電課長および発電所対策本部は、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系統流量、高圧代替注水ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系洗浄ライン流量）を計測する。</p>	<p>(14) 使用済燃料プールの状態を同一物理量（温度及び水位）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。</p> <p>(15) 原子炉圧力容器内の圧力と格納容器内の圧力（サブレーション・チェンバ）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。 a. 手順着手の判断基準 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合。</p> <p>監視機能喪失時 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合</p> <p>1. 代替パラメータによる推定 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量を計測するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超えた場合は、炉心損傷状態と推定して対応する。</p> <p>(1) 当直副長は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系統流量、原子炉隔離時冷却系系統流量、高圧炉心注水系統流量、復水補給水系統流量（残留熱除去系A系代替注水流量）、復水補給水系統流量（残留熱除去系A系代替注水流量）を計測する。</p>	<p>(12) 燃料プールの状態を同一物理量（水位）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係およびカメラによる監視により、燃料プールの水位または必要な水遮蔽が確保されていることを推定。</p> <p>(13) 原子炉圧力容器内の圧力とサブレーションチェンバの差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。 a. 手順着手の判断基準 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合。</p> <p>監視機能喪失時 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合</p> <p>1. 代替パラメータによる推定 原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉圧力容器および格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度および水位である。</p> <p>原子炉圧力容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超過した場合、原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。</p> <p>(1) 当直副長は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイポンプ出口流量、代替注水流量（常設）、低圧原子炉代替注水流量、残留熱除去ポンプ出口流量を計測する。</p>	<p>ンバ圧力（SA）の差圧から水位を推定することはできない。なお、島根はサブレーションプール水位（SA）を注水流量および水源の水位で推定する手段を整備している。（柏崎は注水流量、水源の水位および格納容器内圧力の差圧により推定）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は熱電対による水位・温度の監視およびガイドパルス式による水位の監視を整備しているため、同一物理量が水位となることに対して、柏崎刈羽は熱電対による水位・温度を監視する設備を複数整備しているため、同一物理量が温度および水位となる。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位に対し、柏崎はその他に原子炉圧力容器および格納容器への注水量がある。 島根は原子炉圧力容器温度が計測範囲を超えた場合でも、可搬型計測器にて計測が可能【女川との相違】 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。【柏崎刈羽との相違】

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイスポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量および低圧炉心スプレイスポンプ出口流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧により、また原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度により推定可能である。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>2. 可搬型計測器による計測 発電課長および発電所対策本部は、原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位ならびに原子炉圧力容器および格納容器への注水量を計測するパラメータ以外で計器の計測範囲を超過した場合は、可搬型計測器により計測することも可能である。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>【計器電源喪失時】 発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源喪失、直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータを計測または監視する。</p>	<p>去系B系代替注水量）、残留熱除去系系統流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力（SA）と格納容器内圧力（サプレッション・チェンバ）の差圧により、原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度により推定する。</p> <p>（2）当直副長は、原子炉圧力容器への注水量を監視するパラメータである復水補給水系流量（残留熱除去系A系代替注水量）が計測範囲を超えた場合において、低圧代替注水系使用時は、水源である復水貯蔵槽の水位又は注水先である原子炉圧力容器内の水位変化により注水量を推定する。</p> <p>また、代替循環冷却系使用時は、注水先である原子炉圧力容器内の水位変化により注水量を推定する。</p> <p>（3）当直副長は、格納容器への注水量を監視するパラメータである復水補給水系流量（格納容器下部注水量）が計測範囲を超えた場合は、水源である復水貯蔵槽の水位又は注水先である格納容器内の水位変化により注水量を推定する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位、原子炉圧力容器又は格納容器への注水量を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>2. 可搬型計測器による計測 当直副長は、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量を計測するパラメータ以外で計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型計測器により計測する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>【計器電源喪失時】 当直副長は、全交流動力電源喪失が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p>	<p>口流量、低圧炉心スプレイスポンプ出口流量、残留熱代替除去系原子炉注水流量のうち、機器動作状態にある流量計より崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力または原子炉圧力（SA）とサプレッション・チェンバ圧力（SA）の差圧により、原子炉圧力容器内の水位が燃料棒有効長頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度（SA）により推定する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>2. 可搬型計測器による計測 当直副長は、原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉圧力容器および格納容器への注水量を計測するパラメータ以外で計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型計測器により計測する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>【計器電源喪失時】 当直副長は、全交流動力電源喪失および直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータを計測または監視する。</p>	<p>・島根のECGSには低圧炉心スプレイス系がある。（ABWRとBWR-5のECGS構成の相違）</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は計測範囲を超えた場合の推定方法を記載。島根は原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量で計測範囲を超過する計器はない。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位に對し、柏崎刈羽はその他に原子炉圧力容器および格納容器への注水量が対象。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 ・常設代替交流電源設備から給電する。 ・可搬型代替交流電源設備等から給電する。 ・直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。 <p>発電課長および発電所対策本部は、代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータのうち、手順着手の判断基準および必要計画計測または監視する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータの監視ができない場合。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所内蓄電式直流電源設備から給電する。 2. 代替交流電源設備等から給電する。 3. 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型直流電源設備等から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち手順着手の判断基準及び必要計画計測または監視する。</p> <p>〔1〕手順着手の判断基準 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータ監視ができない場合。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備から給電する。 2. 常設代替交流電源設備等から給電する。 3. 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型直流電源設備等から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータのうち手順着手の判断基準および必要計画計測または監視する。</p> <p>〔1〕手順着手の判断基準 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータ監視ができない場合。</p> <p>4. 設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備を兼用する計装設備へ常設代替直流電源設備から給電する。</p> <p>〔1〕手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失から8時間が経過した時点で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル（常設）、高圧発電機車または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電操作が完了していない場合。または全交流動力電源喪失後に、B-115V系蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回ると判断した場合。</p> <p>パラメータ記録 当直副長は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値、現場操作時のみ監視する現場の指示値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。</p> <p>〔1〕手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合。</p> <p>原子炉施設の状態把握 重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。</p> <p>確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないとは確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備から給電できる設計としている。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は常設代替直流電源設備であるS A用115V系蓄電池からの給電が必要な計装設備の電源切替え手順を整備。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は現場操作時のみ監視する現場の指示値がある。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>可搬型計測器による計測または監視の留意事項 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。</p>	<p>可搬型計測器による計測または監視の留意事項 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測または監視する。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。</p>	
<p>可搬型計測器による計測又は監視の留意事項 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視する。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p>		
<p>可搬型計測器による計測又は監視の留意事項 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視する。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：鳥根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 6</p> <p>操作手順 1 6. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な設備および資機材を活用した居住性の確保ならびに汚染の持込み防止を目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>居住性の確保</u> 発電課長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようにするため、中央制御室遮蔽および中央制御室待避所遮蔽、中央制御室再循環送風機、中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）等により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転から閉回路循環運転（以下「事故時運転モード」という。）に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員を防護する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 中央制御室換気空調系の電源が、外部電源または非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）から供給可能な場合で隔離信号の発信を確認した場合。</p> <p>2. 炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタメント系を使用する前に、中央制御室換気空調系による事故時運転モードを実施し、中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）により中央制御室待避所の加圧を実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合※において、原子炉格納容器フィルタメント系を起動させる必要がある場合。</p>	<p>表 1 6</p> <p>操作手順 1 6. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持込み込み防止を目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>居住性の確保</u> 当直副長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするため、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気空調系給排気隔離弁、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置等により中央制御室隣接区域からのインリークを防止し、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転モードから再循環運転モードに切り替わり、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護する。再循環運転モードが停止した場合や再循環運転モード運転中に中央制御室内放射線量が異常上昇した場合、中央制御室可搬型陽圧化空調機により中央制御室の陽圧化を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇した場合。</p> <p>2. 炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある格納容器圧力逃がし装置を使用する前に、中央制御室可搬型陽圧化空調機により中央制御室の陽圧化を実施し、中央制御室待避室陽圧化装置により中央制御室待避室の陽圧化を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※¹。</p>	<p>表 1 6</p> <p>操作手順 1 6. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持込み込み防止を目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>居住性の確保</u> 当直副長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするため、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室非常用循環系、中央制御室待避室正圧化装置（空気ボンベ）等により、中央制御室隣接区域からのインリークを防止し、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護するため中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室非常用循環系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転から系統隔離運転に自動的に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室非常用循環系の電源が、外部電源または非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスラッシュシステムを除く。）から供給可能な場合で、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により、燃料取替階放射線高、原子炉棟排気放射線高、換気系放射線高のいずれかの中央制御室非常用循環系隔離信号の発信を確認した場合。</p> <p>2. 炉心損傷時は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある格納容器フィルタメント系を使用する前に、中央制御室非常用循環系により中央制御室の正圧化を実施し、中央制御室待避室正圧化装置（空気ボンベ）により中央制御室待避室の正圧化を実施する。また、格納容器ペント時のプルーフ通過中には中央制御室非常用循環系を系統隔離運転とすることで放射性物質の侵入を防止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室非常用循環系加圧運転および中央制御室待避室の加圧準備の実施については、炉心損傷を当直副長が判断した場合※¹。 炉心損傷後に格納容器ペントを実施する際の中央制</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥根はプルーフ通過中、通過前後は、中央制御室非常用循環系により中央制御室の環境を維持する。柏崎刈羽は常設の中央制御室換気空調系を使用せず、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて居住性を確保する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥根はプルーフ通過中、通過前後は、中央制御室非常用循環系により中央制御室の環境を維持する。柏崎刈羽は常設の中央制御室換気空調系を使用せず、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて居住性を確保する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室換気空調系へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。 [手順着手の判断基準] 全交流動力電源喪失等により、中央制御室換気空調系が自動で事故時運転モードに切り替わらない場合。全交流動力電源喪失後には、常設代替交流電源設備により非常用低圧母線MCC 2C系または非常用低圧母線MCC 2D系が受電完了した場合。</p>	<p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室可搬型陽圧化空調機へ給電し、中央制御室の陽圧化を実施する。 (1) 手順着手の判断基準 中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止し、復旧の見込みがない場合。</p>	<p>御室非常用循環系系統隔離運転については、中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンペ）による中央制御室待避室の加圧操作が完了した場合。 中央制御室待避室から退室した後の中央制御室非常用循環系による加圧運転については、炉心損傷後の格納容器ベント実施による中央制御室待避室への待避が終了し、中央制御室待避室から退出した場合。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて中央制御室非常用循環系へ給電し、中央制御室の系統隔離運転または加圧運転を実施する。 (1) 手順着手の判断基準 中央制御室非常用循環系系統隔離運転については、全交流動力電源喪失等により中央制御室非常用循環系が自動で系統隔離運転に切り替わらない場合。全交流動力電源喪失後には、代替交流電源設備により非常用母線（緊急用メタクラ含む）が受電完了した場合。</p> <p>中央制御室非常用循環系加圧運転については、全交流動力電源喪失後に炉心損傷を判断した場合※1。全交流動力電源喪失後には、代替交流電源設備により非常用母線（緊急用メタクラ含む）が受電完了した場合。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>4. 中央制御室非常用循環系が再循環運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避室給・排気弁により調整及び管理を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p>	<p>確保する。 【島根固有】 ・島根は炉心損傷を判断した場合、中央制御室を加圧する運用としており、また、格納容器ベントによるブルーム通過中は加圧運転から系統隔離運転に切替える。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根はブルーム通過中、通過後は、中央制御室非常用循環系により中央制御室の環境を維持する。柏崎刈羽は常設の中央制御室換気空調系を使用せず、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて居住性を確保する。 【島根固有】 ・島根は炉心損傷を判断した場合、中央制御室を加圧する運用としており、</p>
<p>4. 中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下または二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避所における酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避所加圧設備の加圧空気供給ライン流量調整弁、室圧調整弁により調整および管理を行う。 [手順着手の判断基準]</p>	<p>4. 中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避室給・排気弁により調整及び管理を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p>	<p>4. 中央制御室非常用循環系が系統隔離運転で運転中、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下または二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避室における酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室空気供給系の流量調整弁により調整および管理を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室外気取入ダンパおよび中央制御室排風機出口ダンパが全閉の場合。</p> <p>中央制御室待避所の濃度測定については、中央制御室待避所へ待避した場合。</p> <p>5. 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)により照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。</p> <p><u>汚染持込み防止</u> 発電所対策本部は、中央制御室の汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、モニタリング、作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（炉心損傷を判断した場合※等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p><u>運転員等の被ばく低減</u> 1. 発電課長は、非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することにより、格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉建屋原子炉棟から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員を防護する。 全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用ガ</p>	<p>中央制御室の濃度測定については、中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転中等、中央制御室換気空調系給排気隔離弁が全閉の場合で、中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧操作を実施していない場合。</p> <p>中央制御室待避室の濃度測定については、中央制御室待避室へ待避した場合。</p> <p>5. 全交流動力電源喪失時に中央制御室の照明が使用できない場合は、可搬型蓄電池内蔵型照明により中央制御室の照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。</p> <p><u>汚染の持込み防止</u> 緊急時対策本部は、中央制御室へ汚染の持込みを防止するため、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、モニタリング及び作業服への着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)等)により炉心損傷※1を判断した場合(等)、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。</p> <p><u>運転員等の被ばく低減</u> 1. 非常用ガス処理系起動 当直副長は、非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持することにより、格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉建屋原子炉区域から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員等を防護する。 全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用ガ</p>	<p>中央制御室の濃度測定については、中央制御室非常用循環系の系統隔離運転中等において、中央制御室外気取入調節弁、中央制御室給気外側隔離弁、中央制御室給気内側隔離弁のうちいずれかが全閉となったことを確認した場合。</p> <p>中央制御室待避室の濃度測定については、中央制御室待避室へ待避した場合。</p> <p>5. 全交流動力電源喪失時に中央制御室の照明が使用できない場合は、内蔵蓄電池または代替交流電源設備から給電可能なLEDライト(三脚タイプ)により中央制御室の照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、チェンジングエリア設置場所に設置するチェンジングエリア用照明により照明を確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。</p> <p><u>汚染の持込み防止</u> 緊急時対策本部は、中央制御室へ汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生した場合、モニタリングおよび作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設営する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 「原子力災害対策特別措置法」第10条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生した後、事象進展の状況（炉心損傷を判断した場合※1等）、参集済みの要員数および緊急時対策要員が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p><u>運転員等の被ばく低減</u> 1. 非常用ガス処理系起動 当直副長は、非常用ガス処理系により原子炉棟を負圧に維持することにより、格納容器から原子炉棟に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉棟から直接環境へ放出されることを防ぎ、運転員等の被ばくを低減する。 全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、代替交流電源設備を用いて非常用ガス処理</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はプルーフム通過中、通過後は、中央制御室非常用循環系により中央制御室の環境を維持する。柏崎刈羽は常設の中央制御室換気空調系を使用せず、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて居住性を確保する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>放射線管理 チェンジングエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染より除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室外気取入ダンプ、中央制御室少量外気取入ダンプ、中央制御室排風機出口ダンプ等へ給電する。</p>	<p>放射線管理 チェンジングエリア内では運転員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室換気空調系給排気隔離弁等へ給電する。</p>	<p>が完了している場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルが開放している場合。 中央制御室からの原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の閉止操作ができない場合。 <p>放射線管理 チェンジングエリア内では運転員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備を用いて中央制御室非常用循環系等へ給電する。</p>	<p>離等も、現場での閉止の判断基準に加えてい</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 7</p> <p>操作手順 1 7. 監視測定等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>放射性物質の濃度および放射線量の測定</u> 1. 発電所対策本部は、モニタリングポストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。また、「原子力災害対策特別措置法」第 1 0 条特定事象が発生した場合、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、<u>緊急時対策建屋屋上に可搬型モニタリングポストを設置し</u>、放射線量を測定する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 緊急時対策所でモニタリングポストの指示値および警報表示を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側および緊急時対策建屋上への設置については、発電所対策本部長が、「原子力災害対策特別措置法」第 1 0 条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>2. 発電所対策本部は、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータおよびβ線サーベイメータ）</u>等を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p>	<p>表 1 7</p> <p>操作手順 1 7. 監視測定等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺の放射線の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>放射性物質の濃度及び放射線量の測定</u> 1. 緊急時対策本部は、モニタリングポストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。また、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条特定事象が発生した場合、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを配置し、放射線量を測定する。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化判断のため、5号炉原子炉建屋付近に可搬型モニタリングポストを配置し、放射線量を測定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所でモニタリングポストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側等及び5号炉原子炉建屋付近への配置については、当直副長が原子力災害対策特別措置法第 1 0 条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>2. 緊急時対策本部は、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型放射線計測器（可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）</u>を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p>	<p>表 1 7</p> <p>操作手順 1 7. 監視測定等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺の放射線の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>放射性物質の濃度および放射線量の測定</u> 1. 緊急時対策本部は、モニタリングポストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。また、「原子力災害対策特別措置法」第 1 0 条特定事象が発生した場合、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを配置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の正圧化の判断のため、<u>緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポストを配置し</u>、放射線量を測定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所でモニタリングポストの指示値および一タ状態を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側および緊急時対策所付近への配置については、当直副長が「原子力災害対策特別措置法」第 1 0 条第二項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第 1 5 条第一項に該当する事象発生前であっても、<u>放射線管理班長が放射線管理班員の活動状況や天候、時間帯等を考慮し、先行して実施すると判断した場合、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを配置し</u>、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の正圧化の判断のため、<u>緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポストを配置し</u>、放射線量を測定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所でモニタリングポストの指示値および一タ状態を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側および緊急時対策所付近への配置については、当直副長が「原子力災害対策特別措置法」第 1 0 条第二項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第 1 5 条第一項に該当する事象発生前であっても、<u>放射線管理班長が放射線管理班員の活動状況や天候、時間帯等を考慮し、先行して実施すると判断した場合。</u></p> <p>2. 緊急時対策本部は、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、<u>放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）</u>を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p>	<p>【島根固有】 ・島根のモニタリングポストは、中央制御室に指示値および警報を発信し、緊急時対策所では指示値およびデータ伝の受信状態（データ伝送不良、欠測がないことの確認）を確認する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</u></p> <p>放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンブラの使用可否、<u>放射性よう素測定装置および放射性ダスト測定装置の指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</u></p> <p>3. 発電所対策本部は、重大事故等時に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータおよび電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、および測定する結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域は、小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>①可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>スタック放射線モニタの指示値および警報表示を確認し、スタック放射線モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合またはスタック放射線モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>②可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>放射性廃棄物放出水モニタの指示値および警報表示を確認し、放射性廃棄物放出水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合または放射性廃棄物放出水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>③可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>スタック放射線モニタ等により気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）。</p> <p>④海上モニタリング</p> <p>スタック放射線モニタ等により気体状または液体状の放射性物質が放出された場合（放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後））。</p> <p>風向、風速その他</p> <p>発電所対策本部は、気象観測設備による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、<u>代替気象観測装置</u>を用いて測</p>	<p>放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンブラの使用可否、<u>よう素測定装置及びGM計数装置の指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</u></p> <p>3. 緊急時対策本部は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、<u>可搬型放射線計測器（可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</u></p> <p>発電所の周辺海域は、<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>を用いて海上モニタリングを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>空气中の放射性物質の濃度測定については、<u>主排気筒モニタの指示値及び警報表示を確認し、主排気筒モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、又は主排気筒モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</u></p> <p>水中の放射性物質の濃度測定については、液体廃棄物処理系排水モニタの指示値及び警報表示を確認し、液体廃棄物処理系排水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、又は液体廃棄物処理系排水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>土壌中の放射性物質の濃度測定については、<u>主排気筒モニタ等により気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）。</u></p> <p>海上モニタリングについては、<u>主排気筒モニタ等により気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）。</u></p> <p>風向、風速その他</p> <p>緊急時対策本部は、気象観測設備による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型気象観測装置</u>を用いて測</p>	<p>放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンブラの使用可否、<u>よう素モニタおよびダストモニタの指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</u></p> <p>3. 緊急時対策本部は、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）および放射線量は、<u>放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータおよび電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。</u></p> <p>発電所の周辺海域は、<u>小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。</u></p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>空气中の放射性物質の濃度測定については、<u>排気筒モニタの指示値およびデータ状態を確認し、排気筒モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、または排気筒モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</u></p> <p>水中の放射性物質の濃度測定については、液体廃棄物処理系排水モニタの指示値および警報表示を確認し、液体廃棄物処理系排水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、または液体廃棄物処理系排水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>土壌中の放射性物質の濃度測定については、<u>排気筒モニタ等により気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）。</u></p> <p>海上モニタリングについては、<u>排気筒モニタ等により気体状または液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）。</u></p> <p>風向、風速その他</p> <p>緊急時対策本部は、気象観測設備による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型気象観測装置</u>を用いて測</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の排気筒モニタは、中央制御室に指示値および警報を発信し、緊急時対策所では、指示値およびデータの受信状態（データ伝送不良、欠測がないこと）の確認）を確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>定し、およびその結果を記録する。 [手順着手の判断基準] 緊急時対策所で気象観測設備の指示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・降水量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p>	<p>測定し、及びその結果を記録する。 1. 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で気象観測設備の指示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p>	<p>測定し、およびその結果を記録する。 1. 手順着手の判断基準 緊急時対策所で気象観測設備の指示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p>	
<p>測定頻度 可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上とするが、原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況および海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。</p>	<p>測定頻度 可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上とするが、原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。</p>	<p>測定頻度 可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上とするが、原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況および海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。</p>	
<p>バックグラウンド低減対策 周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。</p>	<p>バックグラウンド低減対策 周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測器が測定不能となるおそれがある場合は、可搬型放射線計測器の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬型放射線計測器の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても可搬型放射線計測器が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。</p>	<p>バックグラウンド低減対策 周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。</p>	
<p>他の機関との連携 敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員および放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>他の機関との連携 敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>他の機関との連携 敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員および放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	
<p>電源確保 非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト専用の無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p>	<p>電源確保 常用所内電源喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備である無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間にモニタリングポスト用発電機による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で発電機から給電した場合、切替え操作を行うことで放射線量の連続測定を開始する。</p>	<p>電源確保 全交流動力電源喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備である無停電電源装置およびモニタリングポスト用発電機が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で常設代替交流電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根のモニタリングポストは、非常用所内電源に接続。また、全交流動力電源喪失時は常設代替交流電源設備から給電可能 ・島根は非常用交流電源設備からの給電の喪失時は常設代替交流電源</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
			設備から給電し、切替操作は不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 8</p> <p>操作手順</p> <p>1 8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要数の要員の収容、代替電源設備から給電することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>発電所対策本部は、緊急時対策所遮蔽および緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(1) 緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所非常用送風機を起動するとともに、酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタ一ビン発電機または電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>① 緊急時対策所換気空調系運転：緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>② 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定：緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型工リアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p>	<p>表 1 8</p> <p>操作手順</p> <p>1 8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要数の要員の収容、代替交流電源設備から給電することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンペ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所を立ち上げる場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所の可搬型陽圧化空調機を起動するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を用いて給電し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>2. 原子力災害特別措置法第10条事象が発生した場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所に可搬型工リアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p>	<p>表 1 8</p> <p>操作手順</p> <p>1 8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要数の要員の収容、代替交流電源設備から給電することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所遮蔽および空気ポンペ加圧設備（空気ポンペ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100 ミリシーベルトを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所空気が浄化送風機を起動するとともに、酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>外部電源、常用母線および非常用ディーゼル発電機A系の機能喪失により、2号炉の非常用低圧母線より受電できない場合で、早期の電源回復が不能な場合は、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電し、緊急時対策所空気が浄化送風機を起動する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所空気が浄化送風機の起動については、緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定については、緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>2. 「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生した場合、緊急時対策本部に可搬型工リア放射線モニタを設置し、放射線量の測定を実施する。また、空気ポンペ加圧設備（空気ポンペ）による空気の供給準備を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の緊急時対策所は複数箇所に分かれていない。
		<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は空気ポンペによる空気の供給の系統構成（可搬型管接続、弁操作）に2時間程度要す 	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、緊急時対策所において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度を測定する。その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機へ切り替える。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>①緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）を用いた正圧化</p> <p>以下のA、Bのいずれかの場合。</p> <p>A. 以下の【条件1-1】および【条件1-2】が満たされた場合</p> <p>【条件1-1】：2号炉の炉心損傷[※]および格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>【条件1-2】：可搬型モニタリングポスト（緊急時対策建屋屋上に設置するもの、以下同じ）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エアモニタ値が上昇し30mGy/hとなった場合または緊急時対策所可搬型エアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> <p>B. 以下の【条件2-1-1】または【条件2-1-2】、および【条件2-2】が満たされた場合</p> <p>【条件2-1-1】：2号炉において炉心損傷[※]後に格納容器ベントの実施を判断した場合</p> <p>【条件2-1-2】：2号炉において炉心損傷[※]後に格納容器破損徴候が発生した場合</p> <p>【条件2-2】：可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合または緊急時対策所可搬型エアモニタの指示値が上昇し</p>	<p>3. 格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンベ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンベ）から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機へ切り替える。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンベ）を用いた陽圧化については以下の条件が満たされた場合に実施する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <p>【条件1-1】：7号炉の炉心損傷^{※1}及び格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>【条件1-2】：可搬型モニタリングポスト（5号炉近傍に設置するもの、以下同じ）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エアモニタ値が急上昇し警報発生</p> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2-1】又は【条件2-2-2】が満たされた場合</p> <p>【条件2-1-1】：7号炉において炉心損傷^{※1}後に格納容器ベントの実施を判断した場合</p> <p>【条件2-1-2】：7号炉にて炉心損傷^{※1}後に格納容器破損徴候が発生した場合</p> <p>【条件2-2-1】：格納容器ベント実施の直前</p> <p>【条件2-2-2】：可搬型モニタリングポスト、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エアモニタいずれかのモニタ値が急上昇し警報発生</p>	<p>項に該当する事象が発生したと判断した場合。</p> <p>3. 格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度を測定する。その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所空気浄化送風機へ切り替える。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）を用いた正圧化については以下の条件が満たされた場合に実施する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】および【条件1-2】が満たされた場合</p> <p>【条件1-1】：2号炉の炉心損傷^{※1}および格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>【条件1-2】：可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合^{※2}または可搬型エア放射線モニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> <p>② 以下の【条件2-1-1】または【条件2-1-2】、および【条件2-2-1】または【条件2-2-2】が満たされた場合</p> <p>【条件2-1-1】：2号炉にて炉心損傷^{※1}後にサブレーションプール水位が通常水位+約1.2mに到達した場合</p> <p>【条件2-1-2】：2号炉にて炉心損傷^{※1}後に格納容器破損徴候が発生した場合</p> <p>【条件2-2-1】：格納容器ベント実施判断基準であるサブレーションプール水位が通常水位+約1.3m到達の約20分前</p> <p>【条件2-2-2】：可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/h^{※2}となった場合または可搬型エア放射線モニタの指示値が上昇し</p>	<p>ることから、原災法該当事象の発生を着手の判断基準として、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）による空気供給準備を実施する。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の緊急時対策所は複数箇所に分かれていない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は具体的な判断基準（数値）を記載。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は具体的な判断基準（数値）を記載。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は具体的な指示値を記載し、この条件にて加圧を開始する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は具体的な判断基準（数値）を記載。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>0.1mSv/hとなった場合</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合</p> <p>②緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え</p> <p>可搬型モニタリングポストまたは緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率が上昇した後、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h※を下回った場合。</p> <p>※：保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p>必要な指示および通信連絡</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータおよび通信連絡設備を用いて必要情報を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する。重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>[手順書の判断基準]</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>※1 格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンベ）から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機への切替えについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、5号炉原子炉建屋上階の階段室近傍（可搬型外気取入送風機の外気吸込場所）に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h※2を下回った場合。</p> <p>※2 保守的に0.2mGy/hを0.2mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.2mSv/h×168h=33.6mSv≒34mSv程度と100mSvに対して十分余裕があり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性評価である約58mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p>必要な指示及び通信連絡</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>1. 手順書の判断基準</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>0.1mSv/hとなった場合</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2：格納容器破損防止の有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」（残留熱代替除去系を使用しない場合）において想定するブルーム通過時の敷地内の線量率よりも十分に低い値として30mGy/hを設定。</p> <p>空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所空気浄化送風機への切替えについては、可搬型モニタリングポストまたは可搬型エリア放射線モニタの線量率の指示値が上昇した後、減少に転じ、更に線量率が安定な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h※3を下回った場合。</p> <p>※3：保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約1.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定。</p> <p>必要な指示および通信連絡</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）および通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>1. 手順書の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な指示値の設定根拠を記載。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>必要な数の要員の収容</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>① 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）およびチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用および管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>② 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数および作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリングおよび汚染防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>③ 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷※を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合</p>	<p>必要な数の要員の収容</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>3. 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>チェンジングエリアの設置は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。</p>	<p>必要な数の要員の収容</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）およびチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用および管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>2. 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数および作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリングおよび防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>3. 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>チェンジングエリアの設置は、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象または「原子力災害対策特別措置法」第15条第一項に該当する事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数および放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替電源設備であるガスタービン発電機を用いて給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、電源車（緊急時対策所用）を用いて給電する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 外部電源および非常用ディーゼル発電機（B系）の機能喪失により給電ができない場合。</p> <p>配置 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p> <p>放射線管理 除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>緊急時対策換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）および通信連絡設備へ給電する。</p>	<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を用いて給電する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合。</p> <p>配置 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p> <p>放射線管理 除染は拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>使用済の可搬型陽圧化空調機のフィルタ部分は非常に高線量になるため、フィルタ交換や使用済空調機を移動することによる被ばくを避けるため、放射線量が減衰して下がるまで、適切な遮蔽が設置されているその場で一時保管する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転開始後、負荷運転時における燃料給油手順時間に達した場合は、軽油タンクからタンクローリ（4kL）へ補給した燃料を当該設備に給油する。 なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量については、表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 緊急時対策所用発電機の準備については、緊急時対策所を立ち上げる場合。給電については、外部電源、常用母線および非常用ディーゼル発電機A系の機能喪失により2号炉の非常用低圧母線より受電できない場合で、早期の電源回復が不能な場合。</p> <p>配置 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p> <p>放射線管理 除染は拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>使用済の緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの線量が高い場合は、フィルタ交換による被ばくを避けるため、放射線量が減衰して下がるまで、適切な遮蔽が設置されているその場で一時保管する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）および通信連絡設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 緊急時対策所用発電機の運転開始後、負荷運転時における燃料給油作業着手時間に達した場合は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへ補給した燃料を当該設備に給油する。 なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量として、緊急時対策所用燃料地下タンク（45kL）を管理する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は緊急時対策所の使用を判断した時点で緊急時対策所用発電機の準備を開始する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のフィルタユニットは屋外に設置している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川はタンクローリから給油を行わないが、島根はタンクローリから給油するため燃料補給について記載。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は緊急時対策所用発電機の専用のタンクを設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 9</p> <p>操作手順 1 9. 通信連絡に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>発電所内の通信連絡</u> 発電課長および発電所対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備および携行型通話装置等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを送信し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。 ①現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ②現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ③中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。 ④中央制御室待避室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。</p> <p>⑤現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。</p> <p>⑥放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 [手順着手の判断基準] ①発電所内の通信連絡を必要とする場合と通信連絡設備（発電所内）および安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行う場合。 ②計測等を行った特に重要なパラメータの発電所内の</p>	<p>表 1 9</p> <p>操作手順 1 9. 通信連絡に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>発電所内の通信連絡</u> 当直副長及び緊急時対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターホン等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを送信し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。 1. 現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携帯型音声呼出電話設備等を使用する。 2. 現場（屋外）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 3. 中央制御室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備、無線連絡設備等を使用する。 4. 中央制御室待避室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。</p> <p>5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、携帯型音声呼出電話設備等を使用する。</p> <p>6. 放射能観測車と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備を使用する。 (1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行う場合。</p>	<p>表 1 9</p> <p>操作手順 1 9. 通信連絡に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>発電所内の通信連絡</u> 当直副長および緊急時対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、有線式通信設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを送信し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等は、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。 1. 現場（屋内）と中央制御室との連絡には有線式通信設備等を使用する。 2. 現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。 3. 中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。 4. 中央制御室待避室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。</p> <p>5. 現場（屋外）間の連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。</p> <p>6. 放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備を使用する。 (1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）および安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行う場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部と待機場所から構成される。 柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所および5号炉中央制御室との通話でインターフォンを使用する。 島根は現場（屋外）と中央制御室および緊急時対策所との通話は無線連絡設備を使用。また、現場（屋内）と中央制御室との通話には有線式通話設備を使用する設計としている。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は現場（屋外）間の連絡に使用する通信連絡設備を記載。柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部と待機場所から構成される。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>必要な場所での共有：特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所と共有する場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場および緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（ページ）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備および移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備および携行型通話装置を使用する。 <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合も同様である。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等および社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中央制御室とその関係機関等および社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 ②緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 ③緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備および衛星電話設備等を使用する。 ④緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発電所外（社内外）の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡：重大事故等が発生した場合において、 	<p>また、特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所と共有する場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する。 <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合も同様である。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>緊急時対策本部は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と本社、自治体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と国との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と所外関係箇所（社内向）との連絡には、衛星電話設備を使用する。 <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備</p>	<p>また、特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所と共有する場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等時の対応手段の選択 中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である所内通信連絡設備（警報装置を含む。）および電力保安通信用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備および有線式通信設備を使用する。 <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合も同様である。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、緊急時対策所と本社、国、自治体、その他関係機関等および所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 緊急時対策所と本社、国、自治体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を使用する。 2. 緊急時対策所と所外関係箇所（社内向）との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部と待機場所から構成される。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は国との連絡について、1. にまとめて記載。
<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は中央制御室からの通信連絡手段を（配慮すべき事項）に記載。 			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>差異に記載の番号は、以下の有効性評価における重要事故シナケンスを示す。</p> <p>2.1 高圧・低圧注水機能喪失</p> <p>2.2 高圧注水・減圧機能喪失</p> <p>2.3.1 全交流動力電源喪失（長期TB）</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失（TBU）</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失（TBD）</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>2.4.1 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失場合）</p> <p>2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）</p> <p>2.5 原子炉停止機能喪失</p> <p>2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>2.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</p> <p>3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>3.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>3.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>3.5 溶融炉心・コンクリート相互作用</p> <p>4.1 想定事故1</p> <p>4.2 想定事故2</p> <p>5.1 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>5.3 原子炉冷却材の流出</p> <p>5.4 反応度の誤投入</p>	<p>差異に記載の番号は、以下の有効性評価における重要事故シナケンスを示す。</p> <p>2.1 高圧・低圧注水機能喪失</p> <p>2.2 高圧注水・減圧機能喪失</p> <p>2.3.1 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+RCIC失敗</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+直流電源喪失</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+SRV再閉失敗</p> <p>2.4.1 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失場合）</p> <p>2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）</p> <p>2.5 原子炉停止機能喪失</p> <p>2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>2.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</p> <p>3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>3.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>3.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>3.5 溶融炉心・コンクリート相互作用</p> <p>4.1 想定事故1</p> <p>4.2 想定事故2</p> <p>5.1 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>5.3 原子炉冷却材の流出</p> <p>5.4 反応度の誤投入</p>	<p>差異に記載の番号は、以下の有効性評価における重要事故シナケンスを示す。</p> <p>2.1 高圧・低圧注水機能喪失</p> <p>2.2 高圧注水・減圧機能喪失</p> <p>2.3.1 全交流動力電源喪失（長期TB）</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失（TBU）</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失（TBD）</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>2.4.1 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失場合）</p> <p>2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）</p> <p>2.5 原子炉停止機能喪失</p> <p>2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>2.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</p> <p>3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用する場合</p> <p>3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合</p> <p>3.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>3.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>3.5 溶融炉心・コンクリート相互作用</p> <p>4.1 想定事故1</p> <p>4.2 想定事故2</p> <p>5.1 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>5.3 原子炉冷却材の流出</p> <p>5.4 反応度の誤投入</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
表20 重大事故等対策における操作の 成立性（1/10）				表20 重大事故等対策における操作の 成立性（1/22）				表20 重大事故等対策における操作の 成立性（1/11）				・設置変更許可本文第10-2表に基づき記載している。 設置変更許可記載事項の相違による場合は記載しない。		
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段		要員	要員数
1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
2	高圧代替注水系の現場操作による原子炉の冷却	運転員 (中央制御室、現場)	3	35分以内	2	高圧代替注水系の現場操作による原子炉の冷却	運転員 (中央制御室、現場)	5	約40分	2	高圧原子炉代替注水系の現場操作による原子炉の冷却	運転員 (現場)	4	35分以内
2	原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却	運転員 (中央制御室、現場)	5	110分以内	2	原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却(運転員操作)	運転員 (中央制御室、現場)	5	約90分	2	原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却	運転員 (現場)	4	1時間以内
2	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却への給電	操作手順14と同様			2	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却への給電	操作手順14と同様			2	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却への給電	操作手順14と同様		
2	可搬型代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	操作手順14と同様			2	可搬型直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	操作手順14と同様			2	可搬型直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	操作手順14と同様		
					2	ほう酸水注入系による進展抑制(ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入)	運転員 (中央制御室、現場)	4	約20分					
					3	常設代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復	運転員 (中央制御室、現場)	6	約35分					
										3	可搬型直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁開放(常設代替直流電源設備による復旧)※	運転員 (中央制御室、現場)	3	40分以内

【島根固有】
 ・島根は有効性評価の重要シーケンスのうち、「2.3.1~2.3.4」において、解析上考

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)			柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)			島根原子力発電所 2号炉			備考
3	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員 （中央制御室、現場）	3	30分以内	可搬型直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁開放（可搬型直流電源設備による復旧）	3	3	1時間 20分以内	【女川との相違】 ・女川は有効性評価の重要シーケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている
3	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員 （中央制御室、現場）	3	45分以内	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による逃がし安全弁開放	3	2	25分以内	
3	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガス供給系（常用）から高圧窒素ガス供給系（非常用）への切替え）※1	運転員 （中央制御室、現場）	3	50分以内	逃がし安全弁窒素ガス供給系による窒素ガス確保	3	3	1時間 10分以内	
3	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガス供給系（常用）から高圧窒素ガス供給系（非常用）への切替え）	運転員 （中央制御室、現場）	2	35分以内	逃がし安全弁窒素ガス供給系による背圧対策	3	1	1時間 10分以内	
3	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガス供給系（常用）から高圧窒素ガス供給系（非常用）への切替え）	運転員 （中央制御室、現場）	2	105分以内			2		
3	代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員 （中央制御室、現場）	3	25分以内					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
		4	約 330 分	運転員 （中央制御室、 現場）	4	
		4	約 150 分	緊急時対策要 員	6	
		4	約 330 分	運転員 （中央制御室、 現場）	3	
		4	約 330 分	緊急時対策要 員	3	
		4	約 330 分	運転員 （中央制御室、 現場）	3	
		4	約 330 分	緊急時対策要 員	6 [※] ₂	
		4	約 330 分	運転員 （中央制御室、 現場）	3	
		4	約 330 分	緊急時対策要 員	3	
		4	約 330 分	運転員 （中央制御室、 現場）	3	
		4	約 330 分	緊急時対策要 員	12	
		4	約 330 分	運転員 （中央制御室、 現場）	3	
		4	約 330 分	緊急時対策要 員	12	

【柏崎刈羽との相違】

・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「2.3.4.3.1.2、3.4」において、解析上考慮した対応手段としてい

【島根固有】

・島根は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。

【柏崎刈羽との相違】

・柏崎刈羽はSA要員数が6名または10名で実施する場合があります、それぞれの想定時間が異なることから、注釈を記載。

※ 有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段（以下、本表において同じ）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉			備考
5	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	運転員 （中央制御室、現場）	3	75分以内		5	<p>・島根は有効性評価の重要事故シナシケンスのうち、「2.4.1.5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。</p>
5	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3	95分以内		6	
5	格納容器ベント弁駆動源確保（予備ポンペ）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約45分		5	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナシケンスのうち、「2.1.2.4.2、2.6」において、解析上考慮した対応手段としている。</p>
5	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り※1	緊急時対策要員	2	45分以内		6	
5	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が防火水槽の場合）	緊急時対策要員	2	約125分			
5	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が淡水貯水池であらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）	緊急時対策要員	6	約155分			
5	フィルタ装置水位調整（水抜き）	緊急時対策要員	2	約150分			
5	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	運転員 （中央制御室、現場）	3	380分以内			
5	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	重大事故等対応要員	9				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表20 重大事故等対策における操作の成立性（4/22）									
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
5	耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作） 統構成	運転員（中央制御室、現場）	3	80分以内	5	耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	運転員（中央制御室、現場）	6	約135分
5	耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内	5	代替原子炉補機冷却系による除熱※1	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 13	約540分
5	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保※1	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 6	540分以内	5	残留除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱（設計基準拡張）	操作手順4と同様		
表20 重大事故等対策における操作の成立性（3/10）									
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
6	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内へのスプレイ※1	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3※2 10※2	385分以内	6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却（交流電源が確保されている場合）※	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 3	約125分

価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。

・記載位置の相違（島根は（2/11）に記載）

運転員
（中央制御室、現場）

格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却（交流電源が確保されている場合）※

6

3

2時間
10分
以内

12

緊急時対策要員

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.1.2.4.2、

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
7	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）			運転員 （中央制御室、現場）	3 7時間 20分 以内	<ul style="list-style-type: none"> 記載位置の相違（柏崎刈羽は（5/22）に記載） 【島根固有】 島根は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「3.1.2.3.2, 3.3, 3.4, 3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
				緊急時対策要員	15	
表20 重大事故等対策における操作の成立性（3/11）						
操作手順	対応手段	要員数	想定時間	要員	要員数	想定時間
7	残留熱代替除去系使用時における原子炉補機代替冷却系による補機冷却水確保※	3	7時間以内	運転員 （中央制御室、現場）	3	7時間以内
7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱※1	4	約45分	運転員 （中央制御室、現場）	3	7時間以内
7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱（一次隔離弁を全開状態で保持）	2	約40分	運転員（現場）	2	55分以内
7	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	3	75分以内	運転員 （中央制御室、現場）	3	55分以内
7	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	2	約40分	運転員（現場）	2	55分以内
7	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	1		運転員 （中央制御室）	1	2時間以内
		4		緊急時対策要員	4	2時間以内
表20 重大事故等対策における操作の成立性（5/22）						
操作手順	対応手段	要員数	想定時間	要員	要員数	想定時間
7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱※1	4	約45分	運転員 （中央制御室、現場）	3	7時間以内
7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱（一次隔離弁を全開状態で保持）	2	約40分	運転員（現場）	2	55分以内
7	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	3	75分以内	運転員 （中央制御室、現場）	3	55分以内
7	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	2	約40分	運転員（現場）	2	55分以内
7	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	1		運転員 （中央制御室）	1	2時間以内
		4		緊急時対策要員	4	2時間以内

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考										
7	原子炉格納容器フィルタバント系停止後の窒素パージ	運転員（中央制御室、現場）	3	315分以内												
		重大事故等対応要員	5													
7	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスパージ	運転員（中央制御室）	2	約270分												
		緊急時対策要員	6													
7	フィルタ装置スクラバ水pH調整	運転員（中央制御室）	1	約85分												
		緊急時対策要員	10													
7	ドレン移送ライン窒素ガスパージ	緊急時対策要員	8	約130分												
7	ドレンタンク水抜き	運転員（中央制御室）	1	約80分												
		緊急時対策要員	4													
7	代替循環冷却系による格納容器内の減圧及び除熱 ^{※1}	運転員（中央制御室、現場）	6	約90分												
7	代替循環冷却系使用時における原子炉補機代替冷却系による補機冷却水確保 ^{※1}	運転員（中央制御室、現場）	4	約540分												
		緊急時対策要員	13													
<p>表20 重大事故等対策における操作の成立性（6/22）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間					
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間												
		運転員（中央制御室、現場）		3	2時間10分以内	<p>・記載位置の相違（島根は（2/11）に記載）</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「3.2.3.3.</p>										
		格納容器代替スプレイス系（可搬型）による格納容器下部への注水 [※]		12												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉			備考																																					
				9	可搬式窒素供給装置による格納容器への窒素ガス供給（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	緊急時対策要員	2	6時間 40分 以内	<p>慮した対応手段としている。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「3.1.3」において、解析上考慮した対応手段としている。 																																			
				9																																								
<p>表20 重大事故等対策における操作の成立性（7/22）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>フィルタ装置水位調整（水張り）</td> <td>操作手順7と同様</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>フィルタ装置水位調整（水抜き）</td> <td>操作手順7と同様</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスパージ</td> <td>操作手順7と同様</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>フィルタ装置スクラバ水pH調整</td> <td>操作手順7と同様</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ドレン移送ライン窒素ガスパージ</td> <td>操作手順7と同様</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ドレンタンク水抜き</td> <td>操作手順7と同様</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	9	フィルタ装置水位調整（水張り）	操作手順7と同様			9	フィルタ装置水位調整（水抜き）	操作手順7と同様			9	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスパージ	操作手順7と同様			9	フィルタ装置スクラバ水pH調整	操作手順7と同様			9	ドレン移送ライン窒素ガスパージ	操作手順7と同様			9	ドレンタンク水抜き	操作手順7と同様		
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																																								
9	フィルタ装置水位調整（水張り）	操作手順7と同様																																										
9	フィルタ装置水位調整（水抜き）	操作手順7と同様																																										
9	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスパージ	操作手順7と同様																																										
9	フィルタ装置スクラバ水pH調整	操作手順7と同様																																										
9	ドレン移送ライン窒素ガスパージ	操作手順7と同様																																										
9	ドレンタンク水抜き	操作手順7と同様																																										
				9	フィルタ装置への水補給	操作手順7と同様																																						
				9	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	操作手順7と同様																																						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条項構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条項）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考			
9	代替電源による必要な設備への給電	操作手順14と同様	9	耐圧強化ベント系（W/W）による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	運転員（中央制御室、現場）	4	約60分	代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順14と同様				
				9	耐圧強化ラインの窒素ガスパーージ	緊急時対策要員	4				約360分		
10	代替電源による必要な設備への給電	操作手順14と同様	9	水素濃度及び酸素濃度の監視（格納容器内雰囲気計装による格納容器内の監視）	運転員（中央制御室、現場）	4	約25分	代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順14と同様				
				9	代替原子炉補機冷却系による冷却水確保※1	操作手順5と同様							
11	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	操作手順14と同様	10	代替電源による必要な設備への給電	操作手順14と同様			代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順14と同様	【島根固有】 ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更			
				11	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水（防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室、現場）	3				380分以内	10	10
11	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	緊急時対策要員	2	110分以内	運転員（中央制御室）	1	11	燃料プールスプレイス（常設スプレイヘッド）による燃料プールへの注水	運転員（中央制御室）	1	12	緊急時対策要員	12

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考				
表20 重大事故等対策における操作の成立性（8/22）														
操作 手順	1 1	燃料プール代替注水系 による常設スプレイヘ ッダを使用した使用済 燃料プールへの注水（淡 水貯水池を水源とした 送水（あらかじめ敷設し てあるホースが使用で きない場合））※1	運転員 （中央制御室、 現場）	3	約 380分以 内	1 1	燃料プール代替注水系 による可搬型スプレイ ヘッドを使用した使用 済燃料プールへの注水 （防火水槽を水源とし た送水（SFP可搬式接 続口を使用した場合））	運転員 （中央制御室、 現場）	3	約 110 分				
											重大事故等対 応要員	10		
1 1	燃料プール代替注水系 による可搬型スプレイ ヘッドを使用した使用 済燃料プールへの注水 （防火水槽を水源とし た送水（原子炉建屋大物 搬入口から接続した場 合））	運転員 （中央制御室、 現場）	3	約 120 分	1 1	燃料プール代替注水系 による可搬型スプレイ ヘッドを使用した使用 済燃料プールへの注水 （防火水槽を水源とし た送水（原子炉建屋大物 搬入口から接続した場 合））	運転員 （中央制御室、 現場）	3	約 120 分	1 1	燃料プール代替注水系 による可搬型スプレイ ヘッドを使用した使用 済燃料プールへの注水 （防火水槽を水源とし た送水（原子炉建屋大物 搬入口から接続した場 合））	運転員 （中央制御室、 現場）	3	約 120 分
<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナケ ンスのうち、「4.1、 4.2」において、解析 上考慮した対応手段 としている。 														

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案字の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文案）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
1 1	燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内			
1 1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）でSF P可搬式接続口を使用した場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 6	約330分			
1 1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）で原子炉建屋大物搬入口から接続した場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 6	約340分			
表20 重大事故等対策における操作の成立性（9/22）							
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間			
1 1	漏えい抑制※1	運転員（中央制御室、現場）	4	90分以内			
1 1	燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 3	125分以内	1 12	2時間 10分 以内	
					運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プールへのスプレイ	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナシンスのうち、「4.2」において、解析上考慮した対応手段としてしている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
1 1	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室）	1	燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	330分以内	
		重大事故等対応要員	10			
1 1	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場）	3	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（防火水槽を水源とした送水（SFP可搬式接続口を使用した場合））	約125分	
		緊急時対策要員	2			
1 1	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場）	3	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（防火水槽を水源とした送水（原炉建屋大物搬入口から接続した場合））	約135分	運転員（中央制御室） 燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プールへのスプレイ 緊急時対策要員
		緊急時対策要員	2			
1 1	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場）	3	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	約330分	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員
		緊急時対策要員	6			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
表20 重大事故等対策における操作の成立性 (10/22)										
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間						
1 1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヤを使用した使用済燃料プールへのスプレー（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）で原子炉建屋大物搬入口から接続した場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3	約 340 分						
1 1	大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順 1 2 と同様								
1 1	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置起動	運転員 （中央制御室、現場）	3	約 20 分						
1 1	代替電源による給電	操作手順 1 4 と同様								
1 1	代替交流電源設備を使用した燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱	運転員 （中央制御室、現場）	6	約 45 分						
1 2	大容量送水車（原子炉建屋放水設備）及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	8	約 160 分						
1 2	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（海水ポンプ室からの取水）	保修班員	6	280 分以内						
1 2	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（取水口からの取水）	保修班員	6	395 分以内						
1 1	大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順 1 2 と同様								
1 1	代替電源による給電	操作手順 1 4 と同様								
1 1	大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順 1 2 と同様								
1 1	燃料プール監視カメラ用空冷設備起動	運転員 （中央制御室、現場）	3	25 分以内						
1 1	代替電源設備による給電	操作手順 1 4 と同様								
1 2	大型送水ポンプおよび放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	12	4 時間 30 分以内						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
1 2	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	保修班員	10	190分以内		1 2	放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	5	4時間20分以内	
1 2	放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	重大事故等対応要員	6	205分以内		1 2	汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制（取水口への設置）	緊急時対策要員	7	24時間以内	
1 3	復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）	操作手順2と同様				1 2	汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	7	3時間以内	

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 2	大型送水ポンプ車および放水砲による航空機燃料火災への泡消火	緊急時対策要員	1 2	5時間10分以内

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 2	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送車及び泡原液混合装置による航空機燃料火災への泡消火	緊急時対策要員	8	約160分
1 3	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時の復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水（高圧代替注水系による注水（現場手動操作））	操作手順2と同様		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
1 3	サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時ににおける補機冷却水確保 ^{※1}	操作手順7と同様	1 3	サプレッションプールを水源とした原子炉圧力容器及び格納容器の除熱（代替循環冷却系使用時ににおける代替原子炉補機冷却系による除熱） ^{※1}	操作手順7と同様	3.1.2, 3.2, 3.3, 3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
1 3	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水	重大事故等対応要員	1 3	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時の防火水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水）	操作手順4および8と同様	【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
1 3	淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	操作手順4および操作手順8と同様	1 3	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水） [※]	操作手順6と同様	【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「2.1, 2.3.1～2.3.4, 2.4.2, 2.6, 3.1.3」において、解析上考慮した対応手段としている。
1 3	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却 ^{※1}	操作手順6と同様	1 3	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした格納容器内の冷却（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による冷却） [※]	操作手順8と同様	【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「2.1, 2.3.1～2.3.4, 2.4.2, 2.6, 3.1.3」において、解析上考慮した対応手段としている。

表20 重大事故等対策における操作の成立性（12/22）

操作手順	対応手段	要員数	想定時間
1 3	防火水槽を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却）	操作手順6と同様	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タレイプI）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給	操作手順5および操作手順7と同様	防火水槽を水源としたフィルタ装置への補給（可搬型代替注水ポンプによる水位調整（水張り））	13	操作手順5及び7と同様	<p>のうち、「3.2、3.3、3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「3.2、3.3、3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「3.2、3.3、3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
13	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による格納容器下部への注水	操作手順8と同様	防火水槽を水源とした格納容器下部注水系（可搬型）による注水	13	操作手順8と同様	
13	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器下部への注水※1	操作手順8と同様				
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	操作手順11と同様	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した注水）	13	操作手順11と同様	
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水※1	操作手順11と同様	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した注水）	13	操作手順11と同様	

表20 重大事故等対策における操作の成立性（6/10）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールシステム（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	操作手順11と同様	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用したスプレイ）	13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールシステム（常設スプレイヘッド）によるスプレイ）	操作手順11と同様
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールシステム（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	操作手順11と同様	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイ）	13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールシステム（可搬型スプレイヘッド）によるスプレイ）	操作手順11と同様
表20 重大事故等対策における操作の成立性（6/11）						
		表20 重大事故等対策における操作の成立性（13/22）				表20 重大事故等対策における操作の成立性（6/11）
操作手順	対応手段	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員数
13	原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時の淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水）※1	操作手順4及び8と同様		13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールシステム（可搬型スプレイヘッド）によるスプレイ）	
13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却）※1	操作手順6と同様				
<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナシナスのうち、「2.3.4、3.1.2、3.4」において、解析上考慮した対応手段としてしている。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナシナスのうち、「2.3.4」において、解析上考 						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉				備考
		1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源としたフィルタ装置への補給（可搬型代替注水ポンプによる水位調整（水張り））	操作手順 5 及び 7 と同様				<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「4.1, 4.2」において、解析上考慮した対応手段としてしている。
		1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（可搬型）による注水）	操作手順 8 と同様				
		1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した注水）※1	操作手順 1 1 と同様				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
表20 重大事故等対策における操作の成立性 (14/22)										
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間						
13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した注水）	操作手順 11と同様								
13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用したスプレイ）	操作手順 11と同様								
13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイ）	操作手順 11と同様								

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
1 3	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	380分以内	1 3	原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合））	運転員（中央制御室、現場）	4	約315分	1 3	原子炉冷却材圧力バウンスダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合））	運転員（中央制御室、現場）	3	2時間10分以内
		重大事故等対応要員	9	370分以内			緊急時対策要員	10	緊急時対策要員			12	2時間10分以内	
		重大事故等対応要員	6	540分以内			運転員（中央制御室、現場）	3	約315分			運転員（中央制御室、現場）	3	2時間10分以内
		重大事故等対応要員	6	485分以内			緊急時対策要員	10	緊急時対策要員			12	2時間10分以内	
1 3	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	485分以内	1 3	海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	操作手順4および操作手順8と同様							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
13	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却（可搬型）による格納容器内の冷却			13	原子炉冷却材圧力バウンス時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	3時間 10分 以内
13	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却（可搬型）による格納容器内の冷却			13	原子炉冷却材圧力バウンス時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が喪失している場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	3時間 10分 以内

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
13	海を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却（交流電源が確保されている場合））	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 10	約315分

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
		1 3	海を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却（全交流動力電源が喪失している場合））	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 10	約 315 分
		1 3	海を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却（全交流動力電源が喪失している場合））	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	2 時間 10分 以内
		1 3	海を水源とした格納容器内の冷却（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による冷却（交流電源が確保されている場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	3 時間 10分 以内
		1 3	海を水源とした格納容器内の冷却（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による冷却（全交流動力電源が喪失している場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	3 時間 10分 以内
		1 3	海を水源とした格納容器下部への注水（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による注水）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	2 時間 10分 以内

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉				備考
				表20 重大事故等対策における操作の成立性（7/11）				
13	海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による格納容器下部への注水	操作手順8と同様						
13	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器下部への注水	操作手順8と同様						
13	海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	操作手順11と同様						
13	海を水源とした格納容器下部注水系（可搬型）による注水		13	海を水源とした格納容器下部注水系（可搬型）による注水	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	6 10	約315分	
13	海を水源とした格納容器下部注水系（可搬型）による注水		13	海を水源とした格納容器下部注水系（可搬型）による注水	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	2時間 10分 以内	
13	海を水源とした燃料プールへの注水（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）		13	海を水源とした燃料プールへの注水（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	3時間 10分 以内	
13	海を水源とした燃料プールへの注水（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した注水）		13	海を水源とした燃料プールへの注水（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した注水）	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 10	約305分	
13	海を水源とした格納容器下部注水系（可搬型）による注水		13	海を水源とした格納容器下部注水系（可搬型）による注水	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	2時間 10分 以内	
13	海を水源とした燃料プールへの注水		13	海を水源とした燃料プールへの注水	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 12	2時間 10分 以内	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考			
表20 重大事故等対策における操作の成立性（7/10）															
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	
13	海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	操作手順11と同様			13	海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した注水）	運転員（中央制御室、現場）	3	約305分	13	海を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系（可搬型スプレイ）による注水）	運転員（中央制御室）	1	2時間50分以内	
13	海を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	操作手順11と同様			13	海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用したスプレイ）	運転員（中央制御室）	1	約315分	13	海を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系（常設スプレイ）によるスプレイ）	運転員（中央制御室）	1	2時間10分以内	
13	海を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	操作手順11と同様			13	海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイ）	運転員（中央制御室、現場）	3	約315分	13	海を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系（可搬型スプレイ）によるスプレイ）	運転員（中央制御室）	1	2時間50分以内	
表20 重大事故等対策における操作の成立性（16/22）															
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	
13	海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保 ^{※1}	操作手順5と同様			13	海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送（代替原子炉補機冷却系による除熱） ^{※1}	操作手順5と同様			13	海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送（原子炉補機代替冷却系による除熱） [※]	操作手順5と同様			
13	海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順12と同様			13	海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制（大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲による拡散抑制）	操作手順12と同様			13	海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制（大型送水ポンプおよび放水砲による拡散抑制）	操作手順12と同様			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
13	海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	操作手順12と同様		操作手順12と同様		
		運転員（中央制御室）	重大事故等対応要員	運転員（中央制御室）	緊急時対策要員	
13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給※1	1	380分以内	1	2時間10分以内	
		9		12		
13	海を水源とした航空機燃料火災への泡消火（大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送車及び泡原液混合装置による泡消火）	操作手順12と同様		操作手順12と同様		
		運転員（中央制御室）	緊急時対策要員	運転員（中央制御室）	緊急時対策要員	
13	ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入（ほう酸水注入系による注水）	操作手順2と同様		操作手順2と同様		
		運転員（中央制御室）	緊急時対策要員	運転員（中央制御室）	緊急時対策要員	
13	ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入（ほう酸水注入系によるほう酸水注入）	操作手順8と同様		操作手順8と同様		
		運転員（中央制御室）	緊急時対策要員	運転員（中央制御室）	緊急時対策要員	
13	防火水槽を水源とした可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への補給	1	145分以内	1	2時間10分以内	
		3		12		
13	淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）※1	1	340分以内	1	340分以内	
		6		6		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表20 重大事故等対策における操作の成立性（8/11）						
表20 重大事故等対策における操作の成立性（17/22）						
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段
13	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員	1 9	約325分	13	海を水源とした大容量送水車（2台）による低圧原子炉代替注水槽への補給
13	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員	1 9	約370分以内		
13	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	約300分	13	海から輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）への補給（大量送水車による補給）
13	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	約295分以内		
表20 重大事故等対策における操作の成立性（8/11）						
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段
13	海を水源とした大容量送水車（2台）による低圧原子炉代替注水槽への補給	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 12	2時間 10分以内	13	海を水源とした大容量送水車（2台）による低圧原子炉代替注水槽への補給
13	海から輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）への補給（大量送水車による補給）	緊急時対策要員	12	2時間 30分以内	13	海から輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）への補給（大量送水車による補給）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
操作 手順	対応手段	要員	要員数	想定 時間	1 4	常設代替交流電源設備による給電（非常用高圧母線D系受電）※1	運転員（中央制御室、現場）	6	20分以内	1 4	常設代替交流電源設備による給電（非常用交流高圧電源母線B系受電）※	運転員（中央制御室、現場）	3	40分以内
1 4	可搬型代替交流電源設備による給電（電源車によるメタクラ2C系およびメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	4 3	125分以内	1 4	可搬型代替交流電源設備による給電（P/C C系動力変圧器の一次側に接続し、P/C C系及びP/C D系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 6	約340分	1 4	可搬型代替交流電源設備による非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系受電（原子炉建物西側の高圧発電機車接続プラグ収納箱に接続し、非常用交流高圧電源母線A系またはB系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3	4時間35分以内

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
1 4	所内常設蓄電式直流電源設備による給電※1（不要直流負荷の切離し操作）	運転員（現場）	2	60分以内	可搬型代替交流電源設備による非常用交流高圧電源線A系または非常用交流高圧電源母線B系受電（緊急用メタクラ接続プラグ盤に接続し、非常用交流高圧電源線A系または非常用交流高圧電源母線B系受電の場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	3	4時間 40分以内
					運転員（中央制御室、現場）	3	
1 4	電力融通による給電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用し、非常用高圧母線C系又は非常用高圧母線D系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場）	10	約115分	緊急時対策要員	3	
		運転員（中央制御室、現場）	6				
1 4	電力融通による給電（号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用し、非常用高圧母線C系又は非常用高圧母線D系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場）	10	約245分	緊急時対策要員	3	
		運転員（中央制御室、現場）	6				

【女川との相違】

- ・女川は有効性評価の重要事故シナシエンスのうち、「2.3.1、2.3.2.2.3.4.2.4.1、3.1.2、3.1.3、3.4、5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
		1 4	所内蓄電式直流電源設備による給電（直流12V蓄電池Aから直流12.5V蓄電池A-2への受電切替え）※1	運転員 （中央制御室、現場）	4	20分以内	1 4	所内常設蓄電式直流電源設備による給電（B-115V系蓄電池からB1-115V系蓄電池（SA）への受電切替え）※	運転員 （中央制御室、現場）	3	30分以内	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナジェンスのうち、「2.3.1, 2.3.2, 2.3.3, 2.3.4, 2.4.1, 3.1.2, 3.1.3, 3.4, 5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。
		1 4	所内蓄電式直流電源設備による給電（直流12V蓄電池A-2からAM用直流12.5V蓄電池への受電切替え）※1	運転員 （中央制御室、現場）	4	25分以内						
		1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（直流12V充電器盤Aの受電）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約40分	1 4	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（A-115V系充電器盤への受電）	運転員 （中央制御室、現場）	3	1時間 20分以内	
表20 重大事故等対策における操作の成立性（18/22）												
操作手順	対応手段	要員数	要員	想定時間								
1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（直流12V充電器盤Bの受電）	4	運転員 （中央制御室、現場）	約40分				1 4	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（B-115V系充電器盤への受電）	運転員 （中央制御室、現場）	1時間 20分以内	
1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（直流12V充電器盤A-2の受電）	4	運転員 （中央制御室、現場）	約40分				1 4	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（B1-115V系充電器盤（SA）への受電）	運転員 （中央制御室、現場）	1時間 20分以内	
1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（AM用直流12.5V充電器盤の受電）	4	運転員 （中央制御室、現場）	約35分				1 4	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（SA用115V系充電器盤への受電）	運転員 （中央制御室、現場）	1時間 20分以内	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
14	所内常設蓄電式直流電源設備による給電（125V蓄電池2Aおよび125V蓄電池2B給電を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	2	約50分	3	1時間20分以内	【女川との相違】 ・女川は有効性評価の重要事故シナシケンスのうち、「2.3.3」において、解析上考慮した対応手段としてい る。
14	常設代替直流電源設備による給電※1	3	50分以内	3	40分以内	
14	可搬型代替直流電源設備による給電（電源車による125V代替充電器および250V充電器への給電）	3	130分以内	3		
14	可搬型代替直流電源設備による給電（125V代替蓄電池を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	2	40分以内	2		
14	代替所内電気設備による給電（電源車によるパワーセンタ2G系およびモータコントロールセンタ2G系受電）	3	130分以内	3		
14	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（230V系充電器盤（RCIC）への受電）	3		3		
14	中央制御室監視計器C系およびD系の復旧	4	約50分	4		
14	中央制御室監視計器C系およびD系の復旧	4	約50分	4		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考		
		可搬型直流電源設備による給電（AM用動力変圧器への接続によるAM用直流125V充電器盤の受電）	運転員（中央制御室、現場）	4	約455分	可搬型直流電源設備による給電（原子炉建物西側の高圧発電機車接続プラグ収納箱への接続による受電）	3 5時間 10分 以内	
		可搬型直流電源設備による給電（緊急用電源切替箱接続装置への接続によるAM用直流125V充電器盤の受電）	運転員（中央制御室、現場）	4	約410分	可搬型直流電源設備による給電（原子炉建物南側の高圧発電機車接続プラグ収納箱への接続による受電）	3 5時間 10分 以内	
		常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（AM用直流125V蓄電池による直流125V主母線盤A受電）※	運転員（中央制御室、現場）	3	25分以内	可搬型直流電源設備による給電（緊急用メタクラ接続プラグ盤への接続による受電）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	3 5時間 50分 以内	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シナケンスのうち、「2.3.3」において、解析上考慮した対応手段としている。
		常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（常設代替交流電源設備による直流125V主母線盤B受電）	運転員（中央制御室、現場）	4	約40分	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（SA用115V系蓄電池による直流B-115V系直流流盤受電）	2 30分 以内	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
表20 重大事故等対策における操作の成立性 (19/22)										
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間						
14	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（緊急用電源切替箱接続装置に接続）による直流125V主母線盤B受電）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 6	約40分	14	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（原子炉建物西側の高圧電機車接続プラグ収納箱に接続）によるA-115V系直流盤受電）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 3	1時間 30分 以内	
14	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（号炉間電力融通ケーブルによる直流125V主母線盤B受電）	運転員（中央制御室、現場）	5	約40分						
14	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（P/C系動力変圧器の一次側に接続）による直流125V主母線盤B受電）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 6	約80分	14	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（原子炉建物南側の高圧電機車接続プラグ収納箱に接続）によるA-115V系直流盤受電）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 3	1時間 30分 以内	
					14	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（緊急用メタクラ接続プラグ盤への接続）によるA-115V系直流盤受電（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 3	1時間 30分 以内	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考				
1 4	軽油タンクまたはガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給※1	重大事故等対応要員	2	135分以内	1 4	燃料補給設備による給油（軽油タンクからタンクローリ（4kL）への補給）※1	緊急時対策要員	2	105分以内	可搬型代替交流電源設備（緊急用メタクラ接続プラグ盤への接続）によるSAロードセンターおよびSAコントローラセンター受電（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	1	4時間40分以内	
1 4	タンクローリから各機器への補給※1	重大事故等対応要員	2	40分以内	1 4	燃料補給設備による給油（軽油タンクからタンクローリ（16kL）への補給）※1	緊急時対策要員	2	120分以内	燃料補給設備による給油（ガスタービン発電機用軽油タンクからタンクローリへの補給）	2	2時間30分以内	
1 4	タンクローリからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給※1	重大事故等対応要員	2	50分以内	1 4	燃料補給設備による給油（タンクローリ（4kL）による給油対象設備への給油）※1	緊急時対策要員	2	約15分	燃料補給設備による給油（タンクローリから各機器等への給油）※	2	30分以内	
表20 重大事故等対策における操作の成立性 (20/22)													
操作手順	対応手段	要員数	想定時間										
1 4	燃料補給設備による給油（タンクローリ（16kL）による第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油）※1	2	約90分										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
15	代替電源（交流、直流）からの給電※1	操作手順14と同様									
15	可搬型計測器による計測	運転員（中央制御室） 重大事故等対策要員（運転員を除く。）	1	4	約18分	運転員（中央制御室、現場）	15	計測の計測範囲を超えた場合に状態を把握するための手段（可搬型計測器（現場）による計測）	運転員（現場）	20分以内	【女川との相違】 ・女川は有効性評価の重要事故シークエンスのうち、「2.3.1、2.3.2.2.3.3.2.3.4、2.4.1、2.6、3.1.2、3.1.3、3.4、5.2」において、解析上考慮した対応手段として
						操作手順14と同様	15	計器電源が喪失した場合の手段	操作手順14と同様		
							15	設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備を兼用する計装設備への給電※	運転員（現場）	10分以内	【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シークエンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
表20 重大事故等対策における操作の成立性（9/10）											
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間							
						中央制御室換気空調系設備の運転手順等（中央制御室可搬型陽圧化空調機への切替え手順）	8	約30分	運転員（中央制御室、現場）		
						中央制御室換気空調系設備の運転手順等（全交流動力電源が喪失した場場の隔離弁現場閉操作）	4	約30分	運転員（現場）	3	【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シークエンスのうち、「3.1.2、3.1.3.3.2.3.3.3.4、3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
						中央制御室待避室の準備手順（中央制御室待避室陽圧化装置による加圧準備操作）	2	約30分	運転員（現場）	2	・島根は有効性評価の重要事故シークエンスのうち、「3.1.3.3.4」において解析上考慮した対応手段として
16	チェン징エリアの設置および運用手順	放射線管理班員	2	90分以内		チェン징エリアの設置および運用手順	2	約60分	緊急時対策要員	2時間以内	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
16	現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順	運転員（現場）	2	200分以内	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での燃料取扱床ブローアウトパネルの閉止手順）	運転員（現場） 緊急時対策要員	4	1枚あたり約10時間	16	現場での原子炉建屋燃料取扱階ブローアウトパネル部の閉止手順	緊急時対策要員	2	1個あたり2時間以内
17	可搬型モニタリングボーストによる放射線量の測定および代替測定（モニタリングボーストの代替測定）	放射線管理班員	4	270分以内	可搬型モニタリングボーストによる放射線量の測定及び代替測定	緊急時対策要員	2	約435分	17	可搬型モニタリングボーストによる放射線量の測定および代替測定	緊急時対策要員	2	6時間30分以内
17	可搬型モニタリングボーストによる放射線量の測定および代替測定（海側での測定）	放射線管理班員	2	90分以内	可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	緊急時対策要員	2	約95分	17	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	1時間30分以内
17	可搬型モニタリングボーストによる放射線量の測定および代替測定（緊急時対策建屋上での測定）	重大事故対応要員	2	40分以内									
表20 重大事故等対策における操作の成立性 (21/22)													
17	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班員	2	100分以内	対応手段	要員	要員数	想定時間	17	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	1時間40分以内
17	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	100分以内	可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約95分					
17	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内	可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約65分	17	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	1時間20分以内

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考							
17	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理員	2	約65分	緊急時対策要員	17	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	17	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	1時間 30分以内	2	緊急時対策要員	17	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	1時間 30分以内	
17	海上モニタリング	放射線管理員	3	約260分	緊急時対策要員	17	海上モニタリング	17	海上モニタリング	5時間 20分以内	3	緊急時対策要員	17	海上モニタリング	5時間 20分以内	
17	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理員	2	約335分	緊急時対策要員	17	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	17	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	7時間 20分以内	2	緊急時対策要員	17	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	7時間 20分以内	
17	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理員	2	約25分	緊急時対策要員	17	放射線モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	17	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	4時間 以内	2	緊急時対策要員	17	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	4時間 以内	
17	放射線モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理員	2	約90分	緊急時対策要員	17	放射線モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	17	放射線モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	30分 以内	2	緊急時対策要員	17	放射線モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	30分 以内	
17	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	放射線管理員	2	約110分	緊急時対策要員	17	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	17	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	3時間 10分以内	2	緊急時対策要員	17	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	3時間 10分以内	
17	モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順14と同様			緊急時対策要員	17	モニタリングポストの電源をモニタリングポスト用発電機から給電する手順等	17	モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順14と同様			17	モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順14と同様	
18	緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	約60分	緊急時対策要員	18	緊急時対策所立上げの手順（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の手順）	18	緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所空 気浄化送風機運転手順）	1時間 30分以内	2	緊急時対策要員	18	緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所空 気浄化送風機運転手順）	1時間 30分以内	

表20 重大事故等対策における操作の成立性
 (11/11)

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
18	必要な数の要員の収容に係る手順等（チェンジングエリアの設置および運用手順）	放射線管理班員	2	約30分	緊急時対策要員	2	約30分	必要な数の要員の収容に係る手順等（チェンジングエリアの設置および運用手順）	緊急時対策要員	1	20分以内
18	必要な数の要員の収容に係る手順等（緊急時対策所換気空調系の切替手順）	保修班員	1	5分以内				必要な数の要員の収容に係る手順等（緊急時対策所換気空調系の切替え手順）	緊急時対策要員	3	6分以内
18	代替電源設備からの給電手順（電源車による給電）	重大事故等対応要員	3	30分以内	緊急時対策要員	2	約25分	代替電源設備からの給電手順（緊急時対策所用発電機準備手順）	緊急時対策要員	3	40分以内
					緊急時対策要員	2	約130分	代替電源設備からの給電手順（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料タンクへの燃料給油手順）	緊急時対策要員	3	20分以内
								代替電源設備からの給電手順（緊急時対策所用発電機への燃料給油手順）	緊急時対策要員	2	2時間50分以内
19	代替電源設備による通信連絡設備への給電	操作手順14および操作手順18と同様	8	と同様	代替電源設備から給電する手順等	操作手順14及び18と同様	と同様	代替電源設備から給電する手順等	緊急時対策要員	2	20分以内
19					代替電源設備から給電する手順等	操作手順14及び18と同様		代替電源設備から給電する手順等	緊急時対策要員	1	18

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 防災課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合または発生した場合における体制の整備に関し、品質マネジメント文書を適切に整備し、また、当該品質マネジメント文書にしたがって活動を行うための体制および資機材を整備する。</p> <p>(2) 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1 (1) の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力部長は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 <u>防災課長および原子力部長</u>は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合における体制については、重大事故等時の対応体制を基本とするが、大規模損壊の発生により、要員の被災等による緊急時の体制に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む。）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を確立する。</p> <p>また、<u>防災課長</u>は、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊対応のための体制を整備、充実に、大規模損壊対応に係る必要な計画を策定し、ならびに重大事故等に対処する要員に対して必要な教育訓練を付加して実施し、体制の確立を図る。</p> <p>(1) 体制の整備 大規模損壊の発生に備えた<u>発電所対策本部</u>および<u>本店対策本部</u>の体制は、重大事故等対策に係る体制を基本とする体制を整備する。 <u>発電所対策本部</u>は、大規模損壊の緩和措置を実施する実施組織およびその支援組織から構成されており、それぞれの機能ごとに責任者を定め、役割分担を明確にし、効果的な大規模損壊の緩和措置を実施し得る体制とする。また、<u>停止号炉</u>の同時被災の場合においても、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷や格納容器の破損等に対応できる体制とする。 大規模損壊の発生により要員の被災等による緊急時の</p>	<p>2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制の整備に関し、マニュアルを適切に整備し、また、当該マニュアルにしたがって活動を行うための体制及び資機材を整備する。</p> <p>(2) 各GMは、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1 (1) の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力運営管理部長は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 <u>防災安全GM及び原子力運営管理部長</u>は、大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制については、重大事故等時の対応体制を基本とするが、大規模損壊の発生により、要員の被災等による緊急時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む。）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を確立する。</p> <p>また、<u>防災安全GM</u>は、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊対応のための体制を整備、充実に、大規模損壊対応に係る必要な計画の策定、並びに、<u>運転員、緊急時対策要員、及び自衛消防隊</u>に対して必要な教育訓練を付加して実施し体制の確立を図る。</p> <p>(1) 体制の整備 大規模損壊の発生に備えた緊急時対策本部及び本社対策本部の体制は、重大事故等対策に係る体制を基本とする体制を整備する。 緊急時対策本部は、大規模損壊の緩和措置を実施する実施組織及びその支援組織から構成されており、それぞれの機能ごとに責任者を定め、役割分担を明確にし、効果的な大規模損壊の緩和措置を実施し得る体制とする。また、<u>複数号炉</u>の同時被災の場合においても、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷や格納容器の破損等に対応できる体制とする。 大規模損壊の発生により要員の被災等による緊急時の</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) <u>課長（技術）</u>は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合または発生した場合における体制の整備に関し、<u>手順書</u>を適切に整備し、また、<u>当該手順書</u>にしたがって活動を行うための体制および資機材を整備する。</p> <p>(2) 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1 (1) の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) <u>電源事業本部長（原子力管理）</u>は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 <u>課長（技術）</u>および<u>電源事業本部長（原子力管理）</u>は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合における体制については、重大事故等時の対応体制を基本とするが、大規模損壊の発生により、要員の被災等による緊急時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む。）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を確立する。</p> <p>また、<u>課長（技術）</u>は、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊対応のための体制を整備、充実に、大規模損壊対応に係る必要な計画の策定、ならびに、<u>重大事故等</u>に対処する要員に対して必要な教育訓練を付加して実施し体制の確立を図る。</p> <p>(1) 体制の整備 大規模損壊の発生に備えた緊急時対策本部および<u>緊急時対策総本部</u>の体制は、重大事故等対策に係る体制を基本とする体制を整備する。 緊急時対策本部は、大規模損壊の緩和措置を実施する実施組織およびその支援組織から構成されており、それぞれの機能ごとに責任者を定め、役割分担を明確にし、効果的な大規模損壊の緩和措置を実施し得る体制とする。また、<u>複数号炉</u>の同時被災の場合においても、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷や格納容器の破損等に対応できる体制とする。 大規模損壊の発生により要員の被災等による緊急時の</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失を含む。）でも流動性を持って柔軟に対応できるような体制を確立する。</p> <p>夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）においても発電所構内に発電所対策本部要員6名、重大事故等対応要員17名、運転員15名（2号炉運転員7名※、1号炉および3号炉運転員8名）および初期消火要員（消防車隊）6名の計44名を常時確保し、大規模損壊発生時は総括責任者が初動の指揮を執る体制を整備する。</p> <p>さらに、発電所構内に常駐する要員により交代要員が到着するまでの間も事故対応を行えるよう体制を整備する。</p> <p>※2号炉が原子炉運転停止中については、中央制御室の運転員を5名とする。</p> <p>a. 大規模損壊発生時の要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</p> <p>大規模損壊発生時には、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所構内に勤務している重大事故等対策要員により指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を確立する。</p> <p>(a) 夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）における重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員および初期消火要員（消防車隊）は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする。</p> <p>(b) 放射性雲通過時は、大規模損壊対応への指示を行う重大事故等対策要員（2号炉運転員を除く）、1号炉運転員、3号炉運転員および初期消火要員（消防車隊）と発電所外への放射性物質の拡散を抑制するため必要な重大事故等対策要員は緊急時対策所、2号炉運転員は中央制御室待避所にとどまり、その他の重大事故等対策要員は発電所構外へ一時退避し、その後、発電所対策本部の指示に基づき再参集する。</p> <p>(c) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、発電所対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、初期消火要員（消防車隊）は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施または継続するのために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、発電所対策本部の指揮命令系統の下、放水砲等の対応を行う要員を消火活動に従事させる。</p>	<p>体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失を含む。）においても、対応できるような体制を確立する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても発電所構内に緊急時対策要員50名、運転員35名※及び自衛消防隊10名の計95名を常時確保し、大規模損壊発生時は本部長代行が初動の指揮を執る体制を整備する。</p> <p>さらに、発電所構内に常駐する要員により交代要員が到着するまでの間も事故対応を行えるよう体制を整備する。</p> <p>※7号炉運転中の場合</p> <p>ア. 大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</p> <p>大規模損壊発生時には、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所構内に勤務している緊急時対策要員により指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を確立する。</p> <p>(ア) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊初期消火班は、地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする。</p> <p>(イ) プールーム通過時は、大規模損壊対応への指示を行う緊急時対策要員と発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策要員及び5号炉運転員は緊急時対策所、6号炉運転員は中央制御室待避室にとどまり、その他の緊急時対策要員及び自衛消防隊は発電所構外へ一時退避し、その後、緊急時対策本部の指示に基づき再参集する。</p> <p>(ウ) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防隊は消火活動を実施する。また、緊急時対策本部長が、事故対応を実施又は継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、緊急時対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で活動する自衛消防隊の指揮下で消火活動に従事させる。</p>	<p>体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失を含む。）においても、対応できるような体制を確立する。</p> <p>夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）においても発電所構内に緊急時対策要員31名、運転員9名※および自衛消防隊7名の計47名を常時確保し、大規模損壊発生時は指示者が初動の指揮を執る体制を整備する。</p> <p>さらに、発電所構内に常駐する要員により交替要員が到着するまでの間も事故対応を行えるよう体制を整備する。</p> <p>※2号炉原子炉運転停止中については、中央制御室の運転員を5名とする。</p> <p>ア. 大規模損壊発生時の要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</p> <p>大規模損壊発生時には、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所構内に勤務している重大事故等対策要員により指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を確立する。</p> <p>(ア) 夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）における重大事故等に対処する要員は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする。</p> <p>(イ) プールーム通過時は、大規模損壊対応への指示を行う緊急時対策要員と発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策要員は緊急時対策所、運転員は中央制御室待避室および緊急時対策所にとどまり、その他の緊急時対策要員および自衛消防隊は発電所構外へ一時退避し、その後、緊急時対策本部長の指示に基づき再参集する。</p> <p>(ウ) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防隊は消火活動を実施する。また、緊急時対策本部長が、事故対応を実施または継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、緊急時対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で活動する自衛消防隊の指揮下で消火活動に従事させる。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器破損のおおそれがない場合におけるベント実施に伴うプールーム通過時は、運転員9名のうち、5名は中央制御室待避室に待避し、4名は緊急時対策所に待避する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) その他の大規模損壊対応 防災課長は、運転員、重大事故等対策要員（運転員を除く。）または初期消火要員（消防車隊）を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>i. 初期消火要員（消防車隊） 大型化学高所放水車、化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火および延焼防止のための消火訓練</p> <p>ii. 運転員および重大事故等対策要員 要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化</p> <p>iii. 原子力防災管理者およびその代行者 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別的教育訓練</p> <p>(c) 防災課長は、(b)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p> <p>b. 力量の維持向上のための教育訓練 防災課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また、運転員、重大事故等対策要員（運転員を除く。）および初期消火要員（消防車隊）に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、品質マネジメント文書に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (a) 初期消火要員（消防車隊）に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p>	<p>(イ) その他の大規模損壊対応 防災安全GMは、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。</p> <p>a. 自衛消防隊 (a) 大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練</p> <p>b. 運転員及び緊急時対策要員（復旧班員） (a) 要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化</p> <p>c. 原子力防災管理者及びその代行者 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別的教育訓練</p> <p>(ウ) 防災安全GMは、(イ)項に係る設備を設置又は改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練 防災安全GMは、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (ア) 自衛消防隊に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p>	<p>ii. 中央制御室損傷時の通信連絡</p> <p>(イ) その他の大規模損壊対応 各課長は、重大事故等に対処する要員（運転員を除く。）を新たに認定する場合は、第12条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、手順書に基づき実施する。</p> <p>a. 自衛消防隊 (a) 小型放水砲、小型動力ポンプ付水槽車および化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火ならびに延焼防止のための消火訓練</p> <p>b. 緊急時対策要員 (a) 要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化</p> <p>c. 原子力防災管理者およびその代行者 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別的教育訓練</p> <p>(ウ) 課長（技術）は、(イ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練 課長（技術）および課長（第一発電）は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また、重大事故等に対処する要員（運転員を除く。）に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、手順書に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (ア) 自衛消防隊に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p>	<p>夕監視手順を整備 TS-10</p> <p>【島根固有】 ・島根では中央制御室が機能喪失した場合に現場と緊急時対策所が直接連絡できる手段を整備 TS-10</p> <p>【島根固有】 ・島根の運転員は中央制御室および現場（屋内）において、プリント対応に傾注しているため、多能化については考慮していない。</p> <p>【島根固有】 ・大規模損壊の教育訓練はSA側の教育訓練と同様の内容があり、運転員の教育訓練を課長（第一発電）が計画する。 【島根固有】 ・島根の運転員は中央制御室および現場（屋内）において、プリント対応に傾注しているため、多能</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>・大型化学高所放水車、化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火および延焼防止のための消火訓練</p> <p>(b) 運転員および重大事故等対応要員については、要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化を計画的に実施する。</p> <p>(c) 原子力防災管理者およびその代行者を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>c. 技術的能力の確認訓練</p> <p>防災課長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>防災課長は、重大事故等対策要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するための以下の訓練について、品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>・大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。</p> <p>※毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(3) 設備および資機材の配備</p> <p>a. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各課長は、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離して配備する。</p> <p>(a) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けけない場所に保管する。また、敷地に遡上する津波に対して、余裕を有する高台に保管する。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>a. 大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練</p> <p>(イ) 運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）については、要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化を計画的に実施する。</p> <p>(ウ) 原子力防災管理者及びその代行者を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>ウ. 技術的能力の確認訓練</p> <p>防災安全GMは、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>防災安全GMは、緊急時対策要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するための以下の訓練について、マニユアルに基づき実施する。</p> <p>(ア) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択及び指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。</p> <p>※毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(3) 設備及び資機材の配備</p> <p>ア. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各GMは、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離して配備する。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けえない場所に保管する。また、基準津波又はそれを超える津波に対して、余裕を有する高台に保管する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>a. 小型放水砲、小型動力ポンプ付水槽車および化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火ならびに延焼防止のための消火訓練</p> <p>(イ) 緊急時対策要員については、要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化を計画的に実施する。</p> <p>(ウ) 原子力防災管理者およびその代行者を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>ウ. 技術的能力の確認訓練</p> <p>課長（技術）は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>課長（技術）は、緊急時対策要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するための以下の訓練について、手順書に基づき実施する。</p> <p>(ア) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。</p> <p>※毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(3) 設備および資機材の配備</p> <p>ア. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各課長は、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離して配備する。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けけない場所に保管する。また、少なくとも1セットは、基準津波を超える津波に対して、余裕を有する高台に保管する。</p>	<p>備考</p> <p>化については考慮していない。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の運転員は中央制御室および現場（屋内）において、プラント対応に傾注しているため、多能化については考慮していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉建物外から電力又は水を供給する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
<p>(b) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋および制御建屋から100m以上離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設および常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管する。原子炉建屋外から電力または水を供給する可搬型重大事故等対処設備は、アクセルートを確保した複数の接続口を設ける。また、アクセルートを確保するために、速やかに消火およびびがれが撤去ができる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>b. 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方</p> <p>各課長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉建屋および制御建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。</p> <p>(b) 地震および津波のような大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材および大容量送水ポンプ（タイプII）や放水砲等の消火設備を配備する。</p> <p>(c) 炉心損傷および格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用する全面マスク、高線量対応防護服、個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(d) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(e) 大規模損壊発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するたため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、通常の通信連絡設備が使用不能な場合を想定し</p>	<p>(イ) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋から100m以上離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象ええ及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。</p> <p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管する。原子炉建屋外から電力又は水を供給する可搬型重大事故等対処設備は、アクセルートを確保した複数の接続口を設ける。また、速やかに消火及びびがれが撤去ができる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ. 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方</p> <p>各GMは、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉建屋及びコントロール建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(ア) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。</p> <p>(イ) 地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災、又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材及び大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）や放水砲等の消火設備を配備する。</p> <p>(ウ) 炉心損傷及び格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用するマスク、高線量対応防護服及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(オ) 大規模損壊発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するたため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、通常の通信連絡設備が使用不能な場合を想定し</p>	<p>(イ) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋、タービン建物および廃棄物処理建物から100m以上離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建物および当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。</p> <p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管する。原子炉建物外から電力または水を供給する可搬型重大事故等対処設備は、アクセルートを確保した複数の接続口を設ける。また、速やかに消火およびびがれが撤去ができる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ. 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方</p> <p>各課長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉建物、制御室建物および廃棄物処理建物から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(ア) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。</p> <p>(イ) 地震および津波のような大規模な自然災害による油タンク火災、または故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材および大型送水ポンプ車や放水砲等の消火設備を配備する。</p> <p>(ウ) 炉心損傷および格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用する全面マスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 化学薬品等が流出した場合に備えて、マスク、長靴等の資機材を配備する。</p> <p>(オ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(カ) 大規模損壊発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するたため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、通常の通信連絡設備が使用不能な場合を想定し</p>	<p>給する可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台保管している。</p> <p>【島根固有】 ・島根は化学薬品の流出に備えた資機材を配備。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>た通信連絡設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型通話装置および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を配備する。 さらに、消火活動専用の通信連絡が可能な無線連絡設備を配備する。</p> <p>(f) 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備</p> <p>各課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、設計基準を超えるような規模の自然災害および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。また、原子炉施設の被災状況を把握するための手順および被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行うための手順を整備する。</p> <p>(1) 自然災害については、大規模損壊が発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で、整備した対応手順書の有効性を確認する。確率的リスク評価の結果に基づき事故シナリオグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シナリオについても対応できる手順書として整備する。</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与える事象を前提とした対応手順書を整備する。</p> <p>(3) 大規模損壊が発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</p> <p>各課長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な竜巻、凍結、積雪、火山の影響、森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を講じることがを考慮する。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各課長は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失および大規模</p>	<p>た通信連絡設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備</p> <p>各GMは、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、設計基準を超えるような規模の自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。また、原子炉施設の被災状況を把握するための手順及び被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行うための手順を整備する。</p> <p>(1) 自然災害については、大規模損壊が発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で、整備した対応手順書の有効性を確認する。確率的リスク評価の結果に基づき事故シナリオグループの選定にて抽出しなかった地震及び津波特有の事象として発生する事故シナリオについても対応できる手順書として整備する。</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与える事象を前提とした対応手順書を整備する。</p> <p>(3) 大規模損壊が発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</p> <p>各GMは、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な風（台風）、低温（凍結）、積雪、火山については、影響を低減するための必要な安全措置を講じることがを考慮する。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各GMは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失及び大規模</p>	<p>た通信連絡設備として、衛星電話設備、無線通信設備、有線式通信設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備する。</p> <p>(キ) 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備</p> <p>各課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、設計基準を超えるような規模の自然災害および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。また、原子炉施設の被災状況を把握するための手順および被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行うための手順を整備する。</p> <p>(1) 自然災害については、大規模損壊が発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で、整備した対応手順書の有効性を確認する。確率的リスク評価の結果に基づき事故シナリオグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シナリオについても対応できる手順書として整備する。</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与える事象を前提とした対応手順書を整備する。</p> <p>(3) 大規模損壊が発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</p> <p>各課長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な竜巻、凍結、積雪、火山については、影響を低減するための必要な安全措置を講じることがを考慮する。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各課長は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失および大規模</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は消火活動専用の通信連絡設備はなく重大事故等と同一のものを使用している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。 <p>TS-10</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>に伴う広範囲な機能喪失等）が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合 <p>また、発電所対策本部は、原子炉施設の影響予測を行い、その結果を基に各機能班の責任者は必要となる対応を予想して先行的に準備を行う。</p> <p>自然災害が大規模になり、常設の設備では事故収束が行えない場合、発電所対策本部は、重大事故等対応要領書等の判断基準を明確化して整備する手順を使用する。また、非常召集を行う場合、初動対応要員は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ移動する。ただし、緊急時対策所が使用できない場合は、屋内の利用でできる施設を緊急時対策所として利用する。</p> <p>発電所全体の状態を把握するための「プラント状態確認チェックシート」および対応操作の優先順位付けや対応策決定の判断をするために発電所対策本部で応対フローを定める。</p> <p>対応操作の優先順位付けや実施の判断は、一義的に発電所対策本部長が行う。発電課長または対応操作の責任者が実施した監視や操作については、発電所対策本部に報告し、各機能班の責任者（班長）は、その時点における他号炉の状況、人的リソースや資機材の確保状況、必要な支援や対応を行う。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p> <p>また、緊急時対策本部は、原子炉施設の影響予測を行い、その結果を基に各機能班の責任者は必要となる対応を予想して先行的に準備を行う。</p> <p>自然災害が大規模になり、常設の設備では事故収束が行えない場合、緊急時対策本部の支援を受け、運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書で判断基準を明確化して整備する手順を使用する。また、非常召集を行った場合、初動対応要員は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ移動する。ただし、地震発生後防潮堤を越える津波により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所も使用できない場合は、屋内外の利用でできる施設を緊急時対策所として利用する。</p> <p>発電所全体の状態を把握するための「プラント状態確認チェックシート」及び各号炉における対応操作の優先順位付けや対応策決定の判断をするために緊急時対策本部で使用する応対フローを定める。</p> <p>当該号炉に関する対応操作の優先順位付けや実施の判断は、一義的に事故発生号炉の当直副長が行う。万一、中央制御室の機能喪失時や中央制御室から運転員が撤退する必要が生じた場合等、当直副長の指揮下で対応できない場合については、次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）項を実施し、それ以外の場合については、次に掲げる（イ）及び（ウ）項を実施する。</p> <p>当直副長又は当該号炉の対応操作の責任者が判断した結果及びそれに基づき実施した監視や操作については、緊急時対策本部に報告し、各機能班の責任者（統括又は班長）は、その時点における他号炉の状況、人的リソースや資機材の確保状況、対応の優先順位付け等を判断し、必要な支援や対応を行う。</p> <p>（ア）当直副長の指揮下での対応操作が困難な場合 中央制御室の機能喪失時や中央制御室との連絡が取れない場合等、当直副長の指揮下で対応できない場合に</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>に伴う広範囲な機能喪失等）が発生した場合</p> <p>iv 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合</p> <p>（イ）原子力防災管理者が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合※ （ウ）当直副長が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合※</p> <p>※大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合は、重大事故等時に期待する設備等が機能喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合をいう。</p> <p>また、緊急時対策本部は、原子炉施設の影響予測を行い、その結果を基に各班の責任者は必要となる対応を予想して先行的に準備を行う。</p> <p>非常召集を行った場合、緊急時対策要員および自衛消防隊は緊急時対策所へ移動する。ただし、緊急時対策所が使用できない場合は、屋内の利用でできる施設を緊急時対策所として利用する。</p> <p>発電所全体の状態を把握するための「プラント状態確認チェックシート」を定める。</p> <p>対応操作の優先順位付けや実施の判断は、一義的に緊急時対策本部長が行う。大規模損壊時の対応にあたっては、次に掲げる（エ）、（オ）項を実施する。</p> <p>当直副長または対応操作の責任者が実施した監視や操作については、緊急時対策本部に報告し、各班の責任者（統括または班長）は、その時点における人的リソースや資機材の確保状況、対応の優先順位付け等を判断し、必要な支援や対応を行う。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はプラント状態等により大規模損壊発生を判断し、大規模損壊発生時の対応手順書に移行。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の緊急時対策所は高台に設置していることから、津波の影響は受けないと整理。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は（3）ア.に記載。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊対応における対応操作判断の責任者は緊急時対策本部長。また、当直副長の指揮下で対応できない場合は、大規模損壊として整理。 <p>【柏崎刈羽と相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では大規模損壊発生時の指揮は緊急 	<p>備考</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(a) 当面達成すべき目標の設定</p> <p>発電所対策本部は、プラント状況、対応可能な要員数、使用可能な設備、屋外の放射線量率、建屋の損傷状況および火災発生状況等を把握し、チェックシートに記載した上で、その情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。</p> <p>当面達成すべき目標設定の考え方を次に示す。</p> <p>活動にあたっては、重大事故等対策要員の安全確保を最優先とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一義的目標は炉心損傷を回避するため、速やかに原子炉を停止し、注水することである。炉心損傷に至った場合においても原子炉への注水は必要となる。 炉心損傷が回避できない場合は、格納容器の破損を回避する。 使用済燃料プールの水位が低下している場合は、速やかに注水する。 これらの努力を最大限行った場合においても、炉心損傷かつ格納容器の破損または使用済燃料プール水位の異常低下の回避が困難な場合は放射線物質の拡散抑制を行う。 <p>(b) 個別戦略を選択するための判断フロー</p> <p>発電所対策本部は、(a) 項で決定した目標設定に基づき、個別戦略を実施していく。設定目標と実施する個別戦略の考え方を次に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設定目標：炉心損傷回避のための原子炉圧力容器への注水 原子炉の「止める」、「冷やす」機能を優先的に実施する。 設定目標：格納容器の破損回避 <p>基本的に炉心損傷が発生した場合においても、原子炉圧力容器への注水は継続して必要となるが、使用可能な設備や対応可能な要員の観点から、一時的に格納容器の破</p>	<p>は、緊急時対策本部長は当該号炉の運転員又は号機班の中から当該号炉の対応操作の責任者を定め対応にあたる。当面副長の指揮下での対応操作不可の判断基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の監視機能又は制御機能が喪失した場合 中央制御室と連絡が取れない場合 運転員による対応操作では限界があり、緊急時対策本部の指揮下で対応操作を行う必要があると当直副長が判断した場合 <p>(イ) 当面達成すべき目標の設定</p> <p>緊急時対策本部は、プラント状況、対応可能な要員数、使用可能な設備、屋外の放射線量率、建屋の損傷状況及び火災発生状況等を把握し、チェックシートに記載した上で、その情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき号炉及び戦略を決定する。</p> <p>当面達成すべき目標設定の考え方を次に示す。</p> <p>活動にあたっては、緊急時対策要員の安全確保を最優先とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一義的目標は炉心損傷を回避するため、速やかに原子炉を停止し、注水することである。炉心損傷に至った場合においても原子炉への注水は必要となる。 炉心損傷が回避できない場合は、格納容器の破損を回避する。 使用済燃料プールの水位が低下している場合は、速やかに注水する。 これらの努力を最大限行った場合においても、炉心損傷かつ格納容器の破損又は使用済燃料プール水位の異常低下の回避が困難な場合は放射線物質の拡散抑制を行う。 <p>(ウ) 個別戦略を選択するための判断フロー</p> <p>緊急時対策本部は、(イ) 項で決定した目標設定に基づき、個別戦略を実施していく。設定目標と実施する個別戦略の考え方を次に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設定目標：炉心損傷回避のための原子炉圧力容器への注水 原子炉の「止める」、「冷やす」機能を優先的に実施する。 設定目標：格納容器の破損回避 <p>基本的に炉心損傷が発生した場合においても、原子炉圧力容器への注水は継続して必要となるが、使用可能な設備や対応可能な要員の観点から、一時的に格納容器の破</p>	<p>(エ) 当面達成すべき目標の設定</p> <p>緊急時対策本部は、プラント状況、対応可能な要員数、使用可能な設備、屋外の放射線量率、建屋の損傷状況および火災発生状況等を把握し、チェックシートに記載したうえで、その情報を基に当面達成すべき目標を設定し、環境への放射性物質の放出低減を最優先に、優先すべき戦略を決定する。</p> <p>当面達成すべき目標設定の考え方を次に示す。</p> <p>活動にあたっては、重大事故等に対処する要員の安全確保を最優先とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一義的目標は炉心損傷を回避するため、速やかに原子炉を停止し、注水することである。炉心損傷に至った場合においても原子炉への注水は必要となる。 炉心損傷が回避できない場合は、格納容器の破損を回避する。 燃料プールの水位が低下している場合は、速やかに注水する。 これらの努力を最大限行った場合においても、炉心損傷かつ格納容器の破損または燃料プール水位の異常低下の回避が困難な場合は放射線物質の拡散抑制を行う。 <p>(オ) 個別戦略を選択するための判断フロー</p> <p>緊急時対策本部は、(エ) 項で決定した目標設定に基づき、個別戦略を実施していく。設定目標と実施する個別戦略の考え方を次に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設定目標：炉心損傷回避のための原子炉圧力容器への注水 原子炉の「止める」、「冷やす」機能を優先的に実施する。 設定目標：格納容器の破損回避 <p>基本的に炉心損傷が発生した場合においても、原子炉圧力容器への注水は継続して必要となるが、使用可能な設備や対応可能な要員の観点から、一時的に格納容器の破</p>	<p>時対策本部で行う。柏崎は、重大事故等発生時の対応と同様に大規模損壊発生時においても中央制御室にて指揮を執ることとしており、中央制御室が機能しない場合には、緊急時対策本部から責任者を定めることから記載している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>損回避の対応を優先せざるを得ない状況になることが想定される。この際に「閉じ込め」機能を維持するための個別戦略を実施する。</p> <p>格納容器の損傷が発生し、原子炉建屋内に放射性物質が漏れいする状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>iii. 設定目標：使用済燃料プール水位確保 使用済燃料プール内の燃料の冷却のための個別戦略を実施する。使用済燃料プール内の燃料損傷が発生し、原子炉建屋内の放射性物質濃度が上昇する状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>iv. 設定目標：放射性物質拡散抑制 炉心損傷が発生するとともに原子炉圧力容器への注水が行えない場合、使用済燃料プール水位の低下が継続している場合または原子炉建屋が損傷している場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>b. 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各課長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合に対応する手順については、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。</p> <p>(a) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 i. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 防災課長は、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また、防災課長は、地震および津波のような大規模な自然災害においては、施設内の油タンク火災等の複数回の火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるよう多様な消火手段を整備する。</p> <p>大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備し、早期に準備可能な化学消防自動車および大型化学高所放水車による泡消火および延焼防止のための消火を実施する。</p>	<p>損回避の対応を優先せざるを得ない状況になることが想定される。この際に「閉じ込め」機能を維持するための個別戦略を実施する。</p> <p>格納容器の損傷が発生し、原子炉建屋内に放射性物質が漏れいする状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>c. 設定目標：使用済燃料プール水位確保 使用済燃料プール内の燃料の冷却のための個別戦略を実施する。使用済燃料プール内の燃料損傷が発生し、原子炉建屋内の放射性物質濃度が上昇する状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>d. 設定目標：放射性物質拡散抑制 炉心損傷が発生するとともに原子炉圧力容器への注水が行えない場合、使用済燃料プール水位の低下が継続している場合または原子炉建屋が損傷している場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>イ. 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各GMは、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合に対応する手順については、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室での監視及び制御機能が喪失した場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。</p> <p>(ア) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 a. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 タービンGMは、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また、タービンGM及び防災安全GMは、地震および津波のような大規模な自然災害においては、施設内の油タンク火災等の複数回の火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるよう多様な消火手段を整備する。</p> <p>大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備し、早期に準備可能な大型化学高所放水車あるいは化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車による泡消火並びに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>自衛消防隊による消火活動を行う場合でも、消防用</p>	<p>損回避の対応を優先せざるを得ない状況になることが想定される。この際に「閉じ込め」機能を維持するための個別戦略を実施する。</p> <p>格納容器の損傷が発生し、原子炉建屋内に放射性物質が漏れいする状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>c. 設定目標：燃料プール水位確保 燃料プール内の燃料の冷却のための個別戦略を実施する。燃料プール内の燃料損傷が発生し、原子炉建屋内の放射性物質濃度が上昇する状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>d. 設定目標：放射性物質拡散抑制 炉心損傷が発生するとともに原子炉圧力容器への注水が行えない場合、燃料プール水位の低下が継続している場合または原子炉建屋が損傷している場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>イ. 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各課長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合に対応する手順については、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。</p> <p>(ア) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 a. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 課長（保修管理）は、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また、課長（保修管理）は、地震および津波のような大規模な自然災害においては、施設内の油タンク火災等の複数回の火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるよう多様な消火手段を整備する。</p> <p>大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備し、早期に準備可能な小型放水砲、小型動力ポンプ付水槽車および化学消防自動車による泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>自衛消防隊による消火活動を行う場合でも、消防用</p>	<p>【女川との相違】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>手段を用いるために、消火活動専用の無線連絡設備の回線を使用する。</p> <p>ii. 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（b）項から（f）項および（m）項から（o）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 炉心の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。 (i) 原子炉炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、代替制御棒挿入機能または手動挿入による制御棒緊急挿入および原子炉水位低下による原子炉出力抑制を試みる。 (ii) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、高圧心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、高圧代替注水系により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失または常設直流電源系統喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧代替注水系による原子炉の冷却または原子炉隔離時冷却系の現場起動による原子炉の冷却を試みる。 (iii) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失している状態において、原子炉内低圧時に期待している注水機能が使用できる場合は、主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧操作を行う。 (iv) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において原子炉冷却材喪失事象が発生している場合は、残留熱除去系（低圧注水モード）または低圧炉心スプレイ系を優先し、全交流動力電源喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系およびろ過水系による原子炉の冷却を試みる。</p>	<p>無線連絡設備の回線と事故対応用の無線連絡設備の回線は同一であることから、緊急時対策本部との継続した連絡が可能である。</p> <p>b. 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各GMIは、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（イ）項から（カ）項、（ス）項及び（セ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 炉心の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。 (a) 原子炉炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、代替制御棒挿入機能又は手動挿入による制御棒緊急挿入及び原子炉水位低下による原子炉出力抑制を試みる。 (b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、高圧注水系及び原子炉隔離時冷却系の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、高圧代替注水系により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失又は常設直流電源系統喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧代替注水系による原子炉の冷却又は原子炉隔離時冷却系の現場起動による原子炉の冷却を試みる。 (c) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失している状態において、原子炉内低圧時に期待している注水機能が使用できる場合は、主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧操作を行う。 (d) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において原子炉冷却材喪失事象が発生している場合は、残留熱除去系ポンプ（低圧注水系）を優先し、全交流動力電源喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、低圧代替注水系（常設）、消火系及び低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却を試みる。</p>	<p>無線連絡設備の回線と事故対応用の無線連絡設備の回線は同一であることから、緊急時対策本部との継続した連絡が可能である。</p> <p>b. 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（イ）項から（カ）項、（ス）項および（セ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 炉心の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。 (a) 原子炉炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）または手動挿入による制御棒緊急挿入および原子炉水位低下による原子炉出力抑制を試みる。 (b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、高圧原子炉代替注水系により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失または常設直流電源系統喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却または原子炉隔離時冷却系の現場起動により原子炉の冷却を試みる。 (c) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失している状態において、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に期待している注水機能が使用できる場合は、主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧操作を行う。 (d) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において原子炉冷却材喪失事象が発生している場合は、低圧注水系または低圧炉心スプレイ系を優先し、全交流動力電源喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系および低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。</p>	<p>島根は消火活動専用の通信連絡設備はなく重大事故等と同一のものを使用している。</p> <p>・島根は炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順については、技術的能力1.4iにおいて整理した設備を使用した手順により対応する方針としている。 ・TS-10</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>iii. 格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（c）項から（j）項および（m）項から（o）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>格納容器の破損を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>(i) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障または全交流動力電源喪失により機能が喪失した場合、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）およびろ過水系により格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(ii) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、原子炉補機代替冷却系によりサブプレッショナル・チェンバから最終ヒートシンク（海洋）へ熱を輸送する。</p> <p>(iii) 格納容器の過圧破損を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系により、格納容器内の減圧および除熱を行う。</p> <p>(iv) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(v) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心・コンクリート相互作用や溶融炉心と格納容器バウンダリの接触による格納容器の破損を防止するため、格納容器下部へ注水を行う。</p> <p>(vi) 格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するためにプラント運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム-水反応、水の放射線分解等による水素および酸素の発生によって水素濃度が可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系により水素濃度を抑制する。また、可搬型窒素ガス供給装置により格納容器への窒素注入を行うことで酸素濃度を抑制し、さらに、原子炉格納容器フィルタベント系により水素を格納容器外に排出する手段を有している。</p> <p>iv. 使用済燃料プールの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、使用済燃料プールの水位を確保するための</p>	<p>c. 格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各GMは、格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（ウ）項から（コ）項、（ス）項及び（セ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>格納容器の破損を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>(a) 残留熱除去系ポンプ（格納容器スプレイ冷却系）が故障又は全交流動力電源喪失により機能が喪失した場合、代替格納容器スプレイ冷却系、消火系及び可搬型代替注水ポンプにより格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>(b) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、代替原子炉補機代替冷却系によりサブプレッショナル・チェンバから最終ヒートシンク（海洋）へ熱を輸送する。</p> <p>(c) 格納容器の過圧破損を防止するため、格納容器圧力逃がし装置により、格納容器内の減圧及び除熱を行う。</p> <p>(d) 炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により格納容器の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>(e) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）や溶融炉心と格納容器バウンダリの接触による格納容器の破損を防止するため、格納容器下部注水を行う。</p> <p>(f) 格納容器内に水素ガスが放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するためにプラント運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等による水素ガス及び酸素ガスの発生によって水素濃度が可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系による水素ガス又は酸素ガスの濃度を抑制する。さらに、格納容器圧力逃がし装置により水素ガスを格納容器外に排出する手段を有している。</p> <p>d. 使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各GMは、使用済燃料プールの水位を確保するための</p>	<p>c. 格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（ウ）項から（コ）項、（ス）項および（セ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>格納容器の破損を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>(a) 格納容器冷却系が故障または全交流動力電源喪失により機能が喪失した場合は、格納容器代替スプレイ系（常設）、消火系、復水輸送系、格納容器代替スプレイ系（可搬型）により格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(b) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、原子炉補機代替冷却系によりサブプレッショナル・チェンバから最終ヒートシンク（海）へ熱を輸送する。</p> <p>(c) 格納容器の過圧破損を防止するため、格納容器フィルタベント系により、格納容器内の減圧および除熱を行う。</p> <p>(d) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、残留熱代替除去系により格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(e) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心・コンクリート相互作用や溶融炉心と格納容器バウンダリの接触による格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部への注水を行う。</p> <p>(f) 格納容器内に水素ガスが放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するためにプラント運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム-水反応、水の放射線分解等による水素ガスおよび酸素ガスの発生によって水素濃度が可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系により水素ガスまたは酸素ガスの濃度を抑制する。また、可搬型窒素供給装置により格納容器への窒素注入を行うことで酸素濃度を抑制し、さらに、格納容器フィルタベント系により水素ガスおよび酸素ガスを格納容器外に排出する手段を有している。</p> <p>d. 燃料プールの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、燃料プールの水位を確保するための対策お</p>	<p>・島根は格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順については、技術的能力1.6において整理した設備を使用した手順により対応している。</p> <p>TS-10</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・島根は格納容器フィルタベント系による排出前に、窒素供給による濃度上昇抑制手段を整備。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（k）項、（m）項および（o）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>使用済燃料プールの水位を確保するための対応手段および燃料体の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（i）使用済燃料プールの状態を監視するため、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）、使用済燃料プール監視カメラを使用する。</p> <p>（ii）使用済燃料プールの注水機能の喪失または使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）およびろ過水系により使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、臨界を防止する。</p> <p>（iii）使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位維持が行えない場合、燃料プールのスプレイ系（常設配管）または燃料プールのスプレイ系（可搬型）により直接スプレイを実施することで、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。</p> <p>（iv）原子炉建屋の損壊または放射線量率の上昇により原子炉建屋に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。</p> <p>v. 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、炉心の著しい損傷および格納容器の破損または使用済燃料プール内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の（k）項、（l）項および（o）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>放射性物質の放出を低減するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（i）原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合、大容量送水ポンプ（タイプII）および放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>（ii）その際、放水することで放射性物質を含む汚染水が南側排水路排水枳およびタービン補機放水ピット</p>	<p>対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（サ）項及び（ス）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>使用済燃料プールの水位を確保するための対応手段及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）使用済燃料プールの状態を監視するため、使用済燃料貯蔵プール水位計、使用済燃料貯蔵プール温度計、燃料取替機エリア放射線モニタ、使用済燃料貯蔵プール監視カメラを使用する。</p> <p>（b）使用済燃料プールの注水機能の喪失又は使用済燃料プールからの水の漏えい、その他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は、燃料プール代替注水系（常設）、燃料プール代替注水系（可搬型）及び消火系により使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、臨界を防止する。</p> <p>（c）使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位維持が行えない場合、常設スプレイヘッド又は可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイを実施することで、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。</p> <p>（d）原子炉建屋の損壊又は放射線量率の上昇により原子炉建屋に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。</p> <p>e. 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各GMは、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の（サ）項及び（シ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>放射性物質の放出を低減するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合、大容量送水車、放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>（b）その際、防潮堤の内側で放射性物質吸着材を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。</p>	<p>よび燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（サ）項および（ス）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>燃料プールの水位を確保するための対応手段および燃料体の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）燃料プールの状態を監視するため、燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）および燃料プール監視カメラ（SA）を使用する。</p> <p>（b）燃料プールの注水機能の喪失または燃料プールからの水の漏えい、その他の要因により燃料プールの水位が低下した場合は、消火系、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）および燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）により燃料プールへ注水することにより、燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、臨界を防止する。</p> <p>（c）燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により燃料プールの水位維持が行えない場合、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プールのスプレイを実施することで、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。</p> <p>（d）原子炉建物の損壊または放射線量率の上昇により原子炉建物に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。</p> <p>e. 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、炉心の著しい損傷および格納容器の破損または燃料プール内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の（サ）項および（シ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>放射性物質の放出を低減するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）原子炉建物から直接放射性物質が拡散する場合、大型送水ポンプ車、放水砲により原子炉建物に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>（b）その際、防波壁の内側で放射性物質吸着材を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を<u>通って南側排水路または放水口から海へ流れ出す</u>ため、シルトフェンスを設置することで、海洋への拡散範囲を抑制する。</p> <p>(iii) <u>防潮堤の内側で放射性物質吸着材を設置すること</u>により汚染水の海洋への拡散抑制を行う。</p> <p>(iv) また、シルトフェンスの設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況）である場合、大津波警報または津波警報が解除された後にシルトフェンスの設置を開始する。</p> <p>(b) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(c) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(d) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(e) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(f) 「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表6「格納容器内の冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(g) 「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表7「格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(h) 「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表8「格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(i) 「9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表9「水素</p>	<p>(c) 放水することで放射性物質を含む汚染水が<u>構内排水路を通して北放水口から海へ流れ出すため、汚濁防止膜</u>を設置することで、海洋への拡散範囲を抑制する。</p> <p>(d) また、<u>汚濁防止膜</u>の設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況）である場合、大津波警報又は津波警報が解除された後に<u>汚濁防止膜</u>の設置を開始する。</p> <p>(イ) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ウ) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(エ) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(オ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(カ) 「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表6「格納容器内の冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(キ) 「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表7「格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ク) 「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表8「格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ケ) 「9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表9「水素</p>	<p>(c) 放水することで放射性物質を含む汚染水が<u>雨水排水路および2号炉放水接合槽</u>から海へ流れ出すためシルトフェンスを設置することで、海洋への拡散範囲を抑制する。</p> <p>(d) また、シルトフェンスの設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況等）である場合、大津波警報または津波警報等が解除された後にシルトフェンスの設置を開始する。</p> <p>(イ) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ウ) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(エ) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(オ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(カ) 「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表6「格納容器内の冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(キ) 「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表7「格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ク) 「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表8「格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ケ) 「9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表9「水素</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
<p>爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 の手順を整備する。 (j)「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を整備する。 (k)「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表11「使用済燃料プールの冷却等のための手順等」の手順を整備する。 (l)「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を整備する。 (m)「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順を整備する。 (n)「14. 電源の確保に関する手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表14「電源の確保に関する手順等」の手順を整備する。 (o)「2. 1 可搬型設備等による対応手順等」 各課長は、大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(b)項から(n)項の手順に加えて、以下の手順等を定める。 i. 注水用ヘッダを活用した放水手順 ii. 大容量送水ポンプ(タイプI)を直接接続口に接続し使用する手順 iii. 淡水タンクを水源とした放水砲による消火手順</p>	<p>爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 の手順を整備する。 (k)「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を整備する。 (サ)「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表11「使用済燃料プールの冷却等のための手順等」の手順を整備する。 (シ)「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を整備する。 (ス)「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順を整備する。 (セ)「14. 電源の確保に関する手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表14「電源の確保に関する手順等」の手順を整備する。</p>	<p>爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 の手順を整備する。 (コ)「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を整備する。 (サ)「11. 燃料プールの冷却等のための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表11「燃料プールの冷却等のための手順等」の手順を整備する。 (シ)「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を整備する。 (ス)「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順を整備する。 (セ)「14. 電源の確保に関する手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表14「電源の確保に関する手順等」の手順を整備する。 (ソ)「2. 1 可搬型設備等による対応手順等」 各課長は、大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(イ)項から(セ)項の手順に加えて、以下の手順等を定める。 i. 現場での可搬型計測器によるパラメータ計測および監視手順 ii. 中央制御室損傷時の通信連絡手順</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根では大規模損壊に特化した手順を整備 【島根固有】 ・島根では中央制御室が機能喪失した場合に現場での可搬型計測器によるパラメータ監視手順を整備 TS-10 ・島根では中央制御室が機能喪失した場合に現場と緊急時対策所が直接連絡できる手段を整備 TS-10</p>
<p>(6) 各課長は、大規模損壊への対応手順書は、万一を考慮し中央制御室の機能が喪失した場合も対応できるように整備する。</p>	<p>(6) 各GMは、大規模損壊への対応手順書は、万一を考慮し中央制御室の機能が喪失した場合も対応できるように整備する。</p>	<p>(6) 各課長は、大規模損壊への対応手順書は、万一を考慮し中央制御室の機能が喪失した場合も対応できるように整備する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) 各課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同等の機能を有する可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故等対処設備が同時に機能喪失することなく、炉心注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策が上記設備のいずれかにより達成できるよう構成する。</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、2. 1項および2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1) の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力部長は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>(7) 各GMIは、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同等の機能を有する可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故等対処設備が同時に機能喪失することなく、原子炉圧力容器への注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策が上記設備のいずれかにより達成できるよう構成する。</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMIは、2. 1項及び2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMIに報告する。</p> <p>(2) 防災安全GMIは、(1) の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力運営管理部長は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>(7) 各課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同等の機能を有する可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故等対処設備が同時に機能喪失することなく、原子炉圧力容器への注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策が上記設備のいずれかにより達成できるよう構成する。</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、2. 1項および2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、(1) の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 電源事業本部長（原子力管理）は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	